

明清交替期の東アジア海域と華人海商：『華夷変態』を中心として

郭，陽

<https://doi.org/10.15017/1485055>

出版情報：九州大学，2014，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

明清交替期の東アジア海域と華人海商
— 『華夷変態』を中心として —

人文科学府歴史空間論専攻

郭 陽

目 次

はじめに	1
第一章 日本における『華夷変態』研究の進展と成果	4
はじめに	4
第一節 『華夷変態』と唐船風説書	5
第二節 『華夷変態』の先駆的研究——活字本刊行以前	7
(1) 伝統史家などによる『華夷変態』利用	7
(2) 『華夷変態』による日本乞師研究	9
(3) 活字本刊行以前の『華夷変態』研究	11
第三節 『華夷変態』研究の進展——活字本刊行以後	12
(1) 『華夷変態』による長崎唐人貿易研究	12
(2) 大庭脩・松浦章による研究	13
(3) 中村質・劉序楓による研究	14
第四節 日中関係史から東アジア海域史へ	15
むすびにかえて	18
第二章 中国語圏における『華夷変態』研究の進展	30
はじめに	30
第一節 台湾における『華夷変態』研究	31
(1) 日本統治期の『華夷変態』関連研究	31
(2) 楊雲萍・陳荊和・曹永和による研究	32
(3) 台湾における『華夷変態』研究の進展	33
第二節 中国大陆における『華夷変態』研究	34
(1) 中国大陆における『華夷変態』研究の開始	35
(2) 中国大陆における『華夷変態』研究の新動向	37
第三節 『華夷変態』研究の課題と展望	40
おわりに	42
第三章 唐船風説書に見る鄭経の「西征」	52
はじめに	52
第一節 江戸幕府と三藩の乱の情報	53

第二節 鄭經の大陸反攻と耿精忠との内訌	54
第三節 鄭經の広東・福建領有構想をめぐって	59
第四節 鄭經の清軍との交戦と廈門への撤退	63
おわりに	67
第四章 海澄攻防戦（1678—1680）をめぐる清朝と鄭氏勢力	75
はじめに	75
第一節 鄭經の戦況悪化と清朝による講和要請	76
第二節 唐船風説書が伝える海澄包囲戦	82
(1) 漢文史料に記された海澄包囲戦	82
(2) 普陀山方面に伝えられた鄭軍大勝の風聞	83
(3) 海澄包囲戦に関する台湾海商の報告	84
(4) 海澄落城をめぐる情報の諸相	87
(5) 唐船風説書所収の劉国軒報告書	89
第三節 泉州包囲戦の失敗と戦況の膠着化	91
(1) 福州方面における泉州落城の風聞	91
(2) 泉州城包囲の解除	93
(3) 漳州攻撃と海澄における攻守転換	94
(4) 清朝・鄭氏の講和交渉と北京大地震の風説	96
第四節 廈門の放棄と台湾への撤収	98
おわりに	101
第五章 『華夷変態』に見る華人海商の情報収集	109
はじめに	109
第一節 華人海商による広域情報の把握	111
(1) 風説書記載情報の広域性	111
(2) 唐船風説書に見られる街談巷説	114
第二節 情報伝達的手段と経路	116
(1) 「飛脚」・「飛札」による情報伝達	116
(2) 敵対地域間の情報伝達	120
(3) 反清勢力による派船	121
第三節 海商による情報収集と供述の諸相	122

(1) 海上における情報収集	122
(2) 長崎における供述とその更新	123
おわりに	125
第六章 唐船風説書に見る鄭氏台湾の終焉	129
はじめに	129
第一節 鄭經死去直後の台湾・清朝の動向	129
第二節 澎湖海戦をめぐる諸情報	135
(1) 台湾攻略の開始と澎湖での緒戦	135
(2) 清軍の澎湖攻略をめぐる情報	138
第三節 鄭氏の降伏と清朝の台湾接收	141
(1) 寧靖王の死と台湾社会の混乱	141
(2) 鄭氏の降伏交渉をめぐる諸情報	143
おわりに	146
第七章 貞享令と華人海商	152
はじめに	152
第一節 台湾鄭氏の降伏と唐船の動静	154
(1) 施琅による鄭氏船の招撫と海外貿易への早期参入	154
(2) 鄭氏降伏直後の大陸船の出航状況	157
第二節 海禁解除直後における唐船運営の実態	159
(1) 沿海各地での海禁解除の実態	159
(2) 地方官員による私的な派船と「公儀船」の来日	162
(3) 「公儀船」による長崎貿易の中止と施琅の動静	164
第三節 貞享令の発布及び華人海商の嘆願活動	168
(1) 華人海商による連名嘆願	168
(2) 東南アジア出航海商の主張	170
第四節 貞享令下の唐船運営の実態	173
(1) 唐船運営の実態（貞享3・康熙25・1686年）	174
(2) 唐船運営の実態（貞享4・康熙26・1687年）	177
(3) 来日唐船数の増加要因	181
おわりに	183

第八章 清末留学生と漢文本『華夷変態』の刊行	192
はじめに	192
第一節 江戸・明治期における『華夷変態』の流布と影響	193
第二節 漢文本『華夷変態』出版の経緯	195
第三節 漢文本『華夷変態』の構成と内容改変	199
結びに代えて	204
結語	213

はじめに

本論文では、長崎に来航した華人海商の供述に基づいて作成された「唐船風説書」を史料として、三藩の乱の勃発から、清朝への帰順までの台湾鄭氏勢力の動向（1673－1683）や、日本・清朝間の通商関係の始動（1684－1688）などの問題に検討を加える。三藩の乱や鄭氏勢力に関する研究は、従来から、膨大な文献の博捜を通じて進められてきた。なかでも、清朝官撰の実録・方略や档案史料、多数の地方志、そして伝統的知識人の手になる文集や野史類、さらにはイギリス・オランダ東インド会社が残した記録などが広く利用され、多数の研究成果が蓄積されている。また、清朝と日本との通商関係の成立とその変遷についても、矢野仁一や木宮泰彦の先駆的な業績以来、特に制度的側面を中心に精緻な研究が進められ、長崎貿易に従事する華人海商に関する論考も少なくない。

しかし一方で、つとに多くの研究者が指摘するように、清朝の公式記録である実録や方略では、もっぱら清朝側の視点に立ち、三藩を逆賊、鄭氏を海賊として叙述している。清代に編纂された地方志でも、清朝の意向が色濃く反映され、三藩や鄭氏の活動は、一般的には寇乱記などの条項に配置されている。また、清朝の言論統制や禁書政策の影響もあって、知識人の手になる文集や野史類の記述においても、民衆の視点や反清勢力側の情勢認識を明確に読み取ることは容易ではない。漢文史料のみに依拠した場合、三藩の乱や鄭氏の活動を、清朝の、あるいは官僚や知識人の視点にとどまらず、多角的に叙述することは難しいのである。

このような漢文文献の欠を補う史料として、唐船風説書という一次史料群が存在する。清朝の海禁政策のため、当時の華人海商の多くは反清勢力の支配地域から来航しており、彼らのもたらした情報の中には、漢文文献では見られない反清勢力の主張や、官僚や文人の視点とは異なる、海商や一般民衆の情勢認識に関する記述が豊富に含まれている。このような風説書史料を、中国史料と対照することによって、鄭氏勢力の活動を多方向的に再検討するのが、本稿の第一の課題である。

鄭氏勢力が清朝に帰順した後、清朝の海禁解除にともない、長崎に来航する唐船が急増する。これに対し江戸幕府は金銀の流出抑制や密貿易の禁止を中心に、次々と新たな貿易規定を發布して、最終的には、正徳新例の下で、中国海商による「往市」を主体とする日清の通商関係が漸く安定化することになる。従来の研究では、特に正徳新例の成立過程やその影響、さらには華人海商を通じた清朝と幕府の非公式な外交交渉の経過について、詳

細な分析が行われてきた。その一方、その起点ともいえる貞享令については、江戸時代における長崎貿易制度の一環として検討されるにとどまり、華人海商の動向を十分に視野に入れた研究は乏しい。貞享令を中心とした長崎唐船貿易の転換期を、江戸幕府の貿易政策のみならず、華人海商の対応や清朝の海外貿易政策も視野に入れて、再考察することが本稿の第二の課題である。

これらの唐船風説書の多くは、幕府儒官の林家が編纂した、『華夷変態』に収録され、現在に伝わっている。『華夷変態』の原本は幕府の書庫にある紅葉山文庫に保存されていたが、江戸後期から、その一部が写本として流布していた。さらに 1906 年には、『華夷変態』からおもに鄭氏勢力や三藩の乱に関する漢文史料を抜粋した「漢文本」本が、留日中国学生によって東京で活字化され刊行されている。附論では、清末民初期の革命派学生が、これらの史料を民族革命の宣伝手段としてどのように利用しようとしたのかを、漢文本『華夷変態』の刊行経緯及びその受容を通じて検討してみたい。

本論文は全 8 章、および結語からなる。各章の原型となった既出論文や学会発表との対応関係は、以下の通りである。

第 1 章 「日本における『華夷変態』研究の進展と成果」(『満族史研究』第 12 号、2013 年 12 月)

第 2 章 「中国語圏における『華夷変態』研究の進展」(「史料『華夷変態』与華夷変態論的展開—以『華夷変態』的研究史为中心」(栞景河・張俊義編『近代中国：思想与外交』社会科学文献出版社、2013 年) 一部を収録)

第 3 章 「唐船風説書に見る鄭經の「西征」」(『九州大学東洋史論集』第 42 号、2014 年 3 月)

第 4 章 「海澄攻防戦(1678—1680)をめぐる清朝と鄭氏勢力—『華夷変態』を中心として」(書き下ろし)

第 5 章 「『華夷変態』に見る華人海商の情報収集—三藩の乱期を中心として」(口頭発表「『華夷変態』に見る華人海商の情報収集」海域アジア史研究会例会、於大阪大学、2013 年 5 月 12 日、を文章化)

第 6 章 「唐船風説書に見る鄭氏台湾の終焉」(「日本唐通事眼中的康熙復台—以『華夷変態』为中心」(張海鵬・李細珠編『台湾歴史研究』第 1 輯、社会科学文献出版社、2013 年 12 月) を改稿)

第 7 章 「貞享令と華人海商—『華夷変態』を中心に」(明清史夏合宿 2014、於九重福

岡大学やまなみ荘、2014 年 8 月 21 日、口頭発表を文章化)

第 8 章 「清末留学生と漢文本『華夷変態』の刊行」(『中国研究月報』第 68 巻第 9 号、2014 年 9 月)

結 語 (書き下ろし)

第一章 日本における『華夷変態』研究の進展と成果

はじめに

明清中国と日本との通交関係については、いうまでもなく充実した研究の蓄積があり、特に近年では、それを各国史的な枠組みを前提としつつも二国間交流史ではなく、「海域アジア史」の視角から論じようとする研究が活発化している⁽¹⁾。こうした潮流にともない、史料面においても、各地域の史料を包括的に収集・検討することによって、海域アジア史の全体像を探求しようとする研究が増加しつつある。こうした海域アジア史に関する一次史料の中でも、特に華人の海上貿易活動をもっとも詳細かつ具体的に示すものの一つとして、最近、一層の注目を集めつつあるのが、江戸幕府の儒官であった林家が、17世紀中期から18世紀初頭にいたる「唐船風説書」などを集成した『華夷変態』である。

16世紀まで、日中関係史研究の主要な史料群は、正史を筆頭とする中国王朝の官撰史書であった。しかし岩生成一も指摘するように、こうした中国王朝の「海外関係記録」は、もっぱら陸上の権力の視点による叙述であるという史料的限界を免れない⁽²⁾。特に明末清初期は、王朝交替の影響もあって、正史などには日中通交に関する情報が乏しく、この時期の日中関係を精力的に研究した石原道博も、「明清の間は、いわば中国正史における日中関係史のブランクである」と述べている⁽³⁾。これに対し、長崎に来航した華人海商の供述などをほとんど加工することなく記録・編纂した『華夷変態』は、中国史料には極めて乏しい、実際に東アジア海域で海上貿易に従事した人々の実態を伝える記録として、非常に貴重な価値を持っているのである。

『華夷変態』については、早くからその史料価値が注目され、重要な研究成果が発表されてきたが、最近では海域アジア史研究の進展とともに、それらを利用した論考はいっそう増加している。近年では中国大陆や台湾においても、『華夷変態』の研究は活発化しつつあるが、その動向については第2章に譲り、本章では日本国内における研究動向を通時的に整理し、あわせて今後の課題と展望を提示してみたい。

日本における『華夷変態』の研究史については、すでに松浦章が概観しており⁽⁴⁾、海外においても劉序楓⁽⁵⁾、孫文⁽⁶⁾や陳波⁽⁷⁾が、『華夷変態』の研究史を総合的に述べている。ただし上記の研究史整理は、おおむね各氏の問題関心に沿って代表的な先行研究を論評したものであり、関連する研究成果を網羅的に整理・紹介しているわけではない。このため本

章では、日本における『華夷変態』の研究史を時系列に沿って通観し、関連する論考を可能な限り網羅的に紹介して、現時点での研究の到達点と将来的な課題を提示してみたい。

一 『華夷変態』と唐船風説書

1644（崇禎 17・順治元）年、明朝は李自成（1606－1645）らの農民反乱軍によって倒された。しかし李自成の大順王朝は、瞬く間に呉三桂（1612－1678）の手引きによってマンジュ人の清朝に北京から追われ、その後は、清朝・李自成らの残存勢力・南明諸政権・呉三桂らの三藩、そして鄭氏海上勢力は覇権争いを展開して、台湾の鄭氏勢力が清朝に降伏した 1683（康熙 22）年までせめぎ合いが続いた⁽⁸⁾。一方、ほぼ同じ時期に、日本においては幕藩体制を確立した徳川幕府が日本人の海外渡航を厳禁し、対外関係を長崎口・薩摩口・対馬口・松前口の「四つの口」に集約して「鎖国」体制を整備してゆく。これに伴い、海外情報の収集も主に華人海商とオランダ商人、対馬宗氏や薩摩島津氏を通じて行われることとなった。華人海商がもたらした情報は、長崎の唐通事によって聴取・和訳され、「唐船風説書」として長崎奉行から江戸幕府に上達されている⁽⁹⁾。またオランダ商館長や船長の口頭による報告に基づいて、「オランダ風説書」も作成されていた⁽¹⁰⁾。

清朝は、その台湾征服の翌年、鄭氏勢力の財源を断つために施行していた海禁を解き、民間船の出航を許可し、海関を設けて海外貿易の管理に当たらせた。このため日本に来航する中国船が急増し、それに対処すべく、徳川幕府は、清朝との公的接触を拒否しながらも、貞享 2（1685）の貞享令や正徳 5（1715）年の正徳新例などの貿易制限策を打ち出した。一方で、清朝も日本側が発した正徳新例を利用して日本に渡航する中国船を統制しようとしている⁽¹¹⁾。

上述のように、17 世紀中葉からの明清交替という大変動を経て、18 世紀初頭には正徳新例の下で日本と清朝の間に、政治交渉を伴わずに安定的な通商体制が成立することになった。徳川幕府の儒官として幕政や外交に参与していた林春勝（鷲峰 1618－1680）は、後述のように、延宝 2（1674）年に三藩の乱の情報を接すると、自家に保存していた正保元（1644）年以来の中国情報を一冊にまとめ、その序文に「韃虜横行中原、是華変於夷之態也」とあるように、明清交替を「華」から「夷」への変容として捉え、書名を『華夷変態』と名付けた。春勝はその後も長崎から注進された「唐船風説書」や「オランダ風説書」、そして対馬・薩摩により報告された海外情報を逐次編綴して『華夷変態』に収載する。但し年 1 回

しか入港しないオランダ船に対して、来日した唐船は遥かに多く、『華夷変態』に収録される「唐船風説書」の数も圧倒的に多い。春勝の死後にも『華夷変態』の編纂はその子の信篤（鳳岡 1644－1732）によって享保 2（1717）年まで継続され、それから享保 7（1722）年までの「唐船風説書」は『崎港商説』という表題でまとめられた。なお「唐船風説書」は、1720 年代以降、1840 年代のアヘン戦争時期にいたる迄の期間は、林家によって書物としてまとめられたことはなく、殆ど散逸して残っていない⁽¹²⁾。およそ 120 年間に亘る空白期間の後、アヘン戦争以降となると、現存する唐船風説書の数はいかに増加し、当時の各種資料集などに散見されるのである⁽¹³⁾。本章においては、主に『華夷変態』所収の「唐船風説書」などを利用した研究に限定して紹介することにしたい。

『華夷変態』及びその続編の『崎港商説』は、編纂された以降、幕末まで林家や幕閣に珍藏され、江戸幕府の要路や関係諸藩の他に、容易に披見されるものではなかった。『華夷変態』の諸本としては、林家で保管され、後に幕府に献じられた内閣文庫本（写本）以外にも、島原松平家本（写本）・通行本（写本）・漢訳本（刊本）がある⁽¹⁴⁾。このうち島原松平家本は、島原藩主松平氏が長崎表の御用のため、『華夷変態』・『崎港商説』から唐船風説書を写しとって編綴したものであり、さらに内閣文庫本の『崎港商説』には収められていない享保 8（1723）年の唐船風説書も収載していることが重要である⁽¹⁵⁾。さらに 1724 年以降も、松平氏は単独で風説書の収集に努め⁽¹⁶⁾、享保 13（1728）年までの風説書を『唐人風説書』と名づけて 3 冊にまとめている⁽¹⁷⁾。また 5 巻 5 冊の写本としての通行本は、2 種類の伝本があり、その第 1 種は内容的には内閣文庫本の前 5 巻とほぼ同じであるが、第 2 種はその前 4 巻までは第 1 種と大同小異で、第 5 巻には全く異なる内容を収録している。通行本は江戸後期から多くの写本が転写・流布されていた⁽¹⁸⁾。このほか『漢訳本』は、清末に日本に留学した中国学生が、革命運動に資するため、『華夷変態』の前 4 巻から呉三桂の檄文などの漢文史料を 20 数件撰録し、1906（黄帝紀年 4604・明治 39・光緒 31）年に刊行したものである⁽¹⁹⁾。

『華夷変態』は、江戸後期から一部の学者により部分的に利用されていたが、その原本は内閣文庫に所蔵され、一般に流布していたのは 5 巻の通行本だけであった。しかし 1958・59 年に、浦廉一を中心として、岩生成一・箭内健次・山根幸夫・中村質ら十余人の協力で、『華夷変態』の全文が活字化され、東洋文庫叢刊（第十五）として出版されたことによって、国内外の研究者が同書を容易に利用できるようになった⁽²⁰⁾。その後、1960 年に刊行された補遺⁽²¹⁾、及び中村質・大庭脩によって新たに活字化された「唐人風説書」も加えて、

1981 年には東方書店が『華夷変態』を再刊している⁽²²⁾。本稿では論述の便宜上、東洋文庫本『華夷変態』の出版を一つの節目として、その前後における研究史を整理することにした。

二 『華夷変態』の先駆的研究——活字本刊行以前

(1) 伝統史家などによる『華夷変態』利用

延宝 2 年 6 月 4 日、幕府老中の久世大和守（広之 1609－1679）が昨日に長崎から注進されたばかりの呉三桂と鄭経（1642－1681）の檄文や福州船風説書を林春勝に渡した⁽²³⁾。4 日後の 6 月 8 日、春勝が「華夷変態序」をしたため、『華夷変態』の編纂に着手した。この序文においては、春勝が「頃間呉三桂と鄭経が各省に檄し、恢復の舉が有る。其の勝敗は知る可からず。若し夫れ夷の華に変ずるの態を為す有れば、則ち縦へ方域を異にすも、また快ならざるや」と⁽²⁴⁾、呉三桂らによる「華=明朝」の再興に期待を寄せている。

しかし、延宝 6（1678）年 7 月 13 日、春勝は呉三桂が皇帝を僭称したことを知らせる東京（ベトナム北部）船風説書を入手した⁽²⁵⁾。これを受けて彼は 7 月 30 日に「呉鄭論」と題する一文を作成して⁽²⁶⁾、唐船風説書によって知られた明清交替や鄭氏の日本乞師、及び鄭経と呉三桂ら三藩の清朝反抗活動を振り返っている。本文においては、鄭芝龍（1604－1661）が虜（清朝）に降伏したにもかかわらず、その日本人妻が自殺し、子の鄭成功も抗争し続けていたことを「母子共存日本武勇之風」と褒め称えている。

一方、呉三桂に対する春勝の評価には変化が見受けられ、すなわち、呉三桂の自己弁護めいた檄文に依る限り、「北虜」の清に援兵を求め、李自成に復讐したことを「可謂忠也」と評し、30 年間の忍耐に堪えてついに崇禎帝の「太子」を推戴し雲南で挙兵したことを義挙としたが、東京船の風説書に接すると、「街談巷説」としてその信憑性に懸念を表しつつ、もし真実であれば、「非忠義而篡奪也」との認識に至っている。「呉鄭論」の最後に、福建の耿氏（精忠 1644－1682、靖南王）や広東の尚氏（之信 1636－1680、平南王）が割拠して時には呉・鄭と呼応するが、また再び「韃寇」に投降したことを挙げ、呉三桂・鄭経を「蜂蟻之類、不足算也」としている。つまり、元々呉三桂らの蜂起に好意的だった春勝は、『華夷変態』を編纂しながら、戦況の推移を観察し、耿・尚の首鼠両端の態度、及び呉三桂が皇帝を僭称した情報を受け、呉・鄭による挙兵が「私営之謀」ではないかと疑念を抱くようになっていった。

先述したように、『華夷変態』や『崎港商説』は林家・島原松平家に珍藏され、遅くまで民間に伝わっていなかったが、同書に収載された幾つかの情報は、『塩尻』（天野信景著）・『月堂見聞集』（本島知辰著）・『翁草』（神沢杜口著）などにも見えている。また『明清闘記』（前園仁左衛門増武・鵜飼石斎著）のように、唐船によって伝えられた中国の噂に基づき、長崎の住人が書き綴った本もあり、『華夷変態』の内容とはそれほど大きくずれない情報が、断片的ではあるが、民間の私的なルートによって流布していたことが分かる⁽²⁷⁾。近松門左衛門（1653-1725）は主に『明清闘記』を参照してヒット作の『国性爺合戦』（正徳5〈1715〉年上演）を構成したが⁽²⁸⁾、後に『国性爺後日合戦』（享保2〈1717〉年上演）と『唐船噺今国性爺』（享保7〈1722〉年上演）を執筆した時、そのような民間ルートの風説を参考にしたと言われる⁽²⁹⁾。前述した春勝と同じように、近松も鄭成功母子の日本式の武勇を大きく取り上げているが、林氏の呉三桂に対する態度の転換とは対照的に、近松の作品の中には、呉三桂が一貫して忠臣として登場している。

文化5（1808）年から文政2（1819）年まで幕府の書物奉行に務めた近藤重蔵（守重 1771-1829）は、『外蕃通書』（文政元〈1818〉年に幕府に献納）において、南明や鄭氏による日本乞師の書簡などを収録し、それを『夏夷変態』から引用したと注記しているが、この『夏夷変態』も明らかに『華夷変態』を指している⁽³⁰⁾。近藤は、これらの文書に基づき、日本乞師を「実ニ前世未聞ノ偉事ニシテ、御当家御武威ノ遐播スル處亦以テ神徳ノ光被スルヲ敬仰スヘキナリ」と⁽³¹⁾、幕府の御武威の具現としている。

また、水戸藩彰考館総裁であった川口長孺（緑野 1772-1835）は『華夷変態』を含む日中の各種の歴史記録を蒐集し、『台湾割拠志』（文政5〈1822〉年序）を著している。『台湾鄭氏紀事』（文政11〈1828〉年序）も川口の作で、この両著の関係については、『割拠志』は『鄭氏紀事』の原稿であり、後者は前者によって増補された可能性が高いと考えられている⁽³²⁾。『台湾鄭氏紀事』の冒頭には、本書の編纂経緯を紹介する林衡（述斎 1768-1841）の序文が掲げられている⁽³³⁾。林衡は、内閣文庫所蔵の紅葉山文庫「自文化三年至文政五年新収書目」によれば、『華夷変態』抄本80冊・『崎港商説』5冊を文化5（1808）年閏6月に紅葉山文庫に献上した人物である⁽³⁴⁾。

このような事情から、林家が保有していた『華夷変態』或いは『華夷変態』に収載された資料が何らかの形で林衡によって川口長孺に提供されたと考えても差し支えないだろう。「林序」においても、「成功之父芝龍流寓我辺、娶婦生成功、則成功亦猶吾民也」と、鄭成功と日本とのつながりに留意している。また川口の後任の彰考館総裁青山延于（1776-1843）

も『台湾鄭氏紀事』に跋文を寄せ、鄭成功母子の行跡を忠烈と賞賛し、さらにそれを「亦非我神州風氣之所使然」と、彼らが日本出身であることに帰している⁽³⁵⁾。川口は鄭氏三代の史実について綿密な考証を加えたが、特に、鄭芝龍の事績や日本乞師及び三藩の乱に関する叙述について、『華夷変態』の記事を活用したのである。『台湾鄭氏紀事』は以降鄭氏の沿革を記した代表的な史書として広く読まれ、多くの人が同書によって『華夷変態』の存在を知るようになっていく。例えば、著名な読本作者である曲亭馬琴（1767-1848）は小津桂窓（1804-1858）宛天保3（1832）年12月8日付の書簡において、「『華夷変態』と申す書五冊、御手ニ入候よし。それハ『台湾紀事』に似たるものニて云云被仰候、忝承知仕候。是迄見候事無之候。何さまおもしろさうなるものニ御座候。これも、いつぞ拝見奉頼候」⁽³⁶⁾と、『台湾紀事』と『華夷変態』との関係に言及し、通行本『華夷変態』の借覧を申し入れた。

さらに幕末期にいたり、幕命により林樞（林復斎 1801-1859）を中心に、従来の外交資料を収集・整理した『通航一覽』（嘉永6（1853）年序）が編纂されたが、その中にも『華夷変態』から引用された記事が多く含まれている⁽³⁷⁾。なお明治初期にも、当時の外務省が『華夷変態』に興味を示し、紅葉山文庫を管理する大史局に借覧許可を願い出ていたことという⁽³⁸⁾。総じて江戸中期から明治初期にかけては、『華夷変態』は通行本以外はほとんど流布しておらず、それを引用する著述も限られていたのであるが、関係諸書においては、鄭成功母子の日本出自を称揚し、且つ鄭氏や南明による日本乞師を幕府の御威光とするのが一つの傾向と思われる。

(2) 『華夷変態』による日本乞師研究

上述のように、『内閣本』の閲覧は容易ではなかったが、『通行本』はかなり広く流布しており、九州⁽³⁹⁾や台湾⁽⁴⁰⁾にもその所蔵が確認できている。さらに、日本乞師関係の書簡を収録する『外蕃通書』も活字化され⁽⁴¹⁾、容易に利用されるようになっていく。その一方、明治時代には台湾出兵・日清戦争などの時代的背景もあって⁽⁴²⁾、『華夷変態』に収録された南明・鄭氏関係記事が、いわゆる「日本乞師」に関連して注目されるようになる。

川口長孺のような伝統的史家の著作を除けば、最初に『華夷変態』の史料価値に注目したのは小倉秀貫であろう。小倉は『華夷変態』に載せられる「崔芝請援兵」史料を紹介し、幕府が南明からの「乞師」要請を表面上では拒絶しながらも、裏で出兵の準備を親藩に命じていたと述べた⁽⁴³⁾。内藤恥叟も『徳川十五代史』において、正保3（1646）年に明

人黄徴明や鄭芝龍による乞師に対する幕府の対応を略述している⁽⁴⁴⁾。また、丸山正彦は崔芝をはじめとした南明勢力の一連の「乞師」を概観し、幕府が救援要請を拒否したことを「鎖国退守」として強く批判している⁽⁴⁵⁾。宮崎来城も、黄徴明の「正京皇帝」への書簡を朝廷に奏上しなかった幕府を「専横」と決めつけ、大陸出兵を断念した幕府に遺憾の意を表している⁽⁴⁶⁾。前述の漢訳本『華夷変態』も、やはりこの時期に刊行されている。ただしこの刊本が具体的に誰によって編集・発行され、どのような読者層をもち、革命思想の称揚にいかなる影響を与えたかなどの問題については、いまだ不明確な点が多い。これらは留日清国学生の革命活動にも関連する興味深い問題であり、本稿の第8章で具体的に検討することにした。

さらに小倉の研究を踏まえて、稲葉君山も『華夷変態』を用いて、唐王・鄭芝龍及び鄭成功・朱舜水による江戸幕府への求援要請について検討している⁽⁴⁷⁾。同様に鳥山喜一も、崔芝・鄭芝龍・鄭成功の書簡によって、日本乞師の問題を論じた⁽⁴⁸⁾。さらに吉田東伍も、日本乞師を略述するとともに、『華夷変態』所載の鄭氏・呉三桂の檄文を取り上げ、三藩の乱についても論及している⁽⁴⁹⁾。一方、中村孝也は鄭芝龍らによる日本乞師に対する幕府の対応を『華夷変態』に依拠しつつ考察し、それを拒絶した幕府の決定を以て、「鎖国の大勢が此時既になって動かしがたきに至りたる」としている⁽⁵⁰⁾。

1911年の辛亥革命により、それまで清朝により「禁書」に指定されてきた、黄宗義の『日本乞師記』・『海外慟哭記』のような、明末日本乞師に関する中国史料も翻刻され始めた。いち早くそれらを『華夷変態』など日本史料と合わせて利用したのが中村久四郎である。中村は日本乞師を南明朝廷の諸外国に対する請援の一環として考察し、日本乞師を直接16回・間接1回の計17回、乞資を6回とし、それぞれの経緯に日中両方の史料を活用して考察を加えた⁽⁵¹⁾。また辻善之助は南明の乞師を受けて徳川家光が「支那侵略の雄図」を一時企てていたと説き、「我邦人の血を受けた」鄭成功の正義ぶりをも謳歌している⁽⁵²⁾。一方、徳富猪一郎は、日本乞師に対する幕府の処置を「事無れ主義」で、「万里の波濤を開拓するが如き、雄図遠略は存すべきやうが無かった」と論じ、そして「日本人の血を分けた」国性爺が「海島に義を唱へた意気は、如何にも日本の国民性に契合する」と述べている⁽⁵³⁾。

さらに木宮泰彦は、その日中交流史に関する浩瀚な研究において、『華夷変態』を活用し、明末の乞師問題だけではなく、日清貿易での長崎入港船数の変遷・貿易額・信牌や、日本に帰化した明清僧の活動について叙述している⁽⁵⁴⁾。その著書の後に付される「日支交通年表」では、1645年から1711年までは『華夷変態』を、1718年から1722年までは『崎港商

説』を利用しており⁽⁵⁵⁾、木宮は通行本ではなく、内閣文庫本の全本を利用していたことがわかる。

そして『華夷変態』を主要史料として、日本乞師に関する研究をいっそう進めたのが石原道博である。石原は1936年の第37回史学会大会で明末の琉球請援について報告を行い⁽⁵⁶⁾、これをきっかけに日本・中国・オランダ史料を博搜し、南明や鄭氏一族の乞師について一連の論文を続々と発表して、後に『明末清初日本乞師の研究』として集大成した⁽⁵⁷⁾。なお石原は、『鄭成功』⁽⁵⁸⁾や『国姓爺』⁽⁵⁹⁾においても、鄭氏による日本乞師について簡明に解説し、また黄遵憲の『日本国志』における日本乞師の記事を、『華夷変態』と対照して考察を加えている⁽⁶⁰⁾。このほかに三上参次も、『華夷変態』を利用して、鄭氏政権や日本乞師について論及している⁽⁶¹⁾。

なお石原道博は、『華夷変態』を初めて知ったのは川口長孺の『台湾鄭氏紀事』を読んだ時であった。後で、『通航一覽』にも『華夷変態』からの引用が多いことを知ったと述べている。また彼は「昭和9年、卒業論文作成の際、図らずも内閣文庫に秘蔵する『華夷変態』を調査するチャンスに恵まれた」、「5巻だけの写本は幾つかの図書館にあるのを知って、はじめ5巻本かと思っていた」とも述懐している⁽⁶²⁾。1930年代までは、『華夷変態』を内閣文庫本によって利用した研究者はなお稀だったのである。

(3) 活字本刊行以前の『華夷変態』研究

石原道博による日本乞師研究とならんで、同時期に唐船風説書と『華夷変態』の研究を進めたのが浦廉一である。浦はまず1941年の史学会42回大会において、島原の松平子爵家蔵書から松平本37巻を発見したことを報告し⁽⁶³⁾、これによって内閣文庫本・通行本の他に、別の全本があることが明らかになった。さらに浦はその調査成果を踏まえて、唐船風説書の作成目的、作成手順、中国史料との対照などを論じ⁽⁶⁴⁾、現存風説書の概況、風説書の幕政に果たした役割、オランダ風説書との関係などについても詳しく分析を加えた⁽⁶⁵⁾。その後、彼は岩生成一・箭内健二の委托により、東洋文庫本『華夷変態』の校訂編集を主導したが、惜しくも完成を前にして急逝した。しかし彼の研究成果は、東洋文庫本の冒頭に「華夷変態解題—唐船風説書の研究」として収載され、今日にいたるまで『華夷変態』研究の基礎文献となっている⁽⁶⁶⁾。また浦は同書を利用して、朝鮮に伝わった鄭経関係の情報や⁽⁶⁷⁾、遷界令の鄭氏勢力への影響などについても論じている⁽⁶⁸⁾。

また東洋文庫本の刊行以前から、長崎の唐人貿易研究においても、『華夷変態』を本格的

に利用した研究が現れている。特に矢野仁一は⁽⁶⁹⁾、『華夷変態』所収の唐人風説書と中国史料を対照して、長崎唐人貿易に関する諸制度の変遷について述べ、特に信牌創設が中国で惹起した紛擾、「定高商売」が唐人貿易に与えた影響などを考究している。また栗田元次も、信牌制度が中国で惹起した紛争が、風説書により日本に伝えられた際に、新井白石がその制度を堅持した経緯を述べ、信牌の導入は単なる経済政策ではなく、国威宣揚も意図していたと主張している⁽⁷⁰⁾。

さらに岩生成一は、主に『華夷変態』に依拠して、1681年以降の長崎来航唐船数や、1688年の幕府による船数制限令とそれに対する唐人の反応を論じている⁽⁷¹⁾。また『華夷変態』には、唐船風説書のほかにも、中国の公文・檄文、オランダ風説書、朝鮮風聞、琉球・東寧風聞、漂流民口供など、多様な史料が収められており、岩生は特に同書のオランダ風説書について考察を加えている⁽⁷²⁾。

三 『華夷変態』研究の進展——活字本刊行以後

(1) 『華夷変態』による長崎唐人貿易研究

戦前の矢野仁一などの研究をうけて、戦後の長崎唐人貿易研究を最初に牽引したのは山脇二郎である。山脇は活字本の刊行に先だち、『華夷変態』に収載された風説書を博搜し、元禄（1688-1703）以降、福州商人が三江幫（江浙地域の商人グループ）に押され衰退した原因を究明した⁽⁷³⁾。1958・59年に活字本『華夷変態』が刊行されると、山脇はいち早くその内容を紹介し、鄭氏による日本乞師問題だけではなく、長崎貿易研究のうえできわめて大きな史料価値を持つと指摘した⁽⁷⁴⁾。その後も山脇は唐人貿易に関する一連の論文を発表し、主要論文は『近世日中貿易史の研究』（吉川弘文館、1960年）に収録されている。山脇は同書において、『華夷変態』を活用して、福建及び江浙商人の地位変動、貞享3（1686）年に日本側が唐人に売却した商品の総価格、唐人の幕府への運上銀献納の表明などを明らかにしている。また『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1964年）では、唐船の系譜、鄭氏勢力や三藩の乱に関する情報、唐人貿易の推移、貞享令の整備、輸出品などの論述において、『華夷変態』を利用している。さらに山脇は享保2（1717年）に藍島周辺に出没した偽装漂流の唐船及び幕府の対応についても論じた⁽⁷⁵⁾。ただし全体として、唐船風説書の利用頻度はなお必ずしも多くはなく、矢野仁一の研究と同様に、むしろ『通航一覧』が多用されている。そして『長崎県史 対外交渉編』においても、山脇が『華夷変態』を用いて、貞

享3年の唐蘭貿易額や、清朝のキリスト教への対応などについて叙述している⁽⁷⁶⁾。同書では森岡美子も、『華夷変態』により、定高貿易仕法に対する唐人の嘆願について述べている⁽⁷⁷⁾。

一方、板沢武雄は『華夷変態』を中心に、『犯科帳』なども併用して、唐船による密貿易の実態について検討を加え、定高仕法に対する唐人の嘆願、元禄元（1688）年以降の船数規制、こうした貿易制限に対する密貿易の拡大などを明らかにした⁽⁷⁸⁾。また菊地義美も、『華夷変態』などを史料として、密貿易を目的とした唐船の偽装漂流⁽⁷⁹⁾、正徳新例の制定に至る経緯⁽⁸⁰⁾、正徳新例実施後に中国で生起した紛争や唐船の動静、近世銅貿易の変遷などについて考察している⁽⁸¹⁾。

さらに荒居英次は、やはり『華夷変態』により、中国向け倭物・諸色海産物輸出の背景となる、貞享2（1685）年以降来日唐船の激増を指摘し、また倭物の中国での水揚げ地や流通状況、および広東・華中地域での商況を概観している⁽⁸²⁾。

（2）大庭脩・松浦章による研究

上述のように、『華夷変態』活字本の刊行以降、唐船風説書を利用した長崎唐人貿易の研究はしだいに増加していった。しかし1960年代の段階では、山脇悌二郎が「唐人貿易といえば、身近さを感じるのは、私だけではない。けれども、この方面の研究をする人は少ない」と述べている⁽⁸³⁾、1970年代に至っても、近世対外関係史のなかで「近世日中貿易における貿易実態の研究は最も遅れた分野」とであると指摘されている⁽⁸⁴⁾。

こうした状況に対し、1960年代から精力的に『華夷変態』関連研究を進めたのが、東洋史学者の大庭脩である。大庭はもともと中国古代法制史の専門家であったが、並行して江戸時代に唐船により輸入された漢籍の調査を行い、『江戸時代における唐船持渡書の研究』（関西大学東西学術研究所、1967年）を刊行した。氏は平戸松浦史料博物館所蔵の「唐船之図」を紹介したうえ、『華夷変態』所収風説書を以て長崎来航唐船の船数・乗組員数・出港地・航海日数などを概観し、唐船の修理と建造についても考察した⁽⁸⁵⁾。次いで大庭は唐船風説書に依拠して、唐船の耐用年数、船頭や乗組員数、来航歴などについて検討し⁽⁸⁶⁾、「信牌」制度の導入後の中国商人の動向についても論じ⁽⁸⁷⁾、さらに『華夷変態』のほかに『唐蛮貨物帳』や『唐船進港回棹録』も併用して、「来航中国船出港地表」を作成している⁽⁸⁸⁾。

このほかにも大庭は、明清交替・南明乞師・三藩の乱・遷界令・展海令・正徳新例など、明末清初における日中交流史上の大事件を逐一取り上げ、日中両国国内の状況と関連付け

ながら明晰な説明を行い⁽⁸⁹⁾、こうした研究にもとづき、江戸時代の日中貿易や文化交流を平易に述べた概説書も刊行している⁽⁹⁰⁾。大庭以前の長崎唐人貿易の研究は、おもに日本史の観点から、糸割符・定高仕法・船数制限・正徳新例などの、初期長崎貿易に関する諸問題を考察するものが多かったが、大庭はさらに中国側の文献も活用して、より多角的な検討を行ったのである。

大庭の学風は、彼の教えを受けた松浦章によって引き継がれた。松浦は1970年に、『華夷変態』に記録された人名や船名に関する網羅的な索引を発表し⁽⁹¹⁾、その後も『華夷変態』を利用して、多くの論文を発表している。

まず松浦は清代の海外貿易について、貿易対象地域・資本調達・商人仲間組織・乗組員の構成などを考究し、長崎唐船貿易については、乍浦の日本商問屋、寧波商人と福建商人、唐船の運行や積荷、海産物・絹の流通など、多岐にわたるテーマに検討を加え、あわせてイギリス商船の動静や、中国の海外移民などについても論じている⁽⁹²⁾。このほかにも松浦は、『華夷変態』に記される鄭経による琉球船襲撃事件⁽⁹³⁾、沙船（中国北部沿海の平底船）の長崎来航⁽⁹⁴⁾、康熙帝による正徳新例への対応、長崎来航唐船数の推移、展海令後の台湾船来航、住宅唐人や長崎華商の実態など、『華夷変態』を活用して広範な問題を検討している⁽⁹⁵⁾。

このほかにも松浦は、『華夷変態』を含む唐船風説書の全貌を概観し、特に『華夷変態』にもとづき、明清交替・三藩の乱・武昌で起きた清朝兵士の叛乱（康熙27・1688）・前後6回に亘る康熙帝の南巡（1684-1707）・台湾での劉却の一揆（康熙40・1701）や朱一貴の乱（康熙60・1721）、を挙例して日本による政治情報の収集を要説して、対馬を通じて日本と朝鮮との情報交換をも明らかにしている⁽⁹⁶⁾。このように大庭・松浦は唐船風説書を積極的に利用することにより、長崎唐人貿易をはじめとして、清代の海外貿易・沿海航運・商品流通・情報伝達・華僑・文化交流にいたるまで、幅広い分野に関する論著を発表し、『華夷変態』の研究を推進したのである。

(3) 中村質・劉序楓による研究

浦廉一は活字本『華夷変態』編纂の途中で急逝したが、その事業を引き続いて推進した研究者の一人に、中村質がいる。中村はその後も『華夷変態』を利用して長崎貿易の研究を進め、唐船の積荷や乗組員、唐人の長崎での活動、およびカンボジア艀装唐船の来航などについて考察し⁽⁹⁷⁾、唐通事の職掌や唐通事と唐人の連帯意識についても論じている⁽⁹⁸⁾。

中村はこのほかにも、幕府による海外情報の把握について、氏が調査した鄭氏勢力に係する未刊の風説書に分析を加え⁽⁹⁹⁾、あわせて『華夷変態』や『和蘭風説書集成』により、九州諸藩の情報収集の実態についても論及し、外国情報の幕府要路独占説を批判した⁽¹⁰⁰⁾。

さらに中村は日清関係についても、明清交替情報の日本への伝達・鄭氏の日本乞師・鄭経と琉球の係争・清朝官員の来日などの諸問題について、『華夷変態』に依拠して概観している⁽¹⁰¹⁾。また東南アジア方面での唐船の経営や、「奥船」による日本・中国・東南アジアの三角貿易についての論文は、日中貿易に止まらない視野を持つ重要な成果である⁽¹⁰²⁾。

1980年代後半から、中村の教えを受けた劉序楓も、『華夷変態』を利用して、日清長崎貿易に関する論考を、日本語・中国語で精力的に発表している。このうち中国語の業績については別稿に譲り、ここでは日本語による論考を紹介しよう。劉は、福建商人が元禄以降江浙地方の商人に押され、正徳新例によって打撃を受けて後退したという従来の説に異議を唱え、『華夷変態』によって信牌を受領した商人の渡航歴や出身地を整理し、正徳新例が実施された後にも福建商人がなお多くの割合を占めていたことを明らかにしている⁽¹⁰³⁾。また彼は日本銅と中国の生糸などとの交易や⁽¹⁰⁴⁾、積戻船の偽装漂流の実態などについても⁽¹⁰⁵⁾、綿密な考証を加えた。

なお中国人研究者が日本語で著した近世日中貿易に関する専著として、任鴻章『近世日本と日中貿易』がある。同書では日清貿易の動向を通時的に叙述し、日本乞師や鄭氏勢力・靖南王・平南王の対日貿易、そして貞享令や正徳新例を論述する際に、『華夷変態』からの引用は散見される⁽¹⁰⁶⁾。このほかに長崎貿易に関する研究としては、太田勝也が御定高制度の制定・春船に対する割付・元禄元年の船数制限・唐船入港の諸手続き・唐船貿易の決算書などに関する分析において、『華夷変態』を参照している⁽¹⁰⁷⁾。

四 日中関係史から東アジア海域史へ

前節で紹介したように、1970年代から1980年代にかけて、大庭脩・松浦章・中村質・劉序楓などにより、『華夷変態』を利用した、長崎唐人貿易や日中文化交流などの研究が精力的に進められていった。さらに1980年代の後半ごろからは、日中両国間の貿易・通交・文化交流だけではなく、『華夷変態』を通して、東アジアの外交秩序や、東アジアから東南アジアにもおよぶ、より広範な海域交流を論じる研究も増加していった。

まず東アジア外交秩序に関わる研究として、荒野泰典は「海禁」概念が中国から日本に

伝来した経緯を、華人海商の供述によって追究している⁽¹⁰⁸⁾。またロナルド=トビは正徳新例への康熙帝の対応について検討し、「信牌」制度によって幕府が中国を「蛮夷」の位置に降格させたと論じた⁽¹⁰⁹⁾。一方、岩井茂樹も、正徳新例をめぐる江戸幕府と清朝との折衝に着目し、国家間の外交ルートではなく、商人を通じて行われた双方の意思疎通を「沈黙外交」と特徴付け、清朝が「正徳新例」を受諾したことで決着した日中の通商体制を、「互市」の実現と捉えて論じている⁽¹¹⁰⁾。そして濱下武志は『華夷変態』に示される来航唐船の動向を、東アジア海域におけるヒトの移動という観点から論じた⁽¹¹¹⁾。

さらに紙屋敦之は、明清交替や三藩の乱に対する幕府・島津氏・琉球の対応や、清朝と琉球との朝貢関係の成立を検討し⁽¹¹²⁾、また清朝とジュンガル（西韃靼）の対立を『華夷変態』によって概観し、この清朝の変動を機に、朝鮮や日本では武備強化の議論が唱えられていたことを明らかにした⁽¹¹³⁾。さらに最近、紙屋は『華夷変態』諸本の関係・編綴状況・唐船風説書の残存状況などの書誌的な研究を進めるとともに、検索可能なデータベースの構築にも力を入れており、その成果の一部はすでに報告書として発表されている⁽¹¹⁴⁾。

石原道博の専著の後には低調であった日本乞師の研究についても、新たな進展が見られた。塚本学は、日本乞師の書簡にある、日本を「大国」や「泰伯・徐福の子孫」、そして「礼儀・文字を知る国」として持ち上げ、一方で清朝を「畜類同然」と貶める字句に目を向け、当時の日本における「夷」の観念を具体的に検討し⁽¹¹⁵⁾、藤家禮之助も日本乞師に対する幕府の出兵準備などを日本人の中国人（漢民族）への親近感の表現と捉えている⁽¹¹⁶⁾。一方、ロナルド=トビは前述した辻善之助の日本乞師についての研究を再考し、第一世界大戦後の社会情勢が、辻の論考にも影響を与えたと説いた⁽¹¹⁷⁾。さらに小宮木代良は、日本乞師に対する幕府の対応を再検討し、家光政権が派兵拒否の基本的な姿勢を貫いたことを解明して、幕府が実際には大陸出兵の準備をしていたという通説が、「近代日本の対外膨張思想の反映にすぎない」と論じた⁽¹¹⁸⁾。また佐々木潤之介は日本乞師の拒絶によって、幕府が冊封体制・華夷秩序から解放され、このことは日本の中国からの自立を意味し、鎖国のもう一つの側面であると主張している⁽¹¹⁹⁾。なお喜舎場一隆は南明魯王による琉球への救援要請を考察し⁽¹²⁰⁾、河原英俊は鄭氏の乞師に関する風説書に検討を加えた⁽¹²¹⁾。

そして三藩の乱については、清朝史研究者の細谷良夫が、『華夷変態』を清朝の『実録』等の公式記録に全く影響されぬ情報として留意し⁽¹²²⁾、そして風説書を含む中国・日本・朝鮮の諸史料を挙げ、呉三桂が挙兵した際に北京で起こった楊起隆・朱三太子事件に検証を加えている⁽¹²³⁾。真栄平房昭も『華夷変態』により、唐船ルートと琉球ルートによる幕

府の海外情報収集の態勢、及び明清交替・三藩の乱の琉球に与えた影響について考察を加えた⁽¹²⁴⁾。一方、黒木国泰は『華夷変態』に見える鄭氏による琉球進貢船の襲撃などの記事に注目し、鄭氏台湾の清朝への降伏が環シナ海地域システムに及ぼした影響を検討した⁽¹²⁵⁾。

また川勝守はやはり『華夷変態』によって、明清交替や三藩の乱に翻弄された琉球の対中国外交活動を追跡し、そして唐船風説書を通じて形作られた、「韃靼」から「清国」への呼び方の変更に示されるような、日本の幕藩「体制側」の対清朝観の転換を論証している⁽¹²⁶⁾。

このほかにも『華夷変態』を活用して、日本と清朝の貿易や情報伝達について論じた研究は少なくない。華立は唐船風説書の書誌的性質と関連研究を再確認し、「清史」研究全般に『華夷変態』の史料な価値を、康熙 27 (1690) 年武昌の兵変などを例として挙げながら強調している⁽¹²⁷⁾。氏はまた 1690 年代の唐船の航海ルートに注目し、17 世紀末・18 世紀初頭の海上交易ネットワークの実態を提示してアジア海域史という広範な視座から唐船と長崎貿易を論ずる必要性を主張した⁽¹²⁸⁾。龐新平は、特に靖南王・平南王の勢力下にあった福建・広東や、鄭氏の統治下にあった廈門における海禁政策の影響について考察し⁽¹²⁹⁾、さらに広東の対日貿易の実態についても論じた⁽¹³⁰⁾。松尾晋一は江戸幕府の沿岸警備に注目し、唐船の不法漂流問題に対する幕府の政策や、諸大名の対応の変遷を検証した⁽¹³¹⁾。彭浩も康熙 24 (貞享 2・1685) 年に清朝官人の日本来航と、それに対する幕府の対処を検討しており⁽¹³²⁾、田中梓都美は『華夷変態』における台湾情報を抽出して、当時の日本人の台湾認識にも論及している⁽¹³³⁾。

日中貿易だけではなく、『華夷変態』を活用して東南アジア諸国の状況や海上貿易の実態を考察する研究も増加しつつある。永積昭は、『華夷変態』をも活用して 17 世紀パタニ国の王統及び統治機構に考察を加え⁽¹³⁴⁾、ピヤダー=ジョンラオーンもやはり唐船風説書を引用して 17 世紀末期におけるパタニの女王や統治者について述べている⁽¹³⁵⁾。和田久徳は『華夷変態』によってトンキンを本拠として長崎貿易に従事していた林于騰の貿易活動を整理した⁽¹³⁶⁾。久光由美子はカンボジアソル王（ネアック=ソル (nāk sôr) 1675－1715 在位) に注意し、ベトナム・タイ両隣国に翻弄されるカンボジア王の事跡を『華夷変態』所収風説書と『カンボジア年代記』などで叙述した⁽¹³⁷⁾。石井米雄はまずシャムのアユタヤ朝を「港市国家」として捉え、その国王の唐船への投資委託貿易を、「暹羅屋形仕出し唐船」の記録で説明した⁽¹³⁸⁾。さらに石井は東南アジア貿易に関する「風説書」を選別して英訳

し、それにより、英語圏の研究者も容易に「風説書」を利用できるようになった⁽¹³⁹⁾。石井はこのほかにも、港市国家アユタヤの成立に不可欠な農業環境の適合を論じ、また唐船風説書のシャム船関係記録から、シャムの統治組織についても分析している⁽¹⁴⁰⁾。また栗原福也は、『華夷変態』から 1679-1723 年間長崎入津のシャム船に関する記述を丹念にリストアップし、唐人貿易の一部としてしか取り扱われなかった従来の日本・シャム間貿易についての見解に異議を唱え、日本・シャム貿易におけるシャム側の自発性、積極性、自主性を強調した⁽¹⁴¹⁾。飯岡直子は唐船風説書から「奥船」に関する記述を網羅的に紹介して、「奥船」の渡航ルートを明らかにし、1680 年以降、稀に中国に寄港しなかった定期的にアユタヤ＝長崎に往来する暹羅船が国王船で、それ以外の「奥船」の大半は中国商人による派船であることを主張した⁽¹⁴²⁾。

さらに島田竜登は、唐船による東南アジアと日本の貿易、特に東南アジア産物の「紅花」について考察して、日本と東南アジア貿易の変遷過程を検証し⁽¹⁴³⁾、また日本とシャムの交流史に関して、『華夷変態』の史料的価値の重要性を指摘している⁽¹⁴⁴⁾。八百啓介も 17 世紀後半から 18 世紀初頭にかけての中国大陆・日本・東南アジアの三角貿易について考察し、中国・江戸幕府の貿易統制を受けた唐船のネットワークの変遷を述べている⁽¹⁴⁵⁾。また、安達裕之も気象条件に制限される唐船の渡航時期に注意を向けて、唐人風説書に載る寛文 3（1663）年から享保 13（1728）までの唐船の航海事情に分析を加え、航海の時期及び船の状況の航海への影響を明らかにした⁽¹⁴⁶⁾。

むすびにかえて

かつて紙屋敦之は、『華夷変態』所収の唐船風説書の編綴状況について、4 期に分けて論じている⁽¹⁴⁷⁾。本節では、紙屋の研究を参照し、『華夷変態』が取り扱う明清交替から 1720 年代に至る約 80 年間を、同書の内容に基づき、①日本乞師時代（1644－1658、巻 1）、②三藩の乱・台湾征服時代（1674－1684、巻 2－9）、③定高仕法時代（1685－1715、巻 10－35）、④正徳新例時代（1716－1728、巻 35 以降）と 4 期に大別して、現在の課題及び今後の展望について私見を述べてみたい。

このうち、第①期の日本乞師については、その経緯の検証を含め、日本人の対外観や日本型華夷秩序と絡めながら、数多くの研究業績が積み重ねられている。また第④期の正徳新例も江戸幕府と清朝の通商政策の確立として早くから注目され、信牌問題をめぐる日中

の「沈黙外交」や華人海商の動静を中心に研究が進められている。『華夷変態』において、第①期、第④期と対応するのはそれぞれ巻1、巻35以降となり、その内容の全体に占める割合が少ないにも関わらず、関連研究の数は非常に多い。これに対して、第②期を対象とする研究は依然として乏しく、第③期についてもなお検討すべき課題が多く残されている。

第②期においては、三藩の乱と鄭氏台湾の清朝への降伏という二つの大事件があり、唐船風説書の着眼点も、主に三藩や鄭氏、そして清朝の動静に置かれている。従来の研究では、中国にも伝存していない史料として呉三桂・鄭經の檄文が屡屡取り上げられ、そして三藩の乱における琉球の動向や海禁下の華人海商の貿易活動についても論じられている。さらに唐船風説書を包括的に検討することにより、華人海商の目を通じて、清朝と反清勢力との最終決戦を描出することも可能であるが、こうした研究はなお極めて乏しい。三藩の乱の勃発後、鄭氏勢力は勿論、靖南王や平南王配下の海商も日本に渡航した。彼らの供述には、細谷良夫が指摘したように漢文文献ではすでに抹殺された反乱側の主張も含まれており、当時の商人や民衆の時局観を反映する記述も豊富にある。このような情報により、三藩や鄭氏勢力の動向、それに対する当事者の認識や同時代人の見方を、個別事例の検討に止まらず、総合的に考察する必要があるであろう。また、後に体系的に編纂された漢文史料に比べて、風説書には矛盾や誤解に満ちた報告や、明らかに根拠のないうさなども散見する。これらの史料を単に荒唐無稽な巷説として看過するのではなく、激動期に生きた人々が、いかなる情報を得、それを如何に解釈するのかを示すものとして分析を加えることも可能であろう。

第③期に入ると、風説書には、海外情報とともに、船頭の名前や乗組員数、渡航歴、航海の状況なども併記されるようになる。先行研究では、こうした基礎的なデータの整理とともに、風説書に示される地方反乱や康熙帝の南巡などの情報が、検討の対象となっている。このほかにも清朝官船の来日、日本側の貿易規制に対する海商の嘆願、唐船による密貿易、唐船の運行に関する海事史的な諸問題などは広く論じられている。但し、華人海商と清朝の地方当局、日本の幕府や長崎奉行、また東南アジア諸王権など、様々な権力主体との複雑な関係性やその貿易活動の具体像はなお十分に明らかになっていない。例えば、日本の貿易規制に対して、華人海商がどのような理由により貿易の維持を嘆願し、いかなる手段でその緩和に働きかけたかなどの問題は、未だ十分に検討されていない。また体系的に収録され、さらに海商の航海についても比較的詳細に記述するこの段階の風説書によって、彼らが海難などに際して、どのように対処したのかを具体的に検証する海事史的な

研究も可能であろう。

また近年では、唐船風説書における情報収集・情報伝達の問題を論じた研究も多いが、総じて収集・伝達された情報自体の内容に関する分析が大部分であり、その情報収集を可能にした華人海商の情報・物流網を解明し、それを従来の研究成果と関連づける作業が必要であろう。こうした作業は、近世の東アジア・東南アジア海域における華人の交易ネットワーク作業の実態を、より具体的に解明することにもつながるだろう。

近年の中国学界では、中国以外にある中国関連史料の調査収集と、その研究がとみに活発化しつつある⁽¹⁴⁸⁾。『華夷変態』は、こうした海外史料のなかでももっとも内容豊富で、かつ体系的な史料群といえることができる。かつその内容は、中国史・日本史・東南アジア史など、多くの領域にわたっており、その全面的な検討のためには、研究分野を超えた共同研究や、海外学界との交流が、いっそう重要となってくるであろう。

以上、本章では『華夷変態』を利用した多彩を極める論考を、時系列的に、かつ研究内容ごとに概観してきた。このほかにも筆者が言及することのできなかつた重要な研究も少なからずあるものと思われるが、博雅の御教示を仰ぎ、今後の研究に期すこととしたい。

〔注〕

(1) 桃木至朗・山内晋次・藤田加代子・蓮田隆志「海域アジア史のポテンシャル」(桃木至朗編『海域アジア史研究入門』岩波書店、2008年) 1-4頁。

(2) 岩生成一『南洋日本町の研究』(岩波書店、1966年) 6頁。海域アジア史研究における漢文史料の限界を指摘する最近の研究として、村上衛「東アジア」を超えて一近世東アジア海域史研究と「近代」一(『歴史学研究』第906号、2013年、38-39頁)がある。

(3) 石原道博「浦廉一解説『華夷変態』」(『日本歴史』第137号、1959年) 102頁。

(4) 松浦章「近世東アジアの海外情報の実態」(『海外情報からみる東アジア—唐船風説書の世界—』清文堂出版、2009年) 4頁。

(5) 劉序楓「由『華夷変態』看清初東亜海域の海上交通情況—以船隻的往来和人員的移動為中心(1674~1728)」(李慶新編『海洋史研究』第1輯、社会科学文献出版社、2010年) 34-35頁。

(6) 孫文『唐船風説書：文献与歴史—『華夷変態』初探』(商務印書館、2011年) 6-21頁。

- (7) 陳波『『華夷変態』研究述略』(劉迎勝主編『元史及民族与边疆研究集刊』第25輯、上海古籍出版社、2013年)183-194頁。
- (8) 以下、明清交替以降から一八世紀初頭までの時代的構図については、特に注記しない限り、主として岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(岩波講座世界歴史13『東アジア・東南アジア伝統社会の形成』岩波書店、1998年)、渡辺美季・杉山清彦「近世後期東アジアの通交管理と国際秩序」(前掲『海域アジア史研究入門』)、杉山清彦編「すみわけの海」(羽田正編『海から見た歴史』東京大学出版会、2013)に基づいてまとめた。
- (9) 浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書の研究—」(『華夷変態』東方書店、1981年)27-38頁
- (10) 松方冬子『オランダ風説書と近世日本』(東京大学出版会、2007年)145頁。
- (11) 上田信『海と帝国 明清時代』(講談社、2005年)354頁。
- (12) 春名徹「唐船風説書の新史料—田能村竹田の記録をめぐって」(『調布日本文化』第2号、1992年)38頁。
- (13) 森睦彦「アヘン戦争情報としての唐風説書—書誌的考察を主として」(『法政史学』第20号、1968年)129-132頁。
- (14) 前掲注(9)浦論文を参照。
- (15) 紙屋敦之『唐船風説書データベース 1674-1728年』(2007年度早稲田大学特定課題研究助成費研究成果報告書、2010年)「唐船風説書の編綴について」10頁。
- (16) 前掲注(15)、紙屋論文、10頁。
- (17) 片桐一男「鎖国時代にもたらされた海外情報」(『日本歴史』第249号、1969年)87-90頁。大庭脩編『関西大学東西学術研究所資料集刊九 唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳—近世日中交渉史料集』(関西大学東西学術研究所、1974年)97-140頁。
- (18) 補訂版『国書総目録』第2巻(岩波書店、1989年、43頁)によれば、『通行本』は国立国会図書館・静嘉堂文庫・宮内庁書陵部など14カ所に所蔵されている。
- (19) 小林叟發編『華夷変態』(源光鑑発行、1906年)、本稿第8章を参照。
- (20) 伊東隆夫「浦先生と『華夷変態』」(『史学研究』第72号<浦先生追悼号>、1959年)83頁。
- (21) 林春斎・林信篤編『華夷変態補遺 長崎御用留所収唐船風説書』(東洋文庫、1960年)。
- (22) 榎一雄編『華夷変態』(東方書店、1981年)。

- (23) 『華夷変態』(東方書店、1981 年) 第 53 頁。
- (24) 『華夷変態』第 1 頁。
- (25) 『華夷変態』巻 5、208 頁。
- (26) 林春勝「呉鄭論」(『鷲峯林学士文集』上、第 48 巻、ぺりかん社、1997 年) 509-510 頁。
- (27) 諏訪春雄「海彼の風説」(諏訪春雄・日野龍夫編『江戸文学と中国』、毎日新聞社、1977 年) 244 頁。
- (28) 野間光辰「『明清闘記』と近松の国姓爺物」(『国語・国文』第 10 巻第 3 号、1940 年) 63-66 頁。
- (29) 前掲注 (27)、諏訪論文、244 頁。
- (30) 近藤重蔵「外蕃通書第九—十冊」(国書刊行会編『近藤正齋全集』第 1 巻、第一書房、1976 年復刻) 57-68 頁。
- (31) 近藤重蔵「外蕃通書第八冊」、52 頁。
- (32) 周憲文「後記」(川口長孺『台湾鄭氏紀事』台湾銀行經濟研究室編印、1958 年) 78 頁。
- (33) 林衡「序」(1828 年)(前掲『台湾鄭氏紀事』) 1-2 頁。
- (34) 福井保「文化三年丙寅十二月以来新収書目(翻印)」(『北の丸—国立公文書館報—』第 10 号、1978 年) 36 頁。
- (35) 青山延于「跋」(1828 年)(前掲『台湾鄭氏紀事』) 75 頁。
- (36) 柴田光彦・神田正行編『馬琴書簡集成』第 2 巻(八木書店、2002 年) 282 頁。
- (37) 早川純三郎編輯『通航一覽』第 5 巻(国書刊行会、1913 年) 390-438 頁。
- (38) 木崎弘美『近世外交資料と国際関係』(吉川弘文館、2005 年) 144、185 頁。
- (39) 『国書総目録』には記載されていないが、佐賀県県立図書館にも 5 冊本の『華夷変態』が所蔵されている。九州大学の岩崎義則氏の御教示を受けた。ここに記して感謝したい。
- (40) 稲垣孫兵衛『鄭成功』(台湾経世新報社、1929 年) 1 頁。
- (41) 近藤瓶城編輯「明季交際第七続」(『史料通信叢誌』第 8 編後、1894 年) 159-165 頁、同編輯『改定史籍集覧』第 21 冊(近藤活版所、1901 年) 79-92 頁。
- (42) 川勝守「日本における鄭成功研究をめぐって」(『中国研究月報』第 47 巻 6 号、1993 年) 27 頁。

- (43) 小倉秀貫「徳川家光支那侵略の企図」(『史学雑誌』第2編第15号、1891年) 58-59頁。
- (44) 内藤恥叟『徳川十五代史』第4編(博文館、1893年) 62-64頁。
- (45) 丸山正彦『台湾開創鄭成功』(嵩山房、1895年) 59-66頁。
- (46) 宮崎来城『鄭成功』(大学館、1903年) 130-148頁。
- (47) 稲葉岩吉(君山)「明末清初乞師日本始末」(『日本及日本人』第572・574号、1911・1912年)、同『清朝全史』(早稲田大学出版部、1914年) 431-443頁。
- (48) 鳥山喜一「明末遺臣の日本乞師に就きて」(『東亜研究』第2輯11号、1912年)。
- (49) 吉田東伍『倒叙日本史第六冊 織田豊臣氏編・江戸幕府初世編』(早稲田大学出版部、1913年) 149-154、184-185頁。
- (50) 中村孝也『江戸幕府鎖国史論』(奉公会、1914年) 358-365頁。
- (51) 中村久四郎「明末の日本乞師及び乞資」(『史学雑誌』第26編第5号、1915年) 1-25頁、同「明末の日本乞師及び乞資」(『史学雑誌』第26編第6号、1915年) 59-70頁。
- (52) 辻善之助『海外交通史話』(東亜堂書房、1917年) 450-471頁。
- (53) 徳富猪一郎『近世日本国民史徳川幕府上期上巻鎖国篇』(民友社、1924年) 503-542頁。
- (54) 木宮泰彦『日支交通史』下巻(東京金刺芳流堂、1927年) 466-475、495-508、555-558頁、同『日華文化交流史』(富山房、1955年)。
- (55) 前掲注(54) 木宮『日支交通史』、585-673頁。
- (56) 石原道博「明末清初の琉球請援」(『史学雑誌』第47編第6号、1936年) 104頁。
- (57) 石原道博『日本乞師の研究』(富山房、1945年)。
- (58) 石原道博「鄭成功の日本請援」『鄭成功』(三省堂、1942年)。
- (59) 石原道博『国姓爺』(吉川弘文館、1959) 92-93頁。
- (60) 石原道博「明末の日本乞師補考」(『和田博士古稀記念 東洋史論叢』講談社、1961年) 86-88頁。
- (61) 三上参次『江戸時代史 上』(富山房、1943年) 357-365頁。
- (62) 前掲注(3) 石原論文、102頁。
- (63) 浦廉一「華夷変態に就て」(『史学雑誌』第53編第7号、1941年) 108-109頁。
- (64) 浦廉一「唐船風説書の研究」(『学士院紀事』第5巻第1号、1947年) 54-84頁。
- (65) 浦廉一「唐船風説書の研究」(『広島大学文学部紀要』第6号、1954年)。

- (66) 前掲注 (9) 浦論文、1-77 頁。
- (67) 浦廉一「台湾鄭氏（特に鄭經）と朝鮮との関係」（『広島大学文学部紀要』第 3 号、1953 年）75-76 頁。
- (68) 浦廉一「清初の遷界令に就いて」（文部省教学局編『日本諸学研究報告（歴史学）』第 17 篇、1942 年）236 頁、同「清初の遷界令の研究」（『広島大学文学部紀要』第 5 号、1954 年）。
- (69) 矢野仁一『長崎市史 通航貿易編東洋諸国部』（長崎市役所、1938 年）。
- (70) 栗田元次「近世の貿易統制」（『社会経済史学』第 12 卷 11・12 号、1943 年）50-53 頁。
- (71) 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」（『史学雑誌』第 62 編第 11 号、1953 年）2-20 頁。
- (72) 岩生成一「オランダ風説書の研究と現存状態について」（『日本歴史』第 181 号、1963 年）5 頁。
- (73) 山脇悌二郎「近世日支貿易における福州商人の没落」（『東方学』第 12 号、1956 年）74-88 頁。
- (74) 山脇悌二郎「東洋文庫叢刊 第十五・華夷変態」（『史学雑誌』第 69 編第 12 号、1960 年）51-58 頁。
- (75) 山脇悌二郎『抜け荷 鎖国時代の密貿易』（日本経済新聞社、1965 年）81-88 頁。
- (76) 山脇悌二郎「5.6 唐人屋敷」、「6 統制貿易の展開」（箭内健次編『長崎県史 対外交渉編』吉川弘文館、1986 年）。
- (77) 森岡美子「4.3 初期唐蘭貿易の変遷」（前掲『長崎県史 対外交渉編』）312 頁。
- (78) 板沢武雄「鎖国時代における密貿易の実態」（『法政大学文学部紀要』第 7 号、1961 年）1-77 頁。
- (79) 菊地義美「鎖国下の密貿易」（『歴史教育』第 9・10 号、1962 年）。
- (80) 菊地義美「正徳新令と長崎貿易の変質」（中田易直編『近世対外関係史論』有信堂高文社、1977 年）171-172 頁。
- (81) 菊地義美「正徳新例における信牌制度の実態」（『日本歴史』第 185 号、1963 年）83-98 頁。
- (82) 荒居英次『近世海産物貿易史の研究』（吉川弘文館、1975 年）23-24、53-54、65-67 頁。

- (83) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1964年）、1頁。
- (84) 新井健一「日本（近世）2」（『史学雑誌』第82編第5号、1973年）93頁。
- (85) 大庭脩「平戸松浦史料博物館蔵「唐船之図」について—江戸時代に来航した中国商船の資料—」（『関西大学東西学術研究所紀要』5、1972年）13-49頁。
- (86) 大庭脩『江戸時代の日中秘話』（東方書店、1980年、後に増補され『日中交流史話—江戸時代の日中関係を読む—』（燃焼社、2003年）として出版）増補版224-225頁、226-243頁。
- (87) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』（同朋舎出版、1984年）437-536頁。
- (88) 大庭脩「浙江と日本—1684年より1728年にいたる間の寧波船の動向」（『象と法と』大庭脩先生古稀記念祝賀会、1997年）475-490頁。
- (89) 大庭脩『徳川吉宗と康熙帝—鎖国下での日中交流』（大修館書店、1999年）。
- (90) 大庭脩『漂着船物語—江戸時代の日中交流—』（岩波書店、2001年）。
- (91) 松浦章「長崎来航中国人名索引（1）附唐船番立名索引」（『史泉』第40号、1970年）24-59頁。
- (92) 松浦章「清代海外貿易の対象地域」、「中国海船の資本調達」、「清代対日貿易船の経営構造」、「乍浦の船行—日本商問屋—」、「寧波商人姚鵬飛と長崎貿易」、「清代の鳥船と「長崎版画」」、「清代対日貿易の積荷」、「日本産海産物の中国流入」、「中国産・東南アジア産絹産品の日本流入」、「清代福建商人と海外貿易」、「イギリス東インド会社の初期中国貿易」、「清代の海洋圏と海外移民」（『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年）、同「寧波出帆、寧波帰帆：清代寧波帆船の軌跡」、「清代の福建の海船業について」、「清代福建・沙埕船の長崎来航について」（『清代帆船沿海航運史の研究』関西大学出版部、2010年）。
- (93) 松浦章『中国の海賊』（東方書店、1995年）99-102頁。
- (94) 松浦章「清代江南砂船と長崎貿易」（『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年）。
- (95) 松浦章「明清時代の日中関係」、「杭州織造烏林達莫爾森の長崎来航とその職名について」、「康熙帝と正徳新令」、「元禄元年長崎来航の中国船について」、「清代展海令以降の長崎来航台湾船について」、「長崎唐船主から長崎華商へ」（『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、2007年）。
- (96) 松浦章「近世東アジアの海外情報の実態」、「中国船がもたらした政治情報」、「東ア

ジア世界をめぐる「三藩の乱」の情報」、「康熙年間武昌兵変の日本伝聞」、「康熙南巡と日本」、「江戸時代の台湾風説書」、「清代台湾朱一貴の乱の日本伝聞」（前掲『海外情報からみる東アジア—唐船風説書の世界—』）。

(97) 中村質「近世貿易における唐船の積荷と乗組員—関係史料とその性格について—（上）」（『九州産業大学商経論叢』第12巻1号、1971年）63-88頁。

(98) 中村質「鎖国時代の在日華僑—唐通事について—」（『史学研究』77・78・79合併増大号、1960年）502頁；同「近世の日本華僑」（福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』平凡社、1973年）218-221、225-226頁；同「鎖国下の貿易—貿易都市論の視点から—」（加藤栄一・山田忠雄編『講座日本近世史（2）鎖国』有斐閣、1981年）303頁。

(99) 中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料—幕府の海外情報管理をめぐって—」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年）525-551頁。

(100) 中村質『近世長崎貿易史の研究』（吉川弘文館、1988年）276頁。

(101) 中村質「東アジアと鎖国日本—唐船貿易を中心に」（加藤栄一・北島万次・深谷克己編『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房、1989年）349-366頁。

(102) 中村質「近世における日本・中国・東南アジア間の三角貿易とムスリム」（『史淵』第132号、1995年）35-63頁。

(103) 劉序楓「清代前期の福建商人と長崎貿易」（九州大学『東洋史論集』16号、1988年）137-146頁。

(104) 劉序楓「十七、八世紀の中国と東アジア—清朝の海運貿易政策を中心に」（溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える2—地域システム』東京大学出版会、1993年）87-129頁。

(105) 劉序楓「享保年間の唐船貿易と日本銅」（中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館、1997年）。

(106) 任鴻章『近世日本と日中貿易—東アジアの中の日本歴史』（六興出版、1988年）。

(107) 太田勝也「御定高制度の制定と実施」（『鎖国時代長崎貿易史の研究』（思文閣出版、1992年））。

(108) 荒野泰典「十八世紀の東アジアと日本」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史6—近世2』東京大学出版会、1985年）10-11頁、同「海禁と鎖国」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本史Ⅱ—外交と戦争』東京大学出版会、1992年）194-195頁。

- (109) ロナルド=トビ(佐藤正幸訳)「近世における日本型華夷観と東アジアの国際関係」(『日本歴史』463号、1986年)53頁、同(速水融・永積洋子・川勝平太訳)『近世日本の国家形成と外交』(創文社、1990年)95-135頁。
- (110) 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年)358-377頁、同「「華夷変態」後の国際社会」(村井章介・石井正敏・荒野泰典編『日本の対外関係 6 近世的世界の成熟』吉川弘文館、2010年)44-68頁、同「清代中国の国際交易と海防—信牌問題と南洋海禁案から」(井上徹編『海域交流と政治権力の対応』汲古書院、2011年)189-218頁。
- (111) 濱下武志「「鎖国」期日本への人口圧力—ヒトの移動と東アジア移民圏の形成」(『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年)79-83頁。
- (112) 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』(校倉書房、1990年)212-228頁。
- (113) 紙屋敦之『大君外交と東アジア』(吉川弘文館、1997年)230-232頁。
- (114) 前掲注(15)紙屋報告。
- (115) 塚本学「江戸時代における「夷」観念について」(『日本歴史』第371号、1979年)5頁。
- (116) 藤家禮之助『日中交流二千年』(改定版、東海大学出版会、1988年)194-195頁。
- (117) ロナルド=トビ「「明末清初日本乞師」に関する立花文書」(『日本歴史』第498号、1989年)95頁。
- (118) 小宮木代良「「明末清初日本乞師」に対する家光政権の対応—正保三年一月十二日付板倉重宗書状の検討を中心として」(『九州史学』97号、1990年)。
- (119) 佐々木潤之介「東アジア世界と鎖国」(木村尚三郎ほか編『中世史講座 11 中世における地域・民族の交流』学生社、1996年)189-199頁、同『江戸時代論』(吉川弘文館、2005年)124-164頁。
- (120) 喜舎場一隆「魯藩の琉球乞援について」(石井謙治編『日本海事史の諸問題 対外関係編』文献出版、1995年)65-108頁。
- (121) 河原英俊「鄭成功の日本請援と隠元禅師の江戸行化—『華夷変態』所載鄭成功援兵要請書の年代解釈について」(『黄檗文華』第120号、1999年)61-74頁。
- (122) 細谷良夫「三藩の乱の再検討」(『東北大学東洋史論集』第1輯、1984年)218頁。
- (123) 細谷良夫「三藩の乱をめぐる—吳三桂の反乱と楊起隆・朱三太子事件—」(歴史学研究会(編)『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年)111-144頁。

- (124) 真栄平房昭「近世琉球の対中国外交」(『地方史研究』197号、1985年)、同「近世日本における海外情報と琉球の位置」(『思想』第796号、1990年) 68-71頁。
- (125) 黒木国泰「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏—漂流・漂着船関係史料を中心に—」(和田正広・黒木国泰編『華僑ネットワークと九州』中国書店、2006年) 11-30頁。
- (126) 川勝守『日本近世と東アジア世界』(吉川弘文館、2000年) 187-218、231-242頁。
- (127) 華立「江戸期日本に所伝の清代史料—「唐船風説書」を中心に—」(『東アジア研究』第22号、1998年) 43-52頁。
- (128) 華立「「唐船風説書」にみる長崎貿易と海上交易ネットワーク」(『東アジア研究』第46号、2006年) 61-66頁。
- (129) 龐新平「16・17世紀における広東・日本間密貿易と銀交易」(石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山 研究論文編』思文閣出版、2002年)、同「『華夷変態』から見た清初の海禁と長崎貿易」(『大阪経大論集』第55-1号、2004年) 227-242頁。
- (130) 龐新平「清初海禁期における広東地域の長崎貿易」(『東洋学報』第91巻4号、2010年) 31-61頁。
- (131) 松尾晋一「幕府対外政策における「唐人」「唐船」問題の推移」(『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』(校倉書房、2010年) 205-240頁。
- (132) 彭浩「近世日本の唐人処罰—「日本之刑罰」の適用をめぐって」(『論集きんせい』第30号、2008年)。
- (133) 田中梓都美「台湾情報から台湾認識へ—江戸幕府の収集した台湾情報と人々の台湾認識」(『東アジア文化交渉研究』第4号、2011年) 467-476頁。
- (134) 永積昭「パタニ国の王統について」、「パタニ国の支配層について」(『南方史研究』第1、2輯、1959、1960年)。
- (135) ピヤダー=ションラオーン「王国時代のパタニー琉球との交流から女王の支配時期まで—」(鈴木則之・稲村務編『越境するタイ・ラオス・カンボジア・琉球』彩流社、2011年) 404-406頁。
- (136) 和田久徳「トンキン華僑林于騰の長崎貿易」(『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』鈴木俊教授還暦記念会発行、1964年) 765-782頁。
- (137) 久光由美子「カンボジアソル王(1675-1715在位)時代の国際関係」(『お茶の水史学』第19号、1975年) 20-38頁。

(138) 石井米雄「『港市国家』としてのアユタヤー中世東南アジア交易国家論一」(石井米雄・辛島昇・和田久徳編『東南アジア世界の歴史的位相』東京大学出版会、1992年) 80頁。

(139) Ishii Yoneo, ed (石井米雄) 1998. *The Junk Trade from Southeast Asia: Translations from the Tōsen Fusetsu-gaki, 1674-1723*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies

(140) 石井米雄『タイ近世史研究序説』(岩波書店、1999年)、同「環境適応と国家形成—タイ王国史再考—」(『社会経済史学』第73巻第3号、2007年) 9頁。

(141) 栗原福也「十七・八世紀の日本=暹羅貿易について」(『経済と社会: 東京女子大学社会学会紀要』第22号、1994年) 1-26頁。

(142) 飯岡直子「アユタヤ国王の対日貿易—鎖国下の長崎に来航した暹羅船の渡航経路の検討」(『南方文化』第24輯、1997年) 65-100頁。

(143) 島田竜登「唐船来航ルートの変化と近世日本の国産代替化—蘇木・紅花を事例として」(『早稲田経済学研究』第49号、1999年) 59-65頁。

(144) 島田竜登「近世日本のシャム貿易史研究序説: 18世紀におけるアジア間貿易構造の変化」(『西南学院大学経済学論集』第41-2号、2006年) 73-99頁。

(145) 八百啓介「正徳新令と東南アジア来航唐船」(『交通史研究』第50号、2002年) 39-53頁、Keisuke Yao. 2004. *The Chinese Junk Trade between Japan and Southeast Asia in the 17-18th Centuries* (『北九州市立大学文学部紀要』第68号、2004年) 1-18頁。

(146) 安達裕之「東シナ海の航海時期」(『海事史研究』第66号、2009年) 23-48頁。

(147) 前掲注(15) 紙屋論文、17頁。これによれば、『華夷変態』の編綴状況は、1674-84(延宝2-貞享1)年の「それほど良いと言えない」期、1685-1701(貞享2-元禄14)年の「きわめて良い」期、1702-16(元禄15-享保1)年の「停滞」期、そして1717(享保2)以降の「再整備」期と大別できる。

(148) 葛兆光「周辺から中国を見る—復旦大学文史研究院の近五年間における関連研究の概括—」(『東方学』第124輯、2012年)。

第二章 中国語圏における『華夷変態』研究の進展

はじめに

『華夷変態』とは、周知のように、江戸幕府の儒官として外交実務に関わっていた林春勝・信篤父子が、長崎から送られた「唐船風説書」などを集成して編纂したものである。そのテキストとしては、林家に伝えられた原本である「内閣文庫本」（35巻）のほかに、「島原松平家本」（37巻）や「通行本」（5巻）などの写本も残されている⁽¹⁾。

夙に石原道博は、黄遵憲『日本国志』（光緒13[1887]年自序）に記載された南明・鄭氏の日本乞師の記事に注目し、黄遵憲が『華夷変態』を利用した可能性を示唆している⁽²⁾。しかし、日本乞師の記事は『華夷変態』以外にも、『鄭氏台湾紀事』・『通航一覽』などに収録されているので、黄遵憲が『華夷変態』を参考したとは確定できない。明治時代に、日本に留学してきた中国人学生は、「通行本」から主に漢文の記事を選録して、漢文抜粋本『華夷変態』を刊行した⁽³⁾。これを起点とすれば、中国人が『華夷変態』と接触してから、百年以上が経過したことになる。さらに民国期には、稲葉君山『清朝全史』⁽⁴⁾や木宮泰彦『日支交通史』⁽⁵⁾の中国語訳を通じて、それらに引用された『華夷変態』の記事が、中国の学界にも知られるようになった。1932年に、朱希祖は稲葉君山が『華夷変態』から引用した呉三桂の檄文が偽作であることを考証し⁽⁶⁾、翌年には謝国楨が『晚明史籍考』において、同書を中国では散逸した史料を収める「珍本」とであると評価している⁽⁷⁾。

しかし、中国語圏における『華夷変態』に関する研究が本格化したのは、後述するように戦後の台湾において、同書を利用した多くの研究が発表されるようになってからであった。特に近年では、中国語圏の学界でも東アジア海域史に対する関心が高まり、華人海商の証言を大量に収録した『華夷変態』の史料価値にいつそうの注目が集まっている。なかでも台湾では、『華夷変態』と漢文史料を併用した、多くの重要な実証論文が発表されている。また中国大陆でも、『華夷変態』を利用した論考は相当数にのぼる。そのなかには日本や台湾の研究に引用された記事を孫引きしたものも多いが、近年では独自の研究成果も現れつつある。本章では、台湾および中国大陆における『華夷変態』の研究史を通時的に整理・紹介し、さらに日本における研究状況とも対比して、それらの研究成果の意義と、今後の課題や展望について論じることにはしたい。

一 台湾における『華夷変態』研究

(1) 日本統治期の『華夷変態』関連研究

1945年以前の段階では、台湾における『華夷変態』研究は、主に日本人研究者によって着手されている。まず『華夷変態』の台湾への初伝について見てみよう。稲垣孫兵衛は、台湾総督田健次郎から「当時鄭成功から日本へ援兵を乞ふた事柄を記述して、本島人にも其事を知らしめたら宜しからふ」という提案を受け、1926（大正15）年3月から1928（昭和3）年6月の初めまで、『台湾経世新報』で「鄭成功と日本」と題した一連の連載を發表し、後にそれらの連載を纏め、『鄭成功』という一書として刊行した⁽⁸⁾。その序文には当時の『華夷変態』の流布状況に関する記述が残されており、やや長いが引用して見よう。

鄭氏が日本へ援兵を乞ふた事柄に就いては、種々の参考書を要するが、第一に林春斎の編纂せる『華夷変態』に拠るの外はない、而も此の書は台湾にはなく、内地に於いても滅多にないので、一方各地の友人を搜索を依頼し、一方東京、大阪、京都などの古本屋探しを為すこととなしたが、多数の古本屋の古書目録にも『華夷変態』の書目は一度も見當たらぬ。

大正14（1925）年の暮であつた、臺北図書館長が大阪で『華夷変態』を購入された。自分は一日違ひで手に入れ損じたと云ふ通知が、兼ねて依頼をして置た大阪の友人から来た。得たり賢しとして、早速臺北図書館に依頼してこれを借覧することを得、四年来の渴望を慰したのである。併し残念ながら臺北図書館本は、35冊の内最初の5冊だけの零本であつた。去れど、鄭氏の乞援に関する記録はその5冊のうちにあつたので、必要な部分だけを自ら抄写するのであつた。

これによれば、1925年以前には、台湾では『華夷変態』の入手はほぼ不可能であつたが、同年年末以降に、臺北図書館に『華夷変態』の前5冊（通行本か）が所蔵されるようになった。稲垣の新聞連載では、南明政権や鄭成功の「日本乞師」を、『華夷変態』史料を引用しながら詳しく叙述しており、これが台湾における『華夷変態』研究の濫觴となった。

さらに内閣文庫本『華夷変態』も、台北帝国大学によって2、3年間をかけて複写されている⁽⁹⁾。この所謂「台北帝大本」によって、文政学部南洋史講座の岩生成一はその総目録を作成し⁽¹⁰⁾、国史講座の小葉田淳も、清朝の台湾平定後における海外貿易の再開や、厦門海関の設置などについて論じ、また潮州・福建・海南地方と日本との貿易関係についても検討を加えた⁽¹¹⁾。

(2) 楊雲萍・陳荊和・曹永和による研究

終戦後台湾大学の初代総長に任じられた羅宗洛は、1945年に中国大陆から台湾に渡り、台北帝国大学の接收に当たった際に、台北帝大本『華夷変態』を寓目している。彼の1946年1月22日の日記には、次のようにある。

午後二時、岩生教授がその収蔵する文献数十種を出して文政学部二階に陳列し、我らの参観を請った。皆は大抵台湾の史料である。例えば、台湾と阿蘭陀・スペイン・英国・仏国等の国との関係、其の大部分は領事・伝教師等の報告で、台湾当時の状況を示すものなので、頗る珍貴である。また『華夷変態』80冊があつて、抄本である。即ち明末清初において日本人の中国の動態に関する情報である。つまり、当時満州人が中国に入り、中夏を囊中に収め、日本人も日本に波及するのを恐れ、其の挙動に注意を払い、故に多くの人を派遣し、情報を偵探せしめ、其の結果を八十冊の報告と編集した。本大学が所有するのは即ちその抄本であり、原本とは何の違ひもない⁽¹²⁾。

羅宗洛の『華夷変態』の成立事情についての認識にはやや誤解もあるものの、『華夷変態』の接收状況を具体的に示す記録として注目される。その後、抄本『華夷変態』は台湾に残り、台湾大学の所蔵となった⁽¹³⁾。岩生は1947年1月まで台湾大学文学部に留用され⁽¹⁴⁾、1946年には楊雲萍主編の『台湾文化』に、「華夷変態」と題する中国語の短文を発表し、同書の書誌情報を簡明に解説した⁽¹⁵⁾。この文章では、『華夷変態』の内容・命名・版本について簡明に解説し、上述した謝国楨編『晚明史籍考』に記された『華夷変態』についての評価にも言及して、その史料価値を主張し、中国語訳本の出版及び中国学者による同書の利用も提言している。岩生は後年にも中村質に謝国楨の『晚明史籍考』を紹介し、中国学界における『華夷変態』研究の進展に期待を示している⁽¹⁶⁾。

その後、岩生・小葉田などの日本人教授は、台湾からの引き上げを余儀なくされたが、『華夷変態』の研究は、その流れを受けた台湾大学の楊雲萍・陳荊和・曹永和らによって継承された。まず楊雲萍は、すでに日本統治期に「台北帝大本」と台湾総督府図書館所蔵の写本により、鄭經配下の楊英が長崎奉行に送った書簡を紹介している⁽¹⁷⁾。戦後には、彼は鄭成功死後の鄭經と叔父の鄭襲との後継者争いや、鄭經配下の蔡政・劉国軒の事跡について、『華夷変態』の記事を利用して論じ⁽¹⁸⁾、三藩の乱の際に大陸に進出した鄭經と、靖南王耿精忠との紛争に関しても検討している⁽¹⁹⁾。また、彼は南明政権による日本・琉球への乞師が失敗した原因を、日本側の「鎖国政策」に帰し、さらに南明政権と琉球との関

係について、石原道博がそれを「琉球請援」と称することを批判し、南明は琉球を属国として「懐柔」する建前を取っていたと主張した⁽²⁰⁾。

一方、陳荊和は『華夷変態』に残された、華人海商や南洋華僑に関する記事に注目した。彼は 17 世紀末～18 世紀初頭における、日本と南洋を結ぶ唐船の運行状況や、17～18 世紀の広南やシャムにおける華人海商の活動を検討し、また鄭氏勢力崩壊後に南圻（ベトナム南部）に入植した華人勢力の状況や、僧侶大汕の広南渡航の事蹟も解明している⁽²¹⁾。

曹永和は、1947 年に楊雲萍の紹介で台湾大学図書館の職員になり、『華夷変態』などの台北帝国大学の旧蔵書を利用できる環境に恵まれていた。1951 年、彼は早くから台湾の主要輸出品であった鹿皮に注目し、日本語による長篇論文を執筆した。そこで彼は、おもに『華夷変態』によって、台湾船による鹿皮の日本輸出の実態を明らかにしている。この論文は長く未発表であったが、2011 年に手書き原稿の写真版も収録した単行本として出版された⁽²²⁾。その後、彼は遷界令が沿海民に与えた影響、台湾の農業開発、鄭氏勢力の日本貿易などを唐船風説書も利用して検討し、鄭氏勢力の降伏後、台湾は国際貿易の中継・集散地としての役割を失い、中国国内の沿岸交易圏に組み込まれていったと論じている⁽²³⁾。

1950 年代以降の台湾において、国民党政府の「大陸反攻」政策の影響もあって、鄭成功研究は台湾史研究の最重点課題となっていた⁽²⁴⁾。そうした状況で著された論文のなかで『華夷変態』を利用した南明政権や鄭氏勢力をめぐる研究としては、上述の楊雲萍の研究のほか、浦廉一の一連の論文が、中国語に訳されたことが注目される⁽²⁵⁾。なかでも鄭氏勢力による長崎存銀に関する大作は、日本では現在でも未発表であり、長崎唐通事に預託した銀をめぐる、鄭氏一族の内紛の経過を詳述した重要な業績である⁽²⁶⁾。また黄玉斎は、『華夷変態』の「日本乞師」関係記事などにより、南明や鄭氏の対日交渉や、来日華人と徳川幕府の関係について概観している⁽²⁷⁾。

(3) 台湾における『華夷変態』研究の進展

1980 年代以降、台湾における『華夷変態』研究は、海域史研究の発展とともにさらに活発化していく。特に『華夷変態』を積極的に活用して注目すべき実証研究を発表しているのが、朱徳蘭と劉序楓である。両氏はともに九州大学に留学し、漢文だけではなく和文の唐船風説書も活用して、おもに 17 世紀以降の華人海商の海上貿易について緻密な検討を加えている。まず朱徳蘭は、『華夷変態』によって、遷界令実施期における南明や鄭氏の海外貿易を詳細に分析し、遷界令がかえって鄭氏の台湾開発や海外貿易を活性化させたこ

とを指摘した。また彼女は台湾海商の日本貿易や、展海令発布後の華人海商の動向にも注目し、華人通商圏の拡大と中国の沿岸港市の発達との関連についても詳論している⁽²⁸⁾。

また劉序楓は、唐船風説書などを利用して、乍浦を拠点とする日清貿易の展開や銅貿易の動向について考察し、海難事件や漂流民問題、清朝による海船経営に関する法規の制定などの問題にも検討を加えた。彼はさらに『華夷変態』に記録された船舶や人々の往来に関するデータについて詳細な統計を作成し、唐船による中国・日本・東南アジア間の三角貿易の状況、長崎における福建幫・江浙幫の実態、正徳新令が東アジア海上貿易に与えた影響などについても広範な考察を行っている⁽²⁹⁾。

『華夷変態』を利用して、南明政権や鄭氏勢力の外交・貿易を論じた研究も依然として多い。たとえば徐玉虎は南明と琉球との外交交渉について検討し⁽³⁰⁾、林呈蓉は鄭成功による「日本乞師」失敗の原因を、幕府が鄭氏の軍事力を低く評価していたことに求めた⁽³¹⁾。また鄭氏勢力の東南アジア貿易については、鄭瑞明が陳荊和の研究を踏まえて、鄭氏貿易船の東南アジア渡航、ベトナム華僑の商業活動、東南アジア船の鄭氏勢力圏への寄港などの問題を具体的に検証した⁽³²⁾。また彼は、日中交渉における唐通事の役割や、鄭氏政権崩壊以降に日本に渡航した台湾の貿易船についても考察している⁽³³⁾。

このほかに王爾敏は、唐船風説書の記事により、康熙年間に福州の明倫堂において定期的に忠孝を教化する宣講が行われたことを示した⁽³⁴⁾。さらに最近では、銭江が唐船風説書により、ベトナム沿岸のジャンク貿易を概観して、華人海商が中・越・日の三角貿易に従事したことを論じ⁽³⁵⁾、沈玉慧は薩摩藩が琉球を通して積極的に大陸の情報を収集していたことを明らかにした⁽³⁶⁾。

このように台湾学界における『華夷変態』研究は、台北帝国大学時代の学問的遺産を基礎として出発し、台湾史研究の発達と並行して、南明や鄭氏の外交・貿易を主要テーマとして進められてきた。日本統治時代に大学教育を受けた楊雲萍・陳荊和や、日本に留学して、漢文史料だけではなく和文史料にも通じた朱徳蘭・劉序楓の牽引により、水準の高い研究が継続的に発表され、その成果は次世代の研究者にも継承されつつある。さらに最近では、劉序楓により『華夷変態』の全記事のデータベース化も進められており、これが完成すれば、今後の研究の進展に画期的な意義を持つであろう。

二 中国大陸における『華夷変態』研究

(1) 中国大陸における『華夷変態』研究の開始

台湾では日本統治時代から『華夷変態』の複数の写本が伝えられ、それを用いた研究が進められたのに対し、中国大陸では『華夷変態』の完本を参照することができず、その史料価値もほとんど知られていなかった。1964年に、謝国楨が『増訂晚明史籍考』において、1958年に東洋文庫から刊行された、活字本『華夷変態』を紹介しているが、彼はその原本を見たわけではなく、そこで紹介された同書の目録も、1930年代の『晚明史籍考』に列記された通行本の目録を再録したものであり、さらに掲載される序文も、漢文抜粋本からの引用であった⁽³⁷⁾。謝氏は『華夷変態』の史料価値を高く評価するものの、原本を確認することが出来なかったため、例えば漢文本『華夷変態』に収録された「李賊覆史軍門書」に注目しながらも、南明史料として収録することを控えている⁽³⁸⁾。謝氏はまた明末清初に上海近郊で発生した「烏龍会」の反乱について検討し、その文末では、「烏龍会」及びその象徴としての文身が福建・広東・日本まで影響を及ぼしたことを言及し、「日本林恕が著した『華夷変態』には、その事実を記載しているというが、手元に同書がなく、具体的な事実を提示できない」と述べている⁽³⁹⁾。

さらに人民共和国成立後、明清社会経済史の研究を牽引してきた傅衣凌も、清初の銅商人の洋銅採弁に注目し、木宮泰彦などの研究を踏まえて日本銅の輸入について論じたが、その論文の最後には『華夷変態』を日本史料の代表として挙げているが、1956年という時代にあつては、同書を実見することは出来なかったようだ⁽⁴⁰⁾。このほかに韓振華は、漢文抜粋本所収の記事を用いて、鄭氏の海外貿易が奴隸的な性質を帯びる「義子」によって運営されていたことを指摘している⁽⁴¹⁾。総じて、1960年代前半まで、中国大陸の学界では、『華夷変態』の書誌的な知識及びその史料価値がある程度認識されるに留まり、漢文本『華夷変態』以外のテキストは利用出来なかったため、同書の本格的な研究は皆無に近かった。

ところが1960年代以降、日中の国交がまだ回復していなかったにもかかわらず、三冊の東洋文庫刊本の『華夷変態』が中国大陸にもたらされた。著名な歴史家である周一良(1913-2001)の随筆には、当時の中国大陸における『華夷変態』の流布について、次のような興味深い記述がある。

五六十年代、海外で本を買うのがとても困難であった。歴史系の顧文璧先生はある友達に日本に居て、1963年、私は彼を頼んで一部(東洋文庫本『華夷変態』)を買った。出版の時期から言えば、必ずしも遅いとは言えず、「風氣の先を得た」と言うべ

きであろう。

(中略)

この本を入手して雀躍を禁じ得なかった。いち早く前に付する浦廉一教授の本書の研究状況を概述する、要点を掴み得た解説を読んだ。私は興味津々で即刻この時期の中日関係の研究に着手しようと思っていたが、「文化大革命」が間もなく起こり、あつと言う間に二十年が過ぎ去って、終始、私は再びこの本に触ることはなかった⁽⁴²⁾。万難を排してやっと念願の『華夷変態』を入手したから、文革のため利用が叶わず 20 年近くの間そのまま放置せざるを得なかった周一良の慨嘆は、必ずしも彼一人の悲運ではなかった。私見の限り、60 年代中期から 70 年代末まで、『華夷変態』に言及した論文は一点も確認出来ていない。

1970 年代末に文化大革命が終了すると、中国大陆における学術研究もようやく再開され、このころから『華夷変態』の史料価値もしだいに知られるようになっていった⁽⁴³⁾。1979 年には大庭脩が訪中し、近世日中関係史に関する講演において『華夷変態』を紹介している⁽⁴⁴⁾。これを契機に、大庭の一連の研究が中国学界に紹介された⁽⁴⁵⁾。1980 年には、『華夷変態』により明末清初の文化交流を論じた、木宮泰彦『日中文化交流史』の中国語訳も刊行された⁽⁴⁶⁾。また大庭の後継者である松浦章も、清代の日中貿易や華人海商に関する多くの論文を中国で発表し⁽⁴⁷⁾、『華夷変態』の史料価値を中国大陆の学界に具体的に提示している。これらの日本人研究者の論考は、曹永和・陳荊和・朱徳蘭・劉序楓などの台湾の研究とともに、中国大陆の東アジア海域史研究にも大きな影響をあたえた。1980 年代以降は、中国大陆でも『華夷変態』の記事を引用した、多数の論考が陸続と発表されている。

例えば、陳柯雲は木宮泰彦による鄭泰の存銀に関する記述を引用し、朝鮮史料と照合して鄭氏の対外貿易の実態を検討し、郭蘊静も木宮の研究に基づいて 1685 年に日本に遣わされた「官船」について論及している⁽⁴⁸⁾。章文欽は浦廉一及び木宮の研究を参照して、幕府の南蛮制禁について論じ、王慕民らは木宮・大庭の研究に全面的に依拠し、清代における寧波と日本の交流を概観した⁽⁴⁹⁾。郭雙林、張燕清もイギリスと清朝の貿易を考察するに当たり⁽⁵⁰⁾、松浦の研究を参照している。さらに華立は、まず浦廉一の書誌的な研究に基づき『華夷変態』の成立過程を紹介し、また松浦の研究を踏まえ、日本に伝わった乾隆帝南巡に関する史料を考察した⁽⁵¹⁾。黄啓臣・張徳信、范金民、段樺はそれぞれ松浦の著書への書評において、『華夷変態』を含む中日史料の博搜を高く評価している⁽⁵²⁾。一

方葉顯恩は、風説書により海南島の対外貿易を論じた小葉田淳の研究に依拠して、当時の海船の航行速度を計算し、何瑜は清代における海南島貿易の増大を論じ、芮錫森・張書裔、王裕秋も小葉田が紹介した風説書によって海南島の開発や貿易について検討した⁽⁵³⁾。

台湾の学者の研究成果も中国大陆に影響を与えている。例えば、曹永和が訳した遷界令前後の台湾移民の状況を示す風説書は、多くの大陸研究者によって引用されている⁽⁵⁴⁾。ただし林慶元は、遷界令撤廃後に大陸へ帰還した移民の数を記したその風説書の内容に疑問を呈し、十数万人が大陸に戻ったとは考えがたいと主張している⁽⁵⁵⁾。このほか林仁川、孫清玲、李祖基も同じ風説書を引用して、大陸と台湾の人的交流を論じた⁽⁵⁶⁾。

陳荊和が引用した『華夷変態』所収の史料を利用した大陸研究者の論文も少なくない。呉鳳斌は鄭氏と東南アジア華僑の関係を考察し、郭松義は楊彦迪・陳上川のベトナムへの移植について概述した⁽⁵⁷⁾。戴可来・于向東は大汕和尚のベトナムにおける事蹟を考察し⁽⁵⁸⁾、楊国楨らは明清の海外移民について論じた⁽⁵⁹⁾。また譚志詞は嶺南とベトナムの仏教交流について論じ、黃素芳や蔣国学はシャムやベトナムにおける華人商人の海外貿易について検討を加えている⁽⁶⁰⁾。

また、李金明、呂淑梅、徐曉望、莊国土、邱普艷は朱徳蘭の研究を参照し、『華夷変態』所収史料を再引用して、日清貿易・海港・海洋信仰・海上移民などについて論じている⁽⁶¹⁾。このほか、『華夷変態』を先行研究により参照した研究として閻彩琴、尤建設、呉元豊の論稿がある⁽⁶²⁾。なお Sarasin Viraphol は唐船による中国・日本・シャムの三角貿易に関する著書を発表し、その一部も中国語に抄訳された⁽⁶³⁾。

(2) 中国大陆における『華夷変態』研究の新動向

このように中国大陆においては、『華夷変態』は主として日本や台湾の論文に引用された記事により参照されていた。しかし 1980 年代後半から、中国大陆の学界でも、直接に『華夷変態』を利用して 17～18 世紀の東アジアにおける通交・貿易・文化交流などを検討した論考が増えていった。それらの論考の主要なテーマは、①「日本乞師」を中心とした政治・軍事・外交史研究と、②華人海商の貿易活動の研究であった。さらに近年では、③東アジアにおける情報伝達の問題にも関心が集まりつつある。以下、この三つの分野について、主要な研究成果を紹介することにした。

①政治・外交史をめぐる研究

この分野については、やはり南明政権や鄭氏勢力による「日本乞師」を概観した研究が

多いが、おもに『華夷変態』所収の漢文史料が検討の対象とされ、和文史料までも考察の対象とした論考は乏しい⁽⁶⁴⁾。たとえば胡滄澤は鄭成功の隠元宛の書簡を再検討して、鄭氏が隠元を通して日本に援兵を求めたという通説を批判するとともに、『華夷変態』所収の鄭成功の書簡により、鄭成功による日本乞師自体を否定している⁽⁶⁵⁾。ただし彼は同書に所収する鄭成功の書簡2通のうち、漢文書簡を挙げるにすぎず、数万の援兵を要請した和文書簡を見逃している。なお韓振華・黄志中・呉鳳斌・林仁川・林金水・謝必震なども、『華夷変態』を参照して、鄭氏政権の実態や対日関係について論じているが、それらの論考で利用されているのは、おもに漢文抜粋本の漢文史料である⁽⁶⁶⁾。

一方、最近では『華夷変態』などにより、明末清初を転機とした華夷秩序の変動を論じた研究も現れている。たとえば韓東育は、江戸時代における「日本型華夷秩序」の形成という観点から、あらためて「日本乞師」に注目した⁽⁶⁷⁾。それによれば、江戸幕府は乞師のために来日した南明や鄭氏の使節が、清朝を「夷狄」として蔑視する一方、日本を「中華」の一員と称したことを、日本自身の「中華」化に結びつけようとした。また幕府は琉球を通じて南明側に武器を売り込むとともに、鄭氏が琉球の進貢船を襲撃した事件を利用して、琉球への統制を強めた。さらに1689年には、華人海商を「夷」と称して唐人屋敷に集住させ、1715年には信牌制度を「勘合」になぞらえて強行するなどして、「日本型華夷秩序」を構築していったという。

また王来特も韓東育の議論を踏まえ、新井白石は正徳新例を、清朝に対しては民間の貿易約定と説明する一方、国内に対しては日本の「国威」と結びつけ、日本型「華夷秩序」の実例として位置づけたと述べている⁽⁶⁸⁾。これらの研究には史料解釈上の問題点もあり、問題提起的な性格が強いが、日本における岩井茂樹の論考などとあわせ⁽⁶⁹⁾、正徳新例や信牌制度の成立にいたる過程を、東アジア通交秩序の変動のなかに位置づけることは重要な課題であろう。

②華人海商の貿易活動をめぐる研究

唐船風説書に記された華人海商の日本・東南アジア貿易については、前述のように日本や台湾において多くの研究成果が蓄積されているが、大陸でも華人通商圏に対する関心が高まるとともに、関連する論考が増加している。たとえば徐恭生は、鄭彩の長崎奉行への書簡、長崎存銀事件、鄭経による琉球貢船の拿捕などの事件を通じて、鄭経と日本の通交は、貿易活動に外交交渉が付随したものであったと論じた⁽⁷⁰⁾。陳自強も長崎存銀事件の経過を概観し、あわせて『華夷変態』所収の鄭氏関係史料を紹介・解説している⁽⁷¹⁾。ま

た任鴻章・聶德寧・馮立軍も、長崎存銀事件の事例研究を通じて、鄭氏の貿易組織や遷界令下の貿易の実態を考察し⁽⁷²⁾、陳希育は施琅による個人的な商船派遣や、展海令に伴う唐船の日本渡航の激増などを検討した⁽⁷³⁾。さらに徐建新は、清朝の台湾征服前夜における台湾商船の動向を明らかにし⁽⁷⁴⁾、連心豪・何宇は清朝や施琅が日本に派遣した官船について論じている⁽⁷⁵⁾。また李天錫は鄭芝龍による長崎の子息七左衛門への送金事例を分析し、それを海外華僑による送金（僑批）の初期事例として位置づけた⁽⁷⁶⁾。

このほかに徽州・広州・潮州商人の対日貿易に関する王振忠・黄啓臣・焦鵬の論考や、広東平南王の対日貿易に関する荊曉燕の論考でも、唐船風説書が利用されている⁽⁷⁷⁾。さらに唐船風説書を参照して、華人海商の東南アジア貿易を検討した成果としては、清朝とシャムの米貿易を論じた湯開建、ベトナムの華人海商による海外貿易を分析した于向東・李慶新の論考がある⁽⁷⁸⁾。

③風説書と海外情報の伝達をめぐる研究

最近では中国大陆でも、単に『華夷変態』の記事を海外史料として利用するだけではなく、唐船風説書の作成過程や、『華夷変態』の成立及びその全体的内容について論じた研究も現れつつある。たとえば劉小珊・邵継勇は、唐通事による風説書聴取の職務について論じ、牛建強・仲光亮は風説書の内容的特徴を提示するとともに、幕府による情報収集態勢についても論及している⁽⁷⁹⁾。また孫文は、唐船風説書と『華夷変態』を主題とする、中国語圏では初めての専著である、『唐船風説：文献与歴史—『華夷変態』初探』（商務印書館、2011）を刊行している。同書は主に浦廉一の研究に依拠して、『華夷変態』の書誌的な情報を解説し、そのうえで商船の数量統計、西欧商船の動向、鄭氏の日本乞師や対日貿易、三藩の乱に関する情報、中国沿海各地における唐船貿易など、広範な問題に検討を加えている。独自の論点はさほど多くないものの、中国の学界に『華夷変態』の全体像を示した意義は大きいであろう。このほかにも陳波は、『華夷変態』関連研究を概述すると共に、その編者の林氏の学問について論及し、さらに風説書を史料として利用するだけではなく、漢文史料の記載との異同をも具体的に検討すべきだと提言している⁽⁸⁰⁾。

また日中文化交流に関する論考としては、馮佐哲が風説書に記された、漂流民や僧侶などによる民間交流について検討を加えている⁽⁸¹⁾。さらに姜伯勤は華人僧侶大汕の日本渡航と、長崎当局の対応を記す風説書を整理し、17世紀には唐船交易圏の拡大と併行して、禅宗や媽祖信仰の文化圏も伸張したことを指摘している⁽⁸²⁾。

このほかに、唐船風説書により日本に伝播した、中国の情報に注目した論考として、郭

松義は康熙年間に日本に伝わった、清朝が民間の淑女を官女として選抜するという内容の謠言について考察し⁽⁸³⁾、牛建強も『華夷変態』所収の「大明論」・「清朝有国論」を、明末清初における土風の紊乱を示す史料として紹介している⁽⁸⁴⁾。さらに華立は、沿海地域の情報に比べて見逃されがちな、内陸部の軍事情報に注目し、康熙年間の対ジュンガル戦争の状況を伝えた風説書について、関連する漢籍史料を照合して検証を加えた⁽⁸⁵⁾。

このように中国大陆における『華夷変態』研究は、1970年代末から始まったといえるが、当初は日本や台湾における研究から、漢文による記事を孫引きしたものが多く、独自性を持つ成果は乏しかった。しかし近年では、海域史研究への関心の高まりや、日本や台湾の学界との交流の活発化を背景として、大陸の学界でもオリジナリティのある成果がしだいに現れつつあり、今後の研究の進展が期待される。

三 『華夷変態』研究の課題と展望

『華夷変態』は1640年代から1720年代までの風説書を収録しているが、この80年あまりの期間に、日本では江戸幕府が幕藩体制を確立するとともに、対外関係を長崎・薩摩・対馬・松前のいわゆる「四つの口」に集約して「鎖国」体制を構築し、最終的には正徳新例や信牌制度によって、唐船貿易の統制を確立していった時期であった。一方で同時代の中国では、明朝の滅亡後、清朝が李自成らの残存勢力・南明政権・呉三桂らの三藩、そして鄭氏海上勢力との角逐を制して、台湾を含む全土の支配を確立していった。鄭氏勢力の降伏後、1684年には清朝が海禁を解除して民間商船の海外渡航を許可し、四つの海関を設けて貿易管理にあたらせた。17世紀末から18世紀初頭にかけて、日中双方で貿易管理体制が確立するとともに、日本側の貿易抑制策によって、華人海商の活動の主舞台は、東シナ海域から南シナ海域へと移っていったのである。

『華夷変態』はこうした時代状況の下で進展した華人海商の貿易活動や、鄭氏勢力・清朝・江戸幕府などの政治・外交関係の実態を示す、もっとも具体的な一次史料群である。本稿で紹介したように、近年の中国語圏では『華夷変態』に対する関心が高まり、日本の学界以上に、広範なテーマに関して多くの論考が発表されている。最後に、こうした中国語圏における『華夷変態』研究が、日本における研究に対してもつ独自の意義と今後の課題を、特に注目される論点について述べておきたい。

まず南明政権や鄭氏勢力の日本乞師については、周知のように日本では石原道博以来の

研究の蓄積があり、乞師の経緯や日本側の対応などが丹念に検証されてきた⁽⁸⁶⁾。一方、つとに台湾の楊雲萍は、南明政権が日本・琉球に送った書簡における文言の相違について指摘している。南明や鄭氏勢力は、琉球に対しては依然として尊大な文言を維持する一方、より大国であった日本に対しては、朝貢秩序の原則とは異なる対等に近い文言を用いていた⁽⁸⁷⁾。こうした問題と関連して、韓東育は日本乞師や正徳新例を日本型華夷秩序の形成と関連づけて論じている⁽⁸⁸⁾。日本の学界でも、明清交替期における華夷観の多元化や、日本人の中国観の変遷などの問題が注目されており⁽⁸⁹⁾、日本乞師を東アジア国際秩序の全体的な変動のなかで論じることは重要な課題といえよう。

また華人海商の貿易活動については、朱徳蘭や徐建新らによって、鄭氏の商業勢力としての側面が明らかにされてきたが⁽⁹⁰⁾、曹永和が指摘するように、鄭氏が清朝に降伏した後、施琅が鄭氏の船団を掌握し、その貿易利権を継承しようとしたことも注目される⁽⁹¹⁾。最近では、鄭維中もオランダ東インド会社文書を活用して、施琅が鄭氏降伏後にオランダ勢力も利用して、福建における海外貿易の掌握を図ったことを解明している⁽⁹²⁾。また日本では、山脇悌二郎・大庭脩・松浦章などの多くの研究者によって、唐船風説書を主要な史料として、長崎唐人貿易の制度や実態と、それらの時代的変遷が詳細に検討されてきた⁽⁹³⁾、ただし長崎側における貿易の実態が精緻に論じられる一方、華人海商の出身地域別の特徴や、中国側における輸出商品の生産や集荷、取引や納税の実態などについては、なお不明な点が多い。つとに曹永和は、台湾における鹿革の生産と集散、日本におけるその輸入と消費について、唐船風説書などを利用して全体的な考察を加えており⁽⁹⁴⁾、このように長崎唐人貿易を、東アジア海上貿易の全体構造に位置づけていくことが必要であろう。

さらに日本では、風説書の作成過程やその内容の伝播などについては、早くから検討が進められ、さまざまな中国情報が、風説書を通じて日本に伝えられたことが明らかにされてきた⁽⁹⁵⁾。中国語圏の研究でも、風説書を通じた情報伝播の問題は関心を集めており、たとえば華立は、中国だけではなく、内陸アジア方面の情報までもが、華人海商によって日本に伝えられたことを明らかにしている⁽⁹⁶⁾。このような個別事件に関する情報伝播の事例研究をふまえて、さらに風説書によってもたらされた、中国から東南アジア・内陸アジアにいたる海外情報が、当時の日本における海外認識にどのような影響をあたえたのかを、総合的に論じることも重要な課題である。このような海外情報を収集・伝達したメディアとしての、華人海商の情報ネットワークの実態についても、多くの風説書の分析を通じて考察することができよう。さらに、華人海商がこれらの情報をどのようなルートで入

手し、そこにはどのようなバイアスがかかっていたのかといった問題も、従来の研究ではほとんど看過されていた。『華夷変態』は、そこに記された情報の内容はもとより、情報伝達自体についても、きわめて豊富な内容を含んでいるのである。

そもそも前近代の中国史料においては、華人海商自身が残した記事は極めて限られており、彼らの口述をほぼそのままに和訳して、体系的に記録した『華夷変態』の史料価値はきわめて大きい。たとえば三藩の乱について、清朝側が編纂した実録などの基本史料や、『平定三逆方略』（1686年）などの公定史書には、三藩側や鄭氏側の視点から記された記事は、当然ながらほとんど残されていない⁽⁹⁷⁾。これに対し、『華夷変態』には鄭氏勢力下にあった海商たちの証言が豊富に残されており、双方を対照することにより多面的な考察が可能となるのである⁽⁹⁸⁾。

おわりに

以上、本稿では、台湾と中国大陆における『華夷変態』の研究史を紹介し、それらの成果と課題について概括してきた。特に台湾においては、戦前の台湾帝国大学における南洋史研究の蓄積もあり、17世紀の台湾をめぐる通商・外交・軍事の実態を示す重要史料として、早くから『華夷変態』の研究が進められ、台湾史研究の進展とも併行して、多くの重要な実証論文が発表されている。一方で中国大陆では、文化大革命などの影響もあって、『華夷変態』の本格的な研究が始まったのは1980年代以降であり、当初は日本や台湾論著に引用された記事の孫引きにすぎないことも多かった。しかし最近では大陸でも、主に若手研究者によって『華夷変態』の本格的な研究が緒につきつつある。

従来、日本における『華夷変態』研究では、中国語圏における関連研究に対する関心は全体的に低く、主に台湾で蓄積されてきた実証研究の成果も、十分に認知されているとはいえない。しかし最近では、双方の研究者の留学や共同研究を通じて、日本と中国語圏の『華夷変態』研究者の交流も徐々に進みつつある。また従来、中国人研究者にとって、『華夷変態』の大部分を占める候文の読解はハードルが高く、数量的にはほんの一部に過ぎない漢文文書の検討が中心となってきた。しかし近年の若手中国人研究者には、候文を読解し、『華夷変態』を総合的に検討・利用しようとする者も現れつつある。さらに台湾の劉序楓らが進める、『華夷変態』のデータベース化も注目すべきプロジェクトである。今後は日本・中国・台湾などの研究者の双方向的な学術交流を通じて、こうした研究がさらに

進展することを期待したい。上文で挙げた研究のほかにも筆者が言及することのできなかつた重要な研究も少なからずあるものと思われるが、博雅の御教示を仰ぎ、今後の研究に期すこととしたい。

〔注〕

- (1) 浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書の研究—」(『華夷変態』上、東洋文庫、1958年)。
- (2) 石原道博「明末の日本乞師補考」(『和田博士古稀記念 東洋史論叢』講談社、1961年) 86-88頁。
- (3) 小林叟発編『華夷変態』(源光鑑発行、秀光社印刷、1906年)、本稿第8章参照。
- (4) 稲葉君山(但燾ほか訳)『清朝全史』第2冊(中華書局、1915年) 37-47頁。
- (5) 木宮泰彦(陳捷訳)『中日交通史』(商務印書館、1931年)。
- (6) 朱希祖「吳三桂周王紀年疑」(『中央研究院歷史語言所集刊』2本4分、1932年) 393-395頁。
- (7) 謝国楨『晚明史籍考』卷2(国立北平図書館、1933年) 48-49頁。
- (8) 稻垣孫兵衛『鄭成功』(台湾経世新報社、1929年)。
- (9) 岩生成一「華夷変態」(『台湾文化』1巻3期、1946年) 17頁。
- (10) 岩生成一「華夷変態目録」(『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』6号、1940年)。
- (11) 小葉田淳『史説日本と南支那』(台北野田書房、1942年) 54、127-162頁、同『海南島史』(東都書籍株式会社、1943年)、同(張迅齊訳)『海南島史』(学海出版社、1979年) 275-278頁を参照。
- (12) 李東華他編『羅宗洛校長与台大相關史料集』(国立台湾大学出版中心、2007年) 276頁、原文「下午二時岩生教授出其所收藏之文献教(数か)十種、陳列於文政学部二楼、請余等前往參觀。大抵皆為台湾之史料、如台湾與荷蘭、西班牙、英、法等国之關係、多系領事、伝教師等之報告、可窺知當時台湾之情形者、頗為珍貴。又有『華夷変態』八十冊、系抄本、乃明末清初日人關於中国動態之情報。蓋當時滿人入関、囊括中夏、日人恐波及日本、注意其挙動、故派多人偵探、其結果編成八十冊之報告。本大学所有者即其抄本、與原本無二」。
- (13) 国立台湾大学文学院編『国立台湾大学文学院院史稿』(国立台湾大学出版中心、2008年) 6頁。
- (14) 箭内健二ほか「岩生成一博士略年譜」(『東方学』80号、1990年) 197頁。

- (15) 前掲注 (9)、岩生論文。
- (16) 中村質「附記」(『華夷変態』上、東洋文庫、1958 年) 77 頁。
- (17) 楊雲萍「楊英に関する一資料」(許雪姬主編『楊雲萍全集』4 冊、国立台湾文学館、2011 年、初出 1941 年)。
- (18) 楊雲萍「蔡政」、「劉国軒」(『楊雲萍全集』3 冊、初出 1952 年)、同「鄭經入台湾嗣位始末考」(『楊雲萍全集』5 冊、初出 1965 年)。
- (19) 楊雲萍「鄭經進征大陸の始末」(『楊雲萍全集』5 冊、初出 1961 年)。
- (20) 楊雲萍「南明時代与琉球之關係の研究」、同「南明時代與日本の關係」(『楊雲萍全集』5 冊、初出 1969 年、1974 年)。
- (21) 陳荊和「清初華舶之長崎貿易及日南航運」(『南洋學報』13 卷 1 輯、1957 年)、同「十七、十八世紀之安南唐人街及其商業」(『新亞學報』3 卷 1 期、1957 年)、同「十七世紀之暹羅對外貿易与華僑」(凌純聲等著『中泰文化論集』中華文化出版事業委員會出版、1958 年)、同「清初鄭成功殘部之移殖南圻(上)」(『新亞學報』5 卷 1 期、1960 年)、「清初鄭成功殘部之移殖南圻(下)」(『新亞學報』8 卷 2 期、1968 年)、同『十七世紀廣南之新史料』(中華叢書委員會、1960 年)。
- (22) 曹永和(陳宗仁校注)『近世台灣鹿皮貿易考：青年曹永和的學術啓航』(財團法人曹永和文教基金會・遠流出版事業股份有限公司、2011 年)。
- (23) 曹永和『台灣早期歷史研究』(聯經出版事業公司、1979 年) 273、238 頁、同『台灣早期歷史研究續集』(聯經出版事業公司、2000 年) 31-32、129-146 頁。
- (24) 林玉茹・李毓中『台灣史研究入門』(汲古書院、2004 年) 43 頁。
- (25) 浦廉一(賴永祥訳)「清初遷界令考」(『台灣文獻』6 卷 4 期、1955)、同(李孝本訳)「台灣鄭氏與朝鮮之關係」(『台灣風物』11 卷 4 期、1961)。
- (26) 浦廉一(李孝本訳)「延平王戶官鄭泰長崎存銀之研究」(『台灣風物』11 卷 3 期、1961 年)。林子侯「明鄭対日關係与存銀事件」(『台灣文獻』25 卷 4 期、1974 年)、を参照。
- (27) 黃玉齋「明鄭成功的抗清与日本」(『台灣文獻』9 卷 4 期、1958 年)、同「鄭成功時代与日本徳川幕府」(『台灣文獻』13 卷 1 期、1962 年)。
- (28) 朱徳蘭「清初遷界令時明鄭商船之研究」(『史聯雜誌』7 期、1985 年)、同「清初遷界令時中国船海上貿易之研究」(『中国海洋發展史論文集』第 2 輯、中央研究院三民主義研究所、1986 年)、同「明鄭時期台灣海商經營日暹貿易之研究—以胡秋官・藍澤兩艘商船為例」(『東海學報』28 卷、1987 年)、同「清康熙年間台灣長崎貿易与国内商品流通關係」(『東海

- 學報』29 卷、1988 年)、同「清開海令後的中日長崎貿易商与國內沿海貿易 (1684~1722)」(張炎憲編『中国海洋發展史論文集』第 3 輯、中央研究院三民主義研究所、1988 年)。
- (29) 劉序楓「清代的乍浦港与中日貿易」(張彬村・劉石吉編『中国海洋發展史論文集』第 5 輯、中央研究院中山人文社会科学研究所、1993 年)、同「清康熙~乾隆年間洋銅的進口与流通問題」(湯熙勇編『中国海洋發展史論文集』第 7 輯、中央研究院中山人文社会科学研究所、1999 年)、同「清代環中国海域的海難事件研究」(朱德蘭編『中国海洋發展史論文集』第 8 輯、中央研究院中山人文社会科学研究所、2002 年)、同「清政府对出洋船隻的管理政策 (1644-1842)」(劉序楓編『中国海洋發展史論文集』第 9 輯、中央研究院中山人文社会科学研究中心、2005 年)、同「由『華夷變態』看清初東亞海域的海上交通狀況」(李慶新編『海洋史研究』第 1 輯、社会科学文献出版社、2010 年)。
- (30) 徐玉虎『明代琉球王国对外關係之研究』(學生書局、1982 年) 108-110 頁。
- (31) 林呈蓉「国姓爺「日本乞師」之再考」(『台灣風物』45 卷 1 期、1995 年)。
- (32) 鄭瑞明『清代越南的華僑』(國立台灣師範大學歷史研究所、1976 年)、同「台灣明鄭与東南亞之貿易關係初探—發展東南亞貿易之動機、実務及外商之前来」(『國立台灣師範大學歷史學報』14 期、1986 年)、同「日本古籍『華夷變態』的東南亞華人史料」(『海外華人研究』2 期、1992 年)。
- (33) 鄭瑞明「從明鄭戶官鄭泰長崎存銀訴訟事件看十七世紀中葉的日本唐通事」(『笠征教授華甲紀念論文集』台灣學生書局、2001 年)、同「清領初期的台日貿易關係 (1684-1722)」(『國立台灣師範大學歷史學報』32 期、2004 年)。
- (34) 王爾敏「清廷『聖諭廣訓』之頒行及民間之宣講拾遺」(『中央研究院近代史研究所集刊』22 期 (下)、1993 年)。
- (35) 錢江「十七至十九世紀初越南沿海的中国帆船貿易」(前掲『中国海洋發展史論文集』第 9 輯)。
- (36) 沈玉慧「琉球情報伝通角色之形成及建立」(辛德蘭主編『第十屆中琉歷史關係學術會議論文集』中琉文化經濟協會、2007 年)。
- (37) 謝国楨『增訂晚明史籍考』(上海古籍出版社、1981 年、初版中華書局、1964 年) 99 2-995 頁。
- (38) 謝国楨『晚明史略』(上海人民出版社、1957 年) 73 頁、「有一個抄本華夷變態書籍里記有李自成与“史軍門”来往的書信，不見得可靠，未敢採用」。
- (39) 謝国楨「關於「削鼻班」和「烏龍会」」(『中国古代史論叢 第 1 輯』福建人民出版社、

1981 年) 128 頁。

(40) 傅衣凌「清代前期東南洋銅商人」(『明清時代商人及商業資本』人民出版社、1956 年) 197 頁、「惟因各項基本參考資料，(中略)以及日方資料，如“華夷變態”等書，均無法引用，特志於此，以待國內學界的共同協力」。

(41) 韓振華「鄭成功時代的對外貿易和對外貿易商」(『廈門大學學報(社)』1962 年 1 期)。

(42) 周一良「『華夷變態』與東南亞史料」(『書生本色』北京大學出版社、2009 年) 156-157 頁、「五六十年代，國外買書很困難。歷史系顧文璧先生有一位朋友在日本，1963 年，我就託他買了一部。應該說距離出版時期還不算晚，可謂“得風氣之先”了。(中略)我得到了這部書，不勝雀躍。當時我就讀了浦廉一教授提綱挈領地在書前面所寫的解說，大致概述了本書的研究情況。我興致勃勃地立刻想就這一時期的中日關係進行研究，但是“文化大革命”很快來了，一下子就是二十年，我始終沒有摸過這本書」。

(43) たとえば 1979 年には、顧誠が『華夷變態』所収の侯文の記事を、専門家に中国語訳してもらい、伝説中の李公子と李自成が同一の人物だとする自説を補強している。顧誠「再談李岩問題」(『北京師範大學學報』1979 年 2 期)。

(44) 大庭脩「日清貿易概観」(『社会科学輯刊』1980 年 1 期)。

(45) 大庭脩・松浦章「在日本研究日中關係史的現狀—以明治前為中心」(『山西大學學報』1982 年 2 期)、大庭脩「關於江戸時代中国船漂流到日本的資料」(『日本研究』1987 年 3 期)、同「中日圖書文化交流講話(第二講 漢籍的目錄)」(『津圖學刊』1994 年 2 期)、同「浙江與日本：1684 至 1728 年寧波船的動向」(王勇主編『中国江南：尋繹日本文化的源流』当代中国出版社、1996 年)、同「江戸時代の日中典籍交流」(王勇・大庭脩編『中日文化交流史大系・典籍卷』浙江人民出版社、1996 年)、同『江戸時代日中秘話』(中華書局、1997 年)、同『江戸時代中国典籍流播日本之研究』(杭州大學出版社、1998 年)。

(46) 木宮泰彦(胡錫年訳)『日中文化交流史』(商務印書館、1980 年)。

(47) 松浦章「康熙年間武昌兵變在日本的傳聞」(『日本研究』1985 年 3 期)、同「清代福建的海外貿易」(『中国社会經濟史研究』1986 年 1 期)、同「清代前期中英海運貿易研究」(中外關係史學會編『中外關係史叢』第 3 輯、上海訳文出版社、1986 年)、同「康熙帝與日本的海舶互市新例」(『社会科学輯刊』1987 年 2 期)、同「明末清初中国商船帶到日本的海外政治情報」(『海交史研究』1990 年 1 期)、同「清代福建的海船業」(劉俊文編『日本中青年學者論中国史 宋元明清卷』上海古籍出版社、1995 年)、同「來日清人與日中文化交流」(『唐都學刊』25 卷 2 期、2009 年)、同『明清時代東亞海域的文化交流』(江蘇人民出版

- 社、2009 年)、同『清代帆船東亞航運与中国海商海盜研究』(上海辞書出版社、2009 年)。
- (48) 陳柯雲「從朝鮮李朝文献看鄭氏集团的海外貿易」(『安徽師範大学学報(哲社版)』1985 年 1 期)。郭蘊靜「清康熙時期对日政策考析」(『河北学刊』1999 年 4 期)。
- (49) 章文欽『澳門歷史文化』(中華書局、1999 年) 128 頁。王慕民・張偉・何燦浩『寧波与日本經濟文化交流史』(海洋出版社、2006 年)。
- (50) 郭双林「第一次鴉片戰爭前後英国对舟山群島的侵略」(『中州学刊』1989 年 5 期)。張燕清「英国東印度公司对華貿易中心從厦門轉向広州的原因」(『學術研究』1999 年 8 期)。
- (51) 華立「『唐船風説書』与流传在日本的乾隆南巡史料」(『清史研究』1997 年 3 期)。
- (52) 黃啓臣・張德信「一部揭示貿易全球化的佳作」(『史学集刊』2003 年 4 期)。范金民「触手皆珍構宏篇」(『史林』2005 年 3 期)、段樺「松浦章『清代海外貿易史の研究』評介」(『中国社会經濟史研究』2006 年 2 期)。
- (53) 葉顥恩『廣東航運史(古代部分)』(人民交通出版社、1989 年) 259-260 頁。何瑜「清代海南開發述略」(『中国辺疆史地研究』1992 年 2 期)。芮錫森・張書齋「清初瓊州与日本長崎的貿易錢幣」(『海南金融』1995 年 9 期)。王裕秋「歷史上日本人和海南島的關係」(『海南師範学院学報』2001 年 3 期)。
- (54) 曹永和「鄭氏時代之台湾墾殖」(鄭成功研究學術討論会學術組編『台湾鄭成功研究論文選』福建人民出版社、1982 年)。
- (55) 林慶元「鄭成功復台後台湾土地的開發及其歷史意義」(鄭成功研究學術討論会學術組編『鄭成功研究論文選續集』福建人民出版社、1984 年)。
- (56) 林仁川『大陸与台灣的歷史淵源』(文匯出版社、1991 年) 47 頁、同「明代大陸人民向台湾遷移及对台灣的開發」(『中国社会經濟史研究』1991 年 3 期)、林仁川・黃福才『台湾社会經濟史研究』(厦門大学出版社、2001 年) 18 頁。孫清玲「鄭氏政權時期台湾的政治移民」(『福建師範大学学報』1999 年 4 期)。李祖基「大陸人民渡台的原因与類型」(『台湾研究集刊』2004 年 3 期)。
- (57) 吳鳳斌「鄭成功父子時代与東南亞華僑」(『南洋問題研究』1983 年 1 期)。郭松義「楊彥迪・陳上川」(何齡修・張捷夫編『清代人物伝稿第六卷』中華書局、1991 年) 140 頁。
- (58) 戴可来・于向東「略論积大汕及其越南之行」(『嶺南文史』1994 年 1 期)。
- (59) 楊国楨ほか『明清中国沿海社会与海外移民』(高等教育出版社、1997 年) 36 頁。
- (60) 譚志詞「十七・十八世紀嶺南与越南的仏教交流」(『世界宗教研究』2007 年 3 期)。黃素芳「17-19 世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」(『華僑華人歷史研究』2007 年 2 期)。蔣国

- 学「17 世紀初至 18 世紀中後期越南南河海外貿易中的華商」(『南洋問題研究』2008 年 2 期)。
- (61) 李金明「清初中日海上貿易」(『南洋問題研究』1993 年 1 期)、同「清初遷海時期的海外貿易」(『南洋問題研究』1995 年 3 期)。呂淑梅『陸島網絡—台灣海港的興起』(江西高校出版社、1999 年) 238-241 頁、248-250 頁。徐曉望『媽祖的子民：閩台海洋文化研究』(學林出版社、1999 年) 250-253 頁。庄国土「海貿与移民互動：17—18 世紀閩南人移民海外原因分析」(『華僑華人歷史研究』2001 年 1 期)。邱普艷「越南阮氏政權对華貿易中的華人」(『世界民族』2008 年 5 期)。
- (62) 閻彩琴「17・18 世紀華商在越南海貿領域的經營及影響」(『東南亞研究』2009 年 2 期)。尤建設「阮氏政權時期華僑華人对越南社会經濟發展的貢獻」(『東南亞研究』2005 年 4 期)。吳元豐「南明時期中琉關係探実」(『中国边疆史地研究』12 卷 2 期、2002 年)。
- (63) 沙拉信・維拉福爾(顏章炮訳)「清初的中暹走私貿易」(『南洋資料叢』1991 年 1 期)、同「清初的中暹日三角貿易」(『南洋資料叢』1991 年 2 期)。Sarasin Viraphol: *Tribute and profit : Sino-Siamese trade, 1652-1853 Cambridge, Mass. : Council on East Asian Studies, Harvard University : Distributed by Harvard University Press, 1977.*
- (64) 沙里「清初台灣復歸祖国及其和日本的關係」(『日本の中国移民』生活・讀書・新知三聯書店、1987 年)。寧生「日本応鄭成功請求大挙出兵新証」(王春瑜編『明史論叢』中国社会科学出版社、1997 年)。南炳文「南明首次乞師日本将領之姓名考」(『史学月刊』2002 年 1 期)、同「「朱成功献日本書」の送達者非桂梧・如昔和尚説」(『史学集刊』2003 年 2 期)。
- (65) 胡蒼澤「鄭成功与隱元禪師關係略論」(『福建師範大學學報(哲社版)』1997 年 4 期)。
- (66) 韓振華「再論鄭成功与海外貿易的關係」(『中国社会經濟史研究』1982 年 3 期)。黃志中「顏思齋鄭芝龍入台年代考」(『福建師大學報(哲社版)』1983 年 1 期)。吳鳳斌「鄭成功父子時代与日本華僑」(『南洋問題研究』1983 年 3 期)、同「明鄭家族与安平港」(『南洋問題研究』1985 年 4 期)、同「鄭芝龍・鄭成功父子僑居日本考略」(中外關係史学会編『中外關係史論叢』第 2 輯、世界知識出版社、1987 年)。林仁川『明末清初私人海上貿易』(華東師範大學出版社、1987 年)。林金水・謝必震編『福建對外文化交流史』(福建教育出版社、1997 年)。なお、『華夷変態』には三藩の乱に関する史料も多いが、大陸の学界では吳三桂と鄭經の檄文が引用されるにとどまる。例えば、孟昭信『康熙評伝』(南京大学出版社、1998 年) 95-96 頁、張仁忠『六十年風雲—鄭氏四世与台灣』(九州圖書出版社、2000 年) 17 3 頁、など。
- (67) 韓東育『從「脱儒」到「脱亜」：日本近世以来「去中心化」之思想過程』(台灣大學

出版中心、2009 年）143-203 頁。

(68) 王來特「徳川幕府在信牌事件中的反応：正徳新例再解説」（『歴史研究』2013 年 4 期）。

(69) 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007 年）。川勝守「韃靼国順治大王から大清康熙大帝へ」（『日本近世と東アジア世界』吉川弘文館、2000 年）。

(70) 徐恭生「試論鄭氏与日本の貿易關係」（『福建師大学報（哲社版）』1983 年 2 期）。

(71) 陳自強「就『華夷変態』談康熙年間海外交通貿易的若干狀況」（『海交史研究』1990 年 2 期）、同「鄭氏長崎存銀訴訟案」（『鄭成功研究』厦門大学出版社、1994 年）、同「『華夷変態』中の鄭氏資料簡介」（許在全編『泉州文史研究』中国社会科学出版社、2004 年）。

(72) 任鴻章「明末清初鄭氏集团与日本の貿易」（『日本研究』1988 年 4 期）。聶德寧「明清之際鄭氏集团海上貿易的組織与管理」（『南洋問題研究』1992 年 1 期）。馮立軍「清初遷海与鄭氏勢力控制下的厦門海外貿易」（『南洋問題研究』2000 年 4 期）。

(73) 陳希育「清代厦門港的海外貿易与華僑」（『南洋問題研究』1987 年 3 期）、同「清代福建的外貿港口」（『中国社会經濟史研究』1988 年 4 期）。また韋慶遠「論康熙時期從禁海到開海的政策演变」（『中国人民大学学報』1989 年 3 期）、を参照。

(74) 徐建新「台湾鄭氏商船降清始末」（『中国史研究』1989 年 1 期）。

(75) 連心豪「施琅与清初開海設関通洋」（『中国社会經濟史研究』2000 年 1 期）。何宇「康雍時期的特使与中日貿易」（『遼寧大学学報（哲社版）』37 卷 3 期、2009 年）。また陳東林「康雍乾三帝对日本の認識及貿易政策比較」（『故宫博物院院刊』1988 年 1 期）、荊曉燕「試論康熙時期的对日海外貿易政策」（『社会科学輯刊』2010 年 2 期）も参照。

(76) 李天錫・王朱唇「僑批業初探」（『華僑大学学報（哲社版）』1990 年 2 期）、李天錫「也談僑批的起源及其他」（『華僑華人歴史研究』1997 年 3 期）。

(77) 王振忠「『唐土門簿』与『海洋来往活套』—佚存日本の蘇州徽商資料及相關問題研究」（同『徽州社会文化史探微』上海社会科学院出版社、2002 年）。黄啓臣・龐新平「清代活躍在中日貿易及日本港市的広東商人」（『中山大学学報（社科版）』2000 年 1 期）。焦鵬「清初潮州的对日海上貿易」（黄挺編『潮学研究』13 輯、汕頭大学出版社、2006 年）。荊曉燕「明朝中後期広東地区の対日走私貿易」（『青島大学師範学院学報』28 卷 4 期、2011 年）。

(78) 湯開建・田渝「雍乾時期中国与暹羅的大米貿易」（『中国經濟史研究』2004 年 1 期）。于向東・張磊屏「17、18 世紀広南阮氏与中国、日本の貿易聯繫」（『東南亜縦横』2003 年 10 期）。李慶新『瀕海之地：南海貿易与中外關係史研究』（中華書局、2010 年）。

- (79) 劉小珊「活躍在中日交通史上的使者」(『江西社会科学』2004年8期)。邵繼勇「長崎貿易中の唐通事」(『江南大学学报』2008年5期)。牛建強「從風說書看日本德川幕府對清朝形勢的關注」(『鄭州大学学报』46卷6期、2008年)。仲光亮「論江戸幕府對中国情報的搜集・處理機制—以『華夷變態』中的風說材料為中心」(『社会科学輯刊』2011年2期)。
- (80) 陳波「『華夷變態』研究述略」(『元史及民族与边疆研究』25輯、2013年)。
- (81) 馮佐哲「清代前期中日民間交往与文化交流」(『史学集刊』1990年2期)。
- (82) 姜伯勤『石濂大汕与澳門禪史』(学林出版社、1999年)。
- (83) 郭松義「明清兩代詔選「淑女」引起的動亂」(『故宮博物院院刊』1991年1期)。
- (84) 牛建強「明代中後期士風異動与士人社会責任的缺失」(『史学月刊』2008年8期)。
- (85) 華立「從日本的「唐船風說書」看康熙二十九年的烏蘭布通之戰」(『中国边疆史地研究』20卷3期、2010年)。
- (86) 石原道博『日本乞師の研究』(富山房、1945年)。最近の研究として、小宮木代良「「明末清初日本乞師」に対する家光政權の対応—正保三年一月十二日付板倉重宗書狀の検討を中心として」(『九州史学』97号、1990年)が挙げられる。
- (87) 前掲注(20)、楊論文。
- (88) 前掲注(67)、韓著書。
- (89) 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)。岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(岩波講座世界歴史 13『東アジア・東南アジア伝統社会の形成』岩波書店、1998年)。真壁仁「徳川儒学思想における明清交替—江戸儒学界における正統の転位とその変遷—」(『北大法学論集』62卷6号、2012年)。
- (90) 前掲注(28)、朱論文、前掲注(74)、徐論文を参照。
- (91) 前掲注(23)、曹著書、また曹永和「環シナ海域交流史における台湾と日本」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』吉川弘文館、1988年)を参照。
- (92) 鄭維中(郭陽訳)「清朝の台湾征服とオランダ東インド会社—施琅の「台湾返還」密議をめぐって—」(中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人—十六・十七世紀の東アジア海域—』思文閣出版、2013年)。
- (93) 山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』(吉川弘文館、1960年)。大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』(同朋舎出版、1984年)。松浦章『清代海外貿易史の研究』(朋友書店、2002年)など。
- (94) 前掲注(22)、曹著書。

- (95) 前掲注(1)、浦論文。中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料―幕府の海外情報管理をめぐって―」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年)。
- (96) 前掲注(85)、華論文。
- (97) 細谷良夫「三藩の乱をめぐって―吳三桂の反乱と楊起隆・朱三太子事件―」(歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年)。
- (98) 拙稿「日本長崎唐通事眼中的康熙復台―以『華夷変態』为中心」(張海鵬・李細珠編『台湾歴史研究』第1輯、社会科学文献出版社、2013年)、同「唐船風説書に見る鄭經の「西征」」(『九州大学東洋史論集』42号、2014年)、本稿第3・6章を参照。

第三章 唐船風説書に見る鄭經の「西征」

はじめに

康熙 12 (1673) 年 11 月、康熙帝が三藩の撤廃を命じると、平西王呉三桂は清朝の官吏を殺害し、叛旗を翻した。翌康熙 13 (1674) 年 2 月には、広西將軍孫延齡が呉三桂に降伏し、3 月には福建の靖南王耿精忠もそれに呼応して叛乱を起こしている。さらに 4 月になると、鄭成功の長子鄭經 (1642-1681) も、台湾から大陸に進軍して叛乱に加わり、12 月には、西北方面でも陝西提督王輔臣が挙兵した。さらに康熙 15 (1676) 年には、広東において平南王尚可喜の子である尚之信も呉三桂に投降した。こうして前後九年にわたる「三藩の乱」は最高潮に達し、清朝の中国支配は、明清交替から約 30 年間を経て、最大の難局を迎えることとなった (文末表参照)。

三藩の乱について、従来の研究では、おもに清朝が、呉三桂をはじめとする三藩を平定する過程が検討の主役となり、彼らに呼応して挙兵した鄭氏勢力の活動は副次的なものとなみなされてきた⁽¹⁾。一方、鄭氏台湾に関する研究では、三藩の乱を契機とする鄭經の軍事活動について、早くから検討が進められてきた。古くは江戸時代の川口長孺による著作があり⁽²⁾、明治時代には宮崎来城⁽³⁾、大正時代には稲垣孫兵衛により概説がなされている⁽⁴⁾。さらに戦後には、石原道博・中道邦彦・林田芳雄などが鄭經による「日本乞資」や、清朝との攻防を論じており⁽⁵⁾、台湾の楊雲萍・張茨・黃玉齋・葉高樹⁽⁶⁾、大陸の李鴻彬・張仁忠⁽⁷⁾なども、鄭經の大陸反攻をめぐる複雑な状況を分析し、鄭經の挙兵から敗退に至るプロセスを叙述している。ただしこれらの研究では、基本的に鄭氏側・清朝側の漢文文献を史料としており、三藩の乱や鄭氏勢力について記述した、同時代の海外文献は十分に活用されているとはいえない。

三藩の乱の時期にも、台湾の鄭經をはじめ、広東の平南王や福建の靖南王は、積極的に日本や琉球・オランダ・イギリスなどと通商を行っており⁽⁸⁾、清朝の側でも、オランダに助勢を求めたことがあった⁽⁹⁾。さらに朝鮮も、燕行使を通じて中国情報の収集につとめていた⁽¹⁰⁾。こうした経路を通じて、漢文史料のほかにも、朝鮮・日本・オランダ・イギリスなどの海外諸言語の史料に、三藩の乱に関する記述が残されることになったのである。とりわけ日本では、長崎に来航する華人海商の供述を、ほとんど手を加えずに記録した「唐人風説書」が体系的に作成され、幕府の儒官であった林春勝・林信篤により、『華夷変態』

として集成されている⁽¹¹⁾。

ただし日本に伝えられた三藩の乱をめぐる情報については、呉三桂の動向よりも、日本との関係が深い鄭經に関する消息のほうがはるかに詳しい。林春勝も、「爾来、(華人)商船が長崎に至って、錦舎(鄭經の幼字)のことを伝えるものが多かったが、呉三桂については偶に聞き及ぶにすぎず、大まかで具体性を欠いていた。錦舎は長崎からあまり遠くないところにおり、(華人)商人が見聞する機会もあるが、呉三桂は海陸を遥かに隔てた西南におり、その関係者が来ることもない」と述べている⁽¹²⁾。

本章では、『華夷変態』所収の唐船風説書の分析により、三藩の乱における鄭經の軍事行動について、華人海商が長崎に伝えた情報を通じて再検討してみたい。鄭經の大陸反攻については、国家統一の阻害要因と見る立場もあれば、南明の正朔を奉じ明朝復興を目指す義挙とみる観点もある。前者は鄭經を「海逆」と断ずる清朝側の観点と一致する面があり、後者は伝統的な華夷観念に通じる面があるといえよう。これに対し、中国東南沿岸部・台湾、さらには東南アジアから長崎に来航した同時代の華人海商は、時には鄭氏・靖南王・平南王などの割拠勢力の立場を反映しながらも、街談巷説を含む、現地の商人や民衆の時局観を日本側に報告している。従来の研究でも、『華夷変態』所収の呉三桂や鄭經が発した漢文の檄文が、清朝史料では抹殺されていた叛乱側の主張を伝える史料として、多くの注目を集めていた⁽¹³⁾。しかし、唐船風説書に示された同時代の華人海商による情勢認識や主観的判断などについては、それらが候文による日本語によって記録されていることもあって従来の研究ではほとんど検討されていない。このため本章では、唐船風説書に見える海商の証言を、関連する漢籍文献と照合して検討することにより、鄭氏勢力の軍事行動に対する、各地の華人海商の認識を考察することにしたい。

一 江戸幕府と三藩の乱の情報

延宝2(康熙13・1674)年6月3日、江戸幕府の老中久世大和守(広之)は、長崎奉行牛込忠左衛門(重忝^{しげのり})により呈上された、呉三桂と鄭經が飛ばした檄文を入手し、翌日に幕府儒官の林春勝に渡した。呉三桂の檄文では、30年間かくまっていた明朝の「三太子」を即位させ、無道な夷虜である清朝に叛旗を翻すことを宣言し、鄭經の檄文では、呉三桂に呼応して大陸に反攻することを告げていた⁽¹⁴⁾。

これらの檄文にくわえ、「貳番福州出し船の唐人共申口 自長崎来」と題された唐船風説

書一通も、同時に長崎から幕府に送呈されていた。それまでの風説書は、主に書簡や記事の形式をとっており、『唐通事会所日録』の記事からも、特に重要な事項がある場合だけ、唐船風説書が作成されていたことが分かる⁽¹⁵⁾。しかし延宝2年からは、三藩の乱の情報収集を契機として、『華夷変態』第2巻以下に収録されるような、「何番船唐人共申口」と題された定型化した風説書が、長崎に入港したすべての唐船から、連続的に聴取されるようになった。三藩の乱の勃発を受け、江戸幕府は長崎での風説書作成を制度化し、情報収集を強化していたのである。そして林春勝は、延宝2年6月4日に呉三桂らの檄文などを入手したのを機に、6月8日から自家に保存していた中国関係の記録を時系列的に整理し、『華夷変態』の編纂に着手している⁽¹⁶⁾。

同年の9月17日、幕府老中稲葉美濃守（正則）は、福州の靖南王が琉球国王に宛てた令諭や、福州から帰国した琉球人の供述とともに、新たに呉三桂の檄文2通を林春勝に送付して、漢文の和解を依頼していた。これらの琉球ルートによりもたらされた2通の檄文と、前述の長崎ルートによる檄文と対照して、林春勝は、「文字少々かはり候へども、心は同事にて候、文言も先度参候よりはをとり候様に被存候」と述べている⁽¹⁷⁾。確かに3通の檄文の内容は大同小異である。ただし琉球から伝えられた2通の檄文のうち、「総督天下水陸大師興明討虜大將軍呉、為曉諭事」と題された1通には、他の檄文にはない、鄭氏が「日本・琉球・安南・交趾・女直・朝鮮諸国の伏兵数百万を率い、將軍数千員を選び、久しく時機を窺い、共に大挙に加わった」という一句もみられる⁽¹⁸⁾。呉三桂側は、東アジア諸国が鄭經の統率の下、三藩側に加わったという、誇大な喧伝を行っていたわけである。しかしこのような檄文に対し、幕府の態度は冷淡であった。約30年前に南明や鄭氏が試みた日本乞師に対しては、幕府内部では一時的に出兵の準備が取り沙汰されたこともあった⁽¹⁹⁾。しかし今回は、叛乱に関与しようとする議論は全く見られず、幕府はもっぱら情報収集体制の強化につとめて、局外中立の姿勢を貫き、中国の戦乱とは完全に一線を画したのである。

二 鄭經の大陸反攻と耿精忠との内訌

寛文3（康熙3・1663）年ごろから、鄭經は一族の鄭泰が長崎の唐通事に預けたままになっていた銀の返還を求めて、数次に亘って自ら長崎奉行に書簡を送っている⁽²⁰⁾。しかし、鄭經の大陸進軍についての情報はじめて日本に伝えたのは、彼自身の書簡ではなく、華人海商がもたらした風説書であった。鄭軍の大陸進攻と、その後の靖南王耿精忠との内訌

については、清朝の官制史書や檔案史料には関連する記述が乏しく、先行研究では主にその経緯を叙述した野史類に依拠している。一方、華人海商がもたらした風説書には、これらの野史類には見られない独自の情報も、真偽は別として少なからず含まれている。本節では、まず鄭氏勢力の大陸進攻と耿精忠との内訌の経過を、先行研究を参照して概観し、そのうえで唐船風説書に残された関連記事を比較検討してみたい。

まず野史類を主とする漢文史料に記された、鄭経の大陸反攻の経過は次の通りである⁽²¹⁾。康熙 13 (1674) 年三月、福州に拠る靖南王耿精忠は、清朝に対して反旗を翻すにあたり、福建各地の地方勢力の反抗に備え、まず台湾に使者を送り、協力を要請した。耿精忠はその際の条件として、①福建水軍の指揮権を鄭氏に譲渡する、②鄭軍に漳州・泉州での駐屯を許可する、③共同で南京方面へ進軍する、という三点を提示している。呉三桂からも、鄭経に出兵を促す要請があり、これに応じて、鄭経は軍隊を率いて廈門に渡航した。ところがすでに福建全土を勢力下に収めていた耿精忠は、鄭氏の軍勢を軽視し、その上陸を阻止してしまった。これに対し、泉州・漳州の主将は、耿精忠による徵発を忌避して鄭経側に寝返り、さらに耿氏に帰順していた広東潮州の主将までも、鄭経に従属してしまった。こうした対立の結果、両軍はついに興化において衝突し、耿精忠は鄭経の攻勢を支えられず、関係回復を図ることになった。その結果、呉三桂の斡旋により、両軍は康熙 14 (1675) 年正月に、泉州府と興化府の境界である楓亭を境に、福建を分轄統治することを約定して講和を結ぶことになる（文末地図参照）。

以上が漢文史料に記された鄭経と耿精忠の内訌の経緯であるが、華人海商は唐船風説書において、この戦役についてどのような証言を残しているのだろうか。まず耿精忠の出兵要請と、それに対する鄭経の反応については、延宝 2 (康熙 13・1674) 年 5 月に長崎に入港した「二番福州船」の風説書に、次のような記述がある（下線は筆者による、以下同じ）。

錦舎儀、元より此節を相待罷り有候得者、大に悦則人数数十万程、船大小九百隻余、是も段々に南京へ発向仕候、但福州に在之候兵船之分、皆々靖南王より錦舎へ遣し申候由承候、錦舎は六月初に東寧を出靖南王と南京にて勢を合申筈に御座候⁽²²⁾。

これによれば、鄭経は十数万人の大軍を率いて出陣し、漢文文献にも記されているように、①耿精忠から兵船を提供され、③6 月には南京（ここではひろく江浙方面を指す）へと進撃し、南京で耿精忠の軍隊と合流する計画であったという。この情報をもたらした華人商船は、4 月 26 日に福州を出航しており、このころ福州方面では、このような情報が流布していたのであろう。この時点では福州を本拠とする耿精忠が、ことさらに鄭経の軍勢を誇

張し、鄭經との協力関係を強調することによって、支配地域における勢威を固めようとしていた可能性もある。

しかし約一ヶ月後、6月14日に聴取された「八・九番東寧船」の風説書では、鄭經と耿精忠が早くも対立し始めたことを記している。

靖南王少欲心を挟……其之右所々之兵船を不殘錦舎に遣候者、万一錦舎異心之節、海辺を可防様無之時は、可及後悔とて、船を遣候事を猶予仕候処に、錦舎不審存、稠敷使を靖南王へ差越、右之船を約諾のごとく被遣候へと申越候得ば、元より評定仕置候事に御座候故、無是非右所々之船共相渡し申筈に罷成候付、錦舎儀東寧兵船大小三百艘余、士卒三四万程を率し、さる三月一四日、東寧を出船仕、先漳州へ発向仕候、漳州にて兵船を相揃、段々浙江表へ攻寄、陸手之靖南王勢と相攻に仕筈に御座候⁽²³⁾。

東寧（台湾）船の海商によれば、靖南王は福建全省を掌握することをもくろみ、それに対し鄭經が沿海部に侵攻することを危惧して、①兵船の提供を拒んだため、鄭經は執拗に約束の遂行を求めていたという。ただしこの海商は、最終的に兵船の提供が履行され、③江浙方面への進軍も実施される見込みだと予想している。一方、②泉州・漳州を鄭經に引き渡すという問題については、漢文史料に記されていない、次のような交渉経過を伝えている。

今度錦舎靖南王と致合心候付、福建八府之内泉州漳州之二府、錦舎江遣し可申之由御座候へ共、錦舎合点仕不申、四府之官領相望申候所、靖南王より興化と申一府を相添、都合三府を可令官領之由御座候へ共、錦舎未合点無之、是非四府可申請との望に御座候、然共靖南王評議相済不申候、極意は三府にて相済可申哉と承候と申上候⁽²⁴⁾。

鄭經は耿精忠に対し、泉州・漳州的2府だけではなく、福建8府のうち4府を割譲するように要求した。それに対し、靖南王は泉州・漳州に興化府を加えた、3府を譲渡することで妥協を図っている。双方はまだ合意に達していないが、恐らく3府の譲渡で決着するだろう、というのが台湾船の海商の予想である。靖南王が鄭經に3府の割譲を認めたということは、他の史料では確認することができないが、当時の台湾ではこのような楽観的な観測もなされていたようである。

一方、7月15日に聴取された「十一番広東船」の風説書では、6月初めに耿精忠の本拠である福州から、この時点ではまだ清朝側に属していた平南王尚可喜が支配する広東へ密航した商人の話として、「〔錦舎〕存之外無勢之上、兵船も纔之儀に御座候に付、靖南王案に致相違、錦舎を欺く心に罷成、諸事不挨拶にて、靖南王其身一手にて南京浙江をも取可

申之様子に相見へ、兼約相違仕候に付、錦舎殊之外立腹いたし、泉州之内同安県と申所を押領仕候」と記されている（〔 〕内は筆者の補記。以下同じ）⁽²⁵⁾。ここでは漢文史料の記事と近く、耿精忠が鄭經の兵力不足を軽んじて、独力で江浙方面に進軍しようとしたため、鄭經はこれに怒って泉州同安県に侵攻したという消息が記されている。

以上の台湾・広東船の風説書では、耿精忠の背約行為を内訌の主因としているが、それに対し、10月17日の「二十二番福州船」の風説書では、むしろ鄭經側に批判的である

其上兼而錦舎方より泉州漳州二府を給候様にと届申候へども、靖南王申候は、天下の大事を存立、いまだ本意さへ不遂内に、最早領地を相望申事、不届之儀に有之候に、殊に早々南京江も兵を被寄候へと申而も、其甲斐なく、剩さへ此方の兵船共をも申請度との事共、再三理不尽を申候由に而、靖南王立腹いたし、……王走虎⁽²⁶⁾と申者を大将として、勢十万程にて、錦舎を攻申筈に議定仕り、此間より段々に勢を興化府迄差遣、陣取仕候由承申候⁽²⁷⁾。

鄭經は天下の大局を顧みず、清朝への反攻も遂げないうちから領地を望み、江浙方面に進軍しようともせず、耿精忠に兵力や軍船を要求したため、ついに耿精忠は十万の兵を出して鄭經に攻撃することになったのだという。なおこれらの福州船の海商は、耿精忠の水軍の護送のもとで出航し、出発の前には耿精忠からの指令を受けたとも供述しているので、耿氏勢力下の海商であったことはまちがいない。

しかし一方で、福州船の海商は、鄭經が福建上陸してからの動向について、次のような証言も残している。

錦舎儀は、兼而慈悲深く、其上前に東寧より致反逆候者共之子々孫々に至るまで、前廉の遺恨を捨、愛寵を以令帰参候、是等之徳により、廈門江着陣之後、手に付申候軍勢六万余……廈門着き申候而後、新造船四百艘ほど作り……泉州一府靖南王江叛逆いたし、錦舎を泉州へ請じ申候に付、只今錦舎泉州江在城仕候、錦舎も靖南王より討手寄せ申由承候に付、敵対仕覚悟に御座候⁽²⁸⁾。

鄭經は慈悲深い性質で、以前に鄭氏勢力を裏切って清朝に降った者にも恩赦を与え、それによって短期間に6万もの兵力を確保できた。さらに彼は廈門で兵船を400艘ほど新造し、泉州を支配下に収めて耿精忠の来攻に備えているという。

漢文史料によれば、康熙13（1674）年3月に挙兵した耿精忠は、「数日を待たずに、数騎の使者をして檄を飛ばさせ、福建全省を手中に収めた」⁽²⁹⁾が、福建南部の在地勢力が耿氏に面従腹背して、4月には海澄県・同安県、6月には泉州府・漳州府の守将が鄭經に寝返

っている⁽³⁰⁾。漳州の海澄公黄梧は、かつて鄭成功に背いて清朝に投降し、鄭氏祖先の墳墓を曝いた人物であり、鄭経にとってはまさに父祖の仇であったが、それでも鄭経は黄梧の子の芳度の降伏を受け入れ、彼を徳化公に封じている⁽³¹⁾。福州船の海商は、恐らくこのような状況を見聞して、鄭経が「慈悲」を以て福建南部の勢力を吸収し、兵力の急増を達成していたと指摘したのだろう。また彼らは、鄭・耿両軍は対峙を続けているが、「定一両戦は仕に而可有御座候、以後は和融之沙汰にも罷成可申と諸人も申候」と⁽³²⁾、たとえ両軍が衝突したとしても、その後は講和を模索するだろうとも予測している。

翌延宝 3（康熙 14・1675）年 3 月晦日の「一番福州船」風説書では、鄭経と耿精忠の対戦とその後の講和について、次のように報告している。

同年十一月七日八日の頃互に合戦仕候処に、両陣共に人数五六千餘づつ被打、勝負も然と知れ不申候内を幸として、共に和議仕候ば、いまだ清朝韃靼をも不打平以前に、御方互に変乱を起し候事不宜候とてあつかひに罷成、和睦の上互に陣を引取候上にて、剩へ正月に双方縁を結び祝言を仕候て、只今は別て合心仕罷在候事に御座候、就夫靖南王指図として、錦舎より軍数萬、広東の内惠州と申処へ令發向攻申筈にて御座候、当夏は靖南王錦舎両手にて南京を攻申候に議定仕候⁽³³⁾。

11 月に鄭・耿両軍はついに戦端を開き、共に 5・6 千人の死傷者が出たが、勝負が決しないうちに、共通の敵である清朝が掃滅されていないのに内訌を続ける愚を避け、講和を結ぶことになった⁽³⁴⁾。その結果、鄭経は耿精忠の指揮のもとで、まず広東への征討に転じ、翌夏に共同で江浙方面へ進軍することを約束したというのである。

しかし漢文史料では、鄭経と耿精忠の対戦について、鄭経配下の劉国軒や許耀が耿精忠陣営の王進を撃退して、興化まで追撃したと記しており⁽³⁵⁾、対戦が相打ちに終わり、靖南王の「指図」に従って鄭氏が広東へ進軍したという、福州船風説書の説明とは齟齬がある。耿精忠の本拠地であった福州では、耿氏に不利な戦況が糊塗され、耿精忠が鄭経に広東進撃を命じたという、耿氏寄りの情報が流布していたのかもしれない。

以上、鄭経と耿精忠との内訌について、延宝 2 年の①「二番福州船」、②「八・九番東寧船」、③「十一番広東船」、④「二十二番福州船」、と延宝 3 年の⑤「一番福州船」の風説書を紹介し、その言説を漢文史料と対照してみた。耿精忠が挙兵した当初は、①福州船風説書でも、盟軍である鄭経の兵力をかなり誇大に伝えている。しかしその後、双方の間で約束の履行や勢力範囲の設定をめぐる対立が生じる。この時点で、②台湾船風説書は、勢力圏をめぐる鄭・耿両軍の駆け引きを伝えるなかで、耿精忠の兵船譲渡拒否を背約行為と

みなし、また鄭経は福建3府を接收するという見通しも示している。また③広東船風説書では、鄭・耿両軍の内訌は、耿氏側が鄭氏側の兵力不足を軽視したことに起因したとみなしていた。

それに対して、耿精忠の勢力下で出航した④福州船の風説書では、鄭経が耿精忠に対して無理に領地を求め、兵力や軍船の提供を要求したことが、内訌の主因であったとする。また翌年の⑤福州船風説書では、漢文史料とは異なり、耿精忠側に不利な戦況が伝えられていない。④福州船が明らかに耿精忠の統制下にある以外は、他の4船がどの程度鄭経や耿精忠の影響下にあったのかは不確定だが、全体として、出港地を支配する勢力にとって、より有利な状況分析を伝える傾向があることは認められるだろう。

三 鄭経の広東・福建領有構想をめぐって

康熙13（延宝2）年4月20日、潮州総兵の劉進忠が清朝に対して叛旗を翻し、同じく潮州に駐屯していた「続順公」沈瑞の抵抗を抑え、隣接する福建の耿精忠に帰伏した⁽³⁶⁾。しかしその後、劉進忠は平南王側の尚之孝に攻撃され、鄭経との内訌によって不利な局面にあった耿精忠からの援護を断念し、鄭氏勢力の傘下に入ることとなった⁽³⁷⁾。11月に、鄭経の援兵は潮州に進軍して、翌12月には潮州に迫った清軍を撃退し⁽³⁸⁾、さらに翌（1675）年正月には、潮州府饒平県に拠った沈瑞をふたたび降伏させた⁽³⁹⁾。潮州に来襲した清軍を撃退したことによって、鄭経は潮州での足場を固め、さらに広東方面で平南王の領域にも食い込み、勢力拡大を図っていく。

延宝3（康熙14・1675）年7月20日の「二十七番思明州船」風説書において、思明州（廈門）船の海商は、平南王尚可喜が耿精忠を通じて鄭経との講和を試みたという、漢文文献には見えない情報を伝えている。

〔淑順公（続順公沈瑞）〕平南王聶之儀に御座候に付、錦舎より即刻安定候（実際には懷安候）⁽⁴⁰⁾の官位授け、其儘饒平に罷在候、右之段々に而、広東も行々はるに害可有之と存候か、平南王より福州靖南王江使官十二人まで指越、錦舎と互に和融之内意申来、則靖南王あつかひ被申候様にと之事之由、私共出船之砌承申候、左候はば平南王も程なく明朝に成可被申候と存申候⁽⁴¹⁾。

平南王尚可喜の婿（実際には外孫）⁽⁴²⁾である沈瑞が鄭経に降ったため、平南王は鄭経に恐れをなし、広東への侵攻を心配して、やむを得ず、すでに鄭経と講和していた耿精忠に調

停を依頼したのだという。尚可喜から耿精忠への調停依頼については、漢文文献では関連する記述を確認することができないが、平南王は耿精忠とは姻戚関係にあり⁽⁴³⁾、実際に鄭経との講和の仲介を依頼した可能性もなくはない。廈門海商は、このような情勢により、平南王も遠からず「明朝」（ここでは呉三桂・耿精忠・鄭経などの反清勢力を指す）に降伏するだろうと予想している。

この廈門船風説書では、さらに前節でも言及した、漳州における黄芳度の反乱についても伝えている。それによれば黄芳度は、「去年大清を背き錦舎方江降参仕候所に、間もなく錦舎方を背き、人数一万余に而籠城仕り」と、清朝に寝返って鄭経に叛いたが、鄭経は「所詮攻候とて、又々軍民を害し益なき事に候間、只取りまき候而」と、軍民を害さないように漳州を包囲するにとどまっていた。しかし「合戦は爾今無御座候、依夫城中も殊之外指詰まり申様に罷成間、追付又又降参仕候而、可有御座候と、諸人申事に御座候」と、鄭経の兵糧攻めによって漳州城内は窮迫しており、清朝からの援軍も「広東江参申候処に、則錦舎方之勢と相戦、李正泰五万余之勢悉く打負け、漸数千之人数相残り敗北仕候」と、鄭軍に撃退され、まもなく漳州は落城する見込みだという⁽⁴⁴⁾。

これに対し漢文文献では、黄芳度が6月に漳州に籠城してから、鄭経は何度も激しい攻撃を仕掛け、相当の犠牲を払っても容易に攻略することができず、10月に至り、城内の内通者の協力でようやく落城させたという⁽⁴⁵⁾。7月に長崎に来航した廈門船が、鄭経が漳州を包囲するにとどまり、その落城も間近であると伝えたのは、実際よりも鄭経側に有利な情勢分析となっている。

なお耿精忠の本拠地であった福州から長崎に来航した海商も、11月25日の「二十八番福州船」風説書において、「[漳州] 錦舎領国之内之事に御座候得ば、急にも攻不申、遠々取かこみ罷在迄に御座候所に、当九月無難攻落し」と、鄭経は漳州を包囲して、難なく攻略したと伝えている⁽⁴⁶⁾。このように鄭経は、福建南部の支配を固めるとともに、広東東部への攻勢も強めていった。上述の福州船風説書には、「[錦舎] 広東之内潮州府惠州府、此二府を攻取、広東平南王之嫡子公之位に而御座候を、対陣仕罷在、並三男も大将に而罷在候を、二人共に打取申候段、……弥広東之本城攻取申覚悟之由承申候」ともあり、平南王尚可喜の嫡子と三男が殺され、惠州も鄭経に奪われたという風聞までも記されている。実際には、この時点で惠州はまだ攻落されていなく、平南王の子が戦死した事実もない。福州では、広東における鄭経の戦果が過大に伝わっていたようである。

この「二十八番福州船」で来航した海商は、翌延宝4（康熙15・1676）年2月8日に、

「一・二番福州船」により長崎に再来航している。この際の風説書では、広東の形勢について、前年の風説書における報告を次のように訂正している⁽⁴⁷⁾。

惠州府も取申候と去年は申候得共、実は未取申候、只今は錦舎も右広西女王之軍兵又は呉三桂にひるがへり申候四府之軍兵とも一同に、広東之本城を攻申筈之由に御座候、錦舎も如何様自身下向可仕との沙汰は御座候。

前年に報告した、鄭經が惠州を攻略したという情報は事実でなく、現在は鄭經の軍勢にくわえ、「広西の女王」⁽⁴⁸⁾や呉三桂に投降した広東西部の四府の軍兵が、東西から広州を挟撃することを企図しており、鄭經自身も広州方面に参戦するという消息が流れていたという。そのうえで福州船の海商は、「[平南王]先力之及候迄は大明方を防ぎ、行々はとかく可難守候間、其節ひるがえり可申様子に而御座候と、諸人風聞仕候」と、広東の平南王尚可喜も、まもなく「大明」側に寝返るだろうと予想している。

漢文文献によれば、この福州船風説書が聴取された2月には、劉進忠が惠州の周辺を次々と攻略し⁽⁴⁹⁾、さらに呉三桂の軍隊も広西から広東へと迫るなかで、高州府でも叛乱が起こり⁽⁵⁰⁾、加えて尚可喜が病床に伏したこともあって、腹背に敵をうけたその子の尚之信は、ついに21日に呉三桂に投降している⁽⁵¹⁾。6月4日の「六番潮州船」風説書では、この間の経緯について、尚之信は鄭經の進攻に抗しきれず、惠州を放棄して広州へ撤退したが、西方からは呉三桂の圧力も強まり、ついに「平南王もとかく敵対罷成間敷と存、其上兼々大明に翻り可申心底も御座候に付、三十人余有之候子共ともに一同に無異儀、当四月廿日に呉三桂江属し申候而、大明方に成申候」と、平南王が30人あまりの諸子とともに呉三桂に降伏したと伝えている⁽⁵²⁾。ただし漢文文献では、呉三桂に投降した尚之信がみずから惠州を放棄した⁽⁵³⁾、あるいは尚可喜が呉三桂に降伏した後、呉の命令に従って惠州を鄭氏に譲渡したと記されており⁽⁵⁴⁾、鄭經自身が惠州を攻略したという記述は残されていない。

またこの潮州船風説書では、尚可喜が呉三桂に投降した後の鄭經の動向について、次のような風聞も伝えている⁽⁵⁵⁾。

錦舎も人数を平南王本城江指向、呉三桂勢と相争ひ本城を奪ひ可取と存候得共、互に御方之争ひに成候而は、却而軍之不吉と存候に付、先呉三桂方江取らせ置申候、追而広東一省之儀は錦舎方江所望可仕覚悟に御座候。

これによれば、尚可喜が呉三桂に帰伏すると、鄭經は呉三桂との内紛を避けるため、とりあえず呉三桂の広州領有を認めたが、やがては広東全省を領有するという望みを棄てていなかったという。そして「呉三桂も兼而諸事共に錦舎とは内外一致之事に御座候得ば、広

東之儀は本城ともに錦舎江相渡し可申様子に御座候とも承申候、左候はば、とかく行々は
広東一省錦舎領分に罷成可申と存申候」とあるように、呉三桂も恐らく鄭經との協力関係
を維持するため、広東を鄭經に譲渡するという予測も示している。

さらにこの風説書では、広東だけではなく、福建における鄭經の勢力拡大についても、
次のような記述がある。

汀州府と申候一府之守護、靖南王に違き錦舎手に付申候、然ども靖南王よりとかくの
事無御座候、靖南王も殊之外錦舎江は気を被奪候様子に而御座候、総而福建一省之儀
は錦舎兼々相望申により、靖南王江も申入候は福建之儀は此方江御付け所希に候、浙
江儀は其方に御攻取被成候得と数度申たるとの事に御座候⁽⁵⁶⁾。

つまり鄭經と耿精忠の講和が成立した後に、耿精忠の勢力範囲とされた汀州府が鄭經のも
とに降ったが、これに対して、耿精忠は何ら手を打つこともできなかったというのである。
そのうえ鄭經は耿精忠に対し、自らは福建を領有し、耿精忠は浙江を攻略することを提案
したとも述べている。このように、鄭經の勢力下にあった潮州から来航した海商は、広東
の平南王も福建の耿精忠勢力も鄭經の勢力に押され、鄭氏は広東・福建の両省を掌握する
ことを図っている、という情報を伝えているわけである。

しかしこれに対し、8月5日の「二十一番広東船」風説書には、鄭經と尚之信による恵
州の攻防について、次のような記述がある。

〔惠州の尚之信は〕東寧の錦舎より攻圉之申候得共、一城堅固に相守り、錦舎勢攻寄
せ候得共、城中より強く防ぎ申に付、却而攻手大分勢を被討、城中少もさわぎ不申、
何様錦舎勢とは勝負をも決し可申といさみ居申所に、父平南王、右之通大明方に成り
候而、早速惠州府安達公へ告げ来り……惠州儀は明け候而錦舎方へ遣し、其方早々帰
城仕候様にとの事に而御座候に付、安達公父之下知にしたがい、城をあけ根城父之方
江罷帰申候而後、何方にも軍戦無御座候⁽⁵⁷⁾。

この広東船は、「今度船共ママ船之儀も安達公より許大官江申付仕出し申候」とも述べているの
で、安達公（尚之信）の指令を受けて出航したことがわかる。そしてその風説書では、尚
之信は惠州を堅守し、鄭經の軍勢は撃退され多くの損害も出したが、最後には尚之信が尚
可喜の召還命令に従い、自主的に惠州城を鄭經に明け渡したと伝えているのである。

このように、鄭經の広東方面への進攻について、その勢力下にあった廈門や潮州から長
崎に来航した海商は、全体として鄭經が漳州の黄芳度や惠州の尚之信などを軍事的に圧倒
し、広東・福建二省への勢力拡大を図っているという情報をもたらした。また耿精忠の勢

力下にあった福州から来航した海商は、鄭經による広東進攻の戦果を、かなり誇大に伝えている。これに対し、尚之信配下の広東から来航した海商は、鄭經の惠州攻撃は失敗し、尚之信が父の命令によって自主的に開城したと述べているわけである。『華夷変態』所収の唐船風説書の情報には、特に三藩の乱の前後には、その船がいかなる政治勢力下から出航したかによって、地域的なバイアスがかかっていることに留意すべきであろう。

なお上述の「六番潮州船」のほか、7月12日の「十番思明州、十一番・十二番東寧三艘船」の風説書にも、やはり汀州の守将が耿精忠から離反して、鄭經に投降したという情報を伝えている⁽⁵⁸⁾。これらの廈門船や台湾船の海商は、耿精忠は汀州の離反を黙認したと述べているが、実際には鄭經と耿精忠との同盟関係は、汀州問題を機にふたたび破綻し、耿精忠は清朝と鄭經に南北から挟撃され、康熙15年10月4日にいたり、剃髪して清朝に降伏してしまった⁽⁵⁹⁾。こうして鄭經は、ついに清軍と直接的に対決することになったのである。

四 鄭經の清軍との交戦と廈門への撤退

延宝5（康熙16・1677）年正月13日の「一番南京船」風説書は、「福州之内数カ所錦舍方を慕ひ、靖南王に背き、錦舍手に罷成申により、ケ様之意趣に而、遺恨を挟み、去年十月に、靖南王又又髪を剃り大清に翻り申候」と、耿精忠が清朝に投降したことを伝えている。そして「錦舍只今は人数興化府に指向け、興化府より福州を攻申筈之由承申候」と、鄭經がこれを受けて興化府に軍勢を派遣し、福州攻略を目指しているとも述べている⁽⁶⁰⁾。漢文史料によれば、耿精忠の配下にあった邵武府・興化府の主将は、清朝に投降することを肯んぜず、相次いで鄭經に帰服し、鄭經は許耀麾下の軍勢を興化に進め、清軍と対峙することになったという⁽⁶¹⁾。10月15日、両軍は福州近郊の烏龍江において対戦したが、許耀は、傲慢で配下の諸将を統制できず⁽⁶²⁾、敗退を喫したのである⁽⁶³⁾。

ところが3月13日の「二番南京船」風説書では、実情とはかけ離れた、鄭軍が大勝利を収めたとする情報を伝えている。

最初は錦舍勢敗北の軀を見せ、勢を少引取申候得者、福州勢勝に乗り長追仕候を、烏龍江左右之大山より伏兵を出し、福州勢を中に取囲打申候に付、福州勢散々にうたれ、人数二万ほど死失仕候、先総大将大清之親王を始め其外の諸将都合四十人程、錦舍方江同日に打取大利を得申候事、比類無御座候由承申候⁽⁶⁴⁾。

鄭経は策略をめぐらし、撤退を装って伏兵に清軍を奇襲させ、清朝の親王を含む2万ほどの清軍を殲滅し、大勝を収めたというのである。清朝の支配下にあった南京（江浙方面）でも、事実無根の鄭氏に有利な風聞が流布していたようだ。

実際には、鄭経は烏龍江の大敗から完全に守勢に回り、12月6日には邵武を⁽⁶⁵⁾、10日に汀州を清軍に奪われ⁽⁶⁶⁾、翌康熙16（1677）年正月29日には興化府も失っている⁽⁶⁷⁾。勢いついた清軍はさらに南進して、2月9日には泉州を攻略した⁽⁶⁸⁾。この結果、鄭経は14日に漳州も放棄して⁽⁶⁹⁾、廈門への撤退を強いられたのである。

6月に入ると、鄭経と清朝の攻防をめぐるより詳しい情報が、ようやく日本にも伝えられた⁽⁷⁰⁾。19日の「三番思明州船」風説書では、鄭軍の総崩れとその敗因について、次のように伝えている。

大軍の事に御座候得ば、兵糧続き不申、士卒之心変乱に罷成候故、当正月廿八日に福州勢と致対陣、及一戦に申候内、士卒共悉く内乱仕、過半逃げ散り申候……其節のいくさ錦舎方敗北仕……右之ごとく一戦敗北により、漳州泉州汀州興化邵武、此五府共に大将之分は反逆之心無之候得ども、軍士之分皆々致変乱、大清方に相成申候而、錦舎に背き、只今錦舎一府も所領仕不申、漳州之内廈門と申所へ引取居申候。

鄭経の軍勢は、軍糧補給が続かないうえ、兵士の反抗や逃亡も連鎖的に起こり、結局は清軍に敗退し、福建五府をすべて失ったというのである。その一方で、この思明州（廈門）船の海商は、なお戦局は流動的であり、鄭経が情勢を挽回する可能性もあるとも述べている。

存之外大清方は彌兵糧乏く御座候而、一足も留申事罷成不申、思ひ思ひに諸方之山々に打散り、却而大清方を乱奪仕候、就夫錦舎も右敗北之儀に少もひるみ不申、只今又於廈門に、最中軍勢を揃、軍士を招き寄せ、追付間もなく福州へ令発向、福州を攻申筈に御座候。

清軍の方でも兵糧不足に苦しんでおり、鄭氏から清朝に降った兵士も、十分な兵糧を支給されず、山賊と化して清軍を悩ませており、鄭経は軍勢を立て直し、福州への反攻を準備しているというのである。

つづく「四番潮州船」は、7月7日付けの風説書に、「私共乗り渡り申候船之儀は、則ち劉伯爺仕出し之船にて御座候」とあるように、潮州の劉進忠が派遣した商船であった。この風説書では、「三番思明州船」の報告どおり鄭経は敗退し、さらに広東の平南王も清朝に降伏したことを伝えている。一方で劉進忠については、「髪を剃り、右の通り降参候、内証

は錦舎に密々之往来諸事共に少も別儀無御座候」と、やはり清朝に投降して剃髪しながらも、陰では鄭経と密通していると述べている⁽⁷¹⁾。またこの風説書では、鄭経の敗因について、「三番思明州船」とは異なる見解も見られる。

第一は錦舎程之仁慈深き頼敷大将を、手下之諸将共、不可然者ども多御座候……此六部之諸官皆々私欲を振廻、錦舎江かくし、民百姓に私之課役をかけ、銘々に貪り東寧へはこび、思ひ思ひにかくし置申様子共に而御座候を、錦舎は努々存不申候、其事つのり申候故、軍民共に一同に変乱を起し申候事に御座候。

鄭経が仁徳に秀でた大将であるが、配下の官員の不正を抑制できず、彼らが大陸の人民から財物を搾取して台湾に運ぶことを放置し、この結果、軍民が一切に離反したことが、最大の敗因だとするのである。

ついで7月12日には、「六番思明州船」船頭の龔二娘・黄熊官が、さらに鄭経の大敗について詳しい情報をもたらしている⁽⁷²⁾。龔二娘・黄熊官は、鄭経御用達の商人であり、この時も鄭氏から長崎奉行や唐通事に宛てた書簡を所持していた⁽⁷³⁾。彼らの報告は、鄭氏陣営の情勢認識をある程度代辯するものといえるだろう。彼らの供述によれば、清軍は詭計をめぐらし、鄭経の武将で汀州を守備していた劉応麟・裴徳（別名薛進思）を離間させ、これによって汀州と邵武も攻略した。そして「右汀州邵武之二府変失之根元により、漳州泉州并に広東之内惠州潮州変乱も右之基にて御座候」とあるように、漳州・泉州、および広東の潮州・惠州も鄭経から離反し、鄭経は廈門に撤退せざるを得なかったのだという。

さらに龔二娘と黄熊官は、鄭経の敗退の内部的要因には、「手前よりの変乱」と「兵糧に指詰りての事」にあったとも指摘している。

忽而錦舎儀、別而仁徳慈愛ともに深き大将に而、民百姓をそこない申候事、曾而不仕本意に御座候……民百姓に理不尽之課役に而も懸け候はば、兵卒養ひ候事も成事に候得ども、曾而左様之事を不仕大将に而御座候、依夫兵卒共へ之ふれながしにも、何方へも参度者之分は、勝手次第に仕候様にと再三中触候により、兵糧続ぎなき者どもは、不残諸方へ打散り申候。

鄭経は仁愛の心が深く、過重な租税や賦役を課して人民を苦しめることを望まなかった。このため大規模な軍事行動を支えるだけの軍糧を確保できず、さらに兵士が戦列を離れることも抑制しなかったため、結局は多くの兵士が離散してしまったというのである。ただしそれらの兵士は清朝に帰服したわけではなく、「諸方之山々谷々にしのび居、錦舎兵糧有余之時節を相待罷在候志に而御座候」と、山谷にしのんで、鄭経が軍糧を確保して再起す

ることを待っているのだとする。そして「大清方諸將之内より錦舎へ内通致し」、「福州の儀は我等と呉三桂之間に被挟有之事に候間、何時も此方兵糧次第に掌に入候事」と、清朝側の諸將も鄭經や呉三桂に内通しており、兵糧さえ続けば、鄭經と呉三桂で福州を挟撃できるといふ、希望的観測も伝えている。

また7月10日の「十一番思明州船」風説書では⁽⁷⁴⁾、耿精忠がふたたび清朝に背き、潮州の劉進忠とともに、鄭經に帰順するという風説を伝え、さらに「平南王も又々大明に成申より外は御座有間敷候と、皆々申事に御座候」と、広東の平南王までも、反清勢力に復帰し、鄭經は容易に漳州府・泉州府を奪回できるだろうという、きわめて鄭氏側に都合のいい展望を示している。鄭經について、「仁慈を専と仕本意に而御座候により、人民之慕ひ、近代に無之大将と皆々申事御座候」と、仁慈ある大将だと述べるのも、上述の潮州船・廈門船の風説書と同様であった。

さらに「二十九番普陀山船」も、「鄭經手下朱都督と申者、初而仕出し申候」とあるように、鄭氏勢力が派遣した商船であった⁽⁷⁵⁾。12月3日付けのその風説書では、「潮州府只今は錦舎手に罷成申候」と、鄭經が潮州をふたたび攻略したと伝えているが、事実ではない。廈門に撤収した鄭經は、劉国軒の奮戦によって、一時は海澄県を奪還し、泉州府を包囲したものの⁽⁷⁶⁾、結局は清軍に撃退され、康熙19(1680)年2月、鄭經はついに廈門までも放棄して、台湾に撤退することを余儀なくされたのである。

なお耿精忠が清朝に投降してから、福州船はしばらく『華夷変態』から姿を消している。本節で紹介した風説書は、①「二番南京船」・②「三番思明州船」・③「四番潮州船」・④「六番思明州船」・⑤「十一番思明州船」・⑥「二十九番普陀山船」のものであり、①・③・⑥は清朝の支配地域、②・④・⑤は鄭氏の支配地域から出航したものであった。このうち①南京船は、烏龍江の戦いにおいて鄭軍が大勝したという根拠のない風聞をもたらし、⑥普陀山船も、鄭軍が潮州を再攻略したという事実とは異なる情報を伝えている。清朝の支配地域にあっても、鄭氏の側に有利な風聞が流布していたことを伺わせるが、特に海商たちのなかには、もともと鄭氏側とのつながりをもち、肩入れをする者も多かったのかも知れない。一方、鄭經の本拠地である廈門から渡航した②④⑤の海商は、鄭經の大敗を隠さずに報告しているが、同時にその敗因を清朝の策謀や兵糧不足による兵士の逃散などに帰し、また鄭經の仁政を強調することも多い。一方で鄭經の勢力下から離脱した潮州から来航した③の海商は、鄭經自身が仁慈ある大将ではあるが、その配下の官吏による苛斂が横行し、民衆が離反して敗局を決定づけたと述べ、鄭氏による領地恢復に悲観的であった。

上述したように、『靖海志』・『台湾外記』などの野史類では、鄭經の失敗をその大将の無能やお互いの猜疑に求め、鄭氏勢力による過重な賦課についても記している⁽⁷⁷⁾。一方で清朝の檔案や官制史書では、皇帝の「神機」や「威福」、將軍の「調度有方」、兵士の「奮勇」が、清軍の勝利をもたらしたという定型的な叙述が多い。それに対し、本節で紹介した風説書では、官撰史書や野史に記された、官僚や文人の見解とは異なる、海商たちのもたらした情報が記されているが、それらの内容には、彼らの出航地の状況や政治権力との関わりに応じて、さまざまなバイアスも認められるのである。

おわりに

本章では、三藩の乱に呼応して大陸に進攻した、鄭經の「西征」について、華人海商が日本にもたらした情報を、『華夷変態』に収録された唐船風説書によって検討してきた。そのなかには根拠の乏しい風説や、政治的バイアスのかかった情報も少なからず含まれるが、一方で官撰史書や野史などの、官僚や文人の手による漢文文献には現れない、各地の海商たちの情勢認識を具体的に知ることができる。

こうした唐船風説書を通じて、中国情勢を注視してきた林春勝は、当初は『華夷変態』の序文に記しているように、「もし夷狄である清朝が、中華である明朝に変われば、外国のこととはいえ、また痛快ではないか」と、反清勢力の動向に期待を寄せていた⁽⁷⁸⁾。しかし三藩側の劣勢が明らかになった延宝6（1678）年になると、「呉三桂・鄭經の外、福建の耿氏（精忠）、及び孫將軍（延齡）、平南王（尚可喜）らが各々割拠したが、始めは呉・鄭と呼応したものの、ふたたび清朝に投降したという。呉・鄭は蜂蟻の類にすぎず、算えるに足りなかった」と述べ⁽⁷⁹⁾、反清勢力に冷淡な評価を下している。

本章で論じたように、三藩の乱に際して、反清勢力の支配下から来航した商船だけではなく、清朝の支配下にあった江浙方面から来航した海商も、実態よりも反清勢力に有利な情報を伝えることがあった。一方で鄭經と耿精忠の内訌や、鄭經の広東進軍に関しては、鄭經・耿精忠・尚可喜とつながりのある海商らは、それぞれ自陣営の正当性や優位性を示す情報を伝える傾向が認められる。また鄭經が清軍に大敗し、福建の支配地を喪失した際にも、台湾や廈門から来航した海商たちは、鄭經の仁政や正当性を喧伝し、今後の戦況についても希望的観測を示している。

このようなバイアスがかかった情報が、ことさらに海商たちの背景にある政治勢力に有

利な情勢を伝えようとしたものなのか、実際に彼らの出航地において、このような風説が一般的に流布していたのかは、明らかではない。三藩の乱の時期には、清朝も反乱側も、自陣営の優勢を誇示する情報を、意図的に敵地まで流布させようとしており⁽⁸⁰⁾、唐船風説書に記された情勢分析も、このような情報戦の影響を受けていた可能性は想定できるだろう。

従来の研究において、唐船風説書に残された海外記事は、漢文史料には記されていない独自の情報源として活用されてきた。しかしそれらの唐船の出航地や政治権力との関係に応じた情報のバイアスについては、必ずしも十分に論じられていなかったように思われる。華人海商たちが長崎にもたらした海外情報は、他の史料には現れない事実関係を伝えるだけではなく、海商たちがいかなる情報を、いかなるルートで収集し、伝達していたかという状況を示す意味でも、興味深い研究対象といえよう。特に鄭氏勢力の動向については、鄭経の「西征」の挫折後も、その子の鄭克塽が康熙 22（1683）年に清朝に降伏するまで、多くの情報が唐船風説書に記されており⁽⁸¹⁾、それらの記事について次の第 4・6 章で具体的に検討を進めていきたいと考えている。

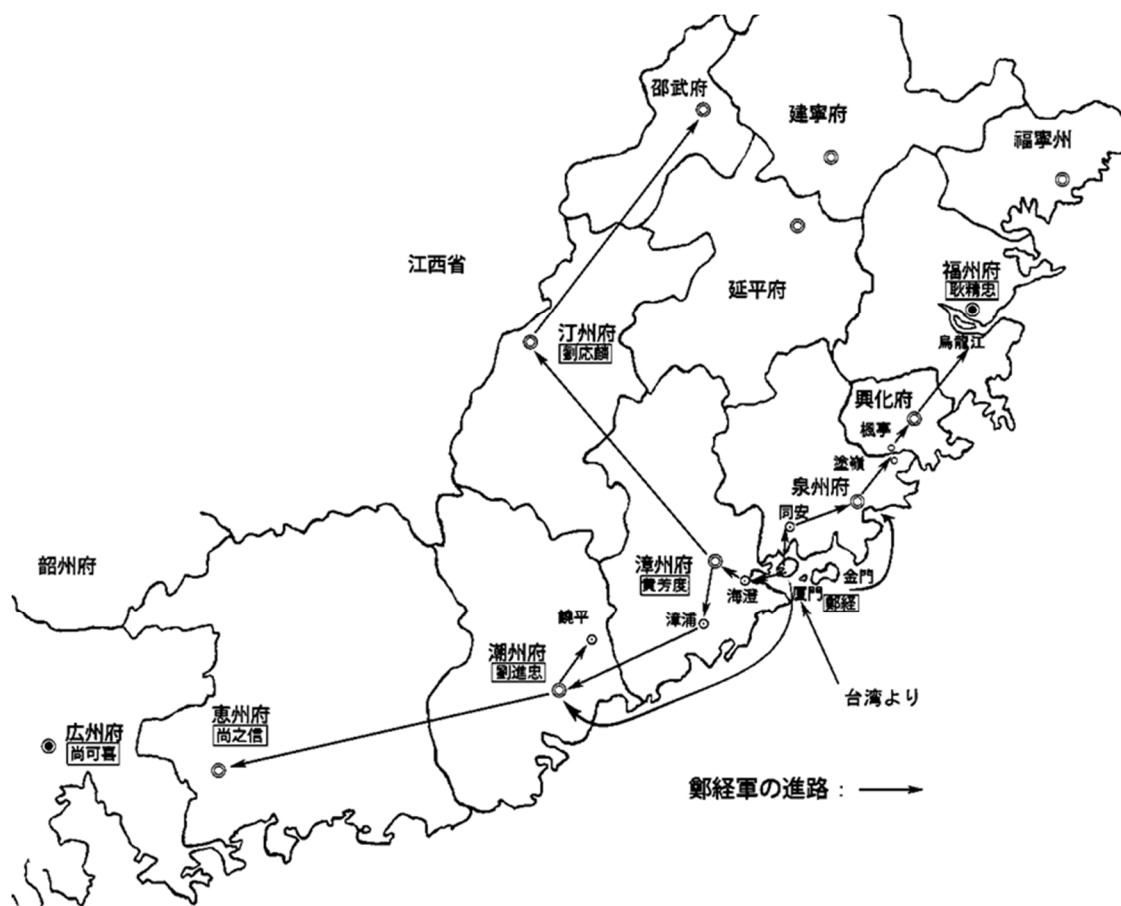
表 1：三藩の乱と鄭経「西征」の関連年表

年代	戦役の経過	唐船風説書の聴取日
康熙 12（永曆 27・延宝元・1673）年	11 月 吳三桂が雲南で挙兵	
康熙 13（永曆 28・延宝 2・1674）年	2 月 広西將軍孫延齡が吳三桂に帰伏 3 月 鄭耿精忠が福州で反乱、福建全省を制圧 4 月 経が廈門に出兵、海澄・同安守将が鄭経に降伏。潮州劉進忠が耿精忠に投降 6 月 泉州守将・漳州黄芳度が鄭経に降伏 7 月 潮州劉進忠が鄭経に寝返る 9 月 耿精忠が泉州を攻撃 10 月 鄭軍が耿軍を破り、興化まで追撃 11 月 漳浦守将が鄭経に降伏 12 月 鄭軍が潮州へ増援、平南王軍と開戦。陝西提督王輔臣が反乱	5 月 二番福州船 6 月 14 日 八・九番東寧船 7 月 15 日 一番広東船 10 月 17 日 二番福州船
康熙 14（永曆 29・延宝 3・1675）年	正月 鄭・耿が講和、饒平を占拠した統順公沈瑞が鄭経に降伏 5 月 鄭軍が潮州で平南王軍を撃退 6 月 漳州黄芳度が龍城、鄭軍が漳州を攻撃 10 月 黄芳度配下の吳淑が鄭経に寝返り、漳州が落城	3 月 晦日 一番福州船 7 月 20 日 二七番思明州船 11 月 25 日 二八番福州船
康熙 15（永曆 30・延宝 4・1676）年	2 月 平南王が吳三桂に降伏、惠州を鄭経に譲渡 5 月 汀州守将が鄭経に寝返る 6 月 王輔臣が清朝に投降 10 月 耿精忠が清朝に降伏、興化守将が鄭経に投降、清朝が烏龍江で鄭軍を撃破。平南王尚可喜が病死 11 月 邵武守将が鄭経に降伏 12 月 尚之信が清朝に帰順を表明、清軍が邵武・汀州を攻落。	2 月 8 日 一・二番福州船 6 月 4 日 六番潮州船 7 月 12 日 一〇・一一・一二番東寧三艘船 8 月 5 日 二一番広東船

康熙 16 (永曆 31・延宝 5・1677) 年	正月 清軍が興化を攻落 2 月 清軍が泉州・漳州を攻略、鄭經が廈門へ撤退 3 月 潮州劉進忠が清朝に帰伏 5 月 尚之信が清朝に帰伏 6 月 鄭經が惠州を放棄	正月 13 日 一番南京船 3 月 13 日 二番南京船 6 月 19 日 三番思明州船 7 月 7 日 四番潮州船 7 月 12 日 六番思明州船 7 月 10 日 一番思明州船 12 月 3 日 二九番普陀山船
康熙 17 (永曆 32・延宝 6・1678) 年	3 月 吳三桂が大周国皇帝に即位 6 月 鄭經配下の劉国軒が海澄を攻落 7 月 劉国軒が泉州を包囲 8 月 吳三桂が病死、孫の世璠が即位	
康熙 19 (永曆 34・延宝 8・1680) 年	2 月 劉国軒が海澄を放棄、鄭經が廈門から台湾へ撤退	
康熙 20 (永曆 35・天和元・1681) 年	正月 鄭經が台湾で病死 10 月 清軍が昆明を攻落、吳世璠が自殺	

出典：『清三藩史料』、『康熙統一台湾档案史料選輯』、『平定三逆方略』、『靖海志』、『台湾外記』、『華夷変態』。

図 1：鄭經の「西征」関連地図



譚其驤主編『中国歴史地図集 元・明時期』(中国地図出版社、一九八二年) 七〇～七三頁、明代福建・広東地図により筆者が作成。

[注]

- (1) 稲葉岩吉『清朝全史』（早稻田大学出版部、1914年）456—472頁、細谷良夫「三藩の乱の再検討—尚可喜一族の動向を中心に—」（『東北大学東洋史論集』第1輯、1984年）、同「三藩の乱をめぐって—吳三桂の反乱と楊起隆・朱三太子事件—」（歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年）、劉鳳雲『清代三藩研究』（中国人民大学出版社、1994年）、神田信夫「平西王吳三桂の研究」、「清初三藩の富強の一側面」（『清朝史論考』山川出版社、2005年、初出1952年、1955年）、滕紹箴『三藩史略』（中国社会科学出版社、2008年）。
- (2) 川口長孺『台湾鄭氏紀事』卷之下（文政11〈1828〉年序、台湾銀行經濟研究室編印、1958年）。
- (3) 宮崎来城『鄭成功』（大学館、1903年）220—236頁。
- (4) 稻垣孫兵衛『鄭成功』（台湾経世新報社、1929年）463—548頁。
- (5) 石原道博『日本乞師の研究』（富山房、1945年）76—112頁、中道邦彦「清初靖南藩と台湾鄭氏との関係—特に経済的側面よりみたる」（『歴史の研究』13号、1968年）、林田芳雄『鄭氏台湾史—鄭成功三代の興亡実紀』（汲古書院、2003年）83—90頁。
- (6) 楊雲萍「鄭經進征大陸の始末」（『楊雲萍全集』5、国立台湾文学館、2011年、初出1961年）、張茨『鄭經鄭克塽紀事』（台湾研究叢刊第86種、台湾銀行經濟研究室編印、1966年）、黄玉齋『明延平王三世』（海峡学術出版社、2004年）45—141頁、葉高樹「三藩之乱期間鄭經在東南沿海的軍事活動」（『国立台湾師範大学歴史学報』第27期、1999年）。
- (7) 李鴻彬「鄭經与三藩之乱」（『台湾研究集刊』1984年第4期）、張仁忠『六十年風雲：鄭氏四世与台湾』（九州出版社、2000年）171—194頁。
- (8) 鄭氏勢力・靖南王・平南王の対外貿易について、浦廉一（李孝本訳）「延平王戸官鄭泰長崎存銀之研究」（『台湾風物』11巻3号、1961年）、朱徳蘭「清初遷界令時中国船海上貿易之研究」（『中国海洋發展史論文集』2、中央研究院三民主義研究所、1986年）、龐新平「『華夷変態』から見た清初の海禁と長崎貿易」（『大阪経大論集』55巻1号、2004年）、同「清初海禁期における広東地域の長崎貿易」（『東洋学報』91巻4号、2010年）、鄭維中（郭陽訳）「清朝の台湾征服とオランダ東インド会社」（中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』思文閣出版、2013年）など、参照。鄭氏勢力とイギリスとの関係について、『十七世紀台湾英国貿易史料』（台湾銀行經濟研究室編、1959年）がある。

- (9) 李中勇「康熙統一台湾期間清廷同荷蘭的軍事接觸」(『歴史檔案』2005年3期)。
- (10) 浦廉一「台湾鄭氏(特に鄭經)と朝鮮との関係」(『広島大学文学部紀要』3号、1953年)、神田信夫「三藩の乱と朝鮮」(『清朝史論考』、初出1951年)、葛兆光「乱臣、英雄抑或叛賊?—從清初朝鮮對吳三桂的各種評價說起」(『中国文化研究』春之卷、2012年)、参照。
- (11) 東洋文庫榎一雄編『華夷変態』(東方書店、1981年)。
- (12) 林春勝「吳鄭論」(日野龍夫解題『鷺峯林学士文集』上、第48巻、ぺりかん社、1997年)510頁、「爾來商船至長崎、伝説錦舎事多々、三桂事偶聞之、粗而不精。乃知錦舎所在者去長崎不甚遠、故商賈亦有所聞見、三桂所居者西南海陸遙隔、故絶其親故乎」。
- (13) 前掲川口長孺『台湾鄭氏紀事』59-60頁、宮崎来城『鄭成功』221-223頁、稻葉岩吉『清朝全史』461-462頁、張莢『鄭經鄭克塽紀事』76頁、張仁忠『六十年風雲：鄭氏四世与台湾』173頁、朱希祖「吳三桂周王紀年釈疑」(『中央研究院歷史語言所集刊』第2本4分、1932年)393-395頁、孫文『唐船風説：文献与歴史—『華夷変態』初探』(商務印書館、2011年)196-198頁など。
- (14) 『華夷変態』巻2、53頁。
- (15) 浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書の研究—」(『華夷変態』上)28頁。
- (16) 林春勝「華夷変態序」(『華夷変態』)1頁。
- (17) 『華夷変態』巻2、85頁。
- (18) 『華夷変態』巻2、81頁、「海辺国姓鄭率日本琉球安南交趾女直朝鮮諸国伏兵数百万、選将数千員、焦思日久、共勦大挙」。真栄平房昭「近世琉球の対中国外交—明清動乱期を中心に」(『地方史研究』35巻5号、1985年)49頁を参照。
- (19) 小宮木代良「「明末清初日本乞師」に対する家光政権の対応—正保三年一月十二日付板倉重宗書状の検討を中心として」(『九州史学』97号、1990年)。
- (20) 『華夷変態』巻1、46-47頁、巻5(第2種)、219頁。
- (21) 以下の叙述は、主に夏琳『閩海紀要』(台湾銀行經濟研究室編印、1985年)、彭孫貽・李延昱『靖海志』(台湾銀行經濟研究室編印、1959年)、江日昇『台湾外記』(台湾銀行經濟研究室編印、1960年)、「清三藩史料」(『文献叢編』台湾国風出版社、1964年)、『康熙統一台湾檔案史料選輯』(福建人民出版社、1983年)などに基づいてまとめた。また張莢前掲『鄭經鄭克塽紀事』、林田前掲『鄭氏台湾史』、葉高樹前掲「三藩之乱期間鄭經在東南沿海的軍事活動」なども参照。

- (22) 『華夷変態』巻2、60－61頁。
- (23) 『華夷変態』巻2、71－72頁。
- (24) 『華夷変態』巻2、72頁。
- (25) 『華夷変態』巻2、75－76頁。
- (26) 王走虎は王老虎の誤字、元漳州副将、後に耿精忠に都尉に拔擢された王進の綽名。
『閩海紀要』巻之下、44頁。
- (27) 『華夷変態』巻2、97頁。
- (28) 『華夷変態』巻2、97頁。
- (29) 『台湾外記』巻6、267頁。
- (30) 『靖海志』巻4、75－76頁。
- (31) 鄭經「皇明石井鄭氏祖墳志銘」（何丙仲『廈門石刻擷珍』廈門大学出版社、2011年）
218頁、「〔黃梧〕遂忍人所不可忍、倡發掘墳以結虜歡……窃以举大事者当收拾人心、籠絡
英傑、若光復伊始而驟報和讎、恐非所以激勵天下士也、故於逆臣之子芳度姑置度外」。『台
湾外記』巻6、276頁。
- (32) 『華夷変態』巻2、97－98頁。
- (33) 『華夷変態』巻3、105頁。
- (34) 風説書では、双方が「縁を結び」と書いてあり、恰も姻戚関係を結んだような記述
であるが、恐らく唐通事の誤解だろう。漢文史料によれば、耿精忠が鄭經に正月の祝賀を
行っただけで講和を結んだという。『閩海紀要』巻之下、46頁などを参照。
- (35) 『閩海紀要』巻之下、44頁、『靖海志』巻4、76頁、『台湾外記』巻6、283頁。
- (36) 「総督江南江西地方等处文武事務阿席熙咨 康熙13年5月27日」（『清三藩史料』
4－5頁。『平定三逆方略』巻6、5月丁亥条。
- (37) 『台湾外記』巻6、278頁、『靖海志』巻4、76頁。
- (38) 『平定三逆方略』巻20、康熙13年12月癸酉条。
- (39) 『台湾外記』巻7、291頁。張英前掲『鄭經鄭克塽紀事』89頁。
- (40) ここでは「安定侯」とするが、『靖海志』78頁によれば、実際には「懷安侯」であ
る。
- (41) 『華夷変態』巻3、129頁。
- (42) ここでは平南王の「聿」とするが、張英前掲『鄭經鄭克塽紀事』89頁によれば、実
際には「外孫」である。

- (43) 「平南王尚可喜奏」(『清三藩史料』) 126 頁、「耿繼茂女嫁為臣之子婦、臣男尚之孝所生孫女又嫁耿精忠子婦」。
- (44) 『華夷變態』卷 3、129—130 頁。
- (45) 「議政王等議海澄公黃芳度疏之題本 康熙 14 年 7 月 24 日」、「議政王等議海澄公黃芳度疏之題本 康熙 14 年 8 月 13 日」(『清三藩史料』) 437、457 頁、『平定三逆方略』卷 22、康熙 15 年 3 月癸未条、『台灣外記』卷 7、294—298 頁。
- (46) 『華夷變態』卷 3、134 頁。
- (47) 『華夷變態』卷 4、144 頁。
- (48) ここでいう「女王」は孔四貞のこと。四貞は定南王孔有徳の娘で、有徳の死後、夫の孫延齡が清朝に広西將軍に任じられたが、吳三桂に降伏した。『平定三逆方略』卷 1、康熙 12 年 12 月丁巳条。
- (49) 『平定三逆方略』卷 21、康熙 15 年 2 月戊午条、庚午条。
- (50) 『平定三逆方略』卷 17、康熙 14 年 7 月壬子条。
- (51) 『清聖祖實錄』卷 60、『平定三逆方略』卷 23、康熙 15 年 4 月辛酉条。
- (52) 『華夷變態』卷 4、150—151 頁。
- (53) 『台灣外記』卷 7、304 頁、『靖海志』卷 4、80 頁。
- (54) 『閩海紀要』卷下、康熙 15 年 2 月。
- (55) 『華夷變態』卷 4、151 頁。
- (56) 『華夷變態』卷 4、151 頁。
- (57) 『華夷變態』卷 4、165 頁。
- (58) 『華夷變態』卷 4、158 頁。
- (59) 『平定三逆方略』卷 27、康熙 15 年 11 月乙酉条。
- (60) 『華夷變態』卷 5、174 頁。
- (61) 『台灣外記』卷 7、308—311 頁、『靖海志』卷 4、81 頁。
- (62) 『靖海志』卷 4、康熙 15 年 10 月。
- (63) 『靖海志』卷 4、康熙 15 年 10 月、『平定三逆方略』卷 27、康熙 15 年 11 月丙戌条。
- (64) 『華夷變態』卷 5、176 頁。
- (65) 「傑淑等題為恢復邵武等處地方事本」(『康熙統一台灣檔案史料選輯』) 120 頁。
- (66) 『平定三逆方略』卷 28、康熙 16 年正月甲辰条。
- (67) 『平定三逆方略』卷 28、康熙 16 年 2 月丁卯条。

- (68) 『平定三逆方略』卷 29、康熙 16 年 3 月戊寅条。
- (69) 「郎廷相題為收復漳州郡県情形事本」(『康熙統一台湾檔案史料選輯』) 123 頁。
- (70) 『華夷変態』卷 5、178 頁。
- (71) 『華夷変態』卷 5、184－185 頁。
- (72) 以下、『華夷変態』卷 5、186－188 頁による。
- (73) 『華夷変態』卷 5、190 頁、浦廉一「延平王戸官鄭泰長崎存銀之研究」を参照。
- (74) 以下、『華夷変態』卷 5、191－192 頁による。
- (75) ここでの朱都督は、浙江の臨門に駐屯する朱天貴のことを指すと思われる。本稿第 4 章参照。
- (76) 『平定三逆方略』卷 39、康熙 17 年 7 月己亥条、戊午条。
- (77) 『台湾外記』卷 8、345 頁。
- (78) 林春勝「華夷変態序」(『華夷変態』) 1 頁、「若夫有為夷変於華之態、則縦異方域、不亦快乎。」
- (79) 林春勝「吳鄭論」510 頁、「又聞吳鄭之外、如福建耿氏、及孫將軍、平南王、各割拋一方、然始與吳鄭相応、又降韃寇、吳鄭則蜂蟻之類、不足算也。」
- (80) 典型的な史料として、「安遠靖寇大將軍尚善諭稿」(『清三藩史料』) 501 頁、「[吳三桂] 乃専務詭詐、往々以敗為勝、蠱惑人心」などを参照。
- (81) 拙稿「日本長崎唐通事眼中的康熙復台一以『華夷変態』為中心」(張海鵬・李細珠編『台湾歴史研究』第 1 輯、社会科学文献出版社、2013 年、本稿第 6 章) を参照。

第四章 海澄攻防戦（1678－1680）をめぐる清朝と鄭氏勢力 ——『華夷変態』を中心として

はじめに

康熙 13（1674）年から同 19（1680）年にかけて、鄭成功の後継者である鄭經は、平西王吳三桂などが清朝に対して起こした所謂「三藩の乱」に呼応して、台湾から大陸に進軍した。ところが鄭氏勢力は、最初は清軍ではなく、同じく反清陣営に属する耿精忠（元来は清朝の靖南王）に矛先を向け、耿氏の勢力下にあった福建泉州・漳州の二府を奪った。それによって大陸での足場を獲得した鄭經は、さらに広東方面の清軍を統括する平南王尚可喜の領地に侵攻し、まず清朝に叛旗を翻して平南王と対峙していた潮州鎮総兵官劉進忠を傘下に収め、そこから直ちに西の惠州府へと進撃した。尚氏が清朝から離反し、吳三桂に投降して反清勢力に転じた後にも、鄭經は惠州府を尚氏から奪い、さらに尚氏の本拠である広州の占領までも企てていた。耿精忠・尚可喜と対抗して勢力を拡大した鄭經は、勢いに乗じてさらに福建・広東全域の支配を画策して、耿精忠を福建から浙江へと駆逐することを図った。鄭氏と清朝との板挟みで窮地に陥った耿精忠は、ついに康熙 15（1676）年 10 月に、ふたたび清朝に降伏してしまう。それによって、鄭氏勢力は漸く清朝と直接に対戦することになったが、その後は一連の敗戦を喫し、康熙 16（1677）年 6 月までに大陸での領地を次々と失い、廈門へ撤退せざるを得なかったのである。

このように鄭氏は、反清勢力として共闘体制を組むべき仲間との内訌では優勢であったものの、本来の敵たる清朝との交戦では劣勢に立っていた⁽¹⁾。ただしこうした趨勢の中でも、康熙 17（1678）年 2 月から、廈門において再集結した鄭氏勢力の軍隊は、劉国軒（1629－1693）の指揮の下で反攻に出て、漳州府を照準に激しい攻撃を仕掛けた。同年 6 月には、鄭氏勢力は清朝が大軍を配して厳重に守衛した海澄県を攻略し、さらに兵を進めて泉州府城を 2 ヶ月ほど包囲して落城寸前にまで迫った。その後、鄭氏勢力は陸上では海澄県を拠点に清軍と対峙し、海上でも清朝の水師と海戦を繰り返して、康熙 19（1680）年 2 月に清朝の陸海大軍の協同攻撃を受けて廈門を放棄し台湾に敗走するまで、2 年間にわたり清朝と攻防を続けたのである。

上述した鄭經の大陸進軍、所謂「西征」の経過については、つとに張莢が康熙 16 年の鄭軍の大敗を境に二分し、鄭氏勢力が福建耿氏・広東尚氏との内訌を経て、清軍に敗れて廈

門へ退軍するまでの期間を「西征前紀」、その後の海澄県城を攻落し、泉州を包囲して清軍を脅かしながらも、最終的には清朝の水陸大軍の挟撃を受けて廈門を放棄するまでの期間を「西征後紀」と名づけている。張茨はまた、このような鄭氏の「西征」における２段階の戦闘の相違を強調し、特に第２期の清朝との直接対戦で示された鄭氏勢力の頑強さを積極的に評価している⁽²⁾。この第２期の鄭氏勢力と清朝との交戦については、日本で古くは江戸時代の川口長孺をはじめ⁽³⁾、明治時代の宮崎来城・大正時代の稲垣孫兵衛などが論じており⁽⁴⁾、近年では林田芳雄も検討を加えている⁽⁵⁾。また台湾では上述の張茨以外にも、黄玉齋・宋増璋などの論考が⁽⁶⁾、中国大陆では李鴻彬・張仁忠などの論考があり⁽⁷⁾、いずれも主に漢文文献に依拠して、その経過と歴史的意義を論じている。

鄭氏勢力の大陸進攻については、漢文文献以外にも、当時日本に渡航した華人海商がもたらした唐船風説書のなかにも、関連する記事がかなり豊富に含まれている。これらはしばしば漢文史料にはない独自の記事を伝える貴重な史料群であるが、現時点では三藩や鄭氏勢力の海外貿易、及び琉球と清朝との朝貢関係の成立などの問題を除けば、ほとんど活用されていない。前章では、主に唐船風説書を利用して、鄭氏勢力が清軍の攻撃を受けて廈門に撤退する以前の活動、つまり「西征」の第１段階を中心に考察し、中国沿岸部各地や台湾から来日した華人海商の情勢認識を明らかにしてきたが、さらに本章では、鄭氏勢力による「西征」の第２段階を、特に海澄県をめぐる鄭氏勢力と清朝との攻防に焦点を当てて、唐船風説書を活用して論じることにした。

前章においても指摘したように、唐人風説書には、時には全く事実無根の虚説や地方的なバイアスのかかった供述なども含まれている。鄭氏勢力や清朝の軍事行動を、整った形式で事後的に叙述・編纂した漢文史料に較べると、唐船風説書は、断片的で前後に齟齬する叙述もあるといった弱点の存在は否めない。しかしその一方、唐船風説書には、実録や方略などの官撰史書を作成する清朝の体制側、或いは野史などの著者である伝統的な知識人とは視角が異なる、同時代の華人海商や一般的な民衆の時局観がストレートに示されており、漢文史料にはない独自の史料的価値を有している。このため本章では、唐船風説書を主要な史料として、鄭氏や清朝の交戦経過そのものの考察だけではなく、華人海商がこのような緊迫した状況の中で、いかなる情報を得、いかなる情勢認識を持っていたのかという問題にも注目して考察を試みてみたい。

一 鄭経の戦況悪化と清朝による講和要請

福州を本拠とする耿精忠は、呉三桂に呼応して清朝に反旗を翻したが、浙江方面への侵攻は清朝の強力な反撃に遭い、本拠地の福建方面でも鄭氏勢力の攻撃を受け、次々と領地を奪われていった。窮地に陥った耿精忠は、康熙 15 年 10 月 4 日、ついに剃髪して清朝に降伏してしまった⁽⁸⁾。これに対し、福建 8 府中の 5 府をすでに掌中に収めていた鄭経は、さらに麾下の軍勢を興化府まで進め、清軍と直接対決することになった⁽⁹⁾。10 月 15 日に、両軍は福州近郊の烏龍江において会戦したが、鄭氏の軍勢は大敗を喫して南へと退却を余儀なくされた⁽¹⁰⁾。清軍は鄭氏の敗軍を追撃し、2 月 6 日には邵武を⁽¹¹⁾、10 日に汀州を占領し⁽¹²⁾、翌康熙 16 (1677) 年 1 月 29 日には興化府をも攻略した⁽¹³⁾。勢いづいた清軍はさらに南進し、2 月 9 日には泉州を攻略した⁽¹⁴⁾。鄭経は清軍の攻勢の前に抵抗らしい抵抗もせず、14 日には大陸での最後の拠点である漳州も放棄して⁽¹⁵⁾、廈門へと撤退したのである。4 か月も経たないうちに福建の 5 府を全て失った鄭経は、強力な清軍に恐れをなし、さらに台湾まで撤退しようとしたが、廈門の民衆に留められて、各地の水軍を召還して廈門の防衛を強化し、駐留を継続することになった⁽¹⁶⁾。

一方、破竹の快進撃で鄭経を大陸から駆逐した清軍も、直ちに廈門に攻撃を仕掛けることができなかった。その原因の一つは、海戦に不可欠な戦艦を短時間で大量に徴集できないことにあり⁽¹⁷⁾、もう一つは、大陸での鄭経の残留部隊を掃蕩する必要があったことによると思われる。鄭経の撤退があまりにも性急だったために、大陸には多くの鄭氏の兵士が置き去りにされてしまった。漳州人の蔡寅は、呪術能力を持つと称して、みずから「朱三太子」と名乗り⁽¹⁸⁾、それらの兵士などを糾合して、数万人もの軍勢を集めたといわれる。蔡寅の軍勢は、泉州城を襲撃して、福建の清軍を脅かすまでに至った⁽¹⁹⁾。この蔡寅による清軍に対する攻撃について、延宝 5 (康熙 16・1677) 年 7 月 12 日の、「六番思明州 (廈門) 船」の唐船風説書には⁽²⁰⁾、以下のようにある。

此間又太子会と申候而、大明之末世崇禎帝之第三之王子之由申立、諸方より義兵を揚げ、其勢一万余も可有御座候。内三千余存寄も無之、不慮に泉州之城へ攻め入、大清方を朝之間に追払申候を、大清方より能見申候得ば、漸数千人有之候に付、同日之昼程に大清方大勢に而追払申候得ば、一人も不殘皆々逃げ散り申候。大清方は朝之内に存寄も無之に付、少々雑兵被討申候者御座候、太子会之者は一人も死失無御座候。右之通義兵などと申候而、山中海辺に徒党を結び、或は数千人或は万人に及、大清方を乱奪仕候事多く御座候。

これによれば、崇禎帝の「三太子」を推戴する「太子会」の下には、各地の反清勢力が結集し、その兵力は一万ほどに達したとされる。さらに「太子会」の約三千人の軍勢は、早朝に乗じて泉州を急襲し、一旦は城内に侵攻して清軍を圧倒するほどの強勢をも見せた。その後、昼頃に至って清軍が多数の兵士を出動して、「太子会」の進撃を封じ込めようとしたが、「太子会」の軍勢は全員無事に撤収したという⁽²¹⁾。このように、清朝は「太子会」などの在地反清勢力のゲリラ戦に悩まされていたのである。風説書では、蔡寅の名前は現れないが、彼が「三太子」を名乗って勢力の伸張を図り、泉州を急襲して無事に撤退したことは、福建総督姚啓聖による朝廷への上奏文や『台湾外記』などの漢文野史類の記録とも全く一致している。

このように、清朝側は福建の在地反清勢力による騒擾などの問題を抱えており、水軍の整備も整っていなかったため、廈門の鄭氏を直ちに攻撃することはできなかった。このため対鄭氏作戦の前線で陣頭指揮をとっていた康親王傑書は、廈門に使者を遣わして鄭氏の招撫を試みている。鄭経の本拠地である廈門から出発した上述の華人海商は、つづいて清朝からの講和要請について、以下のように述べている。

大清方之康親王、靖南王に被致評議、先軽く以使者被申越候は、年々其元も此元も軍戦やみ間も無之候、士卒並に人民共之なやみのみに罷成、所詮無益事に候条、錦舎名代を被出、髪を剃らせ、清朝へ於帰附には、則ち漳州泉州之二府を可宛行、錦舎儀は大明之世を深く被慕事に候間、縦髪を剃り不被申とても不苦候。心儘に安樂被致候へかしとて、大清方之翰林之官李光第と申候泉州人和睦之使者越可申之由、私共出船之刻申参候。此儀はとても同心有之間敷と、諸人申事に御座候。大清方にも錦舎を殊之外六ヶ敷存軀に御座候。第一士卒之軍死、人民之課役皆以変乱之基に而御座候、其上兵糧続き不申候により、和融に仕度本意不浅之由申候。

この海商が廈門を出帆する際に聞いた風聞によれば、清朝側は鄭経がみずからの名代を剃髪させ、帰順の意志を表向きに示しさえすれば、実際に鄭経自身が剃髪しなくても講和を認め、漳州・泉州二府を領地として与えるという条件を提示し、講和の使者として翰林官の李光第が廈門に赴く予定であったという。さらにこの海商は、清朝側は鄭氏との戦闘がさらに長引けば、兵士の損耗や過重な徴発による叛乱が起こることも危惧しており、また兵糧の補給も難しくなっていたため、講和を結ぶ意欲がかなり高いとも伝えている。その一方、廈門では鄭氏勢力は清朝の講和要請を拒絶するだろうという予測も流れていたという。この風説書を見るかぎり、鄭氏勢力よりも、清朝の方が講和締結に積極的だったとい

う印象をうける。

ここで華人海商が伝えた清朝からの講和要請については、清朝の官撰史書にはまったく該当する記録がなく、それと対応すると思われる記述が確認できるのは、私撰の野史である『台湾外記』だけである。それによれば、康親王は李光第ではなく、僉事の朱麟・莊慶祚を廈門に遣わして鄭經に帰順を促したが、鄭經の返事は、鄭氏勢力を朝鮮と同じように扱うならば、講和談判に付く可能性もあるが、今ではなお清朝とは一戦を惜しまないとの内容であったという⁽²²⁾。

つまり、『台湾外記』においては、今回の交渉は、鄭氏に対する講和要請ではなく、鄭氏の帰順を促す一種の警告とも見られる清朝の一方的な通告として記述されている。それとは対照的に、廈門から出発した鄭氏の御用達海商の報告では、経済的に圧迫され、過重な徴発による内乱の危機をも避けかねないと判断したため、戦争状態を早期に終結しようとする清朝は、鄭經自らの剃髪にも拘らず、そのうえ泉州・漳州二府をも鄭氏に譲渡するという非常に有利な条件を提示して、翰林の官員を廈門に遣わし講和に当たらせる用意をしたが、それに対して鄭經側はきっと同意しないだろうとしている。

長崎に来航した華人海商が、出帆地の政治勢力に有利な供述を行う傾向があることについては、すでに前章でも指摘したが、上記の講和をめぐる華人海商の報告もその一例といえよう。ついで7月10日に、「十一番思明州船」で来日した華人海商も、次のように鄭氏側に有利な情報を伝えている⁽²³⁾（〔 〕内は筆者補足、以下同様）。

〔康親王が鄭經を撃破したことによって〕福州の靖南王弥機を被奪、功なきものと成、戦場之首尾も殊外悪敷御座候に付、ヶ様に而は大清方にも、とかく身之置所は有之間敷存、錦舎方へは不参候得共、当六月初に潮州之劉伯爺方へ参候而、又々大明に罷成可申之内談相極め申候。劉伯爺儀は、元より時節も有之候得かしと相願申候所に、右之首尾御座候により、即刻錦舎方へ帰附之一左右申来候に付、錦舎悦申候而……右之通に候はば、惠州潮州は又々無程錦舎手に属し可申と廈門に而万民共申候。

これによれば、清朝に投降した靖南王は、康親王に軍権を奪われ、清朝側に居場所が無くなったため、潮州の割拠勢力である劉進忠に身を寄せ、また清朝に叛旗を翻す計画を策しているという。また劉進忠も鄭經に帰伏の意を表明したため、惠州と潮州はふたたび鄭經の勢力下に帰すると、廈門の人々は語っているというのである。さらに当該の華人海商は、広東の情勢についても、「吳三桂方と被挟申様に罷成申候ば、平南王も又々大明に成申より外は御座有間敷と皆々申事に御座候」と、平南王もまた清朝を裏切り、反清勢力に付こう

としているという風聞を紹介し、「右広東之様子により錦舎方勝利を得申候ば、又漳州泉州之儀錦舎手に属可申事、可容易と諸人共に申事御座候」と、そうなれば鄭経は福建での失地も容易に恢復できるだろうとも述べている。

また延宝5年12月3日、鄭氏勢力に属し、浙江寧海県の臨門都（現在の象山県南部）に駐屯する「朱都督」⁽²⁴⁾が派遣した、「二十九番普陀山船」に搭乗していた華人海商も、「潮州府只今は錦舎手に罷成申候、依夫潮州府大清方之守官劉氏之者漳州府に引きのき罷有候」と、鄭経が潮州府を攻略し、清朝に投降した劉進忠は漳州に逃走したと伝えている。

実際には、潮州に駐在する劉進忠は、鄭経の大敗を受け、既にこの年の三月に清朝に帰伏していた⁽²⁵⁾。これを受けて、清朝は耿精忠に潮州への進駐を命じ⁽²⁶⁾、耿精忠は暫く潮州に駐屯することとなった。さらに6月には、平南王尚之信も清朝に投降し、劉進忠が清朝に投降後も、ひそかに呉三桂に救援を求める書簡を送っていたと告発した⁽²⁷⁾。このため清朝は、劉進忠を本拠地である潮州から強制的に福州に移したが、その際には、劉進忠が潮州に駐屯する耿精忠と密議して、清朝に反旗を翻そうとしているという情報も、清朝朝廷に寄せられている⁽²⁸⁾。華人海商が伝えた、劉進忠・耿精忠の不穏な動きは、このような潮州の不安定な政治状況を反映したものと言えよう。但し、実際には鄭氏勢力が潮州を奪還したという事実はなく、廈門や鄭氏配下の華人海商は、事実とは異なる、より鄭経に有利な情報を報告していたわけである。

その後、延宝6（康熙17、1678）年2月9日付け「一番福州船頭薛八官船」風説書は、林家が所蔵する『華夷変態』の原本には収載されておらず、島原松平家本の巻1に収められている。船頭の薛八官が、「福州之内定海と申所江しのび罷有候」と、定海より密航して来日したと供述しているが、そこでは延宝5年12月に、清朝から講和の使者が廈門へ派遣されたことが記録されている⁽²⁹⁾。

福州康親王より去年12月初比に、泉州之太府之官一人並興化府之太府之官一人、兩使官として廈門江指下し、錦舎と和睦之使官に罷越候、和睦之趣者、数年以來互及兵戦に、人民をなやまし候事非本意候間、互致和睦兵戦を相やめ可申候、左候はば、泉州府漳州府二府を其方之領地に可致之条、同心可有之由申来候得共、錦舎合点仕不申、右二府に興化府を相添候はば、如何様とも可仕と返事申候、其後福州より如何様とも不申参候に付、只今迄は相替義無御座候。

この記事では、清朝が派遣した使者が、泉州・興化府の官員であるとされ、剃髪に関する言及もないが、そこに記された講和条件は、前述の記事と同じく、泉州・漳州二府の譲渡

は主な条件となっている。しかし鄭氏側は、泉州・漳州二府に加え、興化府の領有も認めれば、講和に応じると回答したため、福州の清朝当局からの返事はなかったという。この講和交渉については、『聖祖実録』や漢文の野史にも関連の記載があり⁽³⁰⁾、それによれば、臨時の泉州知府張仲舉・興化知府卞永譽とともに、泉州の郷紳黄志美・監生吳公鴻も使者として廈門に派遣され、鄭氏勢力が大陸沿海から台湾に撤収すれば、今後は清朝の朝貢国である朝鮮の事例に準じた待遇を認めるという講和条件を鄭經に伝えたとされる。しかし、鄭氏の重臣である馮錫範は、あくまで泉州・漳州・潮州・惠州四府の譲渡要求に拘り、両方の談判は終に決裂したのである。

なお「一番福州船」の海商は、潮州の状況に関して、「去年は広東之内潮州府、重而手に附け申候得共、又々福州之靖南王広東へ下り候、右潮州府を取かへし、只今潮州府大清方に成申候」と述べ、一旦鄭氏勢力の傘下に入った潮州が、ふたたび耿精忠に奪還され、清朝の領地となったとして、従来海商たちの供述を修正している。

このように、鄭經が清朝に大敗して大陸から廈門に撤退した後の情勢については、延宝5年の、①「六番思明州船」・②「十一番思明州船」・③「二十九番普陀山船」、そして翌6年の、④「一番福州船頭薛八官船」の海商からの供述が残されている。①・②は鄭氏の本拠地である廈門から出航し、③も鄭氏の部将が派遣したもので、④も鄭氏の統制下にあった定海から来日した船であった⁽³¹⁾。これらの海商は鄭氏勢力との関係が強かったと考えられ、彼らの供述も明らかに鄭氏勢力に有利な情報を伝えている。①では、福建の在地勢力「太子会」による清朝への叛乱が伝えられ、②・③でも、一旦清朝の勢力下に入った潮州地方がふたたび鄭氏側に帰服したと述べている。「朱三太子」と自称する蔡寅の活動や、潮州における劉進忠の不穏な動向については、漢文史料にも関連の記載が確認される。華人海商の供述するように、潮州が清朝の支配下から離脱するまでには至らなかったものの、これらの供述は、当時の情勢の一面を反映したものと言えよう。

その一方、①・④が伝える清朝からの講和要請は、確かに漢文史料にも対応する記述が見られるものの、講和の具体的な条件について、風説書と漢文史料との間では、大きな隔たりが見える。上述したように、①・④ともに停戦の条件として、清朝は泉州・漳州二府の譲渡を提示したとしているが、これに対し漢文史料によれば、清朝は鄭氏に大陸沿海からの撤退を要求し、台湾に撤収すれば朝貢国朝鮮の例に準じて待遇するとはしたものの、鄭氏が要求する大陸領土の譲渡は認めていない。清朝が支配下に収めた二府を、容易に鄭氏に譲渡するとは考えにくく、おそらく鄭氏勢力は、自らの領土要求を、恰も清朝側から

提示した条件であるかのように、支配下の地域において喧伝したのではないか。

康熙 18 (1679) 年 4 月 4 日、福建安溪県武学生員で、姪の李光地 (1642－1718、内閣学士) と共に一族の自衛組織である「団練」を率いて鄭氏勢力に抵抗した李日成は、朝廷に對鄭氏作戰の戰略建議書「平海機宜」を奏上した。その中には「招撫を杜絶せよ (杜招撫)」との一条があり、その理由として、「[閩南の] 狡猾な民は、叛服常なく忠心が期待できず、一度朝廷からの招撫のうわさを聞くと、直ちに海賊 (鄭氏勢力) が勢力を盛り返すと見なし、群れをなして鄭氏に追従しようとする (況内地奸民、反側無常、一聞議撫、以為海賊將復得志也、則群趨而附之)」と述べ⁽³²⁾、鄭氏に対する招撫の不可を強く主張している。また、後に福建水陸提督に命じられた楊捷 (1627－1700) も、「[福建人は] 以前は鄭氏に従属して、今でも秘かに通同している (且先経従逆、与賊声氣相通)」と述べ⁽³³⁾、蔡寅等の在地反乱勢力の動きが活発化する中で、福建人に対する不信感を露わにしている。

一方で、鄭氏勢力にとっては、清朝が泉州・漳州二府を割譲する可能性を喧伝すれば、そこで活動する反清勢力を鼓舞することにもなり、内部的な求心力を高めることも期待できるため、支配下の地域において意図的に都合の良い情報を流し、そのような情報が、華人海商を通じて日本に伝わり、唐船風説書に記録されたのであろう。

しかし、これらの風説書が記すように、清朝が鄭氏の領土要求をそのまま受け入れるわけではなく、和議交渉はたちまち暗礁に乗り上げた。年が明けて延宝 6 (1678) 年になると、鄭経から軍事指揮権を一任された劉国軒の強い指導力の下で、鄭氏勢力は清朝との決戦体制を再構築し、再度の大陸反攻作戰を開始したのである。

二 唐船風説書が伝える海澄包圍戦

(1) 漢文史料に記された海澄包圍戦

本節では、漢文史料に記された海澄包圍戦の経過を、関連する先行研究を参照して概観しておきたい⁽³⁴⁾。康熙 17 (1678・延宝 6) 年 1 月 25 日、廈門に撤退した鄭経は、劉国軒を中提督に拔擢し、「尚方劍」を与えて諸軍の統帥権を彼に委任した。2 月 9 日、国軒は水軍を率いて廈門より出陣、福建総督郎廷相 (?－1688)、福建水師提督海澄公黄芳世 (?－1678)、総兵黄藍などが嚴重に防備体制を敷いた漳州湾沿岸を襲撃し、12 日・18 日・23 日と連戦連勝を収め、清朝の守備軍に打撃を与え、鄭氏勢力の士気を高めていた。その後、福建提督段応挙 (?－1678) などが泉州や潮州から来援したが、劉国軒は水軍の機動性を

存分に發揮して、数万もある清朝の陸軍を翻弄していた。3月11日、劉国軒は策謀をめぐらして漳州城外に駐屯する黄芳世軍を大破し、18日には段応挙軍を黄藍などが守衛する海澄県城まで追いつめた。その後、鄭軍は半島状をなす海澄城周辺の地理的条件を巧妙に利用し、大陸と連続する部分を横切る堀を穿ち、海水を入れてその城を孤立させることに成功した（章末地図参照）。

やがて海澄県城に撤収した清軍の数は3万以上にも達し、城壁を強化して防備を固めたが、劉国軒は包囲網をさらに厳重にし、河川の多い地形を活用して、清朝援軍の騎兵部隊の突撃を遮り、兵糧攻めの作戦を取っている。多数の清朝兵とともに、一省の最高軍事司令官たる提督までも海澄県城に孤立し、敵軍に包囲されるにいたったことは、清朝の朝廷にも大きな衝撃を与えた。康熙帝の敕命を受けて、総督郎廷相は各地の兵力を集中させ、懸命な救援作戦を何度も繰り返していたが、鄭軍の激しい反撃に遭い、海澄城の至近距離にまで迫りながら、終に鄭氏勢力の包囲網を突破することができなかった。このように、戦況が膠着化するにいたり、5月になると、康熙帝は総督郎廷相・巡撫楊熙・提督段応挙の解任に踏み切り、新たな総督として姚啓聖（1624－1683）を、巡撫として呉興祚（1632－1698）を起用し、さらに福建で任官歴のある江南提督楊捷を福建提督に転任させた。姚啓聖は、着任早々直ちに海澄清軍の救出作戦を發動し、総力を挙げて鄭氏勢力に激しい攻撃を仕掛けたが、やはり地の利を得て、且つ優れた火器をも装備した鄭軍に撃退されてしまった⁽³⁵⁾。さらに制海権が鄭氏に握られていたため、補給が断たれた海澄県城内では、餓死する兵士も続出し、清軍はしだいに戦闘能力を失っていった。6月10日、包囲の開始から83日後、海澄県城は終に落城したのである。

（2）普陀山方面に伝えられた鄭軍大勝の風聞

前節では漢文史料により、鄭氏勢力による海澄攻城戦の経過を概観した。それでは唐船風説書では、華人海商はこの包囲戦の状況を、どのように伝えているのだろうか。まず延宝6年3月20日、「南京近所」において「韃靼方海廻り之兵船に被追申」と、清朝海軍の取締を逃れて来日した、「二番普陀山船」の海商は、以下のように語っている⁽³⁶⁾。

漳州之内海澄県と申所、韃靼方海澄公と申大官、守護仕要害之地に而御座候を、去る二月中旬に、錦舎軍兵数万、則海澄公之人数に似せ、旗印其外軍兵之模様、海澄勢に粧ひ、城中江紛れ入申候得ども、城中外之勢之思ひ寄無之候処に、俄に錦舎勢起りて、海澄公之人数三千余打取申に付、城中あわて、海澄公は漸漳州へ逃のき申候、夫によ

り海澄県無難錦舎手に入申候、漳州之城には韃靼之大将段提督と申者に而御座候、右海澄公則一所に罷成居申候を海澄県取申候、錦舎勢其足に而漳州を取囲、今程漳州之城へ四里程攻寄せ罷在候、大形は落城可仕風聞に而御座候。

この海商が伝えるところによれば、鄭経は2月中旬に、清軍の装束を纏わせた配下の兵士を海澄城内に潜入させ、それで内外呼応して清朝の海澄公勢を3千人ほど殺害し、海澄公自らをも漳州まで駆逐して海澄城を占拠した。これに対し海澄公は、漳州に駐屯する清軍大将段提督と合流して、海澄城の奪回を目指して出動している。しかし鄭経は清軍を追撃して漳州を包囲しており、漳州城は間もなく落城するだろうというのである。上述したように、康熙17年2月9日から3月18日にかけて、劉国軒が率いる鄭軍は、確かに漳州湾沿岸の清軍を襲撃し、海澄公黄芳世の軍勢に大きなダメージを与え、さらに段応挙を海澄県城内に包囲していた。しかし、この風説書が聴取された3月20日の段階では、海澄ではまだ段応挙が籠城しており、漳州城が鄭軍に包囲されたという事実もない。恐らく2月中旬以降、3月上旬までの鄭氏の捷報が、江浙地方に伝わる途中で誇大に喧伝され、それを受けて特に普陀山方面においては、「又々錦舎之勝利つのみ可申と諸人申事に御座候」と、鄭氏に有利な風聞が広がっていたのであろう。

(3) 海澄包囲戦に関する台湾海商の報告

福建前線とは離れた普陀山発の海商にくらべて、鄭氏の本拠地である台湾からの海商は、より信憑性の高い情報をもたらしていた。延宝6年6月2日、「四番東寧船」で台湾から来日した海商は、海澄城包囲戦の経緯を具体的に報告している⁽³⁷⁾。

まず劉国軒の統率の下で、鄭軍が漳州湾沿岸において展開した緒戦については、次のようにある。

錦舎方之大将右武衛之官劉国賢と申者、軍兵三万余引率致し、去二月十八日に海澄県勢と令対陣、一戦仕申候所に、存之外劉国賢江勝利を、海澄県方之諸將並に軍兵共に千余打取、其上馬を四五百疋取申候、其後三月十二日、又は十八日兩日に重而合戦仕申候所に、馬二千余取申候、将兵共に又数千打取申候、錦舎方之勢は、損失之儀わづかの事に御座候而。

右武衛劉国軒は3万程の軍勢を率いて、2月18日に清軍と対陣し、一戦を交えたところ、意外にも兵力に劣る鄭軍が大勝し、清軍に大きな損失を与えた。その後の3月12日、18日にも双方が接戦し、清軍は大量の人馬を喪失したが、鄭軍の損亡は軽微であったという。

上述のように、鄭軍は漳州湾に上陸して一連の作戦を展開したが、特に2月18日には漳州・泉州間の交通要路である江東橋を切断し、当時布政使であった姚啓聖の子で、勇名のある姚儀なども撃退している⁽³⁸⁾。また3月12日には海澄公黄芳世軍に壊滅的な打撃を与え⁽³⁹⁾、18日には段応挙を海澄城内に封鎖していた。つまり、台湾海商が伝える上記の戦闘の日時は、漢文史料に記録された主要な戦闘の日時と全く一致しているわけである。

とりわけ福建提督段応挙が海澄城に封じ込められた経過については、台湾海商は非常に詳細で、かつ生き生きとした供述を行っている。まず段応挙が泉州から海澄に來援した状況について、この東寧船風説書には、以下のようにある。

数度之戦に度々利運得申候、右大清方段提督と申者、数府兼管之惣將に而御座候付、兼而は泉州府に罷在候所に、海澄県稠敷手づまり申に付、泉州より、人数三万余も引率致し、海澄県之救ひに出張仕候を、錦舎手之劉国賢勢、中途に而眞中を突ききり打破り申候に付、泉州勢散々に被破、半分は元之如く令退城、半分は段提督令引率、海澄県江入城仕候。

福建一省の清軍を統括する提督段応挙は、元々泉州府に駐屯していたが、海澄での清軍の敗報を知り、救援のため3万の軍勢を率いて泉州から海澄に向かった。しかし、その途中で劉国軒の急襲に遭い、段氏の部隊は二つに分断され、一部は泉州に撤回したが、ほかの兵士は段氏とともに海澄城に入城せざるを得なかったという。漢文史料では、段氏が2月中にすでに泉州より漳州に到達し、3月18日に鄭軍と対陣した結果、海澄城に敗走したと記されているが⁽⁴⁰⁾、風説書においては、その間の事情が簡略化され、段氏が泉州から來援し、最終的に海澄に逃げ込んだことだけが伝えられている。

それに続いて、この風説書では、鄭軍が濠を造成して海澄城の清軍を孤立させたことについて、次のように記されている。

依夫劉国賢存候には、海澄県勢弥多勢に罷成候間、及合戦に候共、人数のみ多く致損失、無詮事に候とて、人民に課役を宛、一日夜之内に、海澄県を取囲、堀をほらせ申候、其堀はば一丈八尺深さも一丈八尺、人民一人に三尺四方宛掘り申に相定、一日夜に堀成就仕申候得ば、はや海水に通じ、中々一人も海澄より通路罷成不申候、

劉国軒は、海澄城を強攻突入すれば、多数の清軍の抵抗により、大きな損失は免れないと考え、周辺の人民を徴発し、一人ごとに3尺四方ずつを掘らせ、海澄県を囲む、幅・深さ共に1丈8尺の濠を造成し、海水を引き入れて海澄城を封鎖したという。漢文史料では、濠の造成過程やその規模に関する描写は全くなく、それに対してこの風説書では、その真

否は別として、きわめて具体的な状況を伝えている。

さらに、上述の包囲戦を可能にした海澄城の地理的な条件や、包囲戦の影響についても、台湾海商は詳しく解説している。

海澄之儀元より一方は海をうけ、其海水城之廻り半分ほど迄、常に河入御座候、相残半分は堀も無之陸地に而御座候、其廻一里余も可有御座候、其所を右之通一日夜にすきと堀りに仕申候故、曾而軍兵之通ひ絶果申候、則ほしころしに仕申覚悟に御座候、追付落城間も御座有間敷候。

海澄城は、周囲1里の半分ほどは海に囲まれ、残る半分は溝や濠がなく陸地と続いていた。そのような地形を利用し、鄭氏勢力は短時間で城を取り囲む濠を完成し、城内外の清軍の連絡を遮断した。そのうえで乾し殺しの戦術を取っているため、海澄城は遠からず必ず落城するだろうというのである。

また、この風説書には、漢文史料には全く見られない、海澄に籠城する段応挙と、包囲戦を仕掛けた劉国軒との、次のような対話も記録されている。

依夫段提督より劉国賢方へ申遣し候には、古来より籠城落城多く有之候得共、一方は何れ之道にも生路を明け置事に候に、只今ヶ様に而は不残餓死仕より外無之候、ヶ様之軍法や有之哉と申遣し候得共、劉国賢承引仕不申、返答申候は、我等は法も不法も不存候、只不残打取申を、本意と致候とて、一圓に合点仕不申候。

窮地に陥った段応挙は、劉国軒に対して、古来から城を包囲する際には、必ずどこかで逃げ道を設けるものだが、今回のように城全員を一人も逃がさずに餓死させることは、軍法に背く行為ではないかと批難している。これに対して劉国軒は、たとえ軍法に合わなくとも、清軍をすべて討ち取るつもりだと回答し、包囲網を少しも緩めなかったという。

ただし『台湾外記』巻8によれば、劉国軒は使者を派遣して段応挙に投降するように説得したが、清朝に忠義をつくす覚悟の段応挙は直ちに拒絶したと伝えられている⁽⁴¹⁾。この記事も含め、ほとんどの漢文文献では、官撰か野史かを問わず、段応挙は海澄落城の際に自ら縊死したため、彼の軍事能力に対する評価はともかく、清朝への忠誠については積極的な評価がなされている。一方で、台湾海商の間では、まだ海澄が落城していない段階で、段氏が劉国軒に対して、包囲網を緩めるように請願していたという風聞が取り沙汰されていたのである。

この台湾海商は、劉国軒による包囲戦が長期化するなかで、「只今海澄県難儀最中にて御座候」と、海澄の清軍は危機的状況にあり、このため「又泉州方より定而見続き之勢可有

候」と、清朝は泉州からさらに援軍を送るだろうと予測している。ただし、「錦舎より王提督と申者に人数三千ほど相添、泉州より海澄江之中途をさへぎり罷有候に付、両城曾而通路罷成不申候」と、鄭經も泉州の清軍の来援に備えて、3千人の兵士を統率する王提督を派遣して清軍の救援を遮断しようとしており、このため「追付落城疑無御座候有間敷候」と、海澄の落城は免れないだろうと断言している。

以上、ここでは台湾海商の風説書に記された海澄包囲戦の経過を、漢文史料と対照して分析を試みた。劉国軒が指揮を取るこの一連の戦闘については、台湾海商は非常に具体的で、且つ臨場感のある報告を行っている。その内容を漢文史料と比較すると、海澄包囲戦に至る清朝と鄭氏の攻防の経緯は、比較的正確に日本に伝えられていたことが分かる。

なお海澄包囲戦の戦況をめぐる、台湾海商が鄭氏の優勢と清朝の窮状を伝えているのに対し、清朝統治下にあった広東からは、より清朝に有利な情報がもたらされている。延宝6年6月中旬頃、「尤平南王手下之商共」が乗船する「七番広東船」が長崎に入港したが、その風説書では、清朝による対鄭氏作戦をめぐる次のような報告を記している。

福州に居城いたし候康親王も、向後錦舎罷有候廈門打取申候儀は容易存申、其上福州に越申候阿蘭陀人に申付、船数多く招寄せ、東寧を攻取申覚悟に御座候由承申候⁽⁴²⁾。この広東船の海商は、福州に駐在する康親王は、海澄城は言うまでもなく、鄭經の本拠地の廈門をも容易に攻略すると予想し、さらに福州に来航するオランダ人にも協力を命じ、多数の戦艦を集めて、台湾を攻撃する計画を立てていると述べているのである。「七番船」が出航した時点では、海澄はまだ落城しておらず、漳州方面の情勢は非常に緊迫していたが、すでに清朝の支配が確立していた広東においては、清朝がオランダ人の協力も得て⁽⁴³⁾、さらには廈門を恢復し⁽⁴⁴⁾、台湾まで攻略するであろうという観測がなされていたのである。

(4) 海澄落城をめぐる情報の諸相

延宝6年6月22日、海澄攻城戦の前線により近い廈門から来航した「十番思明州船」の海商は、清朝・鄭氏の攻防について、更に詳しい情報を日本に伝えた。まず両軍の将領主や兵力について、廈門海商は次のように紹介している。

韃靼方より段提督並前方海澄県之城主黄梧之甥黄藍と申者、是は未官号は授り不申候へども、右黄梧之筋同にて候故、段提督に相添、韃靼之物頭、其外軍兵千人余引卒いたさせ、海澄県之城をおさへ申為に遣し召置申候、就夫錦舎より中提督之官劉国賢と

申者、惣大将に被申付、左虎衛之官何祐、右虎衛之官江鎖〔欽〕、其外数多之副将を令誘引、四万之兵卒を召連、海澄県を攻申ために発向仕候。

清朝側には、提督段応挙のほか、初代海澄公黄梧の甥黄藍も加わり、満洲人部将と千人余りの兵士が海澄城を守っていた。それに対し鄭氏側は、中提督劉国軒を総帥とし、何祐・江欽などの武将が率いる4万人ほどの軍勢で海澄を攻撃した。ここでは前述した台湾海商の風説書くらべて、両軍の将領についてより詳細な情報を提供している⁽⁴⁵⁾。また海澄城の包囲や、段応挙による劉国軒への包囲解除要求についても、先述の台湾海商とほぼ同じような供述が記されている。

上述のような戦況情報の外にも、この風説書には、海澄落城に関する情報伝達をめぐる、次のような興味深い記事も含まれている。

然処に私共船、先月廿四日に思明州より出船仕、福州近くにて逆風に遭及難儀候故、無是非福州領之内澄海と申所に、幸錦舎手下之楼船中鎮之官簫琛と申者、海辺をおさへいたし罷在候に付、其所に順風を相待、還り居申候、左候得ば往来之者之伝には、海澄県之城、先月廿日に落城仕之由承申候へども、私船同月廿四日に思明州を出船仕候へば、海澄県も思明州に程遠く無之、殊に錦舎居城之地にて御座候へば、切々海澄県之様子も申来儀に御座候故、海澄〔澄海〕にて承申候ば、凡風説之儀と察申候。

この廈門海商は、5月24日に廈門を出発して北上したが、福州周辺の海域で北風にあつて難航し、福州の澄海に進駐していた、同じ鄭氏勢力に属する簫琛のもとに投じて順風を待つことにした。澄海は福建・浙江交界の沿海地方に位置し、当時、福州閩江河口の清朝海軍を監視・阻止するための、鄭氏艦隊の基地となっていた。この澄海においては、海澄城が5月20日に陥落した、という情報が伝わっていた。しかし海澄の戦況に関する情報は逐一鄭經の駐屯する廈門に報告されていたにも関わらず、廈門海商が出航した24日までに海澄落城の報は全く届いておらず、この情報は根拠がない風聞と考えられるという。ここでは、海澄が実際に落城した6月10日の半月ほど前に、全く事実と反する落城の情報がすでに伝播している。このような風聞は、前線から離れた澄海で自然発生的に流れたのかもしれないが、澄海に駐在する鄭軍が、自軍の優勢を誇示するために、実際に海澄が落城する以前に、故意に捷報を流布させた可能性も否定できない。

廈門海商は、このように出航時点では海澄の落城は確認できないとしながらも、鄭氏勢力の将来の展望については、次のように非常に楽観的な見方を示している。

福州も韃靼の仕置宜無之候に付、官民ともにさわぎ申由粗承申、兼々錦舎存知被申候

海澄県之城を攻取、すぐに漳州泉州に発向致し、数多之軍兵を令引率、広東を打取申
ため馮侍衛之官を惣大将に被申付覚悟に御座候……吳三桂勢も殊之外つよく有之候へ
ば、大明之利運も別条御座有間敷と諸人取沙汰仕候。

福州では、清朝が人心を得られず、官民ともに動揺している。鄭経は、まず関係の深い海澄を攻め落とし、その後直ちに漳州や泉州に進撃し、さらに多数の軍兵を統率する馮錫範を派遣し、広東地方を恢復させる計画をも練っている。そのうえで吳三桂の軍事活動とも呼応することにより、「大明」の勝利が期待できると人々は取り沙汰しているという。鄭氏の勢力範囲より出航した廈門海商は、清朝支配の動揺と反清勢力の拡大により、明朝の復興が実現するという展望を示していたのである。

(5) 唐船風説書所収の劉国軒報告書

従来の海澄城包囲戦に関する研究は、もっぱら『聖祖実録』を始めとする官撰史書や、『台湾外記』を始めとする野史を史料としていた。鄭氏政権みずからが残した記録は、その降伏に際し処分され、あるいは清朝の禁書政策のもとで抹消されたと思われ、ほとんど現存しておらず、鄭氏側の公的文書に依拠して、鄭経の「西征」の経過を検討した研究もなされていない。ところが『華夷変態』には、華人海商がもたらした、劉国軒が鄭経に送った報告書の写しが収められている。これは従来の史料状況の欠を埋め、清朝や野史の著者らとは違う、海澄包囲戦の当事者による記録として、貴重な意義をもっている。以下、この報告書に記す海澄包囲戦の経過を紹介してみよう。

「十一番東寧船」の風説書は、延宝 6 年 6 月 23 日に作成されている。これによれば、「十一番船」は 6 月 1 日に台湾より出発、東北風に遭ったため、6 日に廈門に寄港し、そこで 8 日間ほど順風を待ち、14 日に廈門を出帆して来日したという。同船が廈門に寄港していた期間は、まさに海澄陥落の時期と重なる。当時、海澄を攻落した劉国軒からの報告が廈門に送られ、その写しが「十一番船」によって日本にもたらされたと考えられる⁽⁴⁶⁾。この報告書の信憑性を完全に確認することは難しいが、「十一番船」が出航した場所と時期から見て、廈門にもたらされた報告書の写しを入手することは十分に可能であったと思われる。風説書に収められた、6 月 11 日の報告書の和訳と原文は次の通りである。

「六月十一日、劉国賢より錦舎江遣し申候書簡写之和ヶ」⁽⁴⁷⁾

九日夜五つ過に、城内之韃靼人唐人韃靼之物頭並士卒共、数千人如案の西之門より林坑山の方江逃出申候を、左虎衛殿兵鎮中營等之兵卒共道を遮り打取申、敵勢其数知れ

不申候、其外降参仕候ものども、十日之朝朝臣方江召具し来り申候に付、臣則銘々に令安堵……併只今外城は手に入申候得共、内城には段応挙穆都督籠り罷在候故、臣只今一つには降参いたし候様にと申遣、一つには兵卒を遣し攻申覚悟に御座候、往々は必攻取可申候、降参致させ候段……（「恢復海澄県各地方報冊」至初九夜定更後、城内満漢曾卒数千、果出西門、由林坑山而遁、被左虎衛殿兵鎮中營等兵欄住、被殺死者、不計其数、其有倒戈投降者、俱于初十早、解赴到臣、臣另行安插……但今外城已得、其内城係段応挙穆都統扨住、臣現在一面招諭、一面調遣進取、前必克復収降⁽⁴⁸⁾）

6月9日の深夜、海澄城内の満洲人・漢人将兵数千人は、西門より出て林坑山方面を通じて脱出しようとしていた。しかし、彼らの動きを事前に把握した劉国軒の指示を受け、左虎衛何祐は、海澄を脱出した清軍を迎え撃ち、多数の兵士を殺害し、降伏した者は国軒のもとに送致した。外城の陥落後も、内城では段応挙・穆都統が抵抗を続けたが、劉国軒は彼らの投降を勧告するとともに、攻城の準備を進めた。しかし内城に残った清軍が降伏し、海澄を恢復するのも時間の問題であるという。

海澄外城の陥落に対し、漳州方面の清軍も勿論これを座視していたわけではない。彼らの動向について、13日の劉国軒の報告には、次のようにある。

「十三日之飛札之写和ヶ」⁽⁴⁹⁾

然処に山上に罷在韃靼勢、十日之日騎馬歩兵数千に而、岳廟下之田之中に人数を出張仕、助勢之体を見せ申候、臣等も則一方に而は諸備に申合、備江を立仕寄迄罷出、支江罷在候、一方に而は……十日之夜五ツ時分に打立申、会約之处に張氏之城守使を以て、うらがへり可仕由、相図密約仕候故、其期に攻寄せ、只一攻に攻取申候、其後段応挙並穆希虎等之行衛を吟味仕候処に、偽朝之都統段応挙とも縊死仕候、黄藍儀者未行衛知れ不申候、県官儀者則県衙に罷在候、只今私制札を出し、万民を安堵仕らせ申し候（「十三日抄報」而山上狡虜、初十日、猶出馬歩数千、至岳廟下田中站隊、遥張応援、臣等乃一面知会各鎮伝隊伍、炤旧站牆堵御、一面……訂于初十夜一更進兵、適有張城守、差人密約、為接応、遂至期進、一鼓収復、査段応挙及穆希虎等、偽都統段応挙俱已自縊、黄藍未有踪跡、県官現在県衙、今臣即出示安民⁽⁵⁰⁾）。

6月10日になると、城外の清朝援軍も騎兵・歩兵数千人を以て隊列を組み、遥かに内城に籠城する清軍に呼応するように動き出した。それを受けて劉国軒は、配下の軍隊に防戦を命じるとともに、10日夜の進撃計画を決定した。その際に、海澄城内の張姓の清朝将校が、密かに人を遣わして鄭軍に内応する意を伝え、彼の協力によって、内城をたやすく陥落さ

せることができた。劉国軒らは入城後、段応挙・穆希虎の行方を搜索し、二人がみずから縊死したことを発見したが、黄藍の行方は確認できなかった⁽⁵¹⁾、清朝の海澄県知県はまだ県衙におり⁽⁵²⁾、国軒は直ちに城内人民を安撫するための告示を發布したというのである。なお漢文史料では、管見の限り「張城守」の内応に関する記録は全く見られない。この点をはじめ、劉国軒の報告書は、海澄落城の経過について、中国側史料にはない事実関係を述べている点において注目に値する。

三 泉州包囲戦の失敗と戦況の膠着化

鄭氏勢力は、海澄城を攻略すると、直ちに泉州方面に進軍していった⁽⁵³⁾。まずは漳州と泉州の間にある長泰県や同安県を攻略し、6月23日には泉州府城を包囲した。その後、鄭氏勢力は泉州府所轄の諸県を攻略するとともに、泉州城に対して激しい攻撃を仕掛けた。一方で清朝は浙江省や江西省から陸路で泉州に援軍を送り、その外にも福州から水軍を派遣して鄭軍を牽制している。ところが海上では、上述の鄭氏水軍の部将蕭琛が清朝水師総兵林賢の艦隊に敗れ⁽⁵⁴⁾、廈門の危険を感じた鄭経はやむをえず泉州前線の劉国軒を召還した。8月末に至り、劉国軒は泉州の部隊を撤回して漳州方面の防衛に転じた。その後、漳州・泉州沿海において、劉国軒と清軍とは小規模な衝突を繰り返していたが、戦局が膠着化してしまい、双方が睨み合いを続けることになった。このような戦況の展開を、長崎に來航した華人海商たちはどのように伝えたのだろうか。

(1) 福州方面における泉州落城の風聞

まず延宝6年9月10日の「二十三番福州船」の風説書を見てみよう。この船は「私船之儀、錦舎領内より正月福州へ参」とあるように、鄭氏支配地から敵地の福州に密航した船であり、当時の福州の状況を、次のように伝えている⁽⁵⁵⁾。

福州之儀……併軍兵殊之外乏く、万民商売之經營も薄く罷成申候、此時に乘じ、海手より大軍を指向申候ば、福州之儀心安攻取可申に御座候得共、今程錦舎事漳州泉州方之軍に取紛罷在候付、存ま々軍勢を福州へ向申候事も不罷成に御座候……私福州出船之時分、船便に承申候には、泉州も無難錦舎方へ攻取申由、風聞に承申候、泉州さへ取申候ば漳州儀は自ら手に入可申由申候。

福州では、駐屯軍が泉州・漳州の救援に派遣されたため、兵力不足が深刻化し、商業も戦

乱のせいで不況に陥っている。この時を乗じて海上から攻めれば、福州も容易に攻落されるだろうが、なにぶん鄭經の軍隊は泉州・漳州方面に牽制され、福州を襲撃する余力はない。この海商は出航の際、海上を往来する「船便」により、鄭軍がすでに泉州を攻略したという風聞を聞いたといい、泉州が落城したとすれば、福州との連絡が絶たれた漳州も自ずと陥落するだろうと予想している。勿論、現実には鄭經が泉州を攻め落としたという事実はなく、やはり前線から離れた沿海地帯では、「船便」を通じて、鄭氏に有利な風聞が伝えられていたようである。その一方、当時福州の兵力が不足していたことは、福建提督楊捷の上奏文でも確認することができる⁽⁵⁶⁾。

ついで延宝 6 年 10 月 26 日の「二十五番福州船」の風説書を紹介しよう。この船は「康親王より兵船を遣し取可申」と、清朝の統制下にある福州を 8 月 26 日に出航し、一旦普陀山に寄港して、長崎に入港した船であった。この風説書では、泉州の戦況について、以下のように報告している⁽⁵⁷⁾。

海澄落し申候、将卒則泉州之城を攻申ために罷登り、同廿日より城を取囲、遠攻に仕罷在候、其内福州康親王より救ひ之勢を泉州江差越、数度錦舍勢と相戦申候所に、度々福州勢及敗北……城中は将卒人民共に大方百万余も可有御座候に、右之通遠圉に仕、籠城致させ差置申候に付、兵糧につまり、人民餓死仕候事、数十万之由申候、就夫八月十日之比、泉州落城之由風聞仕り申候、実正は承届不申候。

これによれば、海澄陥落後、鄭軍は直ちに泉州へと進軍し、6 月 20 日から泉州府城を包囲した。これを受けて康親王は援軍を派遣したが、鄭軍との交戦でたびたび敗北を喫している。泉州城内には、凡そ百万人もの軍民が籠城し、補給が続かない中で餓死した人民は数十万人にものぼったという。8 月 10 日には、泉州が落城したという風聞も伝わったが、その真偽は不明であるという。福州の沿海地帯においては、鄭氏による攻城戦が激化した 8 月頃に至り、泉州陥落の噂が流布し始め、福州でも動揺がひろがり、不安な空気が流れていたことがわかる。この風説書は、さらに次のように述べる。

錦舍勢、右之勢ひにて御座候故、尤福州之城にも人民周章申、只今最中糧米薪等、城内へ詰申候而、籠城之覚悟仕申候躰に御座候、泉州さへ落城仕候はば、興化府並漳州府之二府は、攻申に及不申候、其後福州之城へ攻登可申事、必定に而御座候、福州もたまり申間敷と、諸人ともに申候。

福州では、鄭軍の善戦ぶりが誇大に伝えられ、食糧や薪等の必需品を城中に運搬して、籠城の準備を進めていたという。また福州の人々は、泉州が陥落すれば、興化・漳州府も自

ずと落城し、鄭軍は直ちに福州へと迫り、抵抗は難しいだろうと話合っていたといわれる。このように泉州落城の噂によって、鄭軍の優勢という印象がさらに広がり、福州方面では動揺が深まっていたようである。

(2) 泉州城包囲の解除

本節冒頭で述べたように、福州方面における海戦の失敗によって、鄭氏勢力は8月末に泉州包囲軍を撤収して漳州周辺の防衛に転向させた。ところが延宝6年12月18日の「二十六番普陀山船」の風説書では、清朝・鄭經の海戦について、次のような事実無根の情報が伝えられている⁽⁵⁸⁾。

泉州取囲之勢を引せ可申ために、福州康親王より兵船百二十艘、人数一万五六千程に而、林総兵と申者大將に而、錦舎居城之廈門江海手より仕懸け可申とたくみ申候を、先達而錦舎方江、相聞江、即時に兵船二百艘余、人数二万程、左虎衛の官何鑽と申者大將にて、間もあらせず福州江攻かけ申候処に、福州兵船湊之外江出申事不罷成、湊口におゐて、十一月八日に、両軍合戦に及申候所に、福州勢打負、錦舎方江兵船十二艘、人数共打取、勝利を得申候、泉州取囲之勢、聊引色無御座、爾今困罷在候由承申候。

泉州救援のため、康親王から水師の統率を委ねられた林総兵は、120 艘の戦艦を率いて廈門を急襲しようとした。しかし、鄭經は清朝水師の動向を察知し、直ちに何鑽⁽⁵⁹⁾の艦隊を福州河口まで派遣して清軍の出航を封じ込め、11月8日には双方が会戦して鄭軍が大勝を収め、それによって鄭氏による泉州城包囲網はさらに強化されたという。現実には、この時期には海上では蕭琛が敗退し、劉国軒が泉州城から撤回してから2ヶ月が過ぎていた。それでも普陀山方面では、なお鄭氏の優勢を伝える風聞が流布していたようである。

翌延宝7（康熙18・1679）年2月23日に聴取された「一番普陀山船」の風説書でも、依然として鄭經の優勢が伝えられている⁽⁶⁰⁾。

[漳州・泉州]二府共に福州より軍勢を致扶助候により、容易は落城仕不申候、然共往々は錦舎攻取申にて可有御座候、去年より度々城中より打出、錦舎勢と合戦に及申候得共、錦舎方勝利のみにて福州勢大分に打取申事に御座候、何れ之道にも錦舎方強兵にて御座候。

鄭氏の軍勢に包囲された泉州・漳州の2府は、福州の清軍の支援を受けて籠城を続けている。去年から清軍は度々城を出て鄭氏の陣営に突撃を繰り返したが、いずれも撃退されて

大きな損失を蒙っており、鄭軍はまだ優勢を保っているとされている。鄭軍による泉州の包囲網が解かれて半年ほど経ったこの時点でも、普陀山方面から来航した海商は、依然として鄭氏勢力の優勢を伝えているのである。

約半月後の3月12日に至り、鄭軍が泉州から撤退したとの情報は、漸く廈門を正月19日に出帆した「二番思明州船」の華人海商によって伝えられた⁽⁶¹⁾。

東寧錦舎事、去夏之時分より泉州府江数万之人数を指向け、火急に攻寄せ、落城可仕様子に御座候処、韃靼方より之風聞に、海陸両手より錦舎居城之廈門を攻申筈に而、事急成由專取沙汰に付、泉州へ攻寄せ申候勢を、去十月之頃廈門江引取相守り居申候得ば、右之風説偽に而、錦舎も風聞にたばかられ無念に存候得共、引取候以後之事に御座候へば、無是非存罷在候、依夫当春重而勢を泉州へ向い申筈に御座候。

前年の夏には、鄭経は数万人の大軍を率いて泉州府城を激しく攻撃し、落城寸前にまで迫っていた。ところが泉州攻城戦の最中に、清軍が海陸両面から鄭氏勢力の本陣である廈門を急襲するという情報が伝えられ、このため鄭経は泉州方面の部隊を急遽撤収し、廈門の防衛体制の増強を図った。しかし後日になって、清軍の廈門来襲は単なるデマであったことがわかり、鄭経は清朝の術中に陥ったことを知って、今春には泉州の再攻撃を計画しているというのである。漢文史料では、上述のように、清朝の林賢が鄭氏の簫琛艦隊を福州沿海で破り、それによって劉国軒は泉州の包囲を解いて撤退したと記されている。一方、この廈門海商の供述では、簫琛の敗退については言及せず、清朝が廈門襲撃のデマを流し、鄭軍を泉州から撤退させたと述べているのである。

(3) 漳州攻撃と海澄における攻守転換

福州沿海の定海や澄海を拠点に活動していた簫琛の艦隊が清朝の水師に破れた後、鄭経は簫琛の責任を問い処刑し、あらたに艦隊を派遣して、福州南方の海壇島を中心に海上の防衛線を再構築した⁽⁶²⁾。一方で泉州から撤回した劉国軒は、海澄を拠点として漳州城に猛烈な攻撃を仕掛け、それに対して清朝は広東の潮州から靖南王耿精忠を漳州方面に呼び戻して防戦に当たらせていた⁽⁶³⁾。戦況が長引くにつれ、鄭氏勢力の後方支援はしだいに行き詰まり⁽⁶⁴⁾、逃亡兵士も続出し、鄭氏勢力は次第に守勢に転じていた⁽⁶⁵⁾。

延宝7年5月29日、「三番思明州船」で来日した華人海商は、鄭氏勢力の近況について、以下のように報告している⁽⁶⁶⁾。

錦舎事……数ヶ度漳州之本城江仕懸攻見申候得共、大清方之軍兵強勢に而、相守り居

申候に付、其甲斐もなく勢を引取申候、然所に錦舎方兵糧乏く御座候而、逐日軍勢弱く罷成、兵卒共紛散仕候事不知数候事に御座候、依夫大清方弥機に乗り、北京勢を催し十万余福州表より差越、錦舎取罷在候海澄県を只今遠攻に仕罷在候。

これによれば、鄭軍は何回も漳州府城に攻勢を仕掛けていたが、いずれも清朝の強烈な抵抗に遭い失敗に終わった。こうした無駄な出撃によって、元々余裕のない兵糧が続かなくなり、それによる兵士の逃散が続出し、鄭氏勢力は勢いを失って完全な守勢に回ってしまった。一方で清朝は北方からの援軍も加わり、鄭氏が占拠する海澄城に迫っているというのである。

ただし、鄭軍が嚴重に守衛する海澄は容易に陥落しなかった。この華人海商は、現地の人々の次のような戦況認識を伝えている。

然共海澄県之儀、錦舎侍大将提督之官劉国賢と申者、能大将に而御座候に付、海澄県之要害三重堀をつくらせ、城之廻りには石火矢を大分備置、寄せ来る勢を石火矢に而防ぎ申により、容易寄せ申事不罷成候、只今之分に御座候はば、海澄県も危き事は御座有間敷と、諸人申事に御座候、錦舎事勢付き申事は限り無御座候得共、右申上候通、兵糧乏く御座候に付、軍勢次第に減じ、只今大方三四万も可有御座と、風聞仕申候。劉国軒は智謀のある大将で、すでに海澄の周囲に3重の濠を造成し、大量の火器を以て清軍を阻止していた。廈門の人々のなかには、鄭経に追従する者も依然として多い。それでも兵糧の補給難により、鄭軍の数はかなり減少しているという⁽⁶⁷⁾。

さらにこの廈門海商は、戦時下の廈門における商況についても述べている。

大清勢に被支、福州より糸端物之類、思明州江之通路難成御座候、私船出船仕候迄は、錦舎方に近々出船可仕船見江不申候……錦舎事も申上候通、殊之外兵糧に手つかへ不如意之様子に相見へ申候、就夫今年は広東江船を二艘遣し、広東に而客共之荷物を積、御当地江罷渡申筈に御座候。

清朝との交戦により、江南産の糸・絹織物を福州経由で廈門に運ぶルートが途絶し、鄭氏勢力の海外貿易も停止状態になっていた。事態打開のため、鄭氏は2艘の商船を広東方面に派遣し、そこから船客・船荷を招集して長崎に来航する計画だというのである。実際に、海澄の陥落後、清朝は遷界令の施行を徹底し⁽⁶⁸⁾、海外貿易に依存する鄭氏勢力の財政事情がかなり悪化していた。6月4日付け「四番東寧船」の風説書にも、「併錦舎も兵糧乏く御座候而、兵卒共少々減じ申候段」とあり⁽⁶⁹⁾、さらに7月3日頃に来航した「十番広東船」の海商も、「東寧錦舎事……依夫民家之有徳之者共へ、兵糧之助けと号し、大分課役を被申

付候由に御座候に付、万民及困窮に申候由承申候」と述べ⁽⁷⁰⁾、経済的に逼迫した鄭経は、「民家之有徳之者」に対しても重税を課したと報告している⁽⁷¹⁾。

清朝と鄭氏との長年の交戦状態によって、閩南地方の田地は荒廃し、鄭氏勢力側だけではなく、清朝側にとっても、7月4日に聴取された「十一番思明州船」風説書に「福州漳州、此所々之大清方も兵糧乏く御座候」とあるように⁽⁷²⁾、食糧の確保は喫緊な課題であった⁽⁷³⁾。こうした状況下で、両者の講和交渉が再び始められることになる。

(4) 清朝・鄭氏の講和交渉と北京大地震の風説

延宝7年7月27日、「十六番思明州船」で来航した華人海商は、清朝朝廷が鄭氏に提示した講和条件について、次のように報告している⁽⁷⁴⁾。

折能北京康熙帝より福州康親王まで勅使下し被申、其勅使則康熙帝之近習之官蘇氏之者に而御座候、其趣此方大清方思明州錦舎と毎度及戦乱に限り無之事に候条、互之戦を相やめ、錦舎江は海辺之分其身任に致させ、向後和睦可然候、併錦舎方之者此方領地江往来仕候者、此方之風俗之ごとく剃髪可然候、又往来不仕、思明州に罷在候者之分は長髪に而も其構も無之之由、勅命有之候而。

これによれば、康熙帝は、鄭氏との講和交渉のために蘇氏（蘇鋌）を勅使として福州へ派遣した。蘇氏が福建にもたらした朝廷の講和条件は、①海澄・廈門など、大陸沿岸や島嶼部（海辺之分）の支配の承認、②鄭氏側から大陸に来る人々は、清朝の規定により剃髪する。ただし廈門にとどまる場合は長髪でもかまわない、といった2条だとされている。一方、漢文文献にも、中書蘇鋌が提議した講和交渉について詳細な記録が残されている。ただし漢文史料によれば、清朝が提示した講和条件は、以前と全く変わらず、鄭氏が海澄・廈門を放棄して台湾に戻れば、朝鮮の例に準じて待遇し、澎湖を境に通商を行う、という内容であった。それに対して、鄭氏側は、剃髪や廈門の放棄は考えられないが、海澄を「公所」として双方の共同管理下に置いてもよい、という対案を提示している⁽⁷⁵⁾。上記の廈門海商の供述では、清朝が提示した条件とされる「海辺之分」における鄭経の支配権の承認や廈門での剃髪免除は、むしろ鄭氏勢力側の要求に近いといえる。

さらに講和の具体的な交渉過程については、廈門海商は次のように報告している。

則右之蘇氏之者と、並に康親王之手下之官一人思明州為案内、両使当十五日に思明州江被致着地、右之趣錦舎江被申入候所に、錦舎並諸官共に此儀幸と存、和睦之評議致決定、為其領承と錦舎手前より賓客司之官傅氏之者を勅使に差添、福州康親王方に遣

し申筈に御座候、其上にて福州之副主部院之官蘇氏之大官重而思明州江下り、弥右和陸之首尾相究、北京康熙帝江返奏仕筈に御座候、今度之評議相相違は御座有間敷候、依夫思明州之人民も天之助け哉と、上下悦申事に御座候。

蘇氏は康親王配下の一人の官員を伴って 7 月 15 日に廈門に到着し、鄭経に上述の講和条件を伝えた。鄭経と配下の重臣らも講和交渉に同意し、返答のために賓客司の傅氏を福州に派遣する予定である。その後は、まず福建総督と蘇氏が再び廈門に渡り、講和の具体的な事項を確認し、また帰京して康熙帝に交渉の結果を奏上する見込みだという。鄭経による苛斂が益々深刻化する中、廈門の人々は、今回の講和交渉の成功に多大な期待を持っていたようである。「十六番船」以降の『華夷変態』所収の風説書には、この講和交渉に関する言及は全くなく、それらの風説書だけでは、交渉の経緯は確認できない。なお漢文史料によれば、鄭氏の使者としては、確かに賓客司傅為霖が福州に赴いていたが、清朝の使者として廈門に渡ったのは蘇鉉本人ではなく、彼の甥である蘇埥となっている。いずれにせよ、双方の要求の隔たりは余りにも大きく、傅為霖が福州から帰った後、海商らが述べるような後続の交渉は実現せず、講和交渉は失敗に終わったのである。

ただし『華夷変態』には、長崎に来航した海商の風説書がすべて収録されているわけではなく、延宝 7 年度の風説書のなかでは、「十六番船」の後は、「二十番柬埔寨」・「三十二番普陀山」・「三十三番普陀山」の 3 通の風説書を収めるにすぎない。このうち二艘の普陀山船の風説書は、いずれも北京で起こった大地震の情報を伝えている。まず延宝 7 年 11 月 9 日に聴取された、「三十二番普陀山船」風説書を見てみよう⁽⁷⁶⁾。

大清帝都之北京、当七月廿八日より八月三日迄五日之間大地震仕、一日之内二三度宛、或は一時、或は二時程致震動、夥敷さわぎ申候、内々禁城を懸候而、其筋に二里程之間大地われ申候により、城之構も数百丈崩れ申候、則地中より洪水わき出、諸官民ともに、或は致溺死、或は亢に落ち入、又は物にあたり死し申候者十万余之由申候……今度之地震、大清之末運に而も可有御座候哉と、諸人申事に御座候。

北京では、5 日間にわたって、1 日に 2・3 回ほど続く大地震が発生しており、大地が大きく亀裂して城壁も数百丈ほど崩落した。そして地中から洪水が流出し、溺れや下敷きなどで数十万人の死者が出た。このため今回の地震は、清朝の亡国の前兆ではないかとの風聞も流れているという⁽⁷⁷⁾。つづいて 12 月 23 日付けの「三十三番普陀山船」風説書では、北京の地震を好機として、反清勢力の動きが活発化しつつあると述べている。

[吳三桂]右北京之[地震]惨事を承、能時節と存、湖広へも人数残し置、強兵数十万引

分け、陝西へ攻登り申候所に……右陝西を攻通り、山西へ攻かかり、山西より北京へ
攻寄可申覚悟之由に御座候、就夫北京にも、殊之外用心仕申候得共……無是非福州に
罷在候康親王へ早飛脚に而、早々北京へ登り被申候様にと申来候に付、則去八月に人
数一万程にて、福州を致出軍……左候得ば、福州も康親王立去り被申候ば、少々守護
之勢よわく罷成可申候間、錦舎方より攻登り可申哉と、諸人申事に御座候。

地震の情報を知った呉三桂は、陝西から山西に侵入、さらに山西から北京を攻撃する計画を立て、直ちに十数万の軍勢を率いて湖広から陝西へと攻め込んだ。このため北京の朝廷は、呉三桂の襲来に備え、福州の康親王を召還することを決定した。それを受けて康親王は8月に1万の兵士を連れて福州を離れたため、人々は鄭経が必ずや福州の空虚に乗じて攻勢に出るだろうと予測しているという。実際には、呉三桂は前年の康熙17年8月18日にすでに死去していた。しかしこの普陀山海商が、「呉三桂事も此之間は相果申候と、風聞仕申候得共、其段ははかり事にて、左様に申ふらし、呉三桂は未存生之風説も御座候」と述べるように、呉三桂の死去は清朝が流した風聞であり、実際には呉三桂は健在だと説く者もあり、浙江沿海部では内陸部の状況について、情報が錯綜していたようである。

四 廈門の放棄と台湾への撤収

延宝8（康熙19・1680）年3月28日、「一番普陀山船」の海商は、鄭氏勢力の動向について、「当正月末に漳州之本城並泉州府を手いたく攻申候所に、無程二府共攻取申候」と、泉州・漳州二府がすでに鄭氏の激しい攻撃を受けて落城した、という全く事実無根の情報を伝えている。ただしこの風説書では、鄭経は両府を攻略したものの、「第一兵糧爾今乏く御座候間、漳泉之二府持こたへ間敷と諸人申候」と⁽⁷⁸⁾、兵糧の補給が続かないため、長期の占領は非常に困難であるという観測も示している。

しかし、その1ヶ月程後には、「二番普陀山船」が長崎に入港し、「今度廈門落城之便りは、私船之旦那錦舎手之水師朱総兵と申者、鏹山に罷在候、此者方より四月六日に飛船差越候而申聞せ候」と述べ、この商船の「旦那」であり、最前線の鏹山に駐屯していた朱天貴からの急報によるとして、鄭経がすでに廈門を放棄して台湾に撤退したことを伝えている⁽⁷⁹⁾。これによれば、鄭成功配下の武将でありながら清朝に投降した施亥は、清朝から下級官員に任じられ泉州に赴任したが、康熙13年に鄭経が泉州を攻略した際、再び鄭氏勢力に投降して鄭経の寵愛を受けていた。ところが彼は実際には清朝に密通し、鄭経に「大船

之分は広東之内高州と申所へ兵糧調に遣申」と、食糧調達のために大型戦艦を広東高州へ派遣することを建議し、廈門の戦力分散を図った。彼の阿諛迎合に騙された鄭経がそれを実行に移した後、施亥は主力戦艦の不在による廈門の脆弱な防備体制を清朝に密告し、水陸の大軍による来襲を導いた。これによって鄭経は、「不存寄儀に御座候へば、俄に驚申、防ぎ可申と仕候へ共、兵船共は高州へ遣し申候故、折節兵船無之、防ぎ可申様無御座候而、無是非残り有之候兵船百余艘に軍大将二十五頭、人数一万人余取乗、二月二十六日に廈門を立退申候」と、清軍の急襲に不備を突かれ、多くの戦艦がまだ高州に滞留しているなかで、防戦らしい防戦もできずに、やむをえず百艘余りの兵船に、一万程の残留部隊を乗せて廈門から撤退したというのである。

この風説書では、鄭経を廈門から台湾に撤退させたのは、清朝と密通した施亥の策謀であったとされている。一方で、漢文文献では、鄭経が台湾に撤退する経過を、おおむね次のように述べている⁽⁸⁰⁾。清朝福建水師提督の万正色は、艦隊を率いて海壇を侵犯し、鄭経は林陞を水師提督に命じて防戦させた。両軍は海壇で一戦を交え、鄭軍は勝利を収めたが、海壇を離れて外洋に出たため、清朝の陸軍が厳重に守衛していた沿海地方での補給ができず、林陞の一存で、一旦金門の料羅湾に廻航することになった。ところが、林陞からの捷報が鄭経に達していたにもかかわらず、料羅への撤収は、隣接する廈門で大きな不安を引き起こし、林陞が敗戦して金門に撤退し、鄭経からの処罰を恐れてわざと勝利の報告を行ったというデマも流布しはじめた。廈門の動揺に対応するため、鄭経は海澄の軍隊を廈門に撤収することを劉国軒に命じ、それに乗じて清軍は海澄を攻落した。海澄の喪失は廈門の動揺をいっそう募らせ、收拾不能の状況に陥った鄭経は、止むを得ず廈門から台湾に撤退したのである。

なお上記の施亥についても、漢文史料に関連する記録が残されている⁽⁸¹⁾。それによると、施亥は姚啓聖と密かに通じ、鄭経を泉州に拉致しようと図っていたが、劉国軒にその計略を見破られ、鄭経が廈門を放棄する数日前に一族と共に処刑されたという。

一方、「二番普陀山」の風説書にも、この施亥をめぐる、次のような記述がある。

〔劉国軒〕海澄より廈門へ引取申候道にて、不審成飛脚之者を見懸け申候付、捕得申候而穿鑿仕候へば、韃靼方より施亥へ之密通之返礼さがし出申候、依之廈門へ着仕候と即時に施亥を捕へ申、劉国賢自分之船に乗せ申、廈門近所之鏹山と申所迄退申、施亥逆心を起申候段錦舎へ訴申候へ共、錦舎承引不仕候故、右さがし出し申候密通之返礼を取出し、錦舎へ見せ申候へば、錦舎も無是非之存、劉国賢に申付、鏹山にて誅罰仕

候、錦舎事は東寧に引取、軍兵共を集め申、重而時節を相待被申由に御座候。

劉国軒は、清朝が施亥に遣わした密使を、海澄から廈門に撤退する途中で逮捕し、それを証拠に施亥の身柄を拘束し、鄭經にその件を報告した。しかしながら、鄭經は当初施亥の変節を信じず、劉国軒が証拠を見せたため、漸く施亥の処罰を決定したという。

つづいて、長崎に入港した「三番東寧船」の海商は⁽⁸²⁾、次のような弁解めいた供述を行っている。それによると、鄭氏勢力は「二月十九日に大清兵船と一戦仕申候処、互勝負無御座候、人数も損じ不申候」と、清朝の水軍と2月19日に海上で会戦したが、勝負は決しなかった。そして「兎角廈門斗相守候而も詮も無之事に候間、先々東寧へ引取、時分を考え、兵糧等を集め、重而大挙を企可申とて、二月二十六日に兵船大小二百艘余、人数一万余、其外錦舎方にもより之人民共、悉く東寧へ引取申候」と、これ以上廈門を固守することも難しいと判断し、一旦台湾に戻って十分な兵糧を確保し、再び大陸を攻略することを意図して、みずから廈門から撤退したというのである。

「三番東寧船」の海商も、「二番普陀山船」と同じく、鄭經が施亥に騙されたことは認めている。しかしこの台湾海商は、「縦兵糧乏く御座候而も、小地なりとも、廈門は立のき不申筈に御座候得共」と、廈門を放棄するまで情勢が悪化していたわけではなく、ただ「兵船軍兵共に諸方へ令分散候へば、俄大清攻よせ候ては難防御座候により、右之通先東寧へ引取申候」と、鄭氏側の船艦が各地に散開したため、廈門の海防が手薄になり、台湾に撤退せざるを得なかったのだという認識を示している。

本節では鄭經の台湾撤退をめぐる、唐船風説書の叙述を紹介してきた。鄭經の撤退の契機については、漢文文献では、万正色との海戦での林陞の失策を挙げるのに対し、唐船風説書では、清朝に密通した施亥の策謀を主因としている。漢文史料によれば、廈門放棄の責任は、林陞が海壇から敗退したと軽信した鄭經や、鄭氏の重臣である馮錫範に帰されることになる。しかし鄭氏配下の風説書によれば、清朝と密通する施亥に謀られ、清朝の襲来を防ぐだけの戦艦を失った鄭氏勢力は、やむなく撤退にいたったことになる。あくまで推測にとどまるが、こうした情報が流れた背景には、もともと直接の関係はなかった施亥の謀反事件と廈門の放棄とを結び付け、鄭氏勢力指導部の責任を、処刑された施亥に転嫁して、鄭氏勢力中枢の求心力を保とうとする、鄭氏勢力内部での意図もあったのではないだろうか。

おわりに

大陸から廈門に一旦撤退していた鄭氏勢力は、漳州湾沿岸に反攻して海澄城を攻略し、2年間にわたり清朝との攻防を続けた末、海澄・廈門を放棄して台湾に撤収した。本章では『華夷変態』所収の唐船風説書により、長崎に来航した華人海商が、この海澄包囲戦をめぐる戦況をどのように認識していたのかを、通時的に検討してきた。当時は清朝が厳格な海禁政策を施行していたため、長崎に来航した唐船は、鄭氏勢力の支配地域から出航したものや、遷界令により清朝に放棄された、普陀山を経て密航したものに限られていた。鄭氏勢力の本拠地から出航した海商が供述する戦況の推移は、おおむね漢文史料とも符合している。ただし特に鄭氏側の勝利を伝える際には、漢文史料に記される以上に鄭氏勢力の軍略や優勢を強調し、鄭氏側の敗報については、清朝の奸計に陥ったと説くような傾向は認められる。これに対し、鄭氏の本拠地から遠い福州や普陀山を出航した海商は、実際とはかけ離れた、反清勢力に有利な情報を伝えることが多かった。

閩南地方を中心とする鄭氏と清朝との激戦地においては、三藩の乱勃発後の短期間に、支配勢力が耿精忠・鄭經・清朝・鄭經と頻繁に交替し、人心の動揺や治安の混乱も顕著であった。当時の福建の社会情勢について、康熙帝により福建総督に任じられた姚啓聖は、「海澄の陥落後、兵士は鄭軍に恐れをなし、人民も不安を募らせている。各地で叛乱も頻発し、鄭軍の勢いを見て投降する者も多い（海澄失陥、兵気懦怯、民情風鶴、在在豎旗起賊、处处望風投順）」⁽⁸³⁾と述べている。また、鄭氏勢力による内陸部への進攻については、「賊軍は海澄を拠点に、平和・漳平・長泰・同安など十県を攻略し、泉州に迫っている。鄭軍に投じる者も日々増加している（賊踞海澄、並陷平和・漳平・長泰・同安等十県、直犯泉州、附和賊衆日益繁多）」⁽⁸⁴⁾と伝えている。しかし、一旦鄭軍が劣勢になると、兵站が続かなかったこともあって、兵士の逃亡や人心の離散も拡大していったのである⁽⁸⁵⁾。

このような状況下で、鄭氏側も清朝側も、自軍に有利な戦況を喧伝し、敗報をできるだけ隠蔽することにより、士気の高揚や人心の収攬を図ることに努めたと考えられる。たとえば清朝側は対吳三桂作戦における岳陽・長沙攻略の捷報を、速やかに福建方面にも流布させ、内陸部における清朝の軍事的優勢を周知させようとしている⁽⁸⁶⁾。このような両軍による戦略的な情報操作に加え、鄭氏支配下の地域や、鄭氏とかかわりの強い海商の中では、鄭氏側に有利な風説が自然発生的に生じることもあっただろう。それらが相まって、長崎に来航した海商たちも、鄭氏の軍事的優位を実際以上に強調する情報を伝える傾向があっ

たのだと思われる。

図1：福建全省総図（康熙『福建通志』康熙23・1684年）

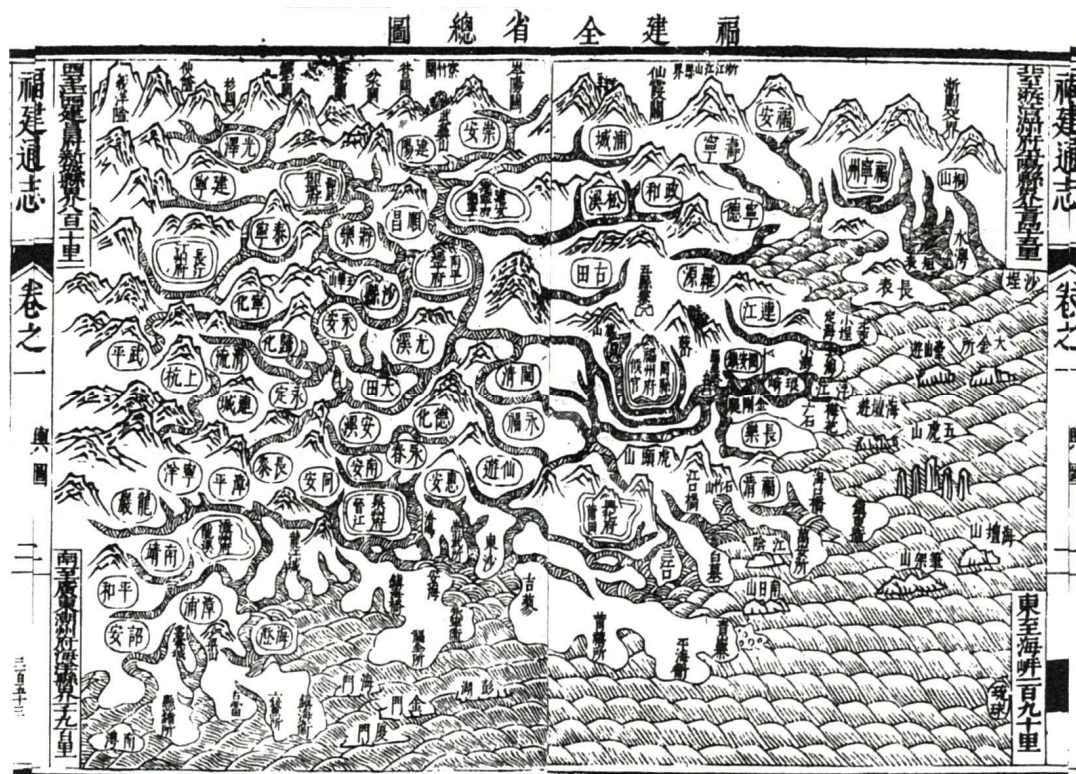


図2：漳州府十県図（康熙『福建通志』）



图3：海澄县图（光绪『漳州府志』光绪3・1877年）

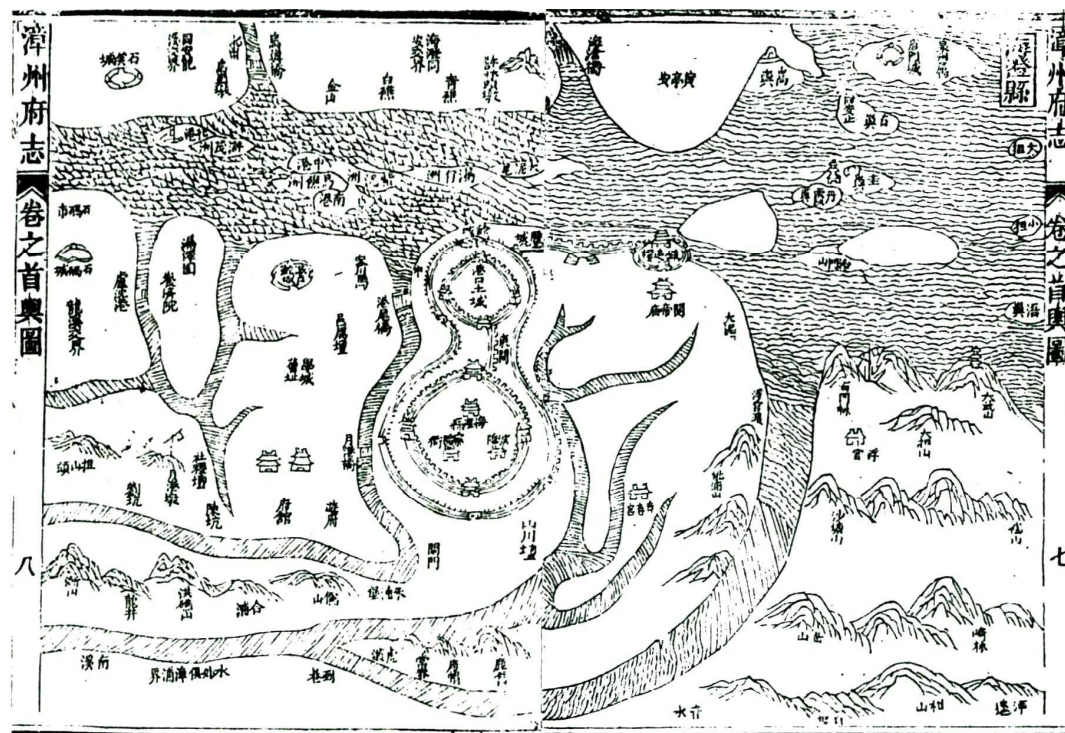
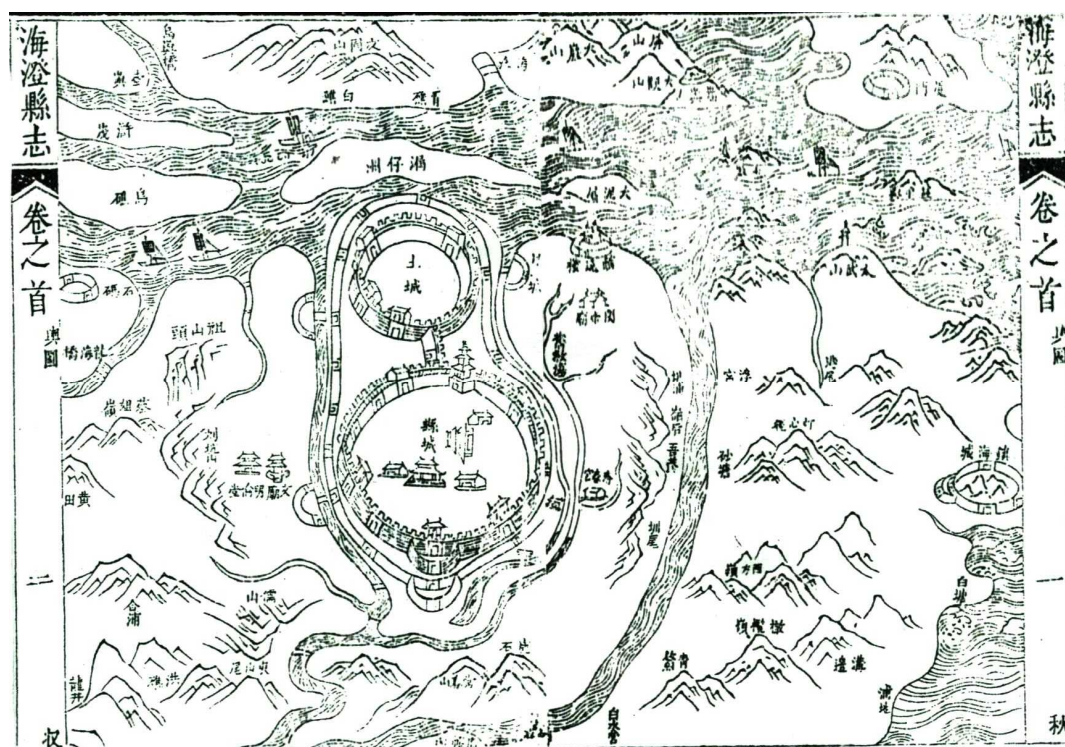


图4：海澄县图（乾隆『海澄县志』乾隆27・1672年）



〔注〕

- (1) 耿精忠が鄭經への書簡において、鄭氏の行動を「怯公戰而勇私闘」と評したという。江日昇『台湾外記』巻6（康熙43〈1704〉年序、台湾文献叢刊第60種、台湾銀行經濟研究室編印、1960年）284頁参照。
- (2) 張莢『鄭經鄭克塽紀事』（台湾研究叢刊第86種、台湾銀行經濟研究室編印、1966年）4頁。
- (3) 川口長孺『台湾鄭氏紀事』巻之下（文政11〈1828〉年序、台湾文献叢刊第5種、台湾銀行經濟研究室編印、1958年）。
- (4) 宮崎来城『鄭成功』（大学館、1903年）232－236頁、稻垣孫兵衛『鄭成功』（台湾經世新報社、1929年）526－547頁。
- (5) 林田芳雄『鄭氏台湾史—鄭成功三代の興亡実紀』（汲古書院、2003年）87－90頁。
- (6) 黄玉齋「明延平王世子鄭經在閩浙沿海的抗清」（『台湾文献』16巻4期、1965年）、宋增璋「三藩之役鄭經西征始末」（『台湾文献』27巻3期、1976年）。
- (7) 李鴻彬「鄭經与三藩之乱」（『台湾研究集刊』1984年第4期）、張仁忠『六十年風雲：鄭氏四世与台湾』（九州出版社、2000年）185－192頁。
- (8) 『平定三逆方略』巻27、康熙15年11月乙酉条。
- (9) 『台湾外記』巻7、308～311頁。彭孫貽・李延昱『靖海志』（台湾文献叢刊第35種、台湾銀行經濟研究室編印、1959年）巻4、81頁。
- (10) 『靖海志』巻4、康熙15年10月、81頁。『平定三逆方略』巻27、康熙15年11月丙戌条。
- (11) 「傑淑等題為恢復邵武等處地方事本」（『康熙統一台湾檔案史料選輯』福建人民出版社、1983年）120頁。
- (12) 『平定三逆方略』巻28、康熙16年正月甲辰条。
- (13) 『平定三逆方略』巻28、康熙16年2月丁卯条。
- (14) 『平定三逆方略』巻29、康熙16年3月戊寅条。
- (15) 「郎廷相題為收復漳州郡縣情形事本」（『康熙統一台湾檔案史料選輯』）123頁。
- (16) 『靖海志』巻4、82頁、阮旻錫『海上見聞録』（台湾文献叢刊第24種、台湾銀行經濟研究室編、1958年）巻2、52頁、『台湾外記』巻7、319頁、夏琳『閩海紀要』（台湾文献叢刊第11種、台湾銀行經濟研究室編、1958年）巻之下、52頁。

(17) 『台湾外記』巻7、321頁、「〔康親王〕船隻一時未得応付」。

(18) 北京においても、「朱三太子」と名乗る楊起隆の乱があり、これについて細谷良夫「三藩の乱をめぐる： 呉三桂の反乱と楊起隆・朱三太子事件」（『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年）が詳しい。また、蘇同炳「朱三太子的風波」（『紫禁城』2009年7月）によれば、山東省においても、「朱三太子」と自称した人物が清朝に逮捕されたという。当時、反清朝の勢力を結集するため、明朝の正統的な継承者とされる「朱三太子」の名義は屢々反乱側に用いられていた。

(19) 当時、福建総督の任にあった姚啓聖は、康熙17年6月の「請兵援剿」（『総督福建少保兵部尚書姚公奏疏』陳支平主編台湾文献匯刊第2輯『閩頌匯編』第1冊、九州出版社・廈門大学出版社、2004年）において、「切照上年、王師入閩……独泉漳二府、雖入版図、而内山外海、如賊寇有船者逃出廈門、不及下海者、竄入山中、此時不暇掃除、致夏秋之交、有山賊蔡寅等嘯聚数百人、鴟張于内（247頁）」と回顧し、蔡寅の兵力を数百人と過小評価もしているが、彼らによる騷擾の深刻さをも語っている。また、『海上見聞録』巻2、52頁、『台湾外記』巻7、326頁を参照。

(20) 『華夷変態』（東洋文庫榎一雄編、東方書店、1981年）巻5、188頁。なお、6番思明船に搭乗する海商は鄭氏の長崎奉行への書簡を持参しており、鄭氏勢力の配下の商人に違いない。

(21) 『台湾外記』巻7、321－322頁、「于三月十九日夜半、寅領八十二夥頭、各書符一道、潜至泉州城下……寅見無応、随轉身砍西門逸去、無一失者、自是人益信其神」とあり、蔡寅が一人も損失せずに泉州から撤退したという風説書の記載とは符合する。

(22) 『台湾外記』巻7、321頁。前掲注5、林田著書、135頁、参照。

(23) 『華夷変態』巻5、192頁。

(24) 朱都督は、朱天貴（1647－1683）のことを指すと思われる。楊捷「請調營兵咨兩院康熙17年10月3日」（『平閩紀』巻5、康熙22年自序、台湾文献叢刊第98種、台湾銀行經濟研究室編印、1961年）には、「今浙賊又有偽鎮朱天貴、劉天福、劉祖漢、陳義等自北而下」とあり、康熙17（延宝6）年10月ごろまでに、朱天貴の艦隊が浙江方面に駐在していたことが分かる。

(25) 『平定三逆方略』巻29、康熙16年3月乙未条。

(26) 『平定三逆方略』巻29、康熙16年3月甲午条。

(27) 『平定三逆方略』巻31、康熙16年6月壬子条。

(28) 『平定三逆方略』巻 31、康熙 16 年 6 月庚午条、「〔劉進忠〕後果与耿精忠等謀為不軌、頼大兵有備、狡謀莫逞。不然則久留潮州、倉猝變起、又煩王師撲剿」。

(29) 『華夷変態』補遺、松平家本巻 1、2997－2998 頁。

(30) 前掲注 5、林田著書 135－137 頁。

(31) 『台湾外記』巻 7、「〔康熙 16 年〕四月、諸鎮聚集一島、軍資不給。繩武啓経、分諸鎮沿海駐箭、就地取糧、経允其請……樓船中鎮簫琛、守定海地方」とあり、定海が鄭氏の支配下にあったことが分かる。

(32) 楊捷「密陳平海啓 康熙 18 年 4 月 26 日」『平閩紀』巻 4、102 頁。

(33) 楊捷「敬竭愚忠等事疏 康熙 17 年 7 月 12 日」『平閩紀』巻 1、11 頁。

(34) 以下、海澄包圍戦の経過については、特に注記しない限り、主として前掲注 2、張莢著書、前掲注 5 林田著書、及び『台湾外記』・『清聖祖実録』・『平定三逆方略』・『閩頌匯編』の関係記述に基づいてまとめた。

(35) 『平定三逆方略』巻 38、康熙 17 年 6 月乙未条、「大兵四路攻進、賊以火器拒戦、我師退、賊又用砲攻撃海澄」。

(36) 『華夷変態』巻 5、195 頁。

(37) 『華夷変態』巻 5、199－201 頁。

(38) 『台湾外記』巻 8、332 頁、「姚儀、啓聖子、有膂力、武芸嫺熟、從啓聖出征、屢著功」。

(39) 一ヶ月ほど後、敗戦のショックを受けた黄芳世は病死してしまった。『平定三逆方略』巻 37、康熙 17 年 5 月庚子条を参照。

(40) 『台湾外記』巻 8、336 頁。

(41) 『台湾外記』巻 8、340 頁。

(42) 『華夷変態』巻 5、203 頁。

(43) 楊捷「用荷蘭議啓 康熙 17 年 9 月 28 日」(『平閩紀』巻 4、93 頁)「大將軍康親王等身在地方、或於目前用荷蘭国之兵夾剿海賊、或於何年定期用荷蘭国之兵夾剿金門、廈門等處問明馬珍西氏定議具題」を参照。

(44) 『平定三逆方略』巻 37、康熙 17 年 4 月戊子条には、「郎廷相則奏請調募舟師規取廈門、不合、俱不準行」とあり、海軍を以て直接に廈門を襲撃する計画もあったことが分かる。

(45) 実際には、『平定三逆方略』巻 27、康熙 15 年 12 月庚辰条によれば、黄藍は康熙 15

年 12 月にすでに都督僉事、海澄総兵官に任じられていた。

(46) 『華夷変態』巻 5、207 頁。

(47) 『華夷変態』巻 5、212 頁。

(48) 『華夷変態』巻 5、210 頁。

(49) 『華夷変態』巻 5、213 頁。

(50) 『華夷変態』巻 5、210—211 頁。

(51) 『台湾外記』巻 8、「海澄総兵黄藍、不知所之、有伝其死於乱軍者、有伝其溺於水者」。

(52) 当時の清朝知県は、祝文郁という人物であった。『台湾外記』巻 8 を参照。

(53) 以下の記述は、主に前掲注 2、張茨著書に依拠してまとめた。

(54) 楊捷「飛報出洋等事疏」『平閩紀』巻 1、17 頁。

(55) 『華夷変態』巻 5、275 頁。

(56) 楊捷「酌調官兵等事疏 康熙 17 年 8 月 1 日」『平閩紀』巻 1、15 頁、「漳泉寇衆侵犯日甚、抽調各路兵馬救援、征發殆尽」。

(57) 『華夷変態』巻 6、276—277 頁。

(58) 『華夷変態』巻 6、278—279 頁。

(59) 阮旻錫『海上見聞録』巻 2（台湾文献叢刊 24 種、台湾銀行經濟研究室編印、1958 年）には、「祐、綽号何錐子」との記述があり、「鑽」と「錐子」とは同様な意味を有するため、ここの「何鑽」は何祐のことを綽名で示したものと思われる。

(60) 『華夷変態』巻 7、283 頁。

(61) 『華夷変態』巻 7、287—288 頁。

(62) 『台湾外記』巻 8、348 頁、「召簫琛回廈、斬之。令援剿左鎮陳諒……等守海山御敵」。

また姚啓聖「請調戰船 康熙 17 年 12 月 7 日」（『閩頌匯編』第 1 冊、450—451 頁）「鄭經将在浙朱天貴等船二百余号俱調集海壇、以堵我師南下」。

(63) 『台湾外記』巻 8、349 頁。

(64) 姚啓聖「飛催進兵 康熙 17 年 10 月 5 日」（『閩頌匯編』第 1 冊、383 頁）「海澄廈門原無產米之地」。

(65) 前掲注 2、張茨著書、131—132 頁を参照。

(66) 『華夷変態』巻 7、291—293 頁。

(67) 姚啓聖「請減大兵 康熙 18 年 6 月」（『閩頌匯編』第 1 冊、492 頁）「海賊慣習波濤、

舟師是其長技、即今窃踞海澄・湾腰樹等处、亦皆引潮水入内地、鑿池挖濠、重重溝窟、密密城寨、為固守計、實非馬騎所可衝突」。

(68) 前掲注 2、張茨著書、130 頁。

(69) 『華夷変態』卷 7、294 頁。

(70) 『華夷変態』卷 7、297－298 頁。

(71) 前掲注 2、張茨著書、132 頁を参照。

(72) 『華夷変態』卷 7、298－299 頁。

(73) 楊捷「檄副将朱起龍 康熙 18 年 4 月 28 日」(『平閩紀』卷 10、293 頁)「[山東・河南からの清朝援軍] 飢餓難忍、求借無門、故爾脱逃」。

(74) 『華夷変態』卷 7、301－302 頁。

(75) 前掲注 5、林田著書、138－140、前掲注 2、張茨著書、134 頁、などを参照。

(76) 『華夷変態』卷 7、304－305 頁。

(77) ここでの地震の発生日や地面の亀裂、城壁の崩落、地中からの湧き水などについての叙述は漢文文献とは全く一致している。劉志剛「康熙十八年京師大地震与政府反応」(『歴史教学』2008 年 20 期)などを参照。

(78) 『華夷変態』補遺、松平家本巻 2、3001 頁。

(79) 『華夷変態』補遺、松平家本巻 2、3002－3004 頁。

(80) 前掲注 5、林田著書、90 頁、前掲注 2、張茨著書、137－139 頁。

(81) 前掲注 2、張茨著書、136－137 頁を参照。

(82) 『華夷変態』補遺、松平家本巻 2、3005－3006 頁。

(83) 姚啓聖「恢復平和」(『閩頌匯編』第 1 冊) 302 頁。

(84) 姚啓聖「特広招撫条例 康熙 17 年 1 日」(『閩頌匯編』第 1 冊) 360 頁。

(85) 村上衛『海の近代中国—福建人の活動とイギリス・清朝』(名古屋大学出版社、2013 年、1－2 頁)において指摘されている、利益に向かってバラバラの人々が群がり、その対象が磁力(魅力)を失えば、人々はまたバラバラになる、という沿海民の「散沙」現象を想起されたい。

(86) 楊捷「曉諭合属士民 康熙 18 年 2 月 23 日」、「曉諭泉属 康熙 18 年 2 月 25 日」(『平閩紀』卷 12) 350－352 頁。

第五章 『華夷変態』に見る華人海商の情報収集 —三藩の乱期を中心として—

はじめに

康熙 12 (1673) 年 11 月 21 日、呉三桂は雲南巡撫朱国治を殺害し、弁髪を切って清朝に対して反乱を起こし、約 9 年間にわたる「三藩の乱」はここに幕を開けた。呉三桂に呼応して、福建の耿精忠や広東の尚可喜、そして中国南部や西部の諸勢力が一斉に清朝に叛旗を翻し、台湾の鄭經も海峡を渡って大陸反攻を敢行し、清朝は入関以来最も危機的な状況に陥った。

三藩の乱の影響は中国を越えて周辺諸地域にも及んだ。北京に滞在していた琉球の朝貢使節は戦乱に阻まれて帰国できなくなり⁽¹⁾、ベトナムは反清勢力と連携を模索する動きもあった⁽²⁾。朝鮮でも、この乱を機に清朝から離反すべきだとする議論が提起されている⁽³⁾、そして本稿第 3 章で論じたように、日本においても、幕府は大陸情報の収集体制の強化に努めている。

江戸幕府が長崎奉行や唐通事を通じて、来日した華人海商から、三藩の乱の情勢について、どのような情報を入手していたのか、という問題については、本稿の第 3・4 章において、主に日本との関係が深い鄭氏勢力を中心に検討してきた。この 2 章の考察から明らかなように、三藩の乱の動向、とりわけ沿海地方で展開されていた耿精忠・尚可喜・鄭經・清朝の攻防については、地方的なバイアスのかかった情報、デマ、脚色された風聞、なども多く含まれているが、事態の推移は基本的に正確に伝えられていたと言えるだろう。前 2 章においては、主に華人海商の供述の内容を、『華夷変態』所収の唐船風説書によって見てきたが、本章では、長崎に来航した華人海商たちが、中国大陆における動乱に際し、どのような手段で、どのような情報を入手し、また長崎において唐通事が情報の聴取を行った際に、どのようにしてその信憑性の確保を図っていたのかを、唐船風説書そのものに依拠しつつ、可能な限り具体的に検討を試みたい。

民間の海商を通じて日本に伝わった三藩の乱の情報については、本稿第 1・2 章で詳しく整理したように、従来の研究では、もっぱら中国にも伝存していない、呉三桂や鄭經が飛ばした檄文や断片的な風説書の**内容**自体に議論が限定され、華人海商がもたらした情報がどのように**取得**され、また長崎ではどのような手続きを経て風説書として書き残されたか、

といった**情報伝達**の側面はほとんど看過されている。このような問題意識から、華人海商の出発地での見聞から、唐船風説書として幕閣に提出されるまでの全過程を検討すると、唐船の長崎入港を境に2段階に分けることができる。つまり、①まず海商はその出航地や寄港地において、意識的に或いは無意識的に当地の情報に接してそれを収集する、②長崎入港後、海商の供述が唐通事によって翻訳（和解）・記載され、長崎奉行を通じて江戸幕府に送呈される、という二つのプロセスを経て、大陸情報は江戸幕府に伝わっていたのである。先行研究では、特に第②の段階に関しては、既に詳細な研究がなされている⁽⁴⁾。また、幕府中枢に「秘匿」された風説書のような海外情報の利用・漏洩・伝播についても、幕藩体制の議論と関連しながら検討が進められてきた⁽⁵⁾。それに対して、第①段階に着目する研究は、まだ大きな空白として残されている。

明末清初における中国国内の情報伝達システムについては、すでに多くの重要な研究業績が蓄積されてきた。朱伝誉・尹韻公・方漢奇・史媛媛などは、明末清初期の情報伝播について様々な側面から全体的に言及している⁽⁶⁾。また方裕謹・張燕清は、清朝の駅伝機構の具体的な様態について整理し⁽⁷⁾、林金樹は、明代から全国的に設置されていた「急遞舖」に注目して⁽⁸⁾、劉文鵬は清代における軍事情報の伝達に専従する「提塘」について考察している⁽⁹⁾。日本においても、岸本美緒は、崇禎17（1644）年に北京が李自成に攻落されたという情報が「塘報」等によって江南に伝わり、さらに「小報」で社会に拡散した経過を詳細に分析し⁽¹⁰⁾、大木康も明清交替ニュースの江南地方での伝播における「印刷物」の役割を指摘している⁽¹¹⁾。ただし、上記の研究においては、統治の安定している政権によって整備された公的な情報伝達機構や、江南文人社会に考察の重心が置かれ、三藩の乱のような非常事態の中、華人海商が如何に情報を入手したのか、という問題はなお未解明な課題として残されている。

『華夷変態』には、呉・鄭の檄文（第3章参照）や、耿精忠・尚之信が琉球・日本に送付した書簡、そして劉国軒が鄭經に進呈した「報冊」（第4章参照）などの漢文文書も含まれているが、華人海商の供述に基づいて作成された風説書のほうがはるかに多い。その内容を子細に調べれば、華人海商がどこから、どのような媒体で如何にして情報を収集したのか、長崎で唐通事がどのように、曖昧・不確実なものも多く含む情報の真否を判断したのか、といった問題に関する記述を確認することができる。本章では、唐船風説書に散在している断片的な関係記述を整理し、海商による情報収集の諸相を明らかにしたい。

なお、本章では、注の煩雑を避けるため、基本資料である『華夷変態』（東方書店、1981

年) の引用については、風説書の聴取された年月日・船の番号・収録された巻数をできるだけ本文中に明記し、引用される史料の頁数を末尾に付することに止める。

一 華人海商による広域情報の把握

(1) 風説書記載情報の広域性

延宝 2 (康熙 13・1674) 年 6 月 4 日、「二番福州船」がもたらした呉三桂と鄭經の檄文、及び当船の風説書は、長崎奉行の牛込忠左衛門 (延宝元年 9 月～2 年 9 月在崎)・老中の久世大和守広之の手を経て、弘文院林春勝に届けられた (巻 2、53 頁)。恐らくこれにより、三藩の乱の勃発情報がはじめて江戸に伝わったのだと思われる。ところが、「二番福州船」の風説書には、海商らの出航地である、耿精忠支配下の福建のみならず、呉三桂の傘下に入った雲南・貴州・湖広・四川・陝西・広西、そして耿精忠の挙兵によって、福州から見れば敵地となった尚可喜統制下の広東、清朝の本拠地である北京など、かなり広範な地域の情勢報告が含まれている (60－62 頁)。以下、『華夷変態』巻 2・3 を対象に、唐船風説書に見える省別の情報を整理してみると、表 1 となる。

表 1：唐船風説書に見える省別情報 (▲：出帆地； ○：関連情報が確認される省)

年次	船番・出帆地	雲南	貴州	北京	四川	福建	広東	湖広	陝西	広西	南京	東寧	江西	浙江	山東	山西	河南
延宝 2・ 1674・ 康熙 13 年 (巻 2)	二番福州	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○					
	五番広東	○	○	○	○	○	▲	○	○	○			○				
	六番咬吧																
	八・九番東寧	○	○			○					○	▲		○			
	十一番広東	○	○			○	▲				○	○		○			
	十四番広東	○	○		○	○	▲	○	○	○			○	○			
延宝 3・ 1675・ 康熙 14 年 (巻 3)	二十二番福州			○		▲	○	○			○	○		○	○	○	○
	一番福州			○		▲	○	○			○		○	○	○		
	二番東京																
	五番厦門					▲	○										
	十一番咬吧					○						○					
	十三番大泥																
	二十番南京	○	○	○	○	○	○	○	○	▲			○	○			
	二十二番広南																
	二十七番思明			○	○	▲	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	二十八番福州					▲	○	○					○	○			
	二十八番福州 重テ					▲		○						○			
	二十九番南京	○	○	○	○	○		○	○	○	▲		○	○			

勿論、「大清十五省之内、八省は不殘大明に罷成候、殘而北京南京山東山西河南広東浙江、未明朝之手に付不申候 (延宝 2 年「二十二番福州)」」とあるように、ただ反清勢力と清朝のそれぞれの統治範囲内に入れられた省名を列举し、大局的に戦況の推移だけを示している風説書も少なくない。そして、唐船の出港地との距離が離れれば離れるほど、情報の具体性や正確度の通減傾向が認められる (第 4 章参照)。しかし、全体的に見れば、華人海商

がもたらした情報の地域別分布は、その出港地周辺に限られることなく、広い範囲に及んだと言えるだろう。

また、実際に長崎において海商の口供が聴取される際には、唐通事が長崎奉行より予め設定した条項について発問し、それを受けて海商が受動的に答弁する、という形式が一般的であったと思われる⁽¹²⁾。三藩の乱が長期化するにつれ、唐船風説書においても、恐らく戦況の推移を把握しようとした幕府の意向も反映して、乱に加わっていた各勢力の動向が、箇条書きの形式で記載されるようになってきた。例えば、『華夷変態』所収の延宝 5（康熙 16・1677、巻 5）年各番唐船風説書の報告事項を整理すると以下のようになる。

一番南京船：①大清十五省、②呉三桂事、③福州の靖南王儀、④錦舎只今は、⑤広東平南王儀、錦舎儀。

二番南京船：①大清の気運、②福州の靖南王儀、錦舎勢、③呉三桂儀、平南王。

三番思明州船：①東寧錦舎儀、福州の靖南王、②広東の平南王儀、呉三桂、錦舎儀、③福州に阿蘭陀船来航。

四番潮州船：①東寧錦舎事、潮州府の城主劉伯爺、広東平南王事、②錦舎の敗軍、③呉三桂事。

六番思明州船：①錦舎事、②大清方の康親王、③広東の平南王、④私共。

十番思明州船：①錦舎儀、康親王、②厦門当分は。

二十九番普陀山船：①呉三桂儀、②錦舎事、③福州靖南王並康親王両王共、④広東の儀、⑤私共乗り渡し申し候船の儀。

また、三藩の乱が収束に向かう延宝 7（康熙 18・1679、巻 7）年の場合は、その形式がさらに整備されるようになった。

一番普陀山船：①呉三桂事、②東寧錦舎儀、③御当地江渡海の商船とも。

二番思明州船：①東寧錦舎事、②呉三桂儀、康親王、③広東の内。

三番思明州船：①錦舎事、②呉三桂事、③私船之儀。

四番東寧船：①錦舎事、②東寧儀、③私共出船。

五番南京船：①私共船之儀、康熙皇帝、呉三桂儀、②東寧錦舎事、③広東之儀。

八番暹羅船：①暹羅儀、②柬埔寨之儀。

十番広東船：①呉三桂事、平南王、②東寧錦舎事、③広東之仕出之船、私共。

十一番思明州船：①錦舎事、②錦舎嫡子欽舎。

十六番思明州船：①思明州錦舎事、②広東平南王儀、呉三桂孫並に婿、③私共船之儀。

二十番東埔寨船：①東埔寨之儀、②私船之儀。

三十二番普陀山船：①大清帝都之北京、②吳三桂方、③錦舍事。

三十三番普陀山船：①大清北京、吳三桂方、錦舍方。

以上の整理から分かるように、清朝・反清勢力の動向、出港地の情勢、唐船渡日の経過などが、この時期の唐船風説書の主要な内容となっている。延宝 5 年四番潮州船海商のように、「朝暮船之事斗に構、錦舍委細之様子は存不申候」と、経営以外のことに関心を持たず、出航地周辺の情報しか提供できなかったケースも見られるが、より多くの海商は、その供述内容の具体性に程度の差こそあれ、出港地のみではなく、ほかの地域の情報をも日本にもたらしただのである。

上述したように、明朝や基本的に明朝の郵便制度を継承した清朝においては、整備された全国的な情報伝達システムを通じて各地の情報が流通し、そして「小報」や「大報」などの印刷物によって、民間にも朝廷や外地の状況に関する情報が伝わっていた。しかし、清朝・三藩・鄭氏勢力などが分立・対峙していた三藩の乱の際には、全国的な情報伝達システムや商人の情報伝達のネットワークも寸断されていたであろう。このような状況の下で、華人海商は、如何にしてより広範な地域の情報を入手したのであろうか。

まず、情報伝達の主体である各々の海商の出自について見てみよう。延宝 9（康熙 20、1681）年 5 月 22 日に、「一番東寧船」船主の陳檀官は、船客の構成に関して、以下のよう

元船唐人百拾人乗組候内、広東へ上り、福建へ帰国仕候者拾人、東寧よりの小船に便乞、東寧へ帰帆仕候者、合三十三人、当春〔広東で、筆者補足、以下同様〕新規に傭乗せ申候、こくしゃ七人、小者四人、合七十八人にて御座候（322 頁）。

この船に搭乗した 110 人の海商の内、10 人は広東に上陸し、そこより福建へ帰った。また台湾発の小船を利用して、33 人が台湾に戻った。しかし、広東では新たに「工社」、つまり水主 7 人、雑役 4 人が雇われ、合わせて 78 人は今回は乗船して来日したという。ここからは同じ唐船に、福建・台湾・広東からの船客が搭乗していたことが分かる。

風説書のほかにも、船客の出自の多様性を示す漢文史料がある。清朝の海禁を犯した廉で拘束された海商の供述を記録している、康熙 13（1674）年 11 月 14 日付け「江寧巡撫残件」によれば⁽¹³⁾、広東から出航した密航船の乗客の中には、もともと広東出身の海商のほか、紹興・杭州・蘇州から広東に出向き、そこから同船に搭乗して日本に渡航した人々もいることがわかる。このように、船客の出自は、かなり広い地域に及び、彼らが船中にお

いて、乗船する前に各地で接した情報を、お互いに共有することも多かったと思われる。

たとえば、延宝 2（康熙 13、1674）年 7 月 16 日、「十四番広東船」船頭張俊使は、次のように述べている。

私共船之唐人之内許朱官と申者、去六月廿七日に広東の城内より罷出、此船に乗渡り
申候に付、物語仕候は、云々（77 頁）

許朱官という人物は、6 月 27 日に広東（広州）城内から沿海部に向かい、そこで同船に搭乘し、船中において広州城内での見聞を話していたというのである。このように、同じ船に同乗する客商が、各地から港に集まって乗船し、船旅の途中で自ら知る情報を他の人と共有し、それらの情報はまた船主などを通じて唐通事に報告されたのである

長崎に来航した唐船は、集荷や集客、薪水の補給、悪天候の回避、越冬などのため、しばしば目的地へ向かう途中で寄港することがあった。『華夷変態』研究の先駆者である浦廉一がつとに指摘しているように、長崎では、唐船に対して、入津した年次に入港の順番を付して、さらにその出航地名そのものを加え、「子の年一番南京船」のような呼称を与えていた。ただし、ここでの地名は、必ずしも唐船の本籍や活動根拠地を示すものではない。同一の唐船が長崎来航のたびに、その本籍地・出航地・寄港地などによって、異なった名称で呼ばれる事例も確認される⁽¹⁴⁾。たとえば延宝 7（康熙 18・1679）年「十六番思明州船」の海商は、「久敷広東に罷在候故、平南王退陣之様子、並に呉三桂方広西江打出申候事をも承申候」と、広東で長く寄港していたため、思明州（廈門）のみならず、広東の状況をも知悉していると説明している。船客の出自も広範におよび、さらに船の寄港地点も流動的であったため、華人海商は出港地以外の、外地の情報をも屡々入手できたのである。

（2）唐船風説書に見られる街談巷説

それでは、彼らは乗船する前に、どのような情報に接していたのであろうか。『華夷変態』では、華人海商の情報源について屡々挙げられているのは、「萬民」や「諸人」、つまり地方の不特定多数の人々である。表 2 は、『華夷変態』所収の唐船風説書にみえる、この種の情報源の記載を、時代順に整理したものである。

表 2、『華夷変態』に見える「萬民申事」、「諸人申事」（1680 年まで）

番号	出处	内容（聴取日）	形式	頁数
1	巻 2、2 番福州	錦舎・靖南・平南王南京へ押よせ可申（延宝 2（1674）年 5 月）	萬民申事	61
2	巻 2、2 番福州	南京浙江へさへ打取申候はば、其外の国々は容易に大明に成可申と（延宝 2 年 5 月）	諸人申事	61

3	巻 2、5 番広東	大清過半大明に罷成、余之省之國々は無難一同可仕（延宝 2 年 6 月 6 日）	萬民共に申事	69
4	巻 2、14 番広東	平南王儀内心は吳三桂勢を導入申様子に相見へ申候と、に御座候。（延宝 2 年 7 月 16 日）	萬民共申事	77
5	巻 2、22 番福州	〔靖南王・錦舎〕定一兩戦は仕に而可有御座候、以後は和融之沙汰にも罷成可申（延宝 2 年 10 月 17 日）	諸人も申候	97-98
6	巻 3、1 番福州	湖広の内荊州も当夏中には手に入可申（延宝 3（1675）年 3 月 30 日）	萬民申事	106
7	巻 3、27 番思明	〔漳州〕も殊の外指詰り申様に罷成間、追付又又降参仕候而、可有御座候と（延宝 3 年 7 月 20 日）	諸人申事	130
8	巻 3、27 番思明	北京及落城に申候者、脇之數省はおのづから降参可仕（同上）	萬民申事	131
9	巻 3、27 番思明	福州靖南王方之軍威は手よわく相見え申候（同上）	萬民申事	132
10	巻 4、4 番南京	清朝の軍勢に而中々敵対罷成可申（延宝 4（1676）年 4 月 20 日）	萬民も不申候	149
11	巻 4、4 番南京	今明年之中には、清朝滅亡（同上）	萬民申事	149
12	巻 4、6 番潮州	大方今年中にも大明一統に成可申（延宝 4 年 6 月 4 日）	萬民申事	152
13	巻 4、10 番思明・11・12 番東寧	阿媽港儀無難取可申と靖南王軍威は錦舎におとり申候由（延宝 4 年 7 月 12 日）	諸人申候 諸人も申候	158
14	巻 4、21 番広東	大方来春の間には江西は不及申に、浙江南京までは攻破り可申（延宝 4 年 8 月 5 日）	萬民も申事	166
15	巻 5、1 番南京	惣じて大明の兵勢弥強く御座候間、何れ之道にも大清は没落可仕と（延宝 5（1677）1 月 13 日）	諸人共に申候	174
16	巻 5、2 番南京	大清只今之様子に而は、没落も御座有間敷（延宝 5 年 3 月 13 日）	萬民ともに申事	177
17	巻 5、3 番思明	大方今時分は福州も錦舎取可申ものをと（延宝 5 年 6 月 19 日）	萬民も申事	179
18	巻 5、3 番思明	広東船は右乱に付、当年は参間敷と（同上）	諸人申候	180
19	巻 5、4 番潮州	錦舎今度不慮之敗軍に及申候事、是以時節之儀に御座候得ば、可仕様無之（延宝 5 年 7 月 7 日）	萬民共に申候	184
20	巻 5、4 番潮州	吳三桂儀は諸省大分に取置申候間、是は容易は失ひ申間敷（同上）	萬民共に申候	185
21	巻 5、4 番潮州	錦舎、元々之領地中々容易は取かへし得まじき（同上）	諸人申事	185
22	巻 5、6 番思明	大清方和睦之使者越可申之由、此儀はとても同心有之間敷と（延宝 5 年 7 月 12 日）	諸人申事	189
23	巻 5、11 番思明	右之通に候はば、惠州潮州は又又無程錦舎手に属し可申と厦門に而（延宝 5 年 7 月 10 日）	萬民共申候	192
24	巻 5、11 番思明	錦舎方勝利を得申候ば、又漳州之儀錦舎手に属し可申事（同上）	諸人共に申事	192
25	巻 5、29 番普陀	浙江南京は攻不申候とても、おのづから大明に歸し可申と（延宝 5 年 12 月 3 日）	諸人申候	193
26	巻 5、2 番普陀	福州へ残り勢もすくなく御座候而（延宝 6（1678 年）3 月 20 日）	萬民氣遣申事	196
27	巻 5、2 番普陀	錦舎右之勢ひに御座候間、又又錦舎之勝利つのみ可申と（同上）	諸人申事	196
28	巻 5、10 番思明	吳三桂勢も殊の外強く有之候へば、大明の利運も別条御座有間敷と（延宝 6 年 6 月 22 日）	諸人取沙汰	206
29	巻 7、2 番思明	吳三桂威勢殊の外強く罷成候由（延宝 7（1679）年 3 月 12 日）	萬民申候	288
30	巻 7、3 番思明	唯今之分に御座候はば、海澄県も危き事は御座有間敷と（延宝 7 年 5 月 29 日）	諸人申事	291
31	巻 7、3 番思明	殊に（吳三桂の）孫之儀高位に登り、其身名大将之由（同上）	諸人風聞	291
32	巻 7、32 番普陀	大清帝都之北京未天運つよく御座候・今度之地震、大清之末運に而も可有（延宝 7 年 11 月 9 日）	諸人申事 諸人申事	305
33	巻 7、33 番普陀	錦舎方より攻登り可申哉と（延宝 7 年 11 月 27 日）	諸人申事	306
34	巻 7、33 番普陀	とかく今度吳三桂方、陝西へ攻登り申候事、大清の運命かと（延宝 7 年 11 月 27 日）	萬民申事	307

このほかには、「〔欽舎が漳州府を〕間もなく攻めつぶし可申候と取沙汰仕候（延宝 3 年

「五番厦門船」115 頁)」、或いは、「平南王も又又大明に成申より外は御座有間敷と、皆々申事に御座候 (延宝 5 年「十一番思明船」192 頁)」、「只今之軀に御座候ば、呉三桂方漸く勝利を得可申哉と、上下共に申事に御座候 (延宝 7 年「三十二番普陀山船」305 頁)」など、「万民」、「諸人」とほぼ同様な意味をもつ記述も見られる。

従来の研究でも、「国家的背景を持たず、官憲の意向を反映していないありのまま」、或いは「和蘭風説書にまみ見るような、国家的忌諱が作為されておることなどは全然認められない」ことが指摘されている⁽¹⁵⁾。表 2 で整理した、「万民」・「諸人」・「皆々」・「上下共」によって巷間で取り沙汰されていた風聞を具体的に見ると、全体として反清勢力の優位性、戦闘力を誇大的に評価する傾向が認められる。確かにこれらの街談巷説には、**清朝**の「官権の意向・国家的忌諱」の影響を受けた形跡はほとんど見られない。しかし、本稿第 3・4 章で詳しく論じたように、海商を通じて日本に伝わった街談巷説は、その大部分が反清勢力の統治地から収集されたものであるため、やはり**反清勢力**の意向が色濃く反映されていることにも留意すべきだろう。

二 情報伝達的手段と経路

(1) 「飛脚」・「飛札」による情報伝達

上述したように、華人海商は多様な乗組員を通じて、あるいは寄港地において、かなり広い地域の情報を入手できる立場にあった。しかし、彼らは沿海地域の情報以外に、雲南・四川・陝西などの内陸部の情報も、長崎にもたらしていた。これらの内陸部の動向は、戦乱の中、どのように沿海部に伝えられたのであろうか。以下、唐船風説書の関連記述に基づいて、この問題について具体的に見てみようとする。

延宝 2 (1674) 年 10 月 17 日、「二十二番福州船」で来日した海商は、「去る八月に呉三桂、錦點と申者、近土之官に而御座候を為使者、厦門錦舎え指越申候 (巻 2、98 頁)」と、呉三桂が派遣した使者が厦門に到着したことを報告している。漢文史料においても、「呉三桂が再び礼曹の官、錢點を遣わして鄭經と連絡した (三桂復遣礼曹錢點通問)」との記述があり⁽¹⁶⁾、華人海商が呉三桂の使節が厦門に到来したことを把握していたことがわかる。このように反清陣営に属する呉三桂と鄭經の間には使節が往来しており、彼らを通じて内陸部の情勢が沿海部に伝わることもあったであろう。

さらに風説書には、「飛脚」や「早飛脚」による情報伝達について言及するものも多い。

たとえば延宝 2 (1674) 年 7 月 16 日の「十四番広東船」風説書には、次のようにある。

六月廿五日広西之内広東之堺梧州と申候所呉三桂之勢攻寄、無難攻取申候段、早飛脚到着仕候により、広東の城中殊の外騒動仕候 (巻 2、77 頁)。

広西省梧州陥落の情報は、「早飛脚」で広州に伝わり、平南王の支配下にある広州城内では大きな動揺が生じていたという。また鄭経の勢力範囲においても、「飛脚」を通じて情報が伝達されていた。延宝 3 (1675) 年 5 月 26 日に作成された「五番厦門船」風説書では、惠州前線での捷報が、以下のように伝えられたと指摘している。

則ち惠州之堺に而、互致対陣、相戦申候所に、広東平南王方之惠州勢散々打まけ、人数一万余被打、先錦舎方勝利を得申候段、先月錦舎へ飛脚到来仕候 (巻 3、114 頁)。
鄭軍が、惠州において平南王の軍勢を破り、その捷報は「飛脚」によって厦門にもたらされたという。一方で、鄭経と耿精忠との講和が結ばれたことにより (第 3 章参照)、耿精忠統治下の福州の情報も、鄭経領地の漳州に伝わっていた。延宝 3 (1675) 年 7 月 20 日の「27 番思明船」風説書においては、福州と漳州との通信について、次のように叙述している。

去六月に福州より漳州へ飛脚到来仕候に申来候は、同月初におらんだ船大小四艘福州へ入津仕候内、一艘は大船に而、頓而日本え罷渡り申答之由承申候。(巻 3、132 頁)
オランダ船の福州入港は、「飛脚」を通じて漳州でも知られており、4 艘の内、一艘が日本へと渡航するとの情報も、厦門海商によって長崎に伝えられていたのである。勿論、鄭氏勢力の動向も、同様に福州に伝達されている。延宝 3 (1675) 年 11 月 25 日の「二十八番福州船」風説書には、「錦舎も自身可致発向と存候内に、是も当九月に勝利之飛脚致到来、広東之内潮州府惠州府、此二府を攻取 (巻 3、134 頁)」とあり、やはり鄭氏勢力の勝報も福州に流布していたことがわかる。

反清勢力と同じように、清朝方面においても、やはり「飛脚」による情報伝達が行われていた。延宝 5 (1677) 年 12 月 3 日に聴取された「二十九番普陀山船」には、「大清方之所々え飛脚到来仕候により、浙江より加勢の勢大分に江西え指のぼせ候由承申候。(巻 5、193 頁)」とあり、各地からの「飛脚」を通じて、海商は清朝援軍の動向を把握していたという。また、延宝 7 (1679) 年 11 月 27 日の「三十三番普陀山船」風説書では、「在京之勢存儘無之に付、無是非福州に罷成候康親王へ早飛脚に而、早早北京へ登り被申候様にと申来候 (巻 7、306 頁)」と、北京の軍勢が少ないため、朝廷は「早飛脚」を以て康親王を召還したと述べている。

また「飛脚」のほかに、唐船風説書には「飛札」による情報伝達も屢々記されている。

例えば、延宝 5（1677）年 7 月 12 日の「六番思明船」風説書には、「吳三桂より錦舎へ当中旬比に飛札被指越、勝利の吉左右を申来候（巻 5、190 頁）」とあり、さらに延宝 7（1679）年 3 月 12 日の「二番思明船」風説書にも、「[吳三桂儀] 湖広一省皆々攻取勝利甚く御座候由、厦門へも飛札到来仕候（巻 7、288 頁）」とあって、吳三桂が戦勝の度に、「飛札」を以て厦門に通知していたという。一方で、沿海地帯においては、「船便」から情報を収集するケースもある。延宝 6（1678）年 9 月 10 日の「二十三番福州船」風説書では、「船便に承申候には、泉州も無難錦舎方へ攻取申由、風聞に承申候（巻 6、275 頁）」と、「船便」より泉州が鄭經に攻略された風聞を耳にしたと供述している。

このように、使節の派遣や「飛脚」・「飛札」によって、遠隔地の情報が流入し、沿海地方においても、内陸の情報を把握するようになっていた。それでは「飛脚」や「飛札」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。本稿の第 4 章でも触れたように、劉国軒が海澄を攻落した際に、厦門の鄭經に提出した報告書の写しが、唐通事による和解とともに『華夷変態』に収録されている（巻 5、210－214 頁）。その原文と和解を対照すると、唐通事が報告書のタイトルである「抄報」を、「飛札之写」と和訳していることが分かる。つまり、劉国軒が鄭經宛てに発した戦況報告を、唐通事が「飛札」と訳していたわけである。

前述のように、既に明代から、「急遞舖」という情報伝達機構が全国的に設置されていたが⁽¹⁷⁾、明末になると従来の駅伝組織は荒廃し、それに代わって兵部管轄下の提塘が重要性を増していた⁽¹⁸⁾。三藩の乱の勃発後も、「提塘」は清朝の支配地か反清勢力の支配地かを問わず、おおむね正常に機能していたようである。康熙 13 年 6 月 10 日の「兵部議題」では、耿精忠に従って挙兵した海澄総兵趙得勝が「提塘」を通じて、清朝の統制下にとどまっていた潮州総兵劉進忠に公文を送り届けたことについて、次のように述べている。

康熙 13 年 4 月 20 日未の時、潮州総兵劉進忠は次のような内容の「啓文」を呈上した。
本月 12 日午の時、亭午舖の塘兵（偵察・通信専従の兵士）が届けられた公文を提塘官林朝開のところに持ってきたが、朝開はそこに記す官階・年号・捺印などを確認したところ、これまでのものとは全く合わないので、直ちにその公文の転送を中止し、劉進忠に報告して指示を求めた。これを受けて劉は恵潮道台とひそかに面会してその公文を再度確認した。それによれば、封筒の上に海澄趙総兵の捺印があり、年月は清朝の正朔を奉じておらず、反乱勢力に従ったことはすでに明白である。（本月康熙十三年四月二十日未時、拋潮州総兵劉進忠啓称：本月十二日午時、拋提塘林朝開稟称：有亭午舖塘兵接通公文到、朝開随驗公文官銜、年月、印信互異、不敢投入稟啓示下等情。

拋此、登即密会惠潮道面商驗封、套上乃係福建海澄趙總兵公文印信、年月不遵正朔、
從叛已著)⁽¹⁹⁾。

この史料から、反清勢力に帰順した海澄の趙得勝が、提塘を通じて公文を敵地の潮州に送付していたことが分かる。後に趙得勝の部隊を吸収した鄭氏勢力は（第3章参照）、そのような提塘組織をも接収して継続的に利用し続けたに違いない。上述した劉国軒の軍事報告（飛札）も、提塘によって鄭經に送達されたと思われ、この「飛札」とは「塘報」であった可能性がきわめて高い。また風説書における「飛脚」や「早飛脚」とは、一般の「塘報」と、緊急時用の「飛報」⁽²⁰⁾を指しているのではないと思われる。

また、三藩の乱の期間も、民間では「塘報」に基づく「小報」が印刷され、広く流布していた⁽²¹⁾。耿精忠が硫黄購買のために琉球に派遣した鄭斐も、出航地の福州において「小報」により戦況情報を得ていた。

今我が「千歳」（耿精忠）が再び大兵を率い、西に呉王・孫將軍と連なり、東に鄭世藩・平南王子と連なる。皆力を合わせて南京に迫り、斐が出航した日に、すでに戦勝の小報を手に入れた（今我千歳復率大兵、西連呉王孫將軍、東連鄭世藩平南王子、合攻南京、斐自起身日、已得捷書小報）（巻4、延宝4（1676）年7月1日付、160頁）。

耿精忠が軍隊を統率し、西には呉三桂・孫延齡と結び、東には鄭經・尚之信と結んで、南京へと進撃している。鄭斐自身も出航の前に、戦勝の内容を記載する「小報」を入手したという。福州では耿精忠が挙兵した後にも、「小報」の発行が継続されており、耿氏配下の官員もこれを読んで前線の情報を把握していたのである。このように、三藩の乱の時期にも、使節の往来や「塘報」によって、内陸部の情報も沿岸部に流入し、さらにそれが「小報」などを通じて民間にも広く拡散していたのである。

「飛脚」・「飛札」・「小報」にくわえて、風説書によれば、「廻文」や「告文」による情報伝達もなされていた。たとえば延宝7（1679）年2月23日付け「一番普陀山船」風説書では、呉三桂の孫が即位したという風聞を、次のように伝えている。

呉三桂事、（中略）孫を帝位に登せ、則ち年号昭武と申候、今年は昭武二年にて御座候、右之様子呉三桂より諸国へ廻文廻り告知せ申候、今度之儀は偽無御座候（巻7、283頁）。
呉三桂は孫を皇帝の座に据え、改元して年号を「昭武」とし、また即位・改元の実施を「廻文」で各地に周知させたという。三藩の乱に際しても、予め設定されたルートを辿って次から次へと回覧・転送される「牌」を、清朝も呉三桂も利用していた⁽²²⁾。「廻文」が具体的に何を指しているかは確定できないが⁽²³⁾、恐らく「牌」を通じた情報伝達を指している

のであろう。

一方で、第4章でも触れていたように、康熙18年(1679)到北京で大地震が発生した際には、11月9日の「三十二番普陀山船」風説書に、「康熙帝も禁裏にたまりかね、城中に煤山と申山御座候に行幸有之由、諸方へ告文廻り申候(巻7、305頁)」とあるように、康熙帝は紫禁城から煤山に避難しており、そのことは「告文」によって各地に伝えられたという。実際に、『聖祖実録』によれば、康熙帝は地震発生後、救援活動の状況などを、「仍通諭内外軍民人等、咸使聞知」と⁽²⁴⁾、各地に広く布告するようにと指示したという。恐らくこの「告文」は、朝廷や官府が公的事項を人民に周知させるために発布した、「告示」を指しているのではないだろうか⁽²⁵⁾。

(2) 敵対地域間の情報伝達

上述のように、三藩側ないし清朝側の勢力範囲内では、飛脚・飛札・廻文・告示などによって情報が伝達されていた。それでは敵対勢力の支配地域の情報は、どのような手段でもたらされたのであろうか。

延宝2(1674)年7月15日に聴取された「十一番広東船」風説書では、「去る六月初に福州より広東へ忍び参候者、物語仕候は、福州之靖南王内々東寧之錦舎へ致合心(巻2、75頁)」とあり、耿精忠支配下の福州から、この段階ではまだ清朝側に属していた尚可喜支配下の広東へ密航した人々が、福州の状況を伝えていたことがわかる。このように敵対する勢力の支配地の間にも、ひそかに商人が往来しており、彼らを通じて敵対地域の情報が伝達されることもあったであろう。

また延宝4(1676)年2月8日付けの「一番二番福州船」の風説書には、次のようにある。

右之通福州と浙江と爾今相支罷在候に付、浙江より出申候糸端物之類、福州へ一圓通路不罷成候、自然山路よりかくし出申候とても、中々險所を忍び出申事に御座候得ば、不自由無申斗仕合に御座候(巻4、144頁)。

耿精忠支配下の福建では、清朝支配下の浙江からの生糸や絹織物の流入が難しくなった。しかし主要交通路を避けて、山道をへて浙江から福州に密輸を行う商人によって、浙江の産品は福州に供給され続けていたという。

こうした「山路」による密輸経路の一つとして、江西から汀州を経て、鄭氏支配下の廈門方面にいたるルートがあった。たとえば延宝4(1676)年7月12日の「十番思明州十一・十二番東寧船」風説書では、次のように記している。

浙江之糸之類出申候処より、右之汀州江兼而しのび出し、福州泉州江もかよひ出し申候処に、汀州府騒動に付、往来之商人通路難成候（巻4、159頁）。

これまで浙江の生糸などは汀州を経て福建に密輸され、さらに福州や泉州までも販売されていた。しかし汀州に混乱が波及したことにより、この密輸ルートも途絶してしまったという。このように三藩の乱の時期にも、敵対地域間の商品流通は完全に途絶したわけではなく、商人たちが密輸を続けていた。このような商人たちによっても、敵対地域の情報がもたらされ、それがさらに華人海商によって、長崎に伝えられた可能性があるだろう。

(3) 反清勢力による派船

三藩の乱の勃発により、海禁令は反清勢力の支配地域では効力を失い、沿海部の諸勢力は軍事費などを調達するため、積極的に配下の海商を海外に送り出していた⁽²⁶⁾。

たとえば延宝2（1674）年10月17日の「一番・二番福州船」風説書では、この商船の出航経緯について、次のように述べている。

海上に而、錦舎兵船におそれ…私共船一艘ばかり福州之兵船共に被送、無事に罷渡申候…今度私共船、御当地え罷渡申候に付、靖南王より被申付候は、其方共日本え罷渡候はば、諸異国商売之唐人共、彼地に可有之候……（巻2、98頁）。

この福州船を含む船団は、福州の耿精忠と廈門の鄭經が敵対している状況下で出航したが、海上で鄭氏の水師に襲撃され、この船だけが耿精忠の兵船の護送により長崎に来港できたのだという。なお耿氏はこの福州船の出航に先だって、福州において海禁が撤廃されたことを、長崎に来港した他地域の華人海商にも伝達することを指示していた。（第3章参照）。

また延宝5（1677）年7月7日の「四番潮州船」風説書には、次のようにある。

〔惠州潮州を預り罷在候〕劉伯爺も当六月初に一戦にも及不申、又大清方に罷成申候…右之通令降参候、内證は錦舎に密々之往来諸事共に別儀無御座候、兎角時節を窺罷在事に御座候、私共乗り渡り申候船之儀は、則劉伯爺仕出し之船にて御座候（巻4、184頁）。

この潮州船は、そのころ清朝に帰順していた劉進忠が派遣した商船であった。しかしその風説書によれば、劉進忠は清朝に帰順後も、鄭經とも秘かに往来を通じており、情勢の推移を観望して首鼠両端を持していたという。このような出航地域の流動的な政治情勢も、各地域の支配勢力が派遣した商船によってもたらされる場合もあったのである。

また、前章でも触れたように、鄭氏勢力配下の朱天貴や平南王も、屢々日本に商船を送

り出していた。これらの海商がもたらす情報には、当然ながら背後の諸勢力の立場によりバイアスがかかっていることも多いが、一方では他の海商には知り得ない、諸勢力の内部情報を提供する場合もあったのである。

三 海商による情報収集と供述の諸相

(1) 海上における情報収集

華人海商が、出港して海上に出た後にも、情報収集を行った事例もある。たとえば 1680 年 7 月 15 日の「十五番暹羅船」風説書には、次のようにある。

五月廿四日に出船仕、御当地江直に参申筈に御座候得共、思明州江向申候荷物共積申候に付、思明州に寄せ申覚悟に御座候得共、思明州近所に而、東寧江参申候船に逢承申候ば、錦舎東寧江引取被申候由申候に付、韃靼方に此船を乗り入れ申候而は、不慮之儀も可有御座候と存、御当地江罷渡申候（巻 7、308 頁）。

この商船は、本来はシャムから日本へ直行する予定であったが、廈門でも積荷を下ろすことになり、廈門に入港しようとした。ところが廈門近海で台湾船と遭遇し、鄭経はすでに台湾に撤収しており、廈門に入港すれば、清軍に船を押収される恐れがあると聞き、入港を断念し、日本に直航したのだという。

さらに 1683 年 6 月 24 日の「十一番大泥船」風説書では、華人商船が漁船から情報を得たことを伝えている。

広東海外之魯萬と申嶋江、閏五月三日に着船仕、広東之様子承合申候而、船を乗り入可申と存候処に、折節漁船一艘逢申候、其船之者共申候には、其方船は商賣船と相見候、（中略）早々何方江ものき申候得と申に付（巻 8、379 頁）。

この商船は、パタニ出港した後、清朝による海禁を回避するため、まず珠江河口の「魯萬」島に停泊し、広東の情勢を伺っていた。そこで一艘の漁船と遭遇し、漁民から清朝が商船への取締を強めており、早急に広東近海を離れたほうがいいという情報を聞いたのである。このように東南アジア方面から来航した華人商船が、中国近海で商船や漁船から現地の情勢を聞き、それをさらに長崎に伝える場合もあった。東アジア海域を航行する華人海商たちは、海上でも商船や漁船を通じて、運航の安全や交易チャンスの確保を期して、機会あるごとに情報収集につとめていたことがわかる。

(2) 長崎における供述とその更新

長崎に来航した唐船のなかには、くり返して長崎に来航するものも多く、再来航の際に、前回の供述の内容を訂正・更新する場合もあった。たとえば延宝4（1676）年2月8日の「一番・二番福州船」風説書には、次のようにある。

湖広之内荊州と申候府、古より手ごわき所にて御座候を、呉三桂攻取申由、去年は風聞仕候得ども、其段も風聞の誤り而、実は未取不申候…（錦舎）惠州府も取申候と去年は申候得共、実は未取申候（巻4、143-144頁）。

この福州船は、前年も長崎に来航し、唐通事に対し、呉三桂が荊州を攻略し、鄭經も惠州を攻略したという情報を提供した。しかしその後、それらは誤った風聞であることが判ったというのである。また、延宝7（1679）年2月23日、「一番普陀山船」で来日した海商も、「呉三桂事、於湖広に軍勢弥強御座候、先年帝位に登候由風説申候得共、其節之風説は偽にて、去年三月云々（巻7、283頁）」と、以前に自ら報告した、呉三桂即位の情報が誤った風説であったことを告げている。

一方、唐通事の方でも、各船が提供した情報の信憑性を確認するため、後続の唐船に対し、その情報の真否を訊ねていた。たとえば延宝8（1680）年8月3日の「二十番萬丹船」風説書には、次のようにある。

今年五月二日に萬丹を出船仕、広東江船をよせ申候而、今度広東より御当地江罷渡申候、然所に広東之様子は、先達而入津仕候十七番広東船より委細之儀申上候通、少も相違無御座候…併福州前廉之守護靖南王儀…則康親王同前に北京江被参答之段、先船に申上候由御座候、此段は定説に而無御座候、私共承申候には…委風聞に承申候、此段斗先船之説に相違仕申候（巻7、315）。

唐通事は先に入港した「十七番船広東船」の供述内容を、バンテンから広東に寄港して長崎に来航した「二十番萬丹船」の海商らに示して、その真否の確認を図った。これに対し、「二十番船」の海商は、全体としては「十七番船」の供述を肯定しながらも、自らの見聞や認識とは異なる部分があると指摘し、独自の情報を補足している⁽²⁷⁾。このように風説書作成にあたっては、先行する海商の供述内容を後続の海商に確認することにより、その信頼性を確認することが行われていた。多くの場合は、後続の海商は先行する供述の内容を踏襲しているが、上記のように訂正を加える場合もある。海商からすれば、不正確な供述を行った場合、後続の海商からその内容を訂正される可能性もあるため、各自の得た情報を、「風聞」や「承申候」という前置きを附しながらも、なるべく率直に伝えようとしたの

ではないかと思われる。

さらに唐通事による華人海商への情報確認は、オランダ船から聴取された風説書にも及んでいた。たとえば延宝3（1675）年7月20日の「二十七番思明州船」風説書では、次のようにデンマーク船をめぐる風聞についての質疑がなされている。

でいぬまるかと申所より船一艘福州へ寄せ申候段御尋被成候、其段は存不申候、漳州にては右之船おらんだ船と風聞仕候、何国之船にて御座候との実否は存不申候（巻3、132頁）。

唐通事は「二十七番船」の海商に対して、デンマーク船が福州に来航したという風聞の真否を訊ね、海商たちは漳州ではそれはオランダ船だと聞いたが、真偽のほどはわからないと回答している。

デンマーク船の福州来航という情報は、オランダ人によってもたらされたものであった。『華夷変態』に収録する、「二十七番船」来航の半月前、7月5日に新任のオランダ商館長が提出した、「当年罷渡申候阿蘭陀新かひたん口上書」には、次のように記されている。

阿蘭陀隣国ていぬまるかと申す国之大将より、先年日本に渡海仕候おうごのくと申おらんだ人を雇、此者を頭分に申付、日本の商賣を望為可申、じゃがたら近所ばんたむと申す所まで当四月に右おうごのく乗り船一艘に而参申候、それより福州に参、彼地より日本江参候由承申候（巻3、124頁）。

これによれば、オランダの隣国であるデンマークは、日本に渡航したことがある「おうごのく」というオランダ人を雇い、その手引きで日本貿易に参入しようとしている。彼らの船は4月にすでにバタビア付近のバンテンに到着し、そこから福州に寄港して来日するつもりだというのである。7月5日にこの「口上書」が提出されてから、長崎奉行はその真偽を確認するため、半月後に廈門から来航した27番船に対し、唐通事を通じて、福建方面でデンマーク船来航の風聞が伝わっているかどうかを確認したのである。

三藩の乱期においては、沿海地域の政治的な変動が激しく、清朝も厳しい海禁政策を取っていたため、唐船は出航後にも、海上でも他の商船や漁船から情報を収集し、それによって寄港・停泊・回避などの判断を慎重に下していた。また長崎における情報聴取に際しては先行する海商の供述の真否確認が行われることもあり、同一船が過去に伝えた情報を、自発的に訂正することもあった。さらにオランダ人から得た情報を、華人海商に確認した事例もある。このように長崎当局は、広範な地域からの多数の唐船から情報を収集し、その内容を後続する海商から確認することにより、確度の高い情報を収集することを図って

いたのである。

おわりに

以上、本章では、三藩の乱の期間における華人商人による情報収集の諸相について検討を試みた。三藩の乱の勃発によって、明代以来の全国的な情報伝達システムは寸断され、商人の活動範囲も大きく制約されることになった。しかし、それにも関わらず華人海商は、出航地のみならず、広い地域の情報を把握していた。唐船に同乗する多様な地域出身の船客から得た情報や、長崎に渡航する途中の寄港地で得た情報などから、華人海商は沿海地域の広範な情報を把握しようとしていたのである。

また、各地の反清勢力は相互の使節派遣などによって情報を交換しており、清朝ないし反清勢力の支配地域内部では、「塘報」・「牌」・「告示」などによる情報伝達も機能し続いていた。また民間でも「塘報」等の内容に基づいて作成された「小報」が従来通りに印刷され、人々はそれによって政局や戦況の情報を得ていた。また、対立する勢力の支配地域の間でも、商人が秘かに往来し、敵対地域の情報をもたらししていたと思われる。この種の情報源を通じて、各地では真否取り混ぜた多様な情報が流布しており、華人海商たちは「万民」や「諸人」に取り沙汰されていた情報をも日本に報告したのである。むろんこうした民間情報には、各地域の支配勢力の立場に応じたバイアスもしばしば認められる。

唐船が出航してからも、海商らは海上においてほかの商船や漁船から必要な情報を集めている。一方で長崎においては、華人海商が提供した情報の真否を確認すべく、唐通事は時々複数の唐船に同じ事柄について尋問していた。このような尋問は、唐船がもたらした情報のみならず、オランダ人から得た情報にも及んでいる。華人海商も、このような唐通事の手法を意識して、貿易をスムーズに済ませるため、基本的に自ら知っている情報を率直に報告していたと思われる。また、以前に供述した内容について、自発的に訂正や更新を行うこともあった。

本稿の第3・4章においては、華人海商の供述内容を検討の対象としている。それらの供述が、特に事実とは異なる場合などは、彼らが聞いた情報をそのまま供述したのか、あるいはなんらかの作為が加えられているのかという問題にも、留意する必要がある。ただし唐船風説書は、「○番○船之唐人共申口」といったタイトルが示すように、当該の唐船に搭乗していた複数の華人海商による供述であり、また上述のように、その内容も唐通事によ

って慎重にチェックされていた。多くの場合は、華人海商は様々なルートで得た情報を、唐通事の発問に応じて、おおむね作為を交えずに報告していたのではないと思われる。

〔注〕

- (1) 真栄平房昭「近世琉球の対中国外交—明清動乱期を中心に」(『地方史研究』35 巻 5 号、1985 年)。
- (2) 『清聖祖実録』康熙 13 年 7 月戊寅条、「総督金光祖疏言、交趾知孫延齡叛逆、乗機蠢動、陳兵边界、其情叵測」。
- (3) 神田信夫「三藩の乱と朝鮮」(『清朝史論考』山川出版社、2005 年)。
- (4) 浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書の研究—」(『華夷変態』上、東方書店、1981 年) 27—38 頁。片桐一男校訂「唐阿蘭陀船入津ヨリ出帆迄行事帳 全」(『鎖国時代対外応接関係資料』近藤出版社、1972 年)。
- (5) 中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料—幕府の海外情報管理をめぐって—」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』(吉川弘文館、1987)、岩下哲典『江戸の海外情報ネットワーク』(吉川弘文館、2006 年)、松方冬子「序章」『オランダ風説書と近世日本』(東京大学出版会、2007 年)。
- (6) 朱伝誉『先秦唐宋明清伝播事業論集』(台湾商務印書館、1988 年)、尹韻公『中国明代新聞伝播史』(重慶出版社、1997 年)、方漢奇主編『中国新聞伝播史』(中国人民大学出版社、2002 年)、史媛媛『清朝前中期新聞伝播史』(福建人民出版社、2008 年)。
- (7) 方裕謹「清代郵駅制度概述」(『歴史档案』1982 年第 3 期)、張燕清「清代福建郵駅制度考略」(『福建論壇(人社版)』2001 年第 6 期)。
- (8) 林金樹「關於明代急遞舖的幾個問題」(『北方論叢』1995 年第 8 期)。
- (9) 劉文鵬「清代提塘考」(『清史研究』2007 年第 4 期)。
- (10) 岸本美緒「崇禎十七年の江南社会と北京情報」(『明清交替と江南社会』東京大学出版会、1999 年)。
- (11) 大木康「明末江南における出版文化の諸相—初期大衆伝達社会の成立」(『明末江南の出版文化』研文出版、2004 年)。
- (12) 前掲注 4、浦論文、37 頁。
- (13) 『明清史料己編第七本』620—622 頁、原文「該本司崔按察使随提集一千人犯、当堂

逐一覆加研審。問張相如：爾是那裏人？敢出洋貿易…拋供：小的是浙江紹興府山陰縣人、家離蕭山五十里、在小路港邊。小的因房產売尽了、没得依靠。有劉君甫約小的往広内作些生意、不期後劉君甫約有多人、從香山奥出洋、日本回来、被風暴將船打到着浅处…。(中略)問俞敬…拋供：小的原是在広東遇見劉君甫、雇小的在船作香工是實…。(中略)拋高元供：小的一向在杭州與人挑担為生、後遇見劉君甫、叫小的隨他上広東、雇在船上、替他掃地伏侍。(中略)拋陳大供：一向搖小船度活、後在蘇州遇見劉君甫、雇小的作水手」。

(14) 前掲注 4、浦論文、3 頁。

(15) 前掲注 4、浦論文 71－72 頁。

(16) 夏琳『閩海紀要』卷之下(台湾文献叢刊第 11 種、台湾銀行經濟研究室編印、1958 年)、44 頁、彭孫貽『靖海志』卷 4(台湾文献叢刊第 35 種、台湾銀行經濟研究室編印、1959 年)。「錦點」と「錢點」との相違はいずれかの誤写であろう。

(17) 前掲注 8、林論文。

(18) 前掲注 6、尹著書、143 頁。

(19) 『清三藩史料』(国立北平博物院編『文献叢編』下、台聯国風出版社翻印、1964 年) 9 頁。

(20) 前掲注 6、尹著書、151－152 頁。

(21) 「巡撫安徽寧池太廬鳳滁和広等处提督軍務靳輔諮 康熙 13 年 7 月 10 日」(前掲『清三藩史料』26 頁)、「又探抄荊州日行小報、内云六月十六日防守監利縣李千總差投塘報一角、拋差云南兵過河、暗犯荊州、順江下二百里地名車湾沿江一帶、呈請大兵往彼堵勦等語」。

(22) 例えば、清朝の用例としては、「撫遠大將軍図海牌文」(前掲『清三藩史料』555 頁)が挙げられ、その内容には、「十月十六日図大將軍發牌四面、發成徽漢中階文一面、西和繳内云(中略)仰沿途付近处所兵民人等一体知悉、牌到挨程遞送遍行伝諭(中略)康熙十五年九月二十七日自京兆駅發沿途遞至西和県繳」とある。一方で、呉三桂側でも、「牌」を利用して、進軍の途中に民衆の協力を求めた。「署秦州城守營事李養賢稟報」(前掲『清三藩史料』596 頁)、「破虜大將軍内標中鎮都督府王為飭修道路以資進勦事(中略)仰經過鄉約地方人等即率民夫速將道路嚴加修理(中略)周三年十一月十三日自徽州由紅川泥羊川江納壩麻沿河大門至秦州暫繳」を参照。

(23) なお、「廻文」の解釈については、『日本国語大辞典』(小学館第二版)に、「二人以上の宛名人に順次に回覧して用件を伝える文書」とあり、『国史大辞典』(吉川弘文館)に「二人以上の者に対して順次回覧し、最後に発信者に返送されるように作成された文書」

とある。「牌」は、文末に「自…（どこで発）由…（どこを經由）至…（どこで回収）繳」と記しており、やはり「廻文」伝達の実態と似ている。

（24）『清聖祖実録』巻 82、康熙 18 年 7 月庚申条。

（25）一方で、『日本国語大辞典』によれば、「告文」は「神に申し上げることばを書き記した文書」や「起請文」の意味だけを持っている。

（26）鄭氏勢力の海上貿易について、朱徳蘭「清初遷界令時明鄭商船之研究」（『史聯雜誌』第 7 期、1985 年）18-41 頁、同「清初遷界令時中国船海上貿易之研究」（『中国海洋發展史論文集（二）』中央研究院三民主義研究所、1986 年）105-159 頁を参照。尚可喜勢力による海外貿易について、龐新平「清初海禁期における広東地域の長崎貿易」（『東洋学報』第 91 巻 4 号、2010 年）31-61 頁が詳しい。

（27）松方冬子も、華人海商が長崎で貿易の優遇を得るため、時に前の船の風説の内容を覆すこともあったと指摘している。松方冬子（杉方房代訳・劉序楓校正）「唐・蘭風説書中有關鄭氏政權瓦解的訊息及其伝日経過」（『台湾史研究』第 19 巻第 1 期、2012 年）。

第六章 唐船風説書に見る鄭氏台湾の終焉

はじめに

康熙 22 (天和 3・1683) 年 6 月 16 日から 22 日にかけて、清朝の福建水師提督施琅 (1621－1696) は、艦隊を率いて澎湖列島に進軍し、澎湖を防衛する台湾鄭氏の武平侯劉国軒 (1629－1693) 軍を撃破してその地を占拠した。7 月 15 日、鄭克塽 (幼名は秦舍、1670－1717) は馮錫珪などを使者として施琅が駐在する澎湖に派遣して清朝に帰順の意を表明し、それを受けて施琅は澎湖から台湾に向かい、8 月 13 日に鹿耳門より台湾に上陸した。8 月 18 日、鄭克塽を始め台湾の官民は悉く剃髪し、台湾に本拠地を移してから東アジア海域で 20 数年にわたって覇を訴えていた鄭氏勢力は、ついにその終焉を告げた。翌 23 (1684) 年 4 月 14 日、康熙帝は台湾での府県設置を決定し、台湾は正式に清朝の版図に入ったのである。

こうした鄭氏台湾降伏のプロセスや歴史意義については、近代以来の台湾の置かれてきた政治環境の影響を受けながら、重厚な研究業績が蓄積されている⁽¹⁾。これらの諸研究によって、澎湖海戦・鄭氏降伏の経過、そして台湾が清朝の版図に編入された歴史意義などが、主に漢文史料によって詳細に論じられてきた。また、鄭氏統治下の台湾では、イギリスの商館があり、清朝の台湾攻略に際して、鄭氏勢力の宿敵であるオランダも協力を申し出ていた。そのため、欧文史料においても鄭氏の帰順について関連の記載が確認され、それを利用した研究も発表されている⁽²⁾。ただしこれに対して、長崎の唐通事が作成した唐船風説書にも、後述のように澎湖における清朝・鄭氏の攻防や、鄭氏の帰順をめぐる双方の交渉を詳しく報じる同時代の華人海商の供述が豊富に記録されているが、それを活用した研究はほとんどない。そのため本章では、『華夷変態』に収録される唐船風説書を用いることにより、特に従来の研究が依拠してきた漢文文献の著者である清朝の官員や知識人とは異なる、同時代の華人海商の目に映った鄭氏台湾の終焉を追究してみたい。

一 鄭経死去直後の台湾・清朝の動向

本稿の第 3・4 章で具体的に検討してきたように、鄭経は三藩の乱を機に大陸反攻を敢行し、一時は耿精忠や尚可喜などの勢力を圧迫し、福建・広東において多数の府県を占領し

ていた。しかしその後、清朝との直接交戦で大敗し、一旦巻き返しを図ったが、十分な戦果もあげられず、最後は清軍の海陸両面の攻撃を受けて終に廈門を放棄して台湾に撤回してしまっただのである。台湾に戻った鄭經は、失意の内に政事に関与する意欲を失い、すでに「監国」に指命された長男の鄭克塽（幼名は欽舍、1662－1681）に諸事を一任して専ら酒色に溺れていた⁽³⁾。克塽は、公正な施政を推進することによって軍民の中で人望を集めたが、それと同時に一部の鄭氏宗族メンバーや権臣の利益を損ない、彼らの恨みを買っていた。康熙20年1月28日、鄭經は40歳に満たずして急病により死去し、2日後の30日に鄭克塽もその祖母・叔父・重臣の馮錫範などの陰謀で殺害されてしまい、錫範の娘婿でもある12歳の鄭克塽が鄭氏の4代目当主となった。

延宝9（康熙21・1681）年5月22日の「一番東寧船」の風説書では、鄭經死後の台湾の情勢について、次のように報告している⁽⁴⁾。

東寧錦舍儀、兼而病氣に御座候処に、正月廿六日に死去被致候、年四十歳に而御座候、只今迄之惣領欽舍と申候、十七歳に罷成申候、其弟秦舍と申候、十三歳に而御座候、欽舍儀は、脇腹に女子生産候を、其母則時密に町屋李氏之者之子を取かへ、当分惣領に相立召置候を、錦舍母は不及申に、執権並に諸官其委細を存罷有に付、錦舍正月廿六日に死去被致候に、同廿八日に、密に欽舍を害し、次男秦舍実子に而御座候により、錦舍諸式を知せ、東寧之国主に仕、執権は惣督之官劉氏、侍衛之官馮氏、両人之守護而東寧無別条静謐に御座候。

この風説書によれば、鄭經は1月26日に病死し、享年40歳であった。17歳の克塽は、これまで鄭經が大陸に進軍していた時に、彼の名代として台湾を支配していた。しかし、鄭經に後継者として指名された克塽は、鄭經の妾がかつて女の子を産んだときに密かに取り替えた商人李氏の子息であって鄭氏の子孫ではない。その詳細は、鄭經の母のみならず、劉国軒や鄭氏配下の官員も周知していた。鄭經の死後僅か2日後に、克塽が殺害され、鄭經の実子の克塽が台湾の国主として推挙された。今の台湾では、劉国軒・馮錫範の輔佐の下で、平穏が保たれているという。克塽の謀殺や克塽の相続については、台湾海商の記述と、漢文野史の記載とは完全に一致しており⁽⁵⁾、克塽が殺害されてまもなく、彼が商人李氏の子であるという風説はすでに広く流布し、日本にまでも伝わっていたのである。

また、延宝9年6月25日に聴取された「六・七番東寧船」風説書では、台湾の支配体制や克塽の人物像についても、以下のように報告している⁽⁶⁾。

則ち錦舍指次之弟聡舍と申候叔父、後見に罷成、執権には提督之官劉氏、侍衛之官馮

氏、此兩人政道軍勢を取行ひ、東寧守護仕、只今靜謐に御座候、軍兵も二万余有之候、乍去、元錦舎手之軍兵大清方江降参仕候者ども、只今又東寧江間もなく帰参仕候者も多く御座候、人数も次第に重り申候、殊秦舎儀、若年に御座候得共、別而器量能御座候由に而、東寧之貴賤悦申事に御座候。

鄭經の弟の鄭聰が克塽の後見人となり、また劉国軒が軍事、馮錫範が政事を専管して台湾の防備に当たっている⁽⁷⁾。今は鄭軍は2万以上の人数を擁しているが、以前清朝に降伏せざるを得なかった元鄭經配下の兵士が再び台湾に帰参するので、これからも兵力が増える見込みだという。ここでは、特に漢文文献とは異なる克塽についての記載が注目される。つまり、各種の漢文史料では、まだ幼い克塽が馮錫範や劉国軒の傀儡とされているが⁽⁸⁾、上記の海商の供述においては、克塽は若年にもかかわらず、その優れた器量によって、台湾の人民からも評価・支持されていたとされている。

鄭經の後継者が定まり、台湾の体制も一応安定することになったが、清朝は鄭經の急死を機に台湾への攻勢を強めていた。延宝9年8月29日に鎮江より「ひそかにしのび候而」と、清朝の海禁を犯して来日した「薩摩野間に而破損仕申候南京船」の、10月1日付け風説書では、清朝の動向について次のように述べている⁽⁹⁾。

福建之守護、部院之官姚氏之者、軍門之官吳氏之者、当八月致評議、福建之兵卒数万、其外浙江之兵卒数万、合五万余相催し、兵船大小五千艘程之用意仕、東寧を攻可申由に而、兩人令議定。

この鎮江海商の供述によれば、福建総督姚啓聖と巡撫吳興祚が、福建・浙江の軍勢・戦艦を動員して台湾に大挙して進撃する計画を8月に作成していたという。その後、彼らは、「海手之押江」としての提督万正色に、「右東寧攻之様子及評議に申候」と、台湾攻略について彼の意見を求めている。さらにこの風説書では、万正色の意見の具体的な内容について、以下のように伝えている。

万提督申候は、各には海上之儀御不案内に候、殊に東寧之様子此方より之兵船聊爾に寄可申様無之所に而候、海辺之分皆々浅海に而、小船に而も乗寄せ難成事に候、其上東寧之儀は、大清之地之外に而、海中之嶋にて御座候得者、此方之領国を取申たるにても無之候に、此方より手出し致し取申儀は是非に御座有間敷候、若仕損じ候得者、国家之名聞悪敷迄に損失不少事に御座候、必思召留り可然由、達而申に付、此義皆々も尤之由にて、東寧攻相止申候。

万正色は、①そもそも台湾への渡海も困難であり、それに台湾に近づいてもその沿海部の

水深が浅く、小型の戦艦も容易に着岸できない、②また台湾はただ清朝と離れた海上の孤島にすぎず、攻略しても領土化する価値は乏しく、必ずしも出兵するメリットがない、③若し進撃して大敗を喫すれば、清朝にとっては却って不面目である、といった三つの理由を挙げて姚氏らの計画に否定的な意見を表明したのである。それによって姚啓聖なども説得されて一旦台湾攻略の計画を棚上げしたという。なお漢文史料によれば、万正色が台湾攻略の不可を康熙帝に上奏したところ、康熙帝は彼を陸路提督に転任させ、かわりに施琅を水師提督として起用したと伝えられている⁽¹⁰⁾。この鎮江海商は、清朝において台湾進軍の是非が討議された際に、万正色が消極的な意見を上奏したという事実を、なんらかの情報源を通じて把握していたわけである。

施琅の着任を最初に日本に伝えたのは、天和 2（1682・康熙 21）年 4 月 9 日に聴取された「一番南京船」風説書である⁽¹¹⁾。そこでは施琅の動向を、次のように伝えている。

福建之兵船大小五百余艘、人数二万程、陸手之大将提督之官万正色と申者、船手之大将、提督之官施琅と申者、其下総兵之官四人、東寧攻として、去る二月廿五日に、皆々乗船仕、時分を待、出船仕筈之風説、慥に承申迄に御座候、定而間もなく出船発向可有之と奉存候。

これによれば、水師提督施琅は、陸路提督万正色と共に、4 人の総兵官、そして戦艦 500 隻、兵力 2 万を擁する大艦隊を率いて台湾進撃を準備しており、2 月 25 日にすでに全員が乗船して順風を待っているという。施琅は康熙 20（1681）年 10 月 6 日に廈門に到着して正式に就任したが、彼の動向も早々に海商らに把握されていたのである。

また、天和 2 年 4 月 28 日、「二番福州船」からも風説書が聴取され、江浙方面のより詳細な情報が日本に伝わっている⁽¹²⁾。まず姚啓聖による渡海の断念と、その後の作戦計画について、福州海商は次のように報告している。

部院之官姚氏、惣大将承、軍門之官吳氏、副将として、兵船大小三百艘、軍兵二万余、東寧攻として、去年十一月初に、福州を致出船、福州之内、定海と申所迄令出陣候得共、時分悪敷、寒風甚く御座候より、東寧江寄せ申事不罷成、同十二月廿日比に、福州江帰陣仕候。新造兵船数百艘作り申事。

姚啓聖と呉興祚の指揮の下で、前年の 11 月始めに清軍が定海から出陣したが、あいにく冬の暴風に遭い、12 月 20 日ごろになると再び福州に帰港してしまった。そして福州においては、台湾攻略のため戦艦を数百隻ほど新造しているという。姚啓聖の題奏によれば、彼は福州の定海から冬季の北風を利用して台湾北部の淡水に上陸し、また同時期の晴天を

狙い、そこから渇水期にある台湾中部の数々の河川を渡り、鄭氏勢力本拠地の台湾南部に進撃するという計画を練っていたことがわかる⁽¹³⁾。一方『台湾外記』では、姚啓聖らは定海において艦隊を結集して出動させようとしたが、冬季の苛烈な北風が航海に適さないという施琅の意見を受けて断念したと記している⁽¹⁴⁾。いずれにせよ、姚啓聖が福州の定海を拠点に台湾遠征の準備を進めていたが、冬期の暴風で清軍を見合わせたことは確かであり、福州海商は、地元の定海における清軍の動向を実際に見聞していたのだろう。

また鄭經の死去による台湾の混乱に乗じて、姚啓聖は多くの間諜を台湾に送り、鄭氏勢力の攪乱を画策していた。それに関連して、福州海商は、次のように報告している。

去年十一月に、姚部院より密通之小船二艘仕出し、密書を為持、東寧江差越申候處に、於東寧即時被見逢、二艘共に捕得、二艘之人数七十人程有之候を、一人も不殘召取、内六人頭分之者、即時斬罪に申付、相残る者共、令籠舎召置申候に付、一人も福州江は還不申、右密通之儀に付、東寧方内通之諸官、盡く致露頭、其一党数百人、段々罪科申付候由承申候……東寧も福州より寄せ来申段承候に付、稠敷致用心罷在候由伝承申候。

姚啓聖は台湾にひそかに2隻の船を派遣し、内応者に密書を届けようとした。しかし2隻の船は鄭氏に拿捕され、搭乗者約70人の内、6人の頭領が直ちに斬罪に付され、残りの乗員も投獄されてしまった。この密書により、数百人にもものぼる清朝の内応者が一斉に摘発され、悉く処罰を受けたという。漢文史料にも、鄭氏の賓客司傳為霖が、ひそかに姚啓聖と通じていたことを摘発され、処刑されたことが伝えられている⁽¹⁵⁾。

さらに、福州海商は、台湾攻略のために、姚啓聖がオランダ人との協力を企図していたとも供述している。

おらんだ人儀は、兼而東寧江も意趣有之、其上東寧之案内も能存罷在候に付、加勢仕候得と、姚部院より申含候處に、おらんだ人同心にて、大船六艘加勢として差越申筈に御座候、然處に約諾を違へ、六艘之船越不申、只一艘参申候に付、姚部院別而致立腹、十日程定海に召置、早々追帰し申候に付、少々商売物をも積罷在候得共、売買為仕不申、追出し申候。

オランダ人は従来から台湾鄭氏に宿怨を抱いており、台湾の内情も知悉していたため、姚啓聖の協力要請に応じて、6隻の大型戦艦を出動させ、清朝の台湾攻略に加勢することを約束していた。ところが、オランダ人はこの約諾を履行せず、実際に福州に来航したのは1隻の商船だけであった。激怒した姚啓聖は、その船を10日間ほど定海で係留した後、貿

易を許さずに福建からの退去を命じたという。

清朝の台湾征服に際してのオランダによる援軍計画については、李中勇の論考があり、姚啓聖が康熙 18（1679）年 11 月に使節をバタビアに派遣し、康熙帝の勅書を届け、軍事的援助を求めようとしたことを明らかにしている。しかし翌 19（1680）年 8 月に使節が福州に帰還し、オランダ側には商船しかなく、軍艦は派遣できないという返答をもたらし、これに対し、翌年に康熙帝は以前締結したオランダとの貿易協定を破棄することを命じたという⁽¹⁶⁾。福州海商の供述は、事件の経過について相違はあるものの、こうしたオランダへの援軍要請とその破綻の経過を、大筋としては伝えているといえよう。

また台湾鄭氏が傅為霖から押収した姚啓聖に宛てた密書には、台湾攻略のために、まず澎湖を占拠することを提起していた。馮錫範や鄭克塽はこれを知って、急遽劉国軒を澎湖まで派遣して防備を固めた⁽¹⁷⁾。天和 2 年 8 月 22 日の「二十三番東寧船」風説書では、その経過を次のように伝えている⁽¹⁸⁾。

東寧よりも劉国賢と申者惣大将に而、東寧之内、びやうと申嶋迄罷向申候得共、福州勢引取申候段承候而、劉国賢も先々東寧江帰国仕候、乍去用心として兵船並兵士、少々びやう江残し置申候迄に御座候。

劉国軒は、清朝の進攻に備えるべく澎湖に赴いたが、やがて清軍が撤収したことが分かったと、少数の部隊を澎湖に残して台湾に戻ったというのである⁽¹⁹⁾。なお姚啓聖の題奏によれば、康熙 21 年 5 月に銅山島に戦艦を集結し、澎湖へと進撃しようとしたが、朝廷から鄭氏の情勢を慎重に判断した上で、進撃・招撫の何れを実行せよとの聖旨が届いたため、進軍計画を一旦中止したという⁽²⁰⁾。その後、清軍の動静を察知した劉国軒は、ふたたび澎湖に渡り、清軍の来襲に備えることにした。台湾ではこの作戦のために、「軍需・戦艦が不足したため、水師鎮林亮を監督に命じ、商船を改修して戦艦と改めた（軍需戦艦未備、以水師鎮林亮督修、改洋艘為戦船）」と⁽²¹⁾、多くの商船を徴発して軍船に改造していた。

こうした船舶不足を背景として、鄭氏配下にあった「二十三番船」も、次のように過度の運航を強いられていた。

私共船之儀は、去年十一月に暹羅江罷渡り、東寧之兵糧米少々相調、当五月十日に暹羅を出船仕、七月十五日に東寧江着船仕申候所に、間もなく御当地江之渡海被申付、七月廿二日に東寧に出船仕申候。

この台湾船はシャムで兵糧の米を調達して 5 月 10 日に出航し、7 月 15 日に台湾に到着したが、十分な休息の時間も与えられず、1 週間後の 7 月 22 日には、台湾を離れて長崎へ渡

航したというのである。

さらに天和2年8月27日の「二十四番東寧船」風説書は、「当十日〔月か〕之比、又々福州勢発向之由候得共、是も定説は無御座候」と⁽²²⁾、10月に清軍が襲来するという風聞を報告しており⁽²³⁾、9月26日の「二十六番東寧船」風説書でも、「東寧よりも兵船数百艘、東寧より四十里御座候びやうと申嶋迄致出張……福州勢退軍之由承、是も守之兵卒、少々びやう江残し置、余は皆東寧江引取申候」と⁽²⁴⁾、「二十三番船」と同じような供述を残している。

鄭經の死後、彼が指名した後継者の鄭克塽が殺害され、12歳の鄭克塽が鄭氏勢力の当主となった。延宝9年になると、まず①「一番東寧船」の海商が、克塽が「町人李氏の子」だという風聞も交えて、鄭克塽の相続を伝えた。次に入港した②「六・七番東寧船」海商は、鄭克塽擁立後の支配体制について報告し、台湾の政局は安定しており、克塽も「器量人」と述べている。また③「薩摩野間に而破損仕申候南京船」によって来航した鎮江海商は、台湾では鄭氏の後継者争いも終熄し、清朝も直ちには台湾進攻を発動しないだろうという観測を示している。

ところが、翌天和2年になると、まず④「一番南京船」が、施琅や万正色が台湾侵攻の準備を進めていると説き、⑤「二番福州船」も姚啓聖による定海からの出兵や諜報工作の失敗、オランダ人の来援計画の破綻などを詳細に報じている。また、⑥「二十三番東寧船」⑦「二十四番東寧船」⑧「二十六番東寧船」で来日した台湾海商は、共に劉国軒の澎湖渡航を供述するとともに、清朝が再度襲来することを危惧している。天和2年になると、清朝と鄭氏の間緊張は高まり、台湾では清軍襲来の風聞も流れはじめていたのである。

二 澎湖海戦をめぐる諸情報

(1) 台湾攻略の開始と澎湖での緒戦

天和3年6月朔日⁽²⁵⁾（康熙22年閏6月・1683）の「四番東寧船」風説書では⁽²⁶⁾、澎湖における清朝と鄭氏の海戦の経過について詳しく報告している。まず開戦直前の状況については、次のようにある。

部院之官姚啓勝〔聖〕と申者は、東寧と之和睦之儀、別而致同心……福州水軍之大将施琅と申者は、東寧と一戦之望深く有之候而……両人之望、一同北京より許容之段、於東寧も難計儀に存申候。

総督姚啓聖は、台湾の招撫を意図していたが、水師提督施琅は台湾攻撃を強く主張していた。二人は朝廷に上奏して指示を仰いだが、朝廷は和戦両様の対応を認め、台湾側でも清朝の動向を測りかねていたという。実際に、この時点では姚啓聖の主導で鄭氏との講和交渉も進められていた⁽²⁷⁾。この交渉の経過を、台湾海商は次のように伝えている。

姚啓勝〔聖〕は和睦之儀を東寧江申達、則参将之官王潮用と申者、当二月に東寧江差越、和睦之儀可相叶候間、誰にても此方江被差越、可然者を右王潮用と一所に福州江被指越候ば、評議可相究と、東寧之惣督之官、劉国賢方迄申し来候に付、劉国賢よりは知県之官林良瑞と申者を、右之使官に相副、福州江差遣し申候所に、林良瑞未帰地不申候、右水軍之大将施琅は一戦之勅定を罷蒙、姚啓勝に無構、去五月十五日に兵船大小五百艘余、人数五万余にて、東寧之領地びやうと申大嶋江押寄せ申候。

姚啓聖は参将王潮用⁽²⁸⁾を台湾に派遣して劉国軒と接触した。これを受けて劉国軒も林良瑞を福州に派遣して具体的な講和条件について話しかけていた。ところが、林良瑞がまだ福州に滞在している間に、施琅は姚啓聖にも通知せずに、5月15日に大軍を率いて澎湖に迫ったのだという。

『台湾外記』によれば、実際に鄭氏勢力の天興州知州であった林良瑞が、鄭克塽の命を受けて、福州に渡航して姚啓聖と接触している。そのうえで姚啓聖はまずは招撫を図るべきだと施琅に伝えたが、施琅はあくまで招撫ではなく征討をめざすべきだと主張し、両者の方針が一致しないまま、林良瑞は姚啓聖によって台湾に送還されたという⁽²⁹⁾。

しかしその後、施琅はついに鄭氏に対する軍事作戦を開始する。台湾海商は、澎湖における両軍の緒戦の結果について、次のように伝えている。

びやうには、則ち東寧之惣督劉国賢為大将、兼々致用心、兵船百艘余、人数も二万余差扣罷在候所に、右之通福州勢押寄せ申候を待請、則翌日十六日、巳之刻より未之刻迄、一戦仕、大清方之船大小三十四艘、打取申候…右一戦勝利之儀、同月十八日東寧江飛船にて申来候、秦舎も殊之外悦喜にて御座候、其節手負之兵卒は、八十人余東寧江召乗せ参申候。

劉国軒は、澎湖の陸・海両面に戦陣を敷き、来襲した清軍を迎撃し、清朝の戦艦34隻を撃沈した。その情報は18日に「飛船」によって台湾に伝えられ、鄭克塽も非常に満足しているという⁽³⁰⁾。また両軍の交戦の経過は次のようであるという。

大清方之敵船、五百艘余連船にて罷在候を、劉国賢大船四艘に大石火矢をすぐり……一度に真先に敵船之内に乗込、石火矢を放申候に付、右之通、三十四艘之敵船乗取申

候、敵船にも尤石火矢大分に所持仕候得共、五百艘余之船共、込合罷在候内に而御座候に付、石火矢うち申候得者、類船を打沈申に付、存之儘うち得不申候。

清朝の船団が結集して戦陣を敷き、それに対して劉国軒は精選した強力な大砲を装備した4隻の大型戦艦を敵陣に突入させ、上述の34隻の敵船を撃沈した。清朝の戦艦も火器を多量に所有していたが、船同士が密集していたため、大砲を放つと、味方の船をも沈める可能性があり、鄭軍の攻撃を一方的に受けざるを得なかったとされている。

小船にやき草を拵申候船、夥敷事に御座候、東寧方之兵船江、やき寄せ可申覚悟に御座候に付、東寧方も此儀に氣遣仕候へ共、東寧之運能御座候歟、折能引潮之節にて、中々やき寄せ可申様無之内に、右四艘之石火矢船懸け入、向所之敵船打破り、又は火矢に而やき草船に而射懸け申候に付、敵方我と我船をやき申候。

一方、清軍は可燃物の「やき草」を積んだ小船を大量に用意し、鄭氏の船団に火攻を行う計画であった。しかし双方が接戦した際、潮が引きはじめ、清朝の小船が鄭軍に接近できず、上述の4艘の鄭氏船が清軍の船団側に止まっていた「やき草船」に引火し、清朝の船が却って延焼してしまったのだという。

また台湾海商は、緒戦に敗退を喫した清軍の対応について、次のように述べている。

右一戦之勝劣により、大清方殊之外ひるみ申候而、勢を失申候、然所に同月廿日又東寧江飛船罷渡申候には、其後合戦も無之候、小船之分は皆々福州江引取申候、大船はびやう前に懸り罷在由御座候、私儀は翌日廿一日出船仕候に付、跡之儀は存不申候。

これによれば、澎湖における緒戦で大敗した清軍は恐れをなしており、20日に澎湖から台福建に撤収し、大型船だけが澎湖の沿海に停泊しているという。ただし「四番東寧船」は21日に台湾を出航したため、それ以降の事情については不明であるとしている。

この16日の緒戦については、姚啓聖や施琅の題奏では、「勝負なし（未分勝負）」⁽³¹⁾や「日が暮れたため、撤収して西嶼頭の洋中に停泊した（因天色将晚、収出西嶼頭洋中抛泊）」⁽³²⁾などとあるだけで、『聖祖実録』では16日も清軍が大勝を収めたように記されている⁽³³⁾。近年では林田芳雄も、こうした清朝側の史料により、「16日の戦闘は、まだ勝敗を決定するに至ら」なかったと述べている。一方で野史類には、『閩海紀要』のように、「施琅が敗退して遁れた（琅兵退遁）」と記すものもある⁽³⁴⁾。このように各種の漢文史料では、澎湖の緒戦に関する記事は一致せず、実際の戦況を判断することは難しい⁽³⁵⁾。

一方、上述の風説書では、緒戦における鄭軍の勝利を伝えている。ただし風説書でも、500隻の清朝艦船の内、撃沈したのは34隻にとどまっており、必ずしも大勝とまではいえ

ないようだ。しかし台湾には、「飛船」によって鄭軍大勝の情報が伝えられていたようである。清軍襲来に怯えていた台湾の人心を安定させるため、鄭氏政権が緒戦後の清軍の一時的な撤退を、捷報として意識的に宣揚したのかもしれない⁽³⁶⁾。

(2) 清軍の澎湖攻略をめぐる情報

天和3年6月8日の「八番東寧船」風説書によれば、この台湾船は、「暹羅より四月十八日出船仕、少々米を積候而、五月廿一日に東寧江着船仕、米などおろし、少々砂糖に積替、閏五月廿八日に東寧より致出船、今日入津仕申候」とあるように、シャムから台湾に一旦帰航して、そこで米を卸して砂糖を積み、ふたたび出航して長崎に向かっている。この台湾船の海商は、澎湖における清朝と鄭氏の再戦について、次のように伝えている⁽³⁷⁾。

其後姚啓勝並に施琅、跡備に令発向、重而同月廿二日に合戦有之候、其日は辰之刻より申之刻迄、大形一日手いたく戦申候所に、双方之軍兵夥敷互被打、又は副将共にも打死仕候者共、多御座候由に御座候得共、誰とは存不申、惣大将共は双方共に別条無之、乍去海手之大将施琅、少々鉄砲之すり手に逢、面に少し疵を負申候とも申候、又一説には、鉄砲に当り死申たるとも申候、実否知れ不申候。

姚啓聖・施琅は、後備軍を澎湖戦場に投入し、同22日に再び戦端を開いた。一日の激戦を経て、双方は共に大きな損失を蒙ったが、それぞれの大将は無事であった。ただし、施琅は鉄砲の弾が擦り、顔に軽い傷が付いたと聞く。又一説では、鉄砲に撃たれて死去してしまったとされているが、真否不明であるという。実際に、施琅の右眼が銃弾に当てられ怪我をしたのは、16日の緒戦の時であった⁽³⁸⁾。別に重傷ではなかったにもかかわらず、台湾では、施琅がすでに絶命したとの風聞も立っていたようである。

この戦いでは鄭軍が惨敗した。「八番東寧船」に乗った海商は、出航の前に、以下のよう
な光景をも目撃していた。

福州勢より大分やき船を拵、風並能やきかけ申候に付、東寧方之兵船多被焼、殊に東寧方小勢之内、先私共於東寧に見申候分、被焼被打相果申候者、六百余も東寧江屍骸積送り申候、右之通に付、東寧方敗北に罷成、惣大将劉国賢も同廿四日に先々東寧江引取申候、相残る軍船共も、皆々同前に引申候、乍去人民共は無構数千人罷在候由に御座候、福州勢も、びやう江はあがり不申、惣軍在船仕罷在候。

清朝がまた「焼き船」を運用し、今回は逆風を受けていた鄭軍は好運に恵まれず、大量の船が焼失し、海商らも600余りの戦死者の屍骸が台湾に運ばれたことを目にしていた。こ

うして鄭軍は大敗を喫し、劉国軒も残った戦艦を連れて台湾に撤退している。しかし、澎湖にはまだ数千人の人民が置き去りにされ、清軍は未だに上陸せずに船中に残っていたという。施琅の題奏には、「また我が軍は風に乗じて「火船」を以て敵の鳥船一隻、赶繪船二隻を焼き払った（又被我師火船乗風焼毀鳥船一隻、赶繪船二隻）」とあり⁽³⁹⁾、清軍がたしかに「火船」を利用していたことが判るが、その戦果は風説書が伝えるほど大きなものではない。

こうして劉国軒は澎湖を放棄し、台湾に撤退した。ただし台湾海商は、今後の占領については、なお楽観的な展望を示している。

[びやうは] 東寧之ため要害之嶋に而御座候……東寧ためには、手を被折たるごとくに而御座候、併此嶋儀は、大清方より永く敷居申事も難成所に而御座候間、往々は又東寧之軍威により、取かへし申事も容易儀に御座候……縦福州勢何程勝利を得申候とて、東寧江は寄がたく御座候、東寧被打取申儀は、若運命之究りに御座候ば、其段は各別に御座候、無左候ば、中々心安は取られ申間敷候、若又御方より内変も御座候ば、取られ可申儀も可有御座候、兎角天運次第に可有御座候。

澎湖はたしかに台湾の門戸であり、その陥落による打撃は大きい。しかし清朝は澎湖を一時的に攻略しても、長期的な占領は難しく、鄭氏がそれを奪還することは容易である。また清朝がいかに大勝を収めても台湾本島には近づけず、台湾で内乱などが生じない限り、清軍は攻略できないだろうというのである。しかし一方で、澎湖での敗戦によって、「兵船など乏く御座候ば、先商船を相やめ、兵船に可仕儀も可御座候、依夫商船之内にも積込罷在候砂糖など、また陸へ上げ申候船も御座候」とあるように、鄭氏は戦艦の喪失を補うため、商船を徴用しており、そのためにすでに船積みした砂糖を、ふたたび荷揚げした商船もあったといわれる⁽⁴⁰⁾。

なお天和3年6月15日、鄭氏勢力吏官の洪磊が派遣した「九番東寧船」の風説書も、澎湖海戦と劉国軒の敗北の経過を伝えている。またこの風説書では、劉国軒が澎湖への反攻を準備する一方、鄭克塽が清朝に対し、「和睦」を求める使者を派遣したことも記している。ここでは「和睦」という表現が使われているが、施琅や姚啓聖の題奏によれば、実際に協理礼官鄭平英一行が持参したのは、清朝への降伏を求める「降表」であったという⁽⁴¹⁾、

さらに「九番東寧船」の風説書では、澎湖喪失後の台湾における民心の動揺についても、次のように伝えている。

存之外諸將之変心も無御座、秦舎も成程静に在城仕居被申候、兼而は若内乱之者も可

有御座候哉と、万民心遣に存申候得ども、中々左様之儀に而無御座候、軍士もひるみ
申志も無之、上下共にはげみ罷在候、殊に内々暹羅江米なども大分買調に遣し申候、
先私ども出船仕候迄は、大船四五艘も米積参申候により、兵糧も乏き事無御座候、殊
に追付東寧も收納之節に罷成申候得ば、兵卒も弥心づよく存罷在事に御座候。

澎湖の喪失後も、台湾では内乱は生じておらず、軍兵も防備体制を固めている。そのうえ
シャムからも兵糧が大量に輸入されており、また台湾ではまもなく収穫期を迎えるので、
兵糧が充足して士気も高まっているというのである。しかし、『閩海紀要』や『海上見聞録』
などの野史類や、イギリス東インド会社の台湾駐在員の報告によれば、当時の台湾は3年
連続の大旱災に見舞われ、深刻な米不足に直面していたとされている⁽⁴²⁾。この風説書では
鄭氏勢力配下の海商が、意図的に台湾の窮状を糊塗した供述を行っていたことがわかる。

つづく天和3年6月21日の「十番東寧船」風説書も⁽⁴³⁾、「九番東寧船之唐人共申上候
通、相違無御座候」と、先行する「九番船」の海商の供述を肯定しているが、一方で澎湖
陥落後の情勢については、次のような情報を追加している。

乍去、九番船之儀者、当二日に出船仕申候……大清方之兵船どもも、皆々海上に浮罷
在、陸江は上り不申候所に、私共船当五日に東寧出船仕候節は、右びやう鎮守之諸將
軍兵共に段々東寧江引取申候、依夫大清方之兵船、皆々びやう之湊江乗り入、諸將共
も陸江上り陣取仕罷在候、人民も三千余も可有御座候……髪を剃り、大清方に属し申
候、大清方も人民害し申事は少も無御座候。

「九番船」が出航した6月2日には、清軍はまだ澎湖に上陸せず、洋中に遊弋していたが、
「十番船」が出発した5日には、澎湖の守将が台湾に撤収をはじめ、清軍が上陸した。澎湖
住民も剃髪して清朝に帰順し、清軍は人民に危害を加えなかったという。

一方で「十番船」風説書でも、今後の戦況についてはやはり希望的な観測を伝えている。

冬に罷成申候而は、西北風に罷成申候間、中々数百之兵船可懸け置所も無之、漸数十
艘ならでは、心易不被懸け置所に而有之候間、何れ之道にも、此方江取かへし申候事、
容易事に候間、所詮船多艘之節、何角力を盡し候はんよりは、以時分心易取かへし可
申と存申候故、右之通、諸將兵船共先々東寧江引取申候、惣大将劉国賢儀、少も弱き
心も見え不申、無懈怠軍兵を用意仕儀に心を盡し罷在候、依夫諸將軍兵共に、勢に准
じ励罷在候。

今清軍は澎湖を占拠しているが、冬になると、北西風が強まり、大量の戦艦が停泊するこ
とはできず、福建に撤収せざるをえない。清朝戦艦が数十隻までに減れば、鄭氏は容易に

澎湖を収復できる。台湾に戻った劉国軒も、将兵を鼓舞し反攻を準備しているという。

その一方、「十番船」風説書では、澎湖喪失後の台湾における民心の動揺と社会の混乱についても、かなり率直に伝えている。

併東寧人民は少々騒動之様子に而、銘々分に随ひ立のき可申覚悟なども相見申候、尤秦舎より制札を出し制し被申候得共、人民下劣之心に御座候得ば、静まり申事無御座、よほど制しかね申候、然共別に変乱など可有之様には相見不申候。

澎湖の敗戦を知って、台湾では民心の動揺が広がり、多くの人々が台湾から脱出しようとしている。鄭克塽は告示を出して事態を收拾しようとしているが、混乱は中々静まらない。内乱こそ生じていないものの、台湾社会はパニックに陥りつつあったことがわかる。

三 鄭氏の降伏と清朝の台湾接收

(1) 寧靖王の死と台湾社会の混乱

寧靖王（朱術桂、1617－1683）は明太祖朱元璋の第15子遼王朱植の後裔で、元々は荊州に封じられていた。南明朝廷が樹立されると、寧靖王はそれに加わり、後には南明の永曆帝に鄭成功の「監軍」に任命されていた。鄭成功が死去した後、寧靖王は鄭経に台湾に迎えられ、そこで余生を送り、施琅が澎湖を攻落したことを知り、5名の妃と共に自殺して明朝に殉じた。漢文文献では、寧靖王の殉国行為が大々的に宣揚されているが⁽⁴⁴⁾、一方で天和3年6月24日付け「十二番東寧船」風説書でも⁽⁴⁵⁾、寧靖王の死について非常に詳細な報告をしている。では、なぜ「九番船」・「十番船」海商が寧靖王の死について言及しなかったのだろうか。これについては、「十二番船」の海商は以下のように述べている。

大明代之末孫之に、寧靖王と申親王、久敷東寧へ被成御座候、閏五月に於東寧御忠死被成候、此次第之儀は、九番十番之船共私船より跡に致出船候得共、二艘之船は懸け置所東寧本城に隔り、船頭其外水手迄も懸け置申候船之所に罷在候而、東寧城下之儀は存申間敷候、殊に城下之様子は善惡によらず、脇へ取り沙汰仕候事、堅く制止御座候に付、弥二艘之船は不存事可有之候、私共船は城下近所に船を懸け置、殊に城中に王員官と申者、今度同船に罷渡り申候、此者則寧靖王御居住之隣近に罷在、委く様子見届申候、其外びように罷在候惣大将劉国賢、東寧へ引取申候節之様子、並に秦舎覚悟之段も私共存申候趣は申上候、此段も右二艘之船共は存申間敷候。

この海商の説明によれば、「九番船」・「十番船」は、その係留場所が台湾の本城とは離れて

おり、且つ城内の情報漏泄を防ぐべく、鄭氏も厳しく管制を敷いていたため、城内の事情を彼らが知り得たはずがない。それに対して「十二番船」は、城下付近に停泊し、さらに寧靖王府の近所に住んでいた王員官も本船に同乗しているので、寧靖王の死の経緯を良く知悉している。また、劉国軒が澎湖から撤退した状況や、克塽の覚悟についても、先の二船の海商より詳しく知っているというのである。

「十二番船」風説書では、寧靖王の人物像についても記している。それによれば、寧靖王は「御齡七旬に被及候、御相好も尋常^{そうごう}に被為替、御長も人に御すぐれ、殊に御肥満に而」と、歳が70近く、顔つきも普通の人とは異なり、身長も高く、かつ豊満な身体を持ち主であると描写している。彼は、劉国軒の敗退を聞くと、「東寧も亡国之時節に成候」と、台湾もまもなく陥落すると認識し、自殺する前に、まず「本御妃正偏御兩人、御姫御兩人、宮女兩人、べ六人」の身内を目の前に縊死させ、彼女らの葬儀を済ませた。そして6月27日になると、寧靖王自らも終に自殺してしまったのである。これについては、「十二番船」の海商が以下のように述べている。

翌日廿七日には寧靖王御沐浴、不尋常龍衣御冠新に御召、御殿之近所関帝廟と申神社御座候……寧靖王も忠義之異跡と被思召候歟、此廟に御出御被成、神異に御向ひ、辞世之御趣など被為相述、社殿之果より緞子之縄を御さげ、椅子を御ふまへに被成、縄に御さがり、椅子を御両足に而御踏のけ被成候所に、御忠義神異に感じ申印にて御座候歟、不思議にどんす之縄きれ申候而、御身下へ御仆れ被成候、然共御運相究被申候歟、其儘にて御薨御被成候。

寧靖王は沐浴して礼服の「蟒袍」をまとい、王府の近所の関帝廟に入り、辞世の言葉を残して殿内で首を吊った。ところが、踏み台の椅子を足で倒そうとしたところ、恐らく肥満のため、ロープも体重に耐えられずに切れてしまい、最後は地面に落下して死を遂げていたのである。漢文史料では全く見られない臨場感のある叙述となっている。寧靖王が死後、「尊卑並人民共、前以右之様子承申候に付、其跡に神社之内透間も無之、相詰拜し罷在候に、段々御神妙之事共奉見候而、感涙を不流者無御座候」とあるように、人々は関帝廟に駆け付け、その霊前に拝礼を行い、すべての人が感涙を禁じ得なかったという。

さらに、「十二番船」風説書でも、台湾における民心の動揺を率直に伝えている。

惣大将劉国賢、東寧へ引取、軍船共湊入仕候を、東寧に而は、扱は大清方より攻来と、万民周章騒申に付、劉国賢驚、則刻陸へ上げ下知之幣を振、武将方より移し物はこび物など有之候を、一所に積立焼捨、何れも此掟之通に而候、大清勢之氣遣仕間敷とて、

致下知候に付、万民はこび移之騒も相やみ、殊に惣大将無恙とて、皆々致安堵。

劉国軒が澎湖の海戦に大敗して帰還すると、台湾では、清軍上陸の風聞が飛び交い、人民は恐慌に陥って、家財とともに逃亡しようとする者もいた。劉国軒は武将に命じて、それらの家財を一か所に集めて焼却し、ようやく人民の騒擾を収めたという。しかしこうした混乱の過程で、犠牲となる者も多かった。

右騒之内にも、或は夫出軍仕候者之妻共、又は人民之内に而歴々たる者之妻、並女子共にも大清勢湊入仕候由承候而、最早是迄と首くくり相果申候女人共、数多御座候と承申候、諸將軍士之分は、さほど勇を失ひ申事は無御座候、只人民は無十方さわざ申事に而御座候。依夫今度罷渡り申候東寧船には、若年之子共、又は常に渡海仕不申候歴々之商人共も罷渡申候。

清朝上陸のうわさが伝わると、兵士の妻や、有力な人民の妻や娘のなかには、前途に絶望し、みずから縊死する者も多かった。軍の士気は何とか保たれているが、民衆は周章狼狽しておし、実際にこの「十二番船」にも、台湾を脱出しようと、子供や航海経験の乏しい有力商人が同乗しているというのである。

また「十二番船」風説書では、この間の鄭克塽の動静について、次のように伝えている。

秦舎並に諸將共、大将劉国賢を始め、今度之一戦生死を相究め罷在候、何れ之道にも降参など之志しは、一人も無御座候、和睦可成事に候を幸と存罷在候、和睦相済不申候得ば、死戦に決し罷在候。……一族之者共城外に罷在候分、一人も城外へ不召置、男女共に城中に籠らせ置申候、若運命難遁候ば、於一城灰燼に罷成可申覚悟に相見へ申候。

鄭氏勢力指導部は、なお降伏を肯んぜず、講和談判が破綻すれば、あくまで防戦する覚悟であり、そのために城外にいる族人をすべて城内に召還し、籠城して徹底的に抗戦するつもりだというのである。

(2) 鄭氏の降伏交渉をめぐる諸情報

上述のように、澎湖の陥落によって、台湾社会は恐慌状態に陥っていた。天和3年6月28日の「十三番東寧船」風説書でも⁽⁴⁶⁾、「尤諸軍勢不為臆様子には相聞申候得共、大抵は東寧之儀もあやうく罷成、人民之心致散乱」と、軍律はなんとか保たれているものの、民心の動揺は著しいと述べている。この「十三番船」にも、さきの「十二番船」と同じく、「私共如き之者迄も、渡海に不馴子共をも、先々御当地へ連渡申候躰に御座候」と、航海の

経験もない子供まで、台湾を逃れるために同乗していた。

ついで天和3年7月朔日の「十四番東寧船」風説書は⁽⁴⁷⁾、台湾での戦備状況について、次のように述べている。

今程東寧軍兵も勢少なく被成、漸一万余も可有御座候、船大小百艘には過中間敷候、
依夫出軍之沙汰は相やみ申候、兵船之分は湊ごとに懸け置、大分石火矢を乗せ罷在候、
扱海辺之分、どてをつき廻し、石火矢を要害に置、稠敷用心仕罷在候、若大清之兵船
仕懸参申候ば、可及死戦に之様子に御座候。

鄭軍の数は減少し、現在は兵士1万余、戦艦大小百隻を有するにすぎない。そのため、澎湖への反攻は断念し、台湾本土の防衛に専念している。各港には多数の火器を備えた戦艦を配備し、沿海部には土塁を築き、かつ緊要地点に火砲を設置して、清軍の攻撃に備えている。清朝の戦艦が接岸すれば、決戦を挑むつもりだという。

さらに天和3年7月11日の、「十八番東寧船」風説書では⁽⁴⁸⁾、清朝と鄭氏の講和交渉の進展について、次のように記している。

惣而大清方よりは、降参と号する事無之候而は、和睦に成がたく可有之様子に御座候、
又東寧方よりは降参仕間敷候、和睦と号する事に候はば、いか様共可仕覚悟に御座候、
然共畢竟は降参之となへは可難遁候、縦降参に而も、髪を剃不申、北京江朝参之儀も
無之、貢納迄之儀に候はば、相済可申哉とも、諸人之取り沙汰に而御座候。

清朝は鄭氏勢力の降伏を要求したが、鄭氏側は和睦の名分に拘っていた。台湾の人々は、いずれにせよ降伏は避けられないが、あるいは降伏後も剃髪や北京への朝参は免れ、ただ貢納を行うだけで済むのではないかという、希望的観測もなされていたという。なお施琅の題奏では、鄭氏側が提示した降伏条件について、「馮錫範と鄭克塽は、台湾で居住し、祖先の祭祀をつづけ、自らの資産を保持することを求めている（惟馮錫範与鄭克塽欲求原居台湾、承祀祖先、照管物業）」とある⁽⁴⁹⁾。剃髪に関する言及はないが、鄭氏が台湾に残留するか否かが、降伏交渉の主要問題だったことはまちがいない。

その後、天和3年7月26日の「二十一番東寧船」風説書では⁽⁵⁰⁾、清朝の提示した降伏条件と、それを受けた鄭克塽の決断が伝えられている。

其之趣は弥秦舎を初め、人民に至迄髪を剃り、秦舎も大清之地内江越被申候様にと申来由に御座候、然るに秦舎並に護衛之諸官之評議は、とかく於及窮戦には人民之害に可罷成候、一国之人民之救に可成事は、先時に随ひ髪を剃、和順致し可然候、尤大清之内地江入候事は成間敷候、此段さへ大清より許容致し候はば、髪を剃候事は苦かる

まじき儀に究りて申様子に御座候。

清朝は、あくまで剃髪と鄭氏の内地移住という条件を譲歩せず、鄭克塽は諸官との評議の上、人民を救うために徹底抗戦を断念し、台湾での居住が認められれば、剃髪は受け入れるという妥協案を提示したという。

一方で、劉国軒などの武将のなかには、なお降伏を潔しとしない者もいた。

未だ合点仕不申候は、惣大将劉国軒、侍衛之官馮氏、此兩人に而御座候、其趣は東寧之来歴、鄭芝龍より已来四代、明朝忠義之外臣にて有之候所に、今度に至り髪を剃申事、不及是非に儀に候間、とかく互に生死之一戦に相究可然と申候得共、最早秦舍其外人民迄も、和順を勝手に存申上は、此評定に究可申候。

劉国軒と馮錫範の二人は、鄭芝龍以来すでに4代にわたり、明朝忠臣の名分を堅持してきた以上、あくまで清朝に決戦を挑むべきだと主張した。しかし鄭克塽から台湾の人民に至るまで、すでに大勢は降伏に向かいつつあったようである。

ところが「二十一番船」風説書によれば、その後も劉国軒と馮錫範は戦備を固め、清朝の侵攻に備えていたとされている。

然共、右劉国軒、馮氏、兩人は当分其評儀に無構、軍兵を調練致し、海辺船寄せ之分には高堤をつき、一戦の覚悟は油断無御座候、大方は東寧より望之通、縦秦舍内地江は入不申候共、髪を剃、和順被致候はば其望可相達様子に罷成申候。

劉国軒と馮錫範は、依然として軍隊の訓練を継続し、また沿海部の防備も固め、決戦の準備をしているというのである。

しかし実際には、7月15日に、鄭氏側は兵官馮錫珪、工官陳夢煒、そして劉国軒の実弟劉国昌、馮錫範の実弟馮錫韓を澎湖に派遣して、施琅に剃髪と内地移住の全条件を受諾することを伝えていた⁽⁵¹⁾。「二十一番船」風説書でも、「執権に惣制之官、陳氏之弟、参将之官、陳夢煒と申者一人。劉国賢弟に工部之官劉国昌と申者一人、侍衛馮氏之弟に戸部之官馮錫翰と申者一人、此三人を人質に、びやう江遣し」と、官名や姓名の誤記はあるものの、澎湖に赴いた鄭氏の使節のことをかなり正確に伝えている。この時点で、鄭氏が剃髪と内地移住を受諾することは決定されていたわけである。

そして天和3年8月11日には、「二十五番東寧船」から風説書が聴取された⁽⁵²⁾。この船は、馮錫範の配下に属し、「私船之儀、最早末之船に而御座候、私船之跡には可参船無御座候」とあるように、この年の最後の台湾船であるとともに、鄭氏勢力が日本へ派遣した最後の船となった。ただしこの船が台湾を出航した時点では、鄭氏が清朝の提示した全条件

を受諾して降伏するという情勢は伝わっておらず、「北京より之勅命次第に罷成可申候」と、まだ北京からの決定が伝わっていないと述べている。その一方、この風説後では、鄭氏降伏後の方針として、次のような独自の情報を伝えている。

この風説書が説くところによれば、鄭克塽は「内地へ入申候ば、最早生捕同然に罷成、行末難保儀御座候」と、大陸に移住すれば、身の安全も期しがたいと考え、かつて鄭氏配下にあった楊彦迪の集団がカンボジアに入植していたので⁽⁵³⁾、「柬埔寨江志し、東寧を立てのき可申儀も可有之候」と、台湾を退去して、カンボジアに拠点を移すことも考えていたというのである。しかしこの構想も、「此比に罷成、東寧も上下万民共に気も憶し、勢も失ひ申候、兵船共も大小百艘には過不申候、軍士も数千之着到に而御座候得者、大敵を受け可勝事に而無御座候」と、台湾の官民ともに氣勢を失い、船舶も将兵も不足している中で実行は困難であろうと、沙汰止みになったとされている。鄭氏勢力のカンボジアへの移住計画については、漢文史料には該当する記事がないようであるが⁽⁵⁴⁾、鄭氏政権の再末期にこのような風聞が流れていたことは、鄭氏台湾の東南アジアとの密接な関係を反映している。

おわりに

本稿では、鄭経が廈門より台湾に撤退してから、その子の克塽が清朝に降伏するまでの、鄭氏勢力と清朝との攻防・交渉のプロセスを、唐船風説書によって検討してきた。鄭経が病死した直後、彼が指名した後継者の克塽が殺害され、12歳の克塽が鄭氏勢力を相続した。鄭氏勢力の後継者争いが漸く終熄に向き、台湾では一時平穏が戻ったように見えたが、清朝では、鄭氏勢力を征伐する議論が高まり、福建総督姚啓聖によって、定海からの台湾侵攻計画や、間諜工作、オランダ人への協力要請などが進められていた。施琅の福建水師提督着任は、さらに清朝・鄭氏の間緊張状態を高め、劉国軒は澎湖における防衛体制を固めていた。華人海商はこのような情勢をおおむね正確に把握し、長崎に伝えている。

姚啓聖による招撫工作が進展しない内に、施琅が率いる清朝の艦隊は澎湖に進撃し、劉国軒軍と海上で激突した。戦闘は清軍の大勝に終わったが、台湾では、緒戦の捷報が誇張され、清軍の劣勢が喧伝されていたようである。澎湖陥落後も、台湾海商はなお澎湖への反攻も可能であり、劉国軒軍の士気も高いと説いている。

一方で、清朝による澎湖攻略は、台湾民衆に大きな衝撃を与えていた。台湾の民心は恐

慌状態を呈し、南明の寧靖王も自殺するにいたる。華人海商の供述では、寧靖王の死の経緯が、臨場感溢れる描写で伝えられている。

台湾社会の混乱が深刻化する中で、鄭氏勢力の指導部は清朝への全面降伏を決定した。鄭氏台湾による最後の派遣船の風説書では、その交渉の内情を知らずに、台湾での防戦態勢や、鄭氏のカンボジア移住計画を伝えている。彼らの供述からは、漢文史料では見られない、鄭氏勢力の降伏直前の台湾で、錯綜した情報が飛び交っていたことを伺わせる。

鄭氏が降伏し、清朝が台湾を接収した後の情勢を初めて長崎に伝えたのは、翌貞享元（康熙 23・1684）年 7 月 17 日に聴取された、「一番広南船」の風説書である⁽⁵⁵⁾。それによれば、海外各地に散開した、鄭氏勢力配下の商船を福州に召還するため、3 人の使者が広南に派遣されていた。この 3 人の清朝使者によって、鄭克塽とその一族が内地に移され、劉国軒も清朝に任官したという情報が広南に伝わり、それがさらに、広南の華人海商によって日本に伝えられたのである。東アジア海域で約半世紀にわたって覇を唱えた鄭氏勢力の終焉により、唐船風説書の目的も、海外情報の収集から、華人海商の交易や航海の把握へと、重心を移していくのである。

〔注〕

(1) 日本においては、江戸後期の川口長孺をはじめ、鄭氏台湾についての体系的な専著が多数あり、近年の代表的な研究成果として、林田芳雄『鄭氏台湾史—鄭成功三代の興亡実紀』（汲古書院、2003 年）が挙げられる。また、中国語圏の学界においても、鄭氏台湾の降伏について多数の論考が発表されているが、特に張茨『鄭経鄭克塽紀事』（台湾研究叢刊第 86 種、台湾銀行、1966 年）、黄玉齋『明延平王三世』（海峡学術出版社、2004 年）、施偉青『施琅評伝』（廈門大学出版社、1987 年）などでは詳しく検討されている。なお、鄭成功を代表とする鄭氏勢力に関する包括的な研究史整理は、『鄭成功生誕 370 年記念鄭成功と同時代史研究』（長崎鄭成功と同時代史研究会編、1994 年）、『台湾史研究入門』（林玉茹・李毓中編、森田明監訳、汲古書院、2004 年、42—55 頁）、「中日鄭成功研究資料索引」（方友義編『鄭成功研究』廈門大学出版社、1994、723—868 頁）を参照。

(2) 楊彦傑「従外国資料看施琅統一台湾」（『清史研究』1997 年 4 期）、李中勇「康熙統一台湾期間清廷同荷蘭的軍事接触」（『歴史檔案』2005 年 3 期）、鄭維中（郭陽訳）「清朝の台湾征服とオランダ東インド会社」（中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東ア

ジア海域』思文閣出版、2013 年)。また、鄭氏勢力とイギリスとの関係について、『一七世紀台湾英国貿易史料』(台湾銀行經濟研究室編、1959 年)を参照。

(3) 以下の内容は、主に江日昇『台湾外記』巻 9 (台湾文献叢刊第 60 種、台湾銀行經濟研究室編印、1960 年) 380—383 頁、夏琳『閩海紀要』巻之下 (台湾文献叢刊第 11 種、台湾銀行經濟研究室編、1958 年) 67 頁、前掲注 1、張莢著書 140—141 頁、などに基づいた。

(4) 『華夷変態』巻 7 (東洋文庫榎一雄編、東方書店、1981 年)、320 頁。

(5) 『台湾外記』巻 8、383 頁、『閩海紀要』巻之下、67 頁。

(6) 『華夷変態』巻 7、328 頁。

(7) 阮旻錫『海上見聞録』巻 2 (台湾文献叢刊 24 種、台湾銀行經濟研究室編印、1958 年) 59 頁、「陳繩武閑住、国事錫範主之、兵事国軒主之」。

(8) 「施琅題為鄭克塽專差齋書求撫事本 康熙 22 年閏 6 月 11 日」(『康熙統一台湾档案史料選輯』福建人民出版社、1983 年) 284 頁、「查鄭克塽年尚幼稚、未諳大体、操縱指揮、權皆出於劉国軒、馮錫範二人」。『閩海紀要』巻之下、67 頁、「事無大小、皆決於馮錫範矣」。

『台湾外記』巻 9、383 頁、「大小事皆決於錫範、国軒二人」。

(9) 『華夷変態』巻 7、331 頁。

(10) 『康熙起居注』(中華書局、1984 年、1205 頁) 康熙 23 年 7 月 22 日条、「上曰：万正色前督水師時奏台湾断不可進取、朕見其不能濟事、故將施替換」。

(11) 『華夷変態』巻 8、337—338 頁。

(12) 『華夷変態』巻 8、340—342 頁。

(13) 「姚啓聖題為進攻淡水夾擊台湾事本 康熙 20 年 10 月 16 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 233—234 頁。

(14) 『台湾外記』巻 9、395 頁、「[康熙 20 年] 十二月、劉国軒偵知[寧海將軍] 喇哈達、[侍郎] 吳芳春、姚啓聖、吳興祚会師於定海。琅以北風大硬、各回福省」。

(15) 「姚啓聖題為遵旨瀝陳平海機宜事本」、「姚啓聖題為設間用謀以濟剿撫事本」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 246 頁、259 頁、『台湾外記』巻 9、387—390 頁、前掲注 1、張莢著書 146 頁、林田著書 268 頁、などを参照。

(16) 前掲注 2、李論文、81—82 頁。

(17) 『台湾外記』巻 9、390 頁。

(18) 『華夷変態』巻 8、355—356 頁。

(19) 「施琅題為請嚴旨決計進攻台湾事本 康熙 21 年 7 月 13 日」(前掲『康熙統一台湾

档案史料選輯』) 248 頁、「因探聞我兵船自銅山撤回歸汛、故調賊二千余名回台湾耕種、以作糧食、今只留賊四千名在澎湖配船防守」。

(20) 「姚啓聖題為遵旨瀝陳平海機宜事本 康熙 21 年 5 月 21 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 245 頁。

(21) 『台湾外記』卷 9、393 頁。

(22) 『華夷変態』卷 8、356 頁。

(23) 姚啓聖が 10 月の北風を利用して澎湖に進撃する案を力説したのに対し、施琅は 5 月の南風期が尤も有利だと主張して、両者の対立が生じていた。前掲注 1、林田著書、277 頁。

(24) 『華夷変態』卷 8、358 頁。

(25) 日本では、天和 3 年 5 月の後に閏 5 月が挿入され、それに対して清朝では、6 月の後に閏 6 月が加えられていた。つまり、日本の閏 5 月が清朝の 6 月と対応して、6 月が清朝の閏 6 月となる。

(26) 『華夷変態』卷 8、363—365 頁。

(27) 前掲注 1、林田著書、271—273 頁を参照。

(28) 使者として姚啓聖に台湾へ派遣されたのは、劉国軒の旧知で、元福州城守副将王朝用である。「姚啓聖題為劉国軒差員到閩希議輸誠事本 康熙 21 年 9 月 18 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 252 頁。

(29) 『台湾外記』卷 9、404—405 頁。

(30) 『閩海紀略』(台湾文献叢刊第 23 種、台湾銀行經濟研究室編印、1958 年) 65 頁、永曆 37 (1683) 年 6 月 19 日条「載歸戰傷兵二百余」。

(31) 「姚啓聖為題飛報朱天貴陣亡澎湖克復事本 康熙 22 年 6 月 23 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 264 頁。

(32) 「施琅題為飛報克取澎湖大勝事本 康熙 22 年 6 月 26 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 266 頁。

(33) 『清聖祖実録』卷 110、康熙 22 年閏 6 月己巳条。

(34) 『閩海紀要』卷之下、76 頁。

(35) 例えば、前掲注 1、施著書、148 頁でも、これについて「有関記載、頗多出入」と評している。

(36) 『閩海紀略』、65 頁、永曆 37 (1683) 年 6 月 18 日条「報澎湖戰捷、民心稍定」。

- (37) 『華夷変態』巻 8、370—371 頁。
- (38) 「施琅題為飛報克取澎湖大捷事本、康熙 22 年 6 月 26 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 266 頁、「臣右眼被銃擊傷、眼睛未壞」。
- (39) 「施琅題為飛報克取澎湖大捷事本、康熙 22 年 6 月 26 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 269 頁。
- (40) 「姚啓聖題為派船阻擾台湾販洋耕種事本 康熙 22 年正月十三日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』、258 頁)「去年賊知臣等奉旨進剿、將洋船改為砲船、安架大砲以拒我師、今聞賊因缺餉、復欲將砲船改回洋船、出外販洋矣」を参照。
- (41) 「施琅題為鄭克塽專差齎書求撫事本 康熙 22 年閏 6 月 11 日」、「姚啓聖題為移送鄭克塽差官事本 康熙 22 年閏 6 月 17 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 282—285 頁。
- (42) 前掲注 2、鄭論文、327—329 頁。
- (43) 『華夷変態』巻 8、376—377 頁。
- (44) 『台湾外記』巻 9、433—434 頁、「明寧靖王伝」(陳文達ほか編『康熙台湾県志・芸文志』台湾文献叢刊第 103 種、台湾銀行經濟研究室編印、1961 年) 240—241 頁、連横「寧靖王列伝」(『台湾通史』巻 29、台湾文献叢刊第 128 種、台湾銀行經濟研究室編印、1962 年) 732—734 頁、など。
- (45) 『華夷変態』巻 8、382—385 頁。
- (46) 『華夷変態』巻 8、386 頁。
- (47) 『華夷変態』巻 8、387 頁。
- (48) 『華夷変態』巻 8、394—395 頁。
- (49) 「施琅題為鄭克塽專差齎書求撫事本 康熙 22 年閏 6 月 11 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 283 頁。
- (50) 『華夷変態』巻 8、401—402 頁。
- (51) 「施琅題為恭報台湾就撫事本 康熙 22 年 7 月 24 日」(前掲『康熙統一台湾档案史料選輯』) 288 頁。
- (52) 『華夷変態』巻 8、407 頁。
- (53) 陳荊和「清初鄭成功殘部之移殖南圻」(『新亞學報』5 巻 1 号、1960 年、『同』8 巻 2 号、1968 年) を参照。
- (54) 『台湾外記』巻 10、424—427 頁によれば、澎湖での失敗を受けて、鄭氏勢力の内部では、一旦呂宋征服の計画も浮上したという。ただし、漢文文献では、カンボジアへの

入植についての言及は全く見られない。

(55) 『華夷変態』 卷 9、415－416 頁。

第七章 貞享令と華人海商 —『華夷変態』を中心に—

はじめに

康熙 22 (1683) 年 8 月 18 日、鄭氏勢力を率いる鄭克塽は、台湾の門戸たる澎湖列島を福建水師提督施琅に奪われ、ついに剃髪して清朝に降伏した。17 世紀 30 年代から、中国東南沿海を支配し、南明の隆武政権にも参加して抗清活動を続け、台湾に拠点を移した後、三藩の乱を機に大陸へと反攻して、清朝を大いに悩ませた鄭氏勢力は、ここに至って抵抗を終えた。翌康熙 23 (1684) 年、大陸だけでなく、海上での支配をも確立した康熙帝は、海外貿易に依存する鄭氏勢力の財源を断つために施行していた海禁令 (順治 13 <1656> 年～) と遷界令 (順治 18 <1661> 年～) を撤廃し、海関を設けて海外貿易の管理に当たさせた。このように、対鄭氏作戦で停滞していた大陸船の海外渡航は、海関の管理下で、再び活気を取り戻したのである。

反清勢力を一掃し、国家秩序の再編に成功した清朝の対外貿易策の転換は、東アジア海域にも大きな影響を及ぼすことになる。日本においては、江戸幕府は中国船 (以下、史料用語に従って唐船と記す) の激増による経済混乱を防ぐため、貞享元 (1684) 年から一連の法令を発して唐船貿易の制限を強化した。

まず江戸初期以来の長崎における唐船貿易制度の変遷を概観しておこう⁽¹⁾。幕府は当初、明朝の海禁を犯して日本に渡航する唐船に対し、自由貿易を認めていた⁽²⁾。ところが、寛永 8 (1631) 年には、これまでポルトガル船のみを対象としていた**糸割符**制度を、唐船積載の白糸 (中国産高級生糸) にも適用する⁽³⁾。さらに、寛永 12 (1635) 年以降、所謂「鎖国」政策の一環として、唐船の寄港地も長崎一港に集約した。その後、長崎唐船貿易を主導していた鄭氏配下の海商が、糸割符の生糸仕入れ価格が年間を通じて固定されていたことを利用し、輸入価格決定期に白糸を少量しか持ち込まず、その価格を釣り上げようとしたため、明暦元 (1655) 年に至り、幕府は糸割符を廃止して、買い手と売り手が相談して価格を決める「**相對貿易**」制に復帰した。また相對貿易期に銀の流出が増大したため、寛文 12 (1672) 年には、長崎奉行が「**値組み**」を通じて輸入品価格決定の主導権を握る**貨物市法**^{いちほう}が導入されている。

しかし貨物市法のもとでも、銀の海外流出はやまず、貞享元 (1684) 年末には、市法が

廃止され、**糸割符再興**が老中より長崎奉行に命じられた。さらに翌貞享2（1685）年8月10日、唐蘭船の年間貿易総高を限定する**定高仕法**が予告なしに強行され、それによる**抜け荷**（密貿易）の対策として、元禄2（1689）年からは入港貿易唐船数が70艘に限り、従来長崎町中に散宿していた華人海商も、**唐人屋敷**に収容されるようになった。この一連の規定に加え、正徳5（1715）年になると、長崎当局発給の「信牌」により華人海商への統制をさらに強める**正徳新例**が發布され、以降、船数や貿易高の設定には増減が見られるものの、正徳新例の基本政策は幕末まで踏襲されることになる。以上のように、時代が下るにしたがって、幕府による長崎唐船貿易の管制は厳格化していったが、華人海商も対日貿易の利益を確保するため、さまざまな対応を講じることになる。

江戸初期の海外貿易制度においては、取引の年間総額を制限することはなく、貞享年間に定められたから定高制が幕末まで継続したことからみて⁽⁴⁾、定高仕法は江戸幕府の唐船貿易政策の重要な画期だったといえる。**定高仕法**を中心に、前年に発令された**糸割符再興令**（従来の白糸のほか、弁柄糸〈黄糸〉・下糸〈屑糸などの下等の糸〉も適用）や、定高仕法と同時に実施される**割付仕法令**（春・夏・秋の貿易シーズンに分けて唐船ごとの貿易高を算定する規定）などをも含めて、貞享年間に公布された一連の法令は後に**貞享令**と総称される⁽⁵⁾。

貞享令については、主にその内容や制定の背景、そして実施の効果などを中心に膨大な研究成果が蓄積されている⁽⁶⁾。但し、従来の研究の主眼は、幕府や長崎奉行の施政に置かれ、定高の数量的根拠（銅の輸出能力によるか、市法期金銀輸出実績によるか）や実施状況（定高が守られたか否か）などが主要な論点とされてきた。一方で、貞享令に直面した華人海商については、定高制の撤廃を求める彼らの嘆願、或いは日本人も巻き込んだ抜け荷に関する問題以外の検討は乏しい。

そのなかでも台湾の朱徳蘭氏は、華人海商の動向に注目し、展海令發布以降から18世紀初頭にかけての唐船運営の実態や、それと中国沿岸貿易拠点の発展との関係などを全体的に叙述する⁽⁷⁾。また、松尾晋一氏も、鄭氏降伏→展海令發布→唐船増→定高仕法導入→抜け荷増→幕府の諸政策→正徳新例発令という、唐船数の増加を清朝や幕府の貿易政策に直結した従来の時系列的な理解に異議を呈し、唐船の日本来航を実態面から検討する必要性について指摘している⁽⁸⁾。ただし、朱氏の研究は、華人海商の資本や取り扱う商品などの検討に重点が置かれており、松尾氏の問題関心も幕府の沿岸警備策にあったため、貞享令下の華人海商についての詳細な考察は、なお課題として残されている。

上述したように、貞享令発布直前まで、中国沿海部においては海禁が敷かれており、民間商人による渡海船の建造も厳しく禁じられていた⁽⁹⁾。海禁解除直後、海船の所持も許されていなかった海商は、如何にして俄に多数の商船で日本に渡航できたのだろうか。そして定高仕法が実施された後も、来航唐船を 70 艘に制限した元禄 2 年まで、後述のように来日する唐船は 4 年間連続で急増していた。定高仕法が、唐船数の増加に歯止めをかけられなかった原因はどこにあるのであろうか。これらの問題を具体的に論じた研究は、管見の限りまだ見当たらない。

また貞享令発布の背景として、明清交替の大変動が漸く収束に向かっていたことがつとに指摘されており、清朝による正徳新例の容認は、清朝・日本間の通商体制の安定化を示すとも指摘されている⁽¹⁰⁾。このような貿易秩序の再編という全体的な状況と関連させて、本章では、一次史料『華夷変態』に基づき⁽¹¹⁾、貞享令発布前後における華人海商の動向を明らかにし、陸上政権（清朝・江戸幕府・広南の王室など）との関係性や、中国の経済状況などをも考慮しつつ、当該時期の華人海商の動向を論じることにはしたい。

一 台湾鄭氏の降伏と唐船の動静

(1) 施琅による鄭氏船の招撫と海外貿易への早期参入

前章で述べたように、順治 18 (1661) 年にオランダ人から台湾を奪取して本拠地とした鄭氏勢力は、康熙 22 年 8 月に、ついに清朝に降伏した。海上での反清勢力の消滅により、清朝朝廷では海禁解除の正否をめぐる議論が起こったが、直ちに海禁が撤廃されたわけではなかった。同年 11 月より、工部尚書杜臻・内閣大学士石柱は康熙帝の命を受けて、広東・福建を視察し、海禁をめぐる施琅など地方の高官とも意見交換を行っていた。二人は翌 23 (1684) 年 4 月に広東において、そして 6 月に、福建で海禁の維持を再確認し、7 月に帰京した後、1～2 年間の海禁継続を求める広東・福建当局の意見を康熙帝に報告したが、海禁維持を地方官の私利によるものとする帝の反駁に遭った⁽¹²⁾。9 月になると、康熙帝は福建・広東での海禁撤廃、海関設置を発令し、さらに 10 月に至って沿海各地の海禁解除を命じた⁽¹³⁾。このように、鄭氏降伏の一年後に、朝廷は海禁解除をようやく決定したのである。

海禁令や遷界令のため、それまで日本に渡航できたのは、①鄭氏配下にあった船、②中国海商の密航船、③反清勢力であった耿精忠や尚可喜の派船、④清朝地方官と結託した海

商の船、⑤東南アジア発の唐船に限られていた。その内、三藩の鎮圧により、③の船は早々に清朝に吸収され、鄭氏の降伏に伴って、船団①の大半も清朝の統制下に入れられた。但し、清朝への帰順に先だって、台湾から海外に疎開し、海外で待機する鄭氏船もあった。天和3（康熙22・1683年）年8月11日、鄭氏が降伏を決める直前に台湾を出発して長崎に来航した「二十五番東寧（台湾）船」に乗る海商は、今後の進路について、以下のよう

私檀那、侍衛之官馮氏の者……今度私江申付候も、とかく東寧江帰帆無用に候……先々御当地より暹羅江罷渡り、於暹羅来年之左右承候様にと申付候。……委細は致隠密不申聞候、只暹羅に而様子承合候様にと斗申含候、其外御当地江罷在候東寧船共江も、銘々檀那方より船を先々江遣申様子など申含候、又は書簡なども参申候。私船則跡便り之船に而御座候⁽¹⁴⁾。

清軍が台湾に上陸する前に、鄭氏の重臣、克塽の岳父でもある侍衛馮錫範が、「二十五番船」を日本に派遣した。海商らは、台湾に帰航せず、長崎からシャムへ渡り、そこで来年新たな情報を待つようにと馮氏より指示され、さらに長崎寄港中の他の台湾船へも、その派遣者からの海外に疎開せよとの命令や書簡を伝えたという。この船は、清朝との講和が結ばれていた時期には既に出発していたと思われるが、鄭氏勢力への清朝の処置が不透明の中、馮氏など台湾の高官や商人らは、恐らく財産の保全を図り、配下の商船を一旦日本やシャムに疎開させたと考えられる。

清朝に帰順した後、鄭氏は海外に待機する商船の存在を朝廷に報告し、それによって、海禁実施中にもかかわらず、それらの商船を召還するために、使節船を海外に派遣することは特例として朝廷に認められていた。翌貞享元（康熙23・1684）年7月17日ごろに長崎に入港した「一番広南船」より、以下のような使節船関係の情報がもたらされている

東寧より船二艘、広南江着越被申候、此船に使官三人乗り参申候、諸方江差遣し申候東寧方之船共を、福州江呼取申、朱印を持参申候⁽¹⁵⁾。

広南（ベトナム中部）では、鄭氏、又は福建当局の命令書を持参して、海外に滞留する鄭氏の商船を福州に召還する任務を持つ3名の使者が到着したというのである。

これらの使者の乗船は、そもそも商売目的に派遣されたわけではないが、しかし鄭氏船の招撫を朝廷から命じられた施琅は、それらの使節船を利用して、海禁令が未だ解除されていない内に、海外貿易に参入しようとした。同じく7月17日に、「五番広東船」で来日した海商は、施琅の動向を以下のように伝えている。

大清方之惣大将施琅……元錦舎之居城、廈門において船二艘拵、東寧秦舎之商船共、方々江打散り罷在候を、招よせ可申との儀に各〔名〕付（〔〕引用者補足、以下同様）、乍次手、御当地へ商船遣可申との儀承申候 ⁽¹⁶⁾。

廈門にいる施琅が、海外に逃散する鄭氏船の招撫を名目に、船2艘を仕立て、機会があれば長崎へも商船を送り出そうとしているとの風聞を、広東の海商も耳にしたという。この広東船からの風説を裏付けるかのように、広東船と同じ日に、施琅自らが派遣した「八番廈門船」の海商らも、施琅の貿易参入企図について、以下のように伝えている。

〔康熙帝〕則右施琅に勅命下り、船一艘仕立、秦舎商船共を廈門江令誘引、銘々可令安堵之旨に而御座候により、施琅幸に被存、商船共江告触之ため、今度無位之使官、林使官と申者を、此船に乗せ渡申候。此間は船二艘仕出し遣申筈に御座候得共、左様候而は、売船之風聞も有之候へば、施琅首尾悪敷御座候に付、先今度之一艘仕出し申候。右之通船々を招寄せ候名付に而、商売荷物積渡し申候。追而は首尾により、商船数多仕出し可申儀も可有御座候 ⁽¹⁷⁾。

康熙帝が、船1艘を派遣して海外の鄭氏船を廈門に召還し、適切に処置するようにと施琅に命じた。まさに「我が意を得たり」とも言うべき帝の指示を受けて、施琅は直ちに、林姓の者を使節として乗船させ、日本に「八番船」を送り出した。「前々より日本渡海之商船、深く相望罷有候」と、かねてより対日貿易に興味を持っていた施琅は、海禁令が未解除の段階において、招撫船との名目で、最初は商船2艘を仕立てたが、貿易目的ではないかとの批判を恐れ、今回は商品を積んだ船1艘だけを派遣し、後に時機を見てさらに多くの商船を差し遣わすというのである。

さらに、7月18日頃に、広南に派遣された施琅の使者も「十二番広南船」に搭乗して長崎に来ている。その風説書では、この使者について、以下のように記している。

施琅と申す官より船一艘、広南江越被申候、則其船に施琅より之使官兩人、一人は賞功庁と申官号に而、名は楊安舎と申候、今一人は蔡榮官と申候、是は無位に而、右之使官之副使に罷成被罷渡候、別之子細に而も無之、秦舎之商船十艘余、方々江打散罷有に付、施琅方江招寄せため、指越被申使官に而御座候。広南江被乗渡候元船は、廈門江致帰帆候に付、今度私船に便乞、秦舎手之者相添、罷渡被申候。御当地にて、秦舎手之船共へ、為告触之御座候、別に替儀は無御座候。

「賞功庁」であつた使官楊安舎、官位のない副使蔡榮官は、施琅により鄭氏船招撫のため広南へと派遣されたが、広南に到着した後、その乗船を廈門へ帰航させ、当地から「十二

番広南船」に便乗して来日し、「八番廈門船」の林使官とともに、長崎に寄港する鄭氏船の招撫に当たるというのである。恐らく施琅は、はじめは日本・広南へとそれぞれ1艘の招撫船を派遣しようと計画していたが、1艘の出海しか朝廷に許可されておらず、さらに商売目的ではないかとの嫌疑を避けるべく、先に船1艘を広南に送り出し、その帰航を待ち、また日本に商船1艘を派遣したのではないかと考えられる。

鄭氏勢力が清朝に帰順した後、康熙帝は、海外に待機する鄭氏商船の招撫を施琅に一任した。帝の指令に従い、施琅は東南アジアや日本に船を派遣し、その地に待機する鄭氏商船を召還した。従来の研究では、中国史料をも援用して、朝廷の鄭氏船招撫の意図やその具体的な過程を叙述しているが⁽¹⁸⁾、本稿で強調したいのは、施琅が、使者派遣という朝廷の指示を逆手にとり、海禁未解除のうちに、いち早く海外貿易に参入しようとした事実である。

(2) 鄭氏降伏直後の大陸船の出航状況

鄭氏降伏後にも、海禁が一年間ほど継続されていたことは上述した通りである。しかし、『華夷変態』の記録によれば、中国大陆からは、海禁実施中にもかかわらず、天和3(1683)年に2艘(台湾・東南アジアから25艘、計27艘)、貞享元年に前節で述べた施琅の使節船を含めて9艘(東南アジアから15艘、計24艘)の唐船が長崎に入港したのである。つまり、海禁を潜って大陸から出海した唐船の存在が確認できる。このことに関連して、鄭氏降伏直後の天和3年9月9日、「二十七番南京船」が長崎に入港し、その出航の経緯について以下のように報告している。

私共船之儀者、洪汝昭と申者船頭仕、大清之内、山東と申国之内、諸城と申所より仕出し申候。……遼東と申所……此所へ商売に罷渡り申候と、所の守護江も申入、船迄出し申候、尤日本江渡海之停止は無御座候得共、日本渡海に事よせ、東寧方又は其外之海賊共江好みを仕候とて、遠海之渡海累年停止仕候、併し守護之手下に知県と申候而、県之官有之候、此官江は日本渡海之段申含、其合点に而御座候。……則諸官之内にも、渡海之船仕出申度存者も御座候、又は富民之内、我もと申者も多御座候、とかく私共帰船次第に来春船仕出しの催し、多可有御座候。

山東省においては、台湾や福建など対鄭氏作戦の前線から遠く離れていたため、三藩の乱が鎮圧された康熙19(1680)年より、沿海民による漁獲や製塩などが認められるようになった⁽¹⁹⁾。海禁が部分的に解除されると、「二十七番船」船主の洪汝昭は遼東への国内沿岸

貿易を府、或いは省当局に申請し、出航の許可を取った。そして海外への渡航がまだ禁止されるにもかかわらず、当地の知県に渡日の内実を伝え、その黙認を得、諸城より出航したというのである。さらに、山東からの海商は、当地の官僚や富民による対日貿易の参加希望や、今後の来日船増加の予想についても述べている。このように、山東方面では、鄭氏勢力の劣勢が顕著になるにつれ、海外への渡航禁令も緩みつつあったのである。

山東省の前例に従い、浙江方面においても、康熙 23 年 4 月に至って、積載量 500 石以下の船による漁撈や沿海貿易が解禁されるようになった⁽²⁰⁾。大型船での海外渡航はまだ許されていなかったが、地方官の中には、対日貿易に参入しようと企てる者もあった。貞享元年 12 月 4 日、「二十四番南京船」を通じて、地方の武官による海外貿易参入について、以下のような風説が日本に伝わっている。

寧波府と申所に而、御当地へ参申候船一艘仕出、大方荷物も積合申候得共、是は則寧波府鎮守之総兵官、孫氏之者、仕出しの船に而御座候処に、世上之風聞強、孫氏之総兵官、専商売船を仕出候と万民申に付、先風聞を致遠慮、当分相止め申候、是も往々は商船数艘仕出し申覚悟に御座候……今度私船之儀、未免も無之内に而密に仕出し申候得共、前廉之厳密に違、少々心安乗出申候⁽²¹⁾。

浙江定海総兵官の孫維統が、大量の商品を積載する 1 艘の船を長崎へ派遣しようとしたところ、海禁違反という批判を招いたため、当分は出航を中止したが、なお将来的には数隻の商船を仕立てる予定だという。孫氏は、海禁違反という外聞を忌避し、商船の派遣を自粛したが、一方で鄭氏勢力の消滅により、海上の商船に対する取締は以前より弛緩していたようである。この点に関連して、浙江の普陀山付近を通過した「十七番大泥船」に乗船する海商は、貞享元年 8 月 8 日、清朝の兵船との遭遇について、以下のような証言を残している。

〔普陀山の近くに福州から寧波行きの兵船 40 艘ほど遭い〕私共も先は如何様成賊船に而も御座候かと、無心元存、石火矢に玉薬を込、用心仕候得共、兵船より申候は、私船之儀、何国之船に而候や、東寧船に而は候はぬかと相尋申候に付、私共も有体に、いかにも東寧船に而候由申候得ば、彼船より申候は、東寧船に而候者、秦舎事、北京へ被参、別条無之候間、心安可存候。卒爾成儀など不仕候様にと申候而構不申、互に船を乗廻り申⁽²²⁾。

鄭氏配下にあった商船が、パタニから中国沿海を通過して日本へと航行する途中、普陀山周辺で清朝の兵船と遭遇した。海賊との交戦準備をしていたこの商船に対し、兵船側は鄭

氏船ではないかと尋ね、その船籍を確認した後、北京に向かった鄭克塽の安泰をも伝え、何の危害も加えずに通過させたというのである。

一方、山東、浙江での海禁緩和傾向とは対照的に、広東方面では、海禁がなお厳格に実施されていたようである。例えば、貞享元年7月17日、「三番広東船」に搭乗する海商らは以下のように広東での取締の様子を伝えている。

私共旦那分に頼申候吳卦官と申者、南京より之客荷物共を大分取よせ、私共船に積申筈之所に、不慮に訴人有之、海賊に売通致候荷物とて、吳卦官儀、及牢者、荷物悉被致没収候。依夫荷物すくなく御座候得共、無是非乗渡り申候、跡之儀は何と罷成可申も、難心得御座候⁽²³⁾。

3番船の派遣者である吳卦官は、江浙地方から輸出品を大量に集荷したが、海賊と内通した廉で告発・投獄され、保有する全商品も没収されたというのである。「三番広東船」だけではなく、前節でも触れた同じ日に長崎に入港した「五番広東船」からも、「只今迄、海辺之船、出入別而穿鑿つよく御座候」と、海禁の厳格さを物語る風説が聴取されている。

鄭氏が清朝に帰順した後、康熙帝は、海外に疎開した鄭氏商船の召還・処置を、福建地方に駐在する施琅に一任した。一方、施琅は朝廷の指示を利用し、出海する使節船に商品を積み、海禁実施中にも関わらず海外貿易にいち早く参入した。海禁が正式に解除されていない段階でも、対鄭氏作戦の最前線から離れた山東や浙江方面では、海上での取締が緩み、無論堂々とは出海することはまだ無理であったが、地方官や富民による対日貿易への参加計画は既に具体化しつつあった。それに対して、広東では、海外渡航は勿論、輸出商品を集めるだけで密告される危険もあった。発布から約30年間を経た中国沿海部での海禁は、このように各地での実施状況の相違をともないつつ、全面的な解除への過渡期を迎えていたのである。

二 海禁解除直後における唐船運営の実態

(1) 沿海各地での海禁解除の実態

上述したように、鄭氏降伏より一年後の康熙23年9月から、康熙帝はまず福建・広東、そして沿海各地での海禁解除・海関設置を指示した。この点について従来の研究では、中国史料により、朝廷における海禁解除の政策決定の経過や、海関の機能、設置の時間・場所及び関税徴収に任命された官員などについて検討が進められてきた⁽²⁴⁾。『華夷変態』に

も、海禁解除と海関設置に関する、海商の立場からの貴重な証言が記載されているが、管見の限りでは、それらの史料は未だ十分には利用されていないようである。よってここではまず風説書史料に基づき、地方での海禁解除や海関設置の実態を見てみたい。

まず貞享2（康熙24・1685）年2月7日、「一番福州船」の海商が、長崎の唐通事に、今回の出航について以下のように伝えている。

漁船之分は、海辺往来不苦候とて、漁船之分も自由仕、人民致安堵候。尤漁船も、於所々に、人数荷物を改申候……商売物之改はさのみ構無之候、併商売物、大分に有之候得者、致停止候、右之通故、海辺往来心易罷成申候。大船に而洋中江出申儀者、未ゆるし無之候。次に私共今度福州城下より致出船候、福州に居申候兵道之官、汪氏之者にもより、仕出し申候。尤汪氏之上に高官も、一両人有之候得共、汪氏之官才覚故、無別条致出船候……当正月四日福州を出船仕り、段々海辺を乗り越、普陀山へ着船仕、普陀山より当朔日に洋中江乗り出し罷渡り申候⁽²⁵⁾。（巻10）

福建・広東での海禁解除はすでに康熙23年9月に康熙帝によって決定されていたが、福建においては、「一番福建船」が出航した翌24年正月4日までに、漁船の出海や零細な沿岸貿易が許されたものの、海外貿易は未だに禁止されていたという。ただし、福建地方官の汪氏は、上司にも働きかけ、「一番船」の海外出帆の許可を取り付けていた。康熙23年編『福建通志』巻29「歴官」によれば⁽²⁶⁾、道クラスの官員の中で、「汪」という姓を持つのは、徽州府休寧県出身で、福建驛伝分巡道按察使司僉事である汪震元しか見られない。おそらく清軍驛伝道である汪震元の斡旋により、「一番船」が海禁を潜り抜けて来日したのであろう。

「一番福州船」より、半月ほど遅れて正月18日に福州から出帆した「三番福州船」が出港した時点で、福建においては海禁が既に解除されている。その風説書には、海禁解除・海関設置について以下のように記されている。

〔遷界令の被害を受けた民〕其助成之ため福建、広東之二省より諸方江商船を仕出申事、康熙帝より免じ被申候……戸部之官、呉世把、張濬と申二人、諸方江仕出申商船之運上受納之ため罷有候⁽²⁷⁾。

この史料によれば、康熙24年4日から18日に至る間に、既に前年の9月に決定された福建での海禁解除が、漸く実施に移されたと考えられる⁽²⁸⁾。海関に関税を納付すれば、福建より「心安」く出海できるようになったというのである。風説書の中に見られる「呉世把、張濬」も、中国史料での記載と完全に一致しており⁽²⁹⁾、閩海関に派遣された戸部郎中呉世

把、兵部主事張濬の名前もまた、正確に日本に伝わったことが分かる。

一方、江浙方面では福建・広東の場合より一ヶ月ほど遅れて、康熙 23 年 10 月に全面的な海禁解除が決定されたが、その実施は、翌 24 年の半ばごろに待たなければならなかった。但し、貞享 2 年 3 月 18 日には、江浙からの「八番南京船」が既に長崎港に到着している。

南京、浙江、山東此三省も、海辺に而は御座候へ共、さして兵難に遭不申処之故に而、爾今商船仕出し之儀、御免し無之候、併此所々も漁船湊口迄、出入り之儀者御免にて御座候。就夫私共今度之船、漁船に紛しのび出申候⁽³⁰⁾。

福建・広東は対鄭氏作戦の前線にあったため、戦争の被害も大きく、故に民生の救済策として海禁解除が先行して許された。それに対して、山東や江浙でも、漁船の出海は認められたが、海外渡航の禁令はまだ撤廃されておらず、「八番船」も今回は漁船の群れに紛れ込んで海に出たというのである。しかしながら、海防に当たる地方官に「運上」を払って、国内沿岸貿易の名目で出海したケースも見られる。この点に関して、貞享 2 年 5 月 26 日に蘇州から出発した「十八番南京船」に搭乗する海商は、以下のように報告している。

蘇州河口之儀も、商船仕出し申儀、未北京より免許は無之候得共、劉姓之海防庁之官江、荷物之応多少に、運上銀を納め、近国江参候由申候而、河口を出申候⁽³¹⁾。

朝廷における海禁解除の政策決定の旨は、蘇州にはまだ届いていなかったが、沿海貿易の名目で「海防庁」の担当官員に貨物の量に応じて「運上」を支払えば、出港することも可能であったという。6 月中旬になると、江浙方面でも、漸く海禁解除・海関設置の措置が適用されるようになった。7 月 6 日より寧波を出帆して、7 月 19 日に長崎に入港した「44 番寧波船」は、以下のような内容の風説書をもたらしている。

六月中旬に南京、浙江共に戸部、兵部之官、兩人宛下り被申候……諸方へ参候商船共之運上銀納被申、出入免許之手形出し被申候、此外之河口よりは商船仕出候儀、罷成不申候。

6 月中旬に至り、朝廷から江・浙海関に出向した官員が漸く到着して海関の業務を始動させた。それによって、関税を納付し、海外渡航の免許状をもらえれば、指定の港からの出海貿易は正式に認められることとなったのである。

海禁解除については、朝廷における政策決定と地方での実施との間に、福建・広東の場合は 3 ヶ月ほど、江浙方面においては半年以上のタイムラグがあった。その間、海禁は当然維持されていたが、一方で華人海商は、漁船の群れに姿を隠したり、或いは沿海貿易と

いう虚偽の申告をしたりなど、様々な手段を講じて出港したのである。

(2) 地方官員による私的な派船と「公儀船」の来日

前節でも触れたように、海禁解除前後、海外貿易への地方官員の関与が確認される。海商の海外渡航を黙認したほか、直接に船を派遣した官員も少なくない。貞享2年7月22日までに、長崎港に到着した唐船は51艘にのぼる。ただし、『華夷変態』では、5・9・13番船、そして28～43番船の、計19通の風説書は収載されていないため、実際には32通の風説書が残されている。その中で、前述した1番船は地方官汪氏の斡旋で出港したもので、また「十番廈門船」は「施琅手下之賞功庁と申官仕出し之船」、つまり先述の、鄭氏船招撫の使者として広南へも渡航した楊安舎によって派遣されたもの、「十一番普陀山船」は「寧波府に居被申候総兵之官、孫氏之鎮守」、つまり前述した定海総兵官孫維統に派遣されたものである⁽³²⁾。そして「十九番」、「二十四番」廈門船は、「施琅自分之船に而御座候」とあるように施琅の派船であり、「四十九番泉州船」は、「泉州之守護提督之官万姓之方より、船荷物を請取申、罷渡申候」と、福建陸路提督万正色の荷物を積んでいた⁽³³⁾。さらに、4月11日に入港した「十二番福州船」の海商も、「只今迄は、尤所之守護職も、ひそかに商人共江組し、商船之仕出も御座候」と供述しており⁽³⁴⁾、直接に船を派遣するまでには至らなかったが、内密に海商と手を組んで海外貿易に参加する地方の官員もいたようである。

こうした地方官員による個人的な派船の外に、清朝朝廷の指示を受け、台湾駐屯軍の軍費調達を目的とする、福建当局によって仕立てられた13艘の「公儀船」も、二人の官員の監督の下で来日した。従来の研究では、この「公儀船」の派遣は、清朝から江戸幕府への、公的な交渉の試みとして注目され、『華夷変態』の関連記述により、その渡航経緯が論じられてきた⁽³⁵⁾。それに対して、ここではやはり関連する風説書を利用し、この「公儀船」をめぐる清朝官員による海外貿易の試みについて検討してみたい。

貞享2年7月26日、「公儀船」とともに来日した清朝官員は、以前は商船の船頭としてこれまで5回も日本に渡航した武官の「奉令督理興販洋船左都督」江君開、そして陝西省鎮安貢生の出身で、江西省崇義県知県・福建省汀州府同知などを歴任し⁽³⁶⁾、今回は「奉令台湾府督捕海防庁」に任命された文官の梁爾寿の二人であった。この二人の報告をもとに作成された「申上覚」が『華夷変態』に収録されている。彼等は、今回の渡航経緯を詳しく述べるとともに、地方官員による貿易への関与についても、以下のように証言している。

福州より商売官船三艘、廈門より商売官船五艘に相極り、則ち東寧の皮、砂糖積申候

所に砂糖少しあまり申により、外にまた廈門にて五艘差加へ、都合官船之分は十三艘にて今度渡海仕申候。此他之福州出し、廈門出し之船、少々御座候ば、商人共仕出し之船共に而も御座候。尤も其内に諸官之内より寄合に仕出し申候船も御座候 ⁽³⁷⁾。

福建当局が仕立てた「公儀船」は、最初は福州 3 艘、廈門 5 艘の計 8 艘の派船が決定されたが、台湾特産の鹿皮、砂糖などの商品に余剰が出たため、さらに 5 艘の廈門船が加えられ、13 艘となった。それ以外に、福州・廈門から民間海商の船も出海したが、中には地方の官員が出資したものもあったという。そればかりでなく、実際には、「公儀船」の中にも、官員個人の私的な商品を搭載した船もあった。貞享 2 年 7 月 20 日ごろに入港した「四十八番福州船」は「公儀船」の一つであり、それに乗船する海商は、今回の船荷について、次のような情報を伝えている（巻 10）。

私船之儀、先船共より申上候公儀仕出し三艘之内に而御座候……残り二艘の公儀船共には、砂糖大分に而、糸端物之類は耽無御座候得共、私船は大船にて御座候に付、福州に罷在候役人共、其外之商人共より言伝り参候糸端物之類少々持渡り申候。

上述したように、「公儀船」は主に台湾特産の砂糖・鹿皮を船積みしていたが、この船だけは、福州発の外の 2 艘より船体が大型のため、地方の官員や商人から、台湾産品ではない糸・絹織物が預けられていたという。日本に派遣された「公儀船」が最初の計画より大幅に増やされたのは、恐らく福州の総督、そして特に廈門の施琅がその利益に期待を抱いていたからであろうか。それだけでなく、福州の官員、並びに官員と関係があると思われる商人の私的な商品も、「公儀船」によって日本に運搬されている。現段階では「公儀船」関係の清朝側史料は確認できないが、「公儀船」としての関税免除措置があったと想定すれば、福建当局や福建の官員らが、「公儀船」の数を増やし、さらに官の地位を利用して公的な船に私物を積み込み、関税免除という有利な条件の下で、利益を図ったとしても不思議ではない。

結局二人の官員は、今後役人を一切日本に遣わさないようにとの幕府の意向を、福建当局に報告することを約束した上で、即刻帰国を命じられたが、一方で「公儀船」は、他の民間商船と同様に、割付仕法に基づき、一定額の交易が許されていた ⁽³⁸⁾。翌貞享 3（康熙 25・1686）年 7 月 18 日に聴取された「九十番福州船」の風説書には、「私船之儀、去秋福州より公儀荷物を積、為商売御当地へ罷渡り申候処に、御割付の内に而、少し荷物を売渡し、相残り申候荷物之分、福州に積帰り申候」とあり、割り付けられた額の貿易を済ませた後、公儀船は、売れ残った商品を積載してそのまま福州に帰航したのである。

以上の記述から分かるように、海禁解除の直後、対日貿易における沿海部官員の参入は非常に活発であった。実際には、対鄭氏作戦においては、朝廷から支給される軍費で養われる正規軍のほかに、地方官の私的な資金によって結成される「自膳兵」も動員されていた。さらに、戦時中の緊急な出費や戦後の復興事業の遂行に当たって、当時の地方官らは屢々資金の「捐助」を要求されていた⁽³⁹⁾。このような状況下で、地方の官員が、短時間で莫大な利潤が期待できる海外貿易に参入しようとした可能性は想定できるだろう。

(3) 「公儀船」による長崎貿易の中止と施琅の動静

前節でも述べたように、「公儀船」は、台湾の防衛費調達のため、康熙帝の指示を受けて福建当局によって派出されたものであった。江浙方面での海禁解除により、日本市場での需要が高く、利益も多く出る江南産糸・絹織物は、「福州・廈門へ運びかね申に付、福州廈門、荷物払底に御座候」⁽⁴⁰⁾ というように、福建では品薄となり。対日貿易の商品を確保すべく、福建当局による福建・台湾産砂糖・鹿皮などの貿易管制が強行された。貞享2年4月11日、「十二番福州船」の海商は福建での貿易統制について、次のように伝えている。

此比に罷成、漳州、泉州より出申候砂糖之類、脇売停止に罷成申候。右両官〔福建之守護部院之官、並に軍門之官〕より、買余り御座候得共、諸商人共買申様にとの儀、相触被申候⁽⁴¹⁾。

福建総督・提督が、閩南産の砂糖などを専売制にし、当局を通じない自由取引を禁止したという。この措置は、直ちに民間における砂糖などの貿易の阻害となった。例えば、来日の途中で廈門に寄港した「二十七番麻六甲船」は、当局の管制下にあった砂糖貿易の実態について、以下のように報告している（巻10）。

廈門へ乗参、彼地に而残り申候錫、こせうなどを、又々砂糖、鹿皮之類に替申候得共、廈門に而は砂糖、鹿皮之類、私船江積申事不罷成首尾御座候により、無是非又々本船を福州之近所湄州と申所江乗参、此所に相待罷在、廈門に而替申候砂糖、鹿皮之類を、しのびしのびに取よせ申候⁽⁴²⁾。

「二十七番船」は、廈門に寄港し、ムラカより仕入れた錫、胡椒などの南洋物産を以て、そこで砂糖・鹿皮と物々交換したが、貿易管制のため商品を船積みできず、北部の湄州に移ってから、漸く官憲の目を潜って荷物を手に入れたというのである。

「公儀船」による日本貿易は、人民の利益を侵害したとして、康熙24年の後半になって「科道官」らの批判を受けることとなった。康熙帝も、彼らの諫言を受け入れ、「向後は東

寧之砂糖、鹿皮之類、公儀より商売船仕出し不申、民共之商売に致させ可申候。尤諸官より之商売物も、日本江遣し申間敷旨、施琅、王国安にも勅定御座候」と⁽⁴³⁾、「公儀船」派遣の中止、台湾産品の民間貿易への移行、地方官員による日本貿易の禁止を、福建当局に命じた。従来の研究では、このような康熙帝の指示によって、地方政府出資の公的な対日貿易が中断され、地方の官員による派船も禁止されたとされてきたが⁽⁴⁴⁾、実際には、施琅はこの貿易禁止令を無視して、翌康熙 25（貞享 3・1686）年にもなお日本へ商船を派遣した。この派船について、貞享 4（康熙 26・1687）年 1 月 28 日に、「九番廈門船」の海商は次のように供述している（巻 12）。

惣而は廈門江鎮城仕罷在候施琅と申者、数年已来御当地江之商船数隻仕出し申候得ども、去年御当地に而之御割付商売に而、殊に其儘積戻り之船共も御座候得ば、右施琅手の仕出し船は先当分やめ申候。只今は人民共江は心次第に商船仕出し申候様にと申触候に付、私艚之商人船を仕出し罷渡り申候。

施琅は、貞享 3（1686）年までに毎年商船数隻を日本に送り出したが、長崎では定高仕法施行後、十分な割当てが与えられず、荷揚げさえも許されない「積戻り船」も出るので、当分商船の派遣を断念し、その後は廈門での貿易統制を緩和して、そこから民間商船の渡航を認可したというのである。

このように、施琅が対日貿易から撤退したことは、康熙帝の制止によるのではなく、貞享令下の長崎貿易の利益が急減したことに起因したものと考えられるが、一方で、多くの海商達の目には、康熙帝の厳しい統制によって、施琅が利己的な貿易政策の改善を行ったと映っていた。貞享 4 年 4 月 12 日に、「四十三番廈門船」の海商は、施琅について以下のように評している。

已然是此施琅殊之外利を貪り、人民及困窮に仕置之惡名其隱無之仁に而御座候所に、只今は康熙帝天下之政道御正し有之に付而、諸国之官役廉直を励み被申候により、尤此施琅も今程元之偏欲を翻し、少々公正を守被申候に付、万民悦申儀に御座候。誠に上一人之御正修故、辺境廈門如き之海辺迄も、風化に相染申儀に御座候⁽⁴⁵⁾。

施琅はかつて貪欲で、民間の利益を侵害する施策を行うことで悪名が高かったが、康熙帝の仁政の下、全国の諸官も廉直に務め、施琅も今はその欲心を抑えて、以前より公正に働き、よって帝の徳風は僻地の廈門まで届いたというのである。また、同じく廈門からの「八十二番廈門船」も、貞享 4 年 6 月 1 日付けで以下のような風説書を残している。

此施琅儀根本武勇之段は、人にもすぐれ、度々之功名有之候、然共貪欲之心深く、人

民之なやみに成被申候所に、近年康熙帝御政道専、所々之官職改強く、若利欲ふかき
官専に御座候得ば、即時に及滅却、廉直之諸官は次第に位階もまし申候而、御褒美之
綸旨など有之により、諸所之官おのづから其風儀を専に相守り申候故、右施琅も一両
年已来は、別而人民を愛し、貪りをも減じ被申に付、廈門も安堵仕申候⁽⁴⁶⁾。

施琅は曾て鄭氏勢力を降伏させ、数々の功名を立てたが、彼の私利私欲を満たすための施策が人民を悩ませていた。康熙帝が地方官員への統制を強め、私欲に走る官員を直ちに厳罰し、清廉な官員を高位に昇らせる措置を取るに及んで、施琅も一転して人民に有利な政策を遂行したという。

実際には、清朝の公的な記録の中でも、康熙帝が施琅を教誡して牽制したことが記されている。康熙 27 (1689) 年 7 月 15 日、北京に赴いた施琅が康熙帝に謁見した際に、帝は、以下のように施琅を戒めている

近頃、汝が戦功を恃んで傲慢な振る舞いをする者と話す者も居る。朕もまたしばしばそれを耳にした。今汝が来京し、また汝を留めて帰還させないようにと言った者も居る。……今、汝の〔福建への〕復任を命じ、これから宜しく益々万事に慎重を期して、以て功名を保つように。……今後は殊更兵・民の調和に用心し、地方の安寧を維持して、以て朕が兵を愛し民を慰め、功臣を保全する意を体せよ（爾来或有言爾恃功驕傲者、朕亦頗聞之、今爾来京、又有言当留爾勿遣者……今命爾復任、自此宜益加敬慎、以保功名……更須和輯兵民、使地方安静、以副朕愛兵恤民併保全功臣至意）⁽⁴⁷⁾。

北京の朝廷においては、武官である施琅が民政にも干渉し、台湾を攻略した功労者と自任して勝手に行動するという風聞が飛び交い、康熙帝の叡聞にも達していた。それによって施琅を福建に帰さず、北京に留めるという意見もあったが、帝は、施琅に対して今後は謙虚で慎重な態度を取り、軍民関係の調和や地方の安定維持に務めるようにと命じた上で、福建に復任させたというのである。

実録や起居注などの公式記録の外にも、来日海商の供述によれば、康熙帝が施琅を接見して直接に戒飭する数年前から、福建では、施琅の不正行為に対して朝廷の監察が発動されたという風聞も流れていたという。貞享 2 年 7 月 14 日、「二十三番廈門船」に搭乗した海商は、康熙帝による施琅への取り調べについて、以下のように述べている。

東寧攻落し申候節、康熙帝より諸大将並軍兵迄、夫々に褒美有之候処に、施琅少々私御座候様に、康熙帝及叡聞候に付、右之筆帖式之両官を差遣、施琅仕候賞罰明審之穿鑿被致候⁽⁴⁸⁾。

台湾攻略の功績により、軍将や兵卒には、それぞれに朝廷からの報償が与えられたが、施琅による賞罰の評定は公正を欠き、それを聞いた康熙帝は、検使を福州に派遣して調査を命じたという。さらに翌日に聴取された「二十五番福州船」の風説書には、施琅が鄭氏の財宝を強奪したという問題についても記されている。

然所に其節将卒共に、賞罰之儀不分明、私意に任せ申たる儀共御座候由に御座候。扱又秦舎於北京に、康熙帝へ奏聞被致候には、私東寧没落之後、城中にも込置申候宝物器財共御座候を、廈門之靖海候施琅取込申候と、叡聞に相達し申候に付、当五月末に本韃靼官一人に為勅使と被参候、其後六月初に、又一人同官之本韃靼人一人被参、兩人にて賞罰之吟味、並に東寧財宝之穿鑿有之由に御座候 ⁽⁴⁹⁾。

これによれば、鄭克塽も施琅が台湾を接収した際に、鄭氏が所有する財宝を略奪したと朝廷に告発し、それを受けて、康熙帝は二人の満州人勅使を派遣して、事件の調査に当たらせたとするのである。中国史料では、管見の限り、この検使派遣についての具体的な記述は見られないが、福州だけではなく、廈門の海商も、記述に細かな差が確認できるものの、施琅の不正や朝廷による調査について報告している。施琅は台湾を降伏させた後、福建や台湾において多くの利権を得 ⁽⁵⁰⁾、海外貿易の掌握にも力を入れていたが、それに対して、朝廷は彼の動向に警戒・監視を続けていたと言えるだろう。

上述したように、清朝が海禁解除を決定してから、各地方での実施に至るまではなお数ヶ月から半年位の時間を要していた。その期間中に出航した海商には、地方の官員と深い関係を有するものもあった。海禁解除の直後、「公儀船」を仕立てた福建当局の外、長崎へ私的な商船を派遣し、「公儀船」に個人的な商品を積み、或いは民間海商と結んで海外貿易に参加した福建や浙江の地方官員の存在も、海商や来日した清朝官員の証言から確認できる。従来の研究では、展海令の発布による来日唐船の急増がとくに指摘されているが、その背後にある地方官員の役割についても注目すべきであろう。前述したように、海禁令・遷界令の実施期においては、商品の集荷だけでも密告される危険があり、且つ民間商人による船の建造・所持も許されていなかった。そのため、それまで海禁が施行されていた地域の民間海商には、海禁解除後に直ちに大量の商船を海外に渡航させるだけの能力はなかったはずである。大量の船艦を保有し、鄭氏勢力の船団をも接収した福建などの地方官員は、海禁解除直後に大量の商船が日本に渡航するにあたり、重要な役割をはたしていたのではないだろうか。

これらの海外貿易に関与した官員の中でも、特に福建水師提督施琅の活動が注目される。

鄭氏勢力降伏後、施琅は、鄭氏の船団を掌握し、その貿易利権の継承に努め⁽⁵¹⁾、さらにオランダ勢力をも利用して、福建・台湾において清朝の海外貿易の独占を企図していた⁽⁵²⁾。しかし一方で、施琅のような地方勢力の実力増大に、朝廷は警戒の目を向けていたに違いない⁽⁵³⁾。「公儀船」貿易の中止や、地方官員による対日貿易の禁止は、このような背景の中で発令されたものと思われる。

ただし、施琅は、朝廷の禁令をかいくぐり、その後も引き続き長崎に商船を送り出したのである⁽⁵⁴⁾。しかし、鄭氏降伏以前の時代とは違い、幕府が発布した貞享令によって、対日貿易の利益は急減し、荷揚げも許されずに、そのまま積戻りを命じられた船が続出したため、施琅もついに商船の派遣を断念せざるを得なくなっていた。清朝が対鄭氏作戦に勝利した背景には、17世紀半ば以降の、東アジアにおける国際貿易の沈滞があったことが指摘されているが⁽⁵⁵⁾、鄭氏の海外貿易を継承することを図った施琅が、独自の対日貿易を推進することを断念せざるを得なかった要因としては、康熙帝による海上勢力に対する統制強化にくわえ、貞享令による対日貿易利潤の減少もあったと考えられよう。

三 貞享令の発布及び華人海商の嘆願活動

(1) 華人海商による連名嘆願

前述したように、貞享令の内、華人海商にとって、尤も深刻な問題を引き起こしたのは、貞享2年8月10日に発布・強行された定高仕法であった。その内容は、唐船の貿易高を年間銀6千貫、オランダ船の貿易高を金5万両（銀にして3千4百貫）に制限するものであった⁽⁵⁶⁾。商品の単価設定が比較的高かったと思われる「相对貿易」期の数値ではあるが、寛文元（1661）年～寛文11（1671）年の11年間に、来航した唐船の年間平均数は約37艘で、その貿易額も年間約1万6339貫654匁に達している⁽⁵⁷⁾。それに対して、貞享2年以降、一年間に来航唐船の数は200艘に迫ることもあったが、幕府が設定した定高は、寛文年間の平均数の三分の一ほどに縮減されている。

定高仕法発布直後、貞享2年8月から9月にかけて、長崎寄港中の10番から51番までの唐船船頭が連名で3回にわたり嘆願書の提出を行った。最初の「十番ヨリ五十一番迄之唐人共願出和ヶー」においては、海商らは、江戸幕府の治世を称揚するとともに、船の修理などの長崎停泊中に生じた諸費用の支弁や、日本人商人への悪影響を理由に定高仕法の緩和を求めた。さらに諸外国の通例に倣う関税の納付や、代価を金銀ではなく商品の現物

で受領することも提案していた⁽⁵⁸⁾。

華人海商による願書の提出は、「御訴状差上申候処に、両度迄御取上げ不遊」と、長崎奉行に2回拒否されたが、彼等はなお執拗に嘆願運動を展開した。その後の「重而御訴訟申上候旨趣では、前回は貿易仕法の改訂を前年度に予告していたことを指摘して、今回の突然の発令による打撃を強調し、さらに積載した貨物は日本市場向けの商品なので、中国などでは買い手がなく、交易が許されなければ、貸借した資本を回収・弁済できず、破産に至るという窮状をも訴えていた⁽⁵⁹⁾。

ただし、前節でも示したように、嘆願文に名を連ねる10～51番42艘船の内、13艘の「公儀船」の外、清朝の地方官員による派船も5艘ほど含まれている。風説書が現存しない17艘を除き、残る42艘の約半数は、清朝の地方当局や地方官員によって派遣されたと判断できる。特に、「公儀船」の監督として来日した二人の官員は、「商船之押に渡海致し候上は、商人同然之覚悟に極め罷渡り申候由」と、商人同様の心づもりで来航したことを強調している。このうち元々「船頭」であった武官の江君開は、「日本之御国法並に風儀をも能存、其外商売等之事も勝手存申たる者」とあるように、長崎の慣行を熟知し、貿易にも通曉しており、「官人の風儀之道具曾持渡り不申候」と、今回は官の身分を示す物品を一切所持していなかった。ところが文官の梁爾寿は、「乗り物持参仕候」と、官員専用の乗輿を長崎に持参していた⁽⁶⁰⁾。上述のように、連名する船頭の半数ほどが清朝の官員との関係をもっていたうえ、梁爾寿は文官身分を明確に示しており、そのことが公的通行を回避しようとする長崎奉行や幕府に警戒感を与えたのではないかと思われる。そのことは幕府が海商たちの嘆願書に応じなかった一因ともなったのではないだろうか。

貞享2年に海商らが提示した貿易緩和を求める理由は、その後の嘆願運動に継承されている。翌貞享3年7月、程敏公をはじめとする、51名の唐船船主がふたたび連名で嘆願書を提出した。そこでも長崎停泊中の諸費用や、日本以外に販路の無い商品などの問題を挙げ、貿易緩和を求めており、定高以外に、銀以外の日本産品との交易を認可することも要請している⁽⁶¹⁾。またこの年の風説書の内容が、従来の風説書から大きく変化していることも注目される。元々風説書の聴取目的は海外情報の収集であるが、貞享3年の風説書では、中国の国内状況については、「大清十五省、別而静謐に御座候」と簡単に述べるにすぎず、その一方で、幕府の「御政道・仁政を奉慕」といった、幕府の治世を称揚するフレーズが常套化している。さらに、航海中に船が暴風などで生じた損害状況も、割付仕法における、個別唐船の貿易高を算出する参考事項となったため⁽⁶²⁾、貞享3年以降の風説書では、渡航

中の風害や海難などについての記載も頻出している。銀以外の産品との交易を要請する内容も依然として多い。貞享令発布後、華人海商は風説書の聴取を、貿易制限の緩和を求める機会としても利用しようとしたのである。

(2) 東南アジア出航海商の主張

先述した貞享2年の海商の嘆願書には、清朝から来航した船頭だけでなく、麻六甲や暹羅などの海商の名も列ねられており、東南アジアから出航した海商も、清朝支配下から出航した海商と同じような利害関係により、同様の要請を行ったかのように見える。従来の研究でも、貞享令による貿易制限に対する華人海商の緩和請願に関して、両者の立場や請願内容の相違に論及することは乏しい。しかし実際には、両者はそれぞれの利害関係に応じて、異なる要請を行っていた。貞享3年7月12日、「七十二番東京船」の海商らは、先述の連名嘆願書にない主張を、以下のように述べている。

私共之内、大清動乱之節、明朝之民に而、終に大清に罷成候以後、故郷に帰り不申者共も御座候故、毎度御貴国と東京迄之往来仕、就中御当地江月日も増り申程に指留仕候得ば、御貴国之民同然と奉存、数十年以来段々御厚恩を頂戴仕儀、誠以其限り無御座候就夫一兩年東京に致逗留……去年より新に商売之銀に而被仰出候段只今承、俄に十方を暮し申躰に御座候、依之私船之儀は、大清其外余湊之商船とは替り申、東京より御貴国を奉頼申外は、別に商売に趣申所は曾而無御座候⁽⁶³⁾。

東京（ベトナム北部）を出航した「七十二番船」に搭乗する海商のなかには、明朝の遺民として、清朝統治下の中国に戻らないものもいる。彼等は数十年来、長崎と東京を結ぶ海上貿易に従事し、日本滞在中の時間も長きに及び、日本人同然だと自認していた。しかし前年は東京に滞留していたため、長崎での貿易仕法の改変を知らずに来航し、非常に困惑しているというのである。彼らは専ら日本と東京間の貿易を営んでいることを理由として、清朝船との違いを力説し、特別扱いを懇望したのである。

この「七十二番船」の船頭は林于騰という人物で、イギリス航海者 William Dampier が残した旅行記にある、「年々日本に生糸・絹織物を持って貿易に行く」Hean〈舗憲〉に住む二人のシナ商人の一人と認められる。彼は、「すべて清朝征服前の国の風習に従って髪を長くし後に編んでいる」といわれ、まさに風説書でも供述しているように、帰国を肯んじない明朝の遺民であった⁽⁶⁴⁾。東京だけではなく、「73番広南船」に乗る海商も、貞享3年7月12日に、ほぼ同じ内容の供述をしている。

然共私共儀、毎年御貴国を奉頼、為商売罷渡り申候得ば、連々御厚恩を奉蒙候故、御貴国之民に、別に相替申儀無御座候、依之余国之商売、曾而不諳に御座候得者、俄に趣申所も無之……新に被仰出候銀高は、先達而来朝仕候大清方之船々に、御恩賜を下置被為成候儀は奉察候得共、私艀奥出し之船之商民共之儀、兎角格別に御厚恩を奉蒙ために、風難をいとひ不申、罷渡申候。

広南（ベトナム中南部）から出航したこの海商は、長く日本貿易の恩恵を享受し、やはり日本人同様だと自認している⁽⁶⁵⁾。そして清朝船による貿易額が、すでに定高による制限に達していた、より遠い広南から渡航した自船に対し、定額外の貿易を認めてほしいと要請しているのである。

さらに広南船のなかには、広南政権を通じて幕府に働きかけ、貞享令の緩和の要請を試みるものもあった。すなわち貞享5年8月13日には、「百八十五番広南船」が、広南国王の長崎奉行宛て書簡をもたらしている。前年の黎朝正和8（貞享4・1687）年には広南王阮福瀕（1620－1687）が薨去し、翌正和9（1688）年、すなわち貞享5年には、第二子の阮福濤（1649－1691）が王位を嗣いでおり⁽⁶⁶⁾、風説書では彼を「安南屋形則安南国王子」と記している。広南阮氏政権は、北部の東京鄭氏政権^{トンキン}に対抗するため、台湾鄭氏配下にあった残存勢力を収容し、彼らの商業能力も利用して、華人海商との繋がりを深めていた⁽⁶⁷⁾。

さらに風説書のなかには、広南阮氏による華人海商の海難救助を伝えるものもある。すなわち貞享元年7月17日、林宗娘を船頭とする「一番広南船」の風説書によれば、この商船は天和3年12月19日夜、咬啗吧（ジャカルタ）を出帆して日本に向かったが、「広南前万里之島と申所」で座礁して難破し、無人島である「万里之島」に漂着した。彼らは破船に搭載していた一艘の舳板^{サンパン}（橋船）の外に、「本船之流れ板を取集、又橋船一艘作り」と、もう一艘を難破船の廃材で作り、76人が乗船して、貞享元年の正月元日に至り、幸いに全員広南に上陸した。その後彼らは、広南王から次のような支援を受けたという。

広南に而は知音之唐人共之介抱を受、朝夕飢渴に及不申罷有候内に、広南屋形段々吟味を被遂、不便を加へ被申、当五月晦日に銀十貫目給候、夫ゆへ一船之者、力を得、其上知音之唐人共今度之儀とて、銀八貫目船頭組四人之者共江借し申候、則此銀に而今度乗り渡り申し候船を買調罷渡り申候⁽⁶⁸⁾。

広南に漂着した林宗娘らは、まず知人の華人を頼って基本的な生活物資などを確保し、5月30日になると、彼らの不幸な境遇に惻隱の情を示した広南王から、銀10貫目を賜り、さらに知人の華人からも銀8貫目を貸借し、それで船を買い取ったという。この記録以外に

も、貞享3（1686）年「九十四番安南船」風説書にも、「暹羅船頭嚴梓官船の儀、安南近所外羅^{グロウ}と申所に而不慮に致破船、荷物等捨り申儀は不及申に、剰客水手之内、五人溺死仕候、然共安南屋形よりも、生残り之者共を遠国之者之由に而、取分不便に被存、爾今介抱有之儀に御座候」とあり⁽⁶⁹⁾、広南付近の海域で難破したシャム船が広南政権の救助を受けたことが分かる。

海難だけではなく、海賊の被害を受けた船に対しても、広南政権が保護を与えたケースもある。同じく貞享元年7月17日の「五番広東船」の風説書によれば、天和2（1682）年7月1日にカンボジアを出発した当船は、5日に「柬埔寨表」で海賊に遭遇して広南まで連行され、そこで広南政権の助力を得て終に脱出したという。その経過は次の通りである。

無是非船荷物共に、賊船に被取、広南へ連参申候、然に荷物之分は、悉く賊徒共取り候而、毛頭も取返し不罷成候、広南之屋形、別而不便に被存、穿鑿稠敷被致候故、船は取かへし給候、左候而去年六月廿五日に広南を致出船、同七月十二日、広東江着船仕申候……⁽⁷⁰⁾。

彼らは海賊により広南に連行され、船や荷物を奪われたが、広南政権の保護により、船舶を取り戻し、長崎に渡航することができたというのである。このように、広南政権は、広南を本拠とする華人海商だけではなく、広南沿海で遭難したジャカルタ・シャム・カンボジアなどを出航した唐船に対しても保護を提供していたのである。

ここで、広南から長崎奉行などへ宛てた書簡に戻ろう。広南からの書簡は三通あり、最初は広南唐通事吳秉卓から長崎唐通事仲間（諸位老爹台）に宛てたものである。

然者上国にも、大清より之諸船多有之に付、銀高之御定少く罷成候、依夫此元之国王儀は、隣国之ちなみ故、例も有之、商売之通路仕度被存候、依て黄寛官史良舎韓挺政曾四使此船々を上国江趣せ被申事にて、書簡並に礼物を調、上国江通商被申付候、商売之儀は、船中不残お売らせ可被下儀、御許容奉頼候⁽⁷¹⁾。

ここでは清朝商船の長崎来航が増加し、年間の定高内での広南船への割当額が低下していることを訴え、今回は国書と礼物とともに華人商船を派遣するので、特例として定高以外に、長崎での積荷の販売を許してほしいという内容である。

二通目は、阮氏政権の官員である内司礼監得禄候より、唐通事衆（列位老親台）宛ての書簡である。

然ば数年已来、貴国之御規法に、商売之銀高限り被仰出候に依而、此元国主も右之模様を被承、発船之儀被致中止候、今度船頭黄寛官、為商売、此方湊江参、右御事商人

江之御愛情、遠国之者を被恵候事を別而致称美候、殊に本国之儀、無御見捨時として御噂被下候段……然るにより、弥御情を被出、右之趣上江御披露候而、尋常に違、格別之御施を頼入申候間、黄寛官船之儀、皆々致商売、永々往来通路之便りと為し可被下候⁽⁷²⁾。

貞享令の発布により、貿易額に定高が課されたため、阮氏政権による派船も一旦中止されたが、広南に来航した黄寛官なる海商によって、長崎唐通事に長崎奉行や幕府への斡旋を依頼し、今後広南船の交易を規制せず、自由に売買させるようにと要望しているのである。

三通目は、安南国王から長崎奉行（長崎鎮守王閣下）宛の国書である。ここでは前述の二通とは異なり、広南船による定高外の貿易認可ではなく、日本に対し銅銭鑄造の依頼を打診している。

然者本国用費之助と仕候は、古銭を専と存儀に候、只遺念に存申所は鑄手無之候、乍遠方、承候に貴府之国土銅致出産、殊に鑄手も兼備之由に御座候、乍此上願申所は、貴府時として御了簡之上、互之財用と思召、被加鑄手を、右之九府之園法を御立、上中下三品之銭を御鑄させ、本国へ致流通、売買之用を於相達申には、両国ともに其利を可得事に御座候、若本国之土産、何色によらず御用に候ば、已後以報謝に可仕候⁽⁷³⁾。

安南では銅銭が通用しているが銅の産出がない。日本では良質な銅を産出し、銅銭の鑄造技術も優れていると聞くので、特に銅銭の鑄造を依頼して、広南の産品をその銅銭と交易したいというのである。

しかし幕府は広南との通交には極めて消極的であった。『唐通事会所日録』に「広南屋形より公方様江差上ヶ申書簡、並御奉行所、次に中ヶ間江遣し申書簡、其外御進物之品々、御返し被成候間、兼而其段覚へ居可申候、重而可被仰渡之段被仰付候」と記すように⁽⁷⁴⁾、9月28日には、広南の国書や礼物の返却を通達し、その要求も拒絶したのである。

四 貞享令下の唐船運営の実態

清朝沿海における海禁の解除により、長崎に入港した唐船の数は、貞享元年の24艘から、2年の85（内積戻り12）艘、3年の102（内積戻り18）艘、4年の137（内積戻り22）艘と増加の一途を辿っており、貞享5（9月30日、元禄と改元）年に至って、史上最多となる194（積戻り70）艘にのぼった⁽⁷⁵⁾。従来の研究では、来日唐船急増の背景として、先の展海令の発布もつとに指摘されてきた。ただし、上述したように、展海令の発布と相前

後して、貞享令が幕府によって強行されている。貿易額を非常に低い水準に抑え込む貞享令が実施されたにもかかわらず、来日唐船の数がなぜ増え続けたのであろうか。この問題について、木宮氏は早くから、「かく貿易額を限定したけれども、当時日本貿易は頗る有利であったから、清舶の来航は益々多く」になったと説明し、対日貿易の利益が、多くの唐船を日本に引き寄せたのであるとしている⁽⁷⁶⁾。

一方で、矢野氏は、その原因について、相当特別な解釈をしている。

私はこの「来日船数」激増は支那において海禁の開かれたことの外、貞享2年に貿易額が限定されたことも一つの大なる理由でなかったかと考へるのである。則ち貿易額が限定されたため、有利なる日本貿易は自からそれに与かるを得る少数者の手に帰し、有利なる日本貿易は一層有利となるわけであるから、支那人をして競争の勢ひをなさしめた結果でないかと考へるのである⁽⁷⁷⁾。

しかし事実としては、春・夏・秋の貿易シーズンに遅れたなどで定高の額がすでに満たされた場合、割当ては与えられず、貨物の荷揚げも許されずに帰航させられた「積戻り船」も当然多く出たものの、割付仕法の適用を許された唐船の数も明らかに増加しているため、日本貿易が「少数者」に独占されるようになったとまでは言えない。近年、松浦氏も、「「展海令」を發布し沿海民衆の海外貿易を許可すると一攫千金を夢見た中国商人は海外とりわけ日本を目指した。その結果、長崎に来航する中国船が急増し」と述べ、やはり唐船急増の理由を、日本貿易の莫大な利益に期待を持つ海商に求めている。

しかしながら、前章でも触れたように、『華夷変態』所収の唐船風説書や嘆願書においては、貞享令がもたらした損失が海商によって異口同音に訴えられる一方である。夥しい数の唐船が長崎に押し寄せる中で、割付仕法の適用を受けた唐船も大幅に増え、個々の唐船に与えられた貿易額が急減するはずである。それでは、貞享令により必ずしも利益が期待できない対日貿易に、なぜその参加者が3年間も引き続き増加したのであろうか。以上の問題関心を踏まえて、本節では、『華夷変態』の関係記述に基づき、貞享令下において、唐船を運営する海商の実態について具体的に検討してみたい。

(1) 唐船運営の実態（貞享3・康熙25・1686年）

上文でも触れたように、年間の貿易総額が定高値に達すると、遅れて入港した唐船などは、荷揚げも許されておらず、幕府の密貿易対策の一環として、長崎海域周辺での停泊も禁止されていたので、貨物を積んだまま中国に帰らざるを得なかった。このような所謂積

戻り船は、次の年度の最も早い貿易時期を狙って、一旦中国に戻ってからまたすぐ長崎に向かって出発した。貞享3年1月1日、前年の積戻り船である「一番南京船」が再び長崎に到着し、その渡航の経過について以下のように伝えている。

旧冬御当地江入津仕申候処に、商売不被為仰付、荷役も仕不申、人荷物共に丑十一月二十六日に御当地より帰帆仕、同十二月十六日に普陀山江着船仕候得共、別に積申荷物も無御座、漸水飯米を相調申候而……直に入津仕候……〔旧冬私類船に而帰帆仕候南京船〕去年少々商売をも仕、帰帆之荷物も調帰り申候故、客共は何も故郷江帰申候⁽⁷⁸⁾。

この「一番船」は、前年の冬に長崎に来航したが、割付仕法における秋季の貿易期間に遅れたため、荷揚げも許されておらず、直ちに積戻りを命じられた。その後、この船は一旦中国に帰って普陀山に寄港し、水・食糧を補充したあとに再び長崎に渡航した。一方で、割付仕法の下で一部の商品を販売し、さらに日本産品をも調達した別の唐船に搭乗する客商らは、中国に戻った後、各々故郷に帰ったという。前年度では、交易が許可されなかったものの、恐らく来日した海商らは、新たに発布された定高・割付仕法のポイントを掴んでいたと思われる。そのため、新年度の春期の割当て枠を確保すべく、彼らは冬季渡航の危険を冒し⁽⁷⁹⁾、また春節の直前にもかかわらず出航し⁽⁸⁰⁾、ちょうど正月一日に長崎に入港したのである。「一番船」を含め、貞享3年正月の内に、春節の前後を海上で過ごしていたと思われる16艘の唐船が、長崎に来航したのである。このように、唐船の航海時期を規定する要因の中に、気候や季節風など自然環境のほか、陸上政権による人為的な貿易規定も新たに加えられたこととなる。

積戻りを命じられた海商は、早速再度の来日を希望したが、必ずしも元の出航地に帰航したとは限らず、例えば福建船の多くはより日本に近い江浙の港に一旦寄港してまた来日した。ただし、その際、海関の所在地を避ける必要があったようである。貞享3年1月11日、再度来日した「七番南京船」の船客らは、その前年の帰航経過について、次のように述べている。

南京通州之内、北沙と申所迄、乗戻り申候得共、旧冬より積渡り申候荷物之分、何れも日本向之荷物共に而御座候得者、本国に而商売も不被仕物に而御座候に付、重而日本を奉頼……罷渡り申候……彼地に而は、客唐人十人招乗せ、並水飯米少々相調申候迄に而御座候……私共儀南京迄乗参申候得ば、又々運上銀も納申儀に御座候に付、奥之地江は参不申候⁽⁸¹⁾。

前年に積戻りを命じられた「七番南京船」は、一旦江蘇省の通州に寄港してそこで新たに客・荷物を集め、再び日本に渡った。中国に帰航する際、船に積んだまま日本から持ち帰った貨物は前年に海関で関税を納めたものであったため、再度の課税を避けるべく、海関の目の届かない場所に寄港せざるを得なかったのである。このように、貞享令の影響は、長崎での交易活動のみに止まらず、帰航する唐船の寄港地選択にも及び、唐船の運営に大きな制約を与えるものとなったのである。

このように貞享令は、唐船運営の全過程に相当な困難をもたらし、日本貿易に従事する華人海商の大きな障害となった。そのため、貞享令発布の翌年から、対日貿易の魅力は低減し、客商の招集も難しくなってきたようである。貞享3年2月2日、「十七番普陀山船」の風説書には、集客の難しさについて、以下のように記している。

私之船儀、去年五月に御当地より帰唐仕候処に、少々買調申候荷物共御座候を、去秋迄に売仕廻重而御当地江罷渡可申と存、客荷物共を招集申候得共、旧冬御当地より段々荷物積帰り申候唐人共之物語に而、商売之様子承申候に付、存之儘客荷物共招乗せ申儀難成候により、僅之荷物に而去十二月二十八日に普陀山を出船仕候⁽⁸²⁾。

これによれば、「十七番船」船主は、貞享令発布の3ヶ月ほど前の貞享2年5月に貿易を済まして中国に戻り、秋までに日本から仕入れた商品を販売し、また日本渡航の準備のため客商・商品を招集したところ、冬に帰航した積戻り船により、長崎での厳しい商況が中国にも伝わってきたので、客商の誘致・集荷が困難になったという。それだけではなく、すでに船主と乗船の契約を結んだ客商らも、長崎の状況を知ると、閏3月3日に聴取された「二十八番南京船」風説書にも記されているように、「旧冬御当地より段々荷物積帰り申候客共之物語に而、最前招寄せ申候客共も、商売之様子承申候により、私船にも乗不申、只本国之商売に趣申候」と、解約して対日貿易を断念し、専ら国内貿易に転じたというのである。実際には、このような状況は以降でもしばらく続いており、貞享5(1688)年に至っても、「四十八番福州船」の6月3日付け風説書に「渡海之拵仕候船共、数多罷在候得共、方々より集り申答之荷物、存之外少く御座候、仕廻兼申船共も有之候」とあるように⁽⁸³⁾、渡海の準備を進める船が多くある一方、船荷集めが非常に困難であったため、なかなか出航できない船もあったようである。

では、客商や積み荷を十分に招集できない中、海商らは何を日本に持ってきたのであろうか。それについては、貞享3年5月19日、「五十二番寧波船」の海商が以下のような証言を残している。

新規に渡海之志し有之客共も乏く御座候により、漸去年積戻り申候船の客共を招乗せ、僅之荷物に而今度入津仕候。私今度積渡申候荷物之運賃取申候分に而は、往来之雑用にも不足仕候儀に御座候得共、御当地より調帰申候戻り荷物之運賃を頼に仕、些少之荷物ながら罷渡り申たる儀に御座候……南京蘇州之様子も略承申候に、御当地江志し申候船頭共御座候得ども、客荷物集兼罷在由、伝承申候⁽⁸⁴⁾。

この史料によれば、対日貿易の新規参入者の減少により、前年度に日本での交易が許されずに中国に持ち帰られた積み戻し貨物が、再度日本に渡航する「五十二番船」の積み荷となっていたことがわかる。ただし、その量も僅かで、航海のコストが運賃を上回る状況となっていた⁽⁸⁵⁾。それにしても、赤字覚悟で敢えて日本に渡航したのは、長崎から帰航する際に、そこに在留する客商や商品の運賃収入に期待していたからであろう。

このような無謀とも言える行動によって、大きな損失を蒙った船主も出ており、貞享 3 年 5 月 23 日、「五十四番寧波船」からは、そのような状況を物語る風説書が聴取されていた。

曹子尚儀去年御当地に而商売御赦免を不奉蒙、積参申候儘にて、積戻り申候により、大分往来之雑用等損失に罷成、重而船仕出し申余力も無御座により、右之客共を私方江送り遣し申候得共、私儀も客荷物共請合積渡り申候事、合点に及不申候処に、客共申候者、とかく貴国之御恵みを不奉蒙候而は、身体破滅仕儀に御座候間、何とぞ今一度来朝仕候嘆をも申上、責而は御赦免之銀高之外之分は、荷物替にも被為仰付被下候様に御訴訟可申上志しに而候間、是非今度乗渡り申候様にと、達而申候に付、任其意に乗せ渡り申候⁽⁸⁶⁾。

これによれば、海商曹子尚は、長崎で割付仕法の適用が受けられず、荷を積んだまま帰航し、航海中の出費で大損して、船を運営する余力も無くなった。そのため、船客・荷物の運送を「五十四番船」に委ねようとしたところ、渡日の不利益を知る「五十四番船」船主も、はじめは受け入れを拒否したが、日本市場しか販路がない商品を持つ客商に、長崎で定高以外の物々交換の嘆願を再び行うことを告げられたため、客商の要望に応えるべく、今回の渡航を決心したというのである。定高仕法令が発布された最初の期間において、海商の中には、まだ幕府の厳しい政策を深く認識しておらず、嘆願を続けることにより幕府の政策が軟化することを期待して、日本に渡航したものもあったのである。

(2) 唐船運営の実態（貞享 4・康熙 26・1687 年）

貞享4年にも、正月から唐船が長崎に到着し、中国における商人らの貞享を報告している。そのなかでも唐船の運営に深く関わっていた海関の政策改変に関する記述は特に注目に値する。貞享4年1月18日、「二番南京船」で来日した海商は、海関による関税徴収について、次のように述べている。

去年御当地に而私共船之儀は、銀高少く御座候により売払い申候、其外に荷物積戻り申候船之儀、彼地川口に而運上官より重而運上銀をも被取可申氣遣仕申候所に、存之外運上官之支配能御座候而、今度新規に積添申候荷物之分は、運上銀を取り申候、私船之外に積戻り之荷物有之船は、運上銀もゆるし、取不申候而、帰帆之船ども責而は仕合に罷成申候⁽⁸⁷⁾。

この風説書によれば、貞享3年、「二番船」は清朝の海関に関税を納付して長崎に渡り、そこで割り当てられた額の交易を済ませ、売れ残った商品を積載して江浙地方に戻った。そして日本からの積み戻し商品の外に、新たに仕入れた貨物をも船積みし、再び海関で出海の手続きをおこなったところ、今回新たに積んだ商品だけに課税し、すでに前年に納税した商品の二重課税を免除する、という海商の負担を軽減する施策をうけたという。前節で繰り返し強調したように、個人的に派船、或いは海商を利用して対日貿易に参加した清朝官員は多く確認されるので、恐らく彼らの働きによって、このような軽減策が制定されたものと思われる。ただし、このような海商への優遇策は、すべての海関で適用されていたわけではなく、閩海関では、貞享4年1月18日に到着した「三番福州船」の海商が報告するように、日本からの積み戻し貨物に対しても徴税を行い続けていた。

私共出船之福州も右南京寧波同然に渡海之船寄り集り申所にて御座候故、是にも近年運上官備り居申候、此運上官は少々理不尽之儀御座候而、御当地より積戻りの荷物迄も又々運上取申候、是は以前に運上治め相済申候荷物にて御座候を、今又重々の取に罷成り、諸商人迷惑仕申候……右之通之重運上取被申候而は、弥以損失仕事に御座候により、荷物所持仕候客唐人共も、過半相仕舞積戻り之荷物共故郷へ持戻り、当年渡海不仕者多く御座候……先当年は渡海仕見申候者、又日本においても御慈悲の市法有是儀も御座候半と奉存、渡海仕申候。

江海・浙海関とは違い、閩海関においては、関税を納付した前年の船荷への免税措置が講じられなかったため、重い税負担に喘ぐ海商らは止むなく再度の出海を断念し、売れ残った荷物を故郷に持ち帰ったという。なお、そのような厳しい状況の中で、「三番船」のように今回こそ長崎で貿易規制緩和が行われると期待感を持って渡来した海商もいた。

江戸幕府による長崎貿易制度の改変を、清朝政府がどのように関知し、いかなる反応をしたのかについては、正徳新例の発令によって惹起した「信牌」問題がつとに注目されている⁽⁸⁸⁾。康熙帝自身がくりかえし事態打開のために指示を出して、日清間でいわゆる「沈黙外交」が行われた正徳新例の場合と較べて、清朝朝廷で貞享令が問題視された形跡はなく、日清関係におけるその意義もあまり注目されていない。ただし一時的・地域的な事例とはいえ、清朝の税関が、日本との公的な外交関係が存在しないなかで、日本での商法の改変に応じて、施策の調整を図ったこと自体は、注目されるべきであろう。

なお長崎唐人貿易における江浙商人と福建商人の勢力消長については、多くの研究で論及されているが、その中心は正徳新例以降の状況にあり、展海令発布直後の時期については、江浙が対日貿易の主要商品である糸絹織物の産地であり、日本と地理的に近いために優位に立ったことが指摘されているにとどまる⁽⁸⁹⁾。ただし上述のように、福建海商は江浙海商とは異なり、積み戻し商品への再徴税が課せられたことも、彼らの勢力退潮の一契機として注目すべきだろう。

江海関の免税政策によって、日本に渡航する一部の海商の負担はある程度軽減されたが、貞享令緩和の可能性は依然として期待できなかった。「御割付之銀高は僅之儀に而、御当地に而之雑用は大分之儀に候へば、損失仕、無是非船を借銀之方に相渡し申候」とあるように⁽⁹⁰⁾、定高による貿易額の制限に加えて、長崎停泊中の諸出費が多額に上ったため、借金の返済不能で船を押収された船主も出た。しかしながら、長崎港に現れる唐船の数は減少するどころか、本節冒頭に挙げた数字で示したように、引き続き増加の一途を辿っていたのである。彼らはなぜ貞享令による貿易条件の悪化にもかかわらず、長崎に渡航し続けたのだろうか。

この問題に関して、貞享4年1月28日、「九番廈門船」の風説書には次のようにある。

〔貞享令で〕商人共難儀に存申様子など、於廈門にとくと承申候間、私船も渡海を止め可申と存申候得共、最早船をも作り荷物をも少々積込申候得者、中途に而やめ申儀も迷惑に存、猶予仕罷在候得共、日本之御国久鋪奉慕罷在候得者、此上は少々商売不如意に御座候得共、兎角罷渡申候はば、宜御政道にも可奉逢と存申候而……直に乗渡り申候⁽⁹¹⁾。

日本での商況悪化や海商の困窮は廈門にも伝わり、「九番船」船主も一旦渡海の中止を考えていたが、船も新造し、荷積みもある程度済んだため、進退谷まって逡巡していたものの、譬え貿易の利益が出なくても、ひとまず長崎に渡航すれば、貿易緩和の好運にも恵まれる

かも知れないと期待して渡航したのだという。商船は、建造時の費用は勿論、その維持・保全のために、出海しない場合でも出費が生じ続ける⁽⁹²⁾。そのため、長崎の商況悪化を知りながらも、いたずらに停泊を続けるよりも、渡航することを選んだのだろう。

また長崎での割付仕法により損失を蒙った海商が、船の運営を中止することなく、前年度日本から持ち帰った少量の積み戻し商品を、再びそのまま積んできたケースもかなり多い。その代表的な例として、2月28日ごろに長崎に到着した「十九番南京船」が挙げられる。その船主は、再来の経緯について、次のように伝えている。

去年御当地に而御割付之商売に而損失も御座候に付、船仕出し之儀も先相やめ可申とは奉存候得共、少々去年之売り残り之荷物も御座候、其上船を売り捨申候事も別而残念に奉存、今度又存立、少之乍荷物、船を仕出し罷渡り申候。

これによれば、「十九番船」船主も前年度に貞享令の影響で損失を蒙り、船の運航停止も検討していたが、結局残品・船舶の処分に苦慮した末、再び来日を選択したというのである。

前述したように、貞享2年8月10日に定高仕法が強行され、その内容や実施の状況については、同年の冬に帰航した海商によって早くから中国に伝わっていた。同仕法による海商の困窮や長崎での商況悪化は華人海商の間にも広く流布していたと思われる。それだけに長崎での交易の動向は、常に海商の注目の的となっていた。中国在留中の海商による長崎情報の収集について、貞享4年5月23日付け、「七十四番福州船」の風説書には、次のように記されている。

弥当春罷渡申候船共帰帆仕候ば、御当地商売之様子承合、其上に而様子次第に罷渡り可申と申、窺居申候者も少々御座候得共、御当地商売之様子承届候ば、多分は夏秋之中には此者共も商船仕出し申間敷と奉存候⁽⁹³⁾。

福州の海商の中には、春期の貿易を終え、長崎から帰帆する唐船の到着を待ち、そこから当年度の具体的な商況を確認し、その上で出航の可否を判断するものがいた。現在の長崎における厳しい状況を勘案すれば、彼らは夏・秋期の渡航を中止する可能性が高いというのである。

また長崎の商況情報の錯綜により、実情にそぐわない判断が下すものもあった。例えば、貞享4年10月5日、「百二十三番南京船」に搭乗した海商は、帰航する唐船のもたらした情報を読み誤り来日したことを、次のように述べている。

私共も当夏之時分御当地より帰帆之船之様子を相考え、商売之銀高御割付も四季に可被為仰付と奉存、少々荷物に而は御座候得共、御厚恩を可奉蒙ために罷渡り申候⁽⁹⁴⁾。

江浙方面から来航した今回の海商は、夏に長崎より中国に帰帆した船客から、春・夏・秋という3シーズンに行われた割付貿易が、今年は冬期にも加えて4シーズンに変更されたという風聞を聞き、それを信じて実際には行われなかった冬期の交易を狙って来日したのだという。

「百二十三番南京船」以外にも、「百二十四番南京船」や「百二十六番南京船」の海商も、割付仕法における貿易シーズンが冬季にも開かれるようになり、合わせて4期になったとの判断で長崎に渡航したと供述している⁽⁹⁵⁾。貞享4年10月7日に聴取された「百二十七番寧波船」の風説書にも、4シーズン貿易の導入をめぐる海商の臆測が記されている。

私共儀も当春より之帰帆之船之様子相考、商売之割付も四季に可被仰付と、乍愚案頼母敷奉存、遙々之海上を不顧、折角罷渡り申候処に、只今委細之様子承、俄に行当り迷惑至極に奉存候⁽⁹⁶⁾。

寧波の海商も、春の帰航船の様子から、長崎での唐船貿易シーズンが4期になると推測し、第4期の冬期の交易を目指して来日したが、到着後、冬季には貿易が行われなかったという実状を知り、非常に困惑していると述べているのである。このような虚説によって、本来は渡航を見合わせるはずだった海商までも長崎に到来し、そのことも来日唐船の数をさらに増加させる一因になったと思われる。

(3) 来日唐船数の増加要因

以上、本節では、華人海商の供述に基づいて、まず貞享令の発布が唐船運営に大変な困難を来したことを明らかにし、さらにそれにも関わらず来日唐船が増加した原因を、自転車操業に陥った唐船運営の体質や、唐船船主の長崎貿易に対する様々な期待、清朝海関での免税措置、帰航船に伝えられた不正確な貿易関係情報などに求めた。それでは、貞享令に逢着した華人海商は、なぜ日本の代わりの、他の市場の開拓を行わなかったのであろうか。華人海商が規制緩和を求める時に訴えた、彼らがもたらした商品は日本以外に販路がない、という内容をそのまま信ずるべきなのだろうか。確かに日本市場向けに、特別な規格の商品を製造・運搬してきたケースもあったとは考えられるが、最も一般的な生糸や砂糖、薬種などは、必ずしも日本市場限定の商品ではない。

事実、貞享令の発布によって、対日貿易を断念し、東南アジア方面に渡航して、そこで活路を開いた海商も少なくない。たとえば貞享3年2月12日、「十八番福州船」の風説書には、次のようにある。

当年之儀は、去年御当地より帰帆仕候福州廈門之船共も、大方暹羅、咬啍吧^{ジャガタラ}此外奥之
国々江為商売参申筈に御座候……私船之儀も、当年は奥之国江参可申と存申候得共、
小船にて御座候へば、奥之国之商売罷成不申候に付、無是非僅之荷物にて御当地へ参
申候⁽⁹⁷⁾。

前年に長崎に渡航した福建海商の多くは、帰航後は再度の渡日を諦め、その多くがシャム
やバタビアなど南洋方面に出向いた。「十八番船」の船主も南洋方面への貿易を希望してい
たが、船が小型のため、水深の深い南シナ海の渡航に適さず、再び少量の船荷を積んで長
崎に来航したというのである。これによれば、日本以外に、東南アジアも華人海商にとっ
て有望な市場ではあったが、そこでは、より積載量の大きい、水深の深い南シナ海に適し
た尖底で大型船が求められている。周知のように、江浙方面では、水深の浅い東シナ海の
航行に適する小型で平底の沙船が最も多く運用され⁽⁹⁸⁾、上述した漁船の群れに隠れて来日
した江浙発の船もその類に属すると思われる。しかし平底の沙船で南シナ海を渡るのは困
難であった。つまり、東シナ海を活躍の場とする多くの沙船船主にとっては、貞享令下の
対日貿易の困難を知らながらも、ただちに南洋方面への渡航に転換することは現実的では
なかったのである。

さらに、上述のように、江浙方面からは、日本への渡航は比較的容易であり、冬期を含
め、1年中どの季節でも長崎に渡航できた。一方で、東南アジア方面への渡航は、尖底で
大型の「鳥船」でも、季節風のシーズンを逃せば、殆ど不可能であった。たとえば貞享3
年5月27日、「六十番福州船」で来日した華人海商は、彼らがなぜ東南アジア方面への渡
航を断念したかについて、「殊に奥之国江為商売、趣可申と奉存候得共、順風之時分に而無
之候に付、不能其儀候」と述べ、順風を失すると南シナ海を航行することはできないと述
べている。このように貞享令の発布にもかかわらず、平底の沙船や時季を逸した鳥船が南
シナ海貿易に転じることは容易ではなく、来日唐船数もただちには減少に向かわなかった
と考えられる。

貞享令の発布にもかかわらず、華人海商が引き続き長崎に赴いた背景には、以下のよう
な中国市場の状況があったと考えられる。つとに岸本美緒氏は、清代前期江南地域の米価
や諸商品の物価について詳細な分析を加え、海禁による海外銀の中国への流入量の減少、
清朝国家財政の緊縮的性格などを原因とした民間に流通する銀量の激減による、順治年間
後半から康熙年間中期に至る諸物価の低落現象、いわゆる「康熙不況」を指摘した⁽⁹⁹⁾。

実際に、華人海商も、このような清朝国内における商業の不況について、多くの供述を

残している。例えば、貞享5年6月3日に聴取された「五十番廈門船」の風説書には、中国国内の商況について、以下のように記す。

米穀は諸方下値に御座候而、人民之渡世は、仕やすく御座候、商売事は已然に相劣申候而、商人共は不勝手に御座候⁽¹⁰⁰⁾。

米価が清朝のどこでも廉価で、人民の生活も以前より過ごしやすいが、貿易不振で商人達が難儀しているという。清朝国内では、まさに諸物価が低迷し、商品の値段が下がってもなかなか買い手が見つからない状態であった。こうした貨幣流通量の減少による物価低落は、海禁令の解除にともなう海外銀の流入によって、このころから回復にむかうのだが、海禁解除の直後は、まだ国内経済はこうした状況を脱しておらず、そのことが華人海商を、貞享令による商況悪化にもかかわらず、対日貿易に向かわせた背景にあり、彼らは比較的少量の商品を積んで長崎へ渡航し、来航唐船の数を押し上げたのだと思われる。

終わりに

本稿では、貞享令発布前後における華人海商の動向について、福建水師提督施琅を代表とする地方勢力が、台湾鄭氏降伏後に実力増大のため海外貿易に積極的に参入し、それに対して、清朝朝廷が海関を設置して貿易の管理を強めた中国での政治状況、そして唐船運営において海商が直面した現実的な諸問題などの状況を踏まえて再検討を行った。鄭氏の降伏は、清朝が陸上のみでなく海上での支配をも確立したという政治上の意義とともに、海禁の必要がなくなり、中国商船の出海を認めるという経済上の意義も持っていた。特に沿海地域の地方官員は、その地位を利用して、海禁未解除のうちにも長崎などに商船を送り出し、海外貿易の利益を得ようとしていた。海禁撤廃直後、福建当局、及び施琅などの官員はなお対日商品を専売制にし、民間の商人をも圧迫して対日貿易の継続に努めていた。

一方で、清朝官員も搭乗した「公儀船」を含む来日唐船の急増は、清朝との公的な通交関係を忌避していた江戸幕府の警戒を招いたと思われる。清朝官員の来日後、まもなく定高仕法が幕府から長崎に通達されている。それに対し、「公儀船」の船主を含む清朝の海商に加え、東南アジアから来航した華人海商も、連名で規制緩和を求める嘆願書を提出した。しかし幕府が彼らの請願に応じることはなく、貞享令によって、華人海商の交易条件はかくなり悪化することになった。

一方、清朝政府は鄭氏勢力の消滅後に、沿海部に新たな海上勢力が出現することを阻止

するため、海上貿易に対する統制を強化した。鄭氏勢力が行っていた海上貿易を掌握することを意図した施琅は、長崎に配下の商船を派遣していたが、こうした清朝の統制策と、日本での貞享令の実施により、最終的には対日貿易から撤退することになる。

華人海商による連名嘆願では、幕府の治世を称揚するとともに、海路での艱難を訴え、日本市場に特化した貿易品の特殊性や、貿易に関与する日本人の損失も力説して、さらに金銀以外の商品を代価とする交易も提案し、貿易制限の緩和を請願した。また東京や広南^{トシキン}などから来航した海商は、清朝には従属せず、日本人同様に自認していると主張して、清朝商人に課せられた貿易制限からの特例化を請願した。彼らと結びついた広南政権も、幕府に国書を送り、広南の華人海商への便宜提供を依頼している。しかしこれらの要請も、幕府の応じるどころとはなかった。

定高仕法の詳しい情報は、発布の数ヶ月後に冬の帰航船によって中国に伝わった。海商の中には、それによって客商の誘致が困難になり、契約済みの船客も解約して日本渡航を断念するものもいた。しかし全体としては、来日唐船数は依然として増加している。東シナ海貿易から南シナ海貿易への転換の困難、中国国内市場の沈滞といった状況下で、多くの船主は、定高仕法による交易条件の悪化を知りながら、長崎に渡航することを選択したのである。ただし、その船荷の殆どは前年日本より持ち帰った積戻り商品であった。

来日唐船の連年の増加を受けて、抜け荷などの対応に苦心していた幕府は、貞享 5（元禄元、1688）年に至って、終に唐船数を 70 艘に限り、唐人屋敷を設立してすべての唐人を収容することを命じ、翌元禄 2（1689）年にそれを実施に移した。以降、定高仕法に加え、船数の制限や、唐人屋敷での強制居住は、正徳新例にも継承され、幕末まで維持されることになったのである。

[注]

(1) 以下、長崎唐船貿易制度の変遷については、特に注記しない限り、主に矢野仁一『長崎市史 通交貿易編東洋諸国部』（長崎市役所、1938 年）、長崎県史編集委員会『長崎県史 対外交渉編』（長崎県、1986 年）、長崎市史編纂委員会『新長崎市史 近世編』（長崎市、2012 年）の関連記述に基づいてまとめた。

(2) 有名な史料であるが、五島列島に來航した華人海商周性如に授けられた、慶長 15（1610）年 12 月 16 日付けの朱印状には、「応天府之周性如商船來于日本時、雖為著到何之

浦々津々、加守護速可達長崎、諸人宜承知、若背此旨及不義者、可処罪科者也」とあり、日本各地での自由貿易が許されたことが分かる。早川純三郎編『通航一覽』第5冊（国書刊行会、1913年）巻207、343頁。

(3) これより先、寛永5（1628）年5月シャムにおいて高木作右衛門忠次所有の朱印船がスペイン艦隊によって焼き討ちされ、江戸幕府はポルトガル・スペイン両国が共通の国王の統治下にあることを理由に寛永7（1630）年まで日本寄港中のポルトガル船を抑留した。同じ寛永5年にも、末次平蔵政直が派遣した朱印船が台湾でオランダ東インド会社と紛争を起こし、そのため寛永9（1632）年までオランダ平戸商館も閉鎖された（前掲注1、『新長崎市史 近世編』20－21頁参照）。このように、寛永5年から、日本とポルトガル・オランダとの貿易が数年間中断され、糸割符制度の唐船への適用は、このような背景の中で行われたのである。

(4) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1964年）56頁。

(5) 前掲注（4）、山脇著書、55頁。

(6) 前掲注（1）で挙げた長崎地方史類のほか、金井俊行『増補長崎略史』（長崎叢書3、4、長崎市役所、1926年）、木宮泰彦『日支交通史』（金刺芳流堂、1927年）、岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」（『史学雑誌』62編11号、1953年）、箭内健次『長崎』（至文堂、1959年）、板沢武雄「鎖国時代における密貿易の実態」（『法政大学文学部紀要』7巻1部、1961年）、菊地義美「鎖国下の密貿易」（『歴史教育』10巻9、10号、1962年）、科野孝蔵「オランダ船貿易の定高（制限高）の意義」（『日本貿易学会年報』17号、1980年）、中田易直『近世対外関係史の研究』（吉川弘文館、1984年）、中村質『近世長崎貿易史の研究』（吉川弘文館、1988年）、任鴻章『近世日本と日中貿易 東アジアの中の日本歴史』（六興出版、1988年）、太田勝也『鎖国時代長崎貿易史の研究』（思文閣、1992年）、木崎弘美『長崎貿易と寛永鎖国』（東京堂出版、2003年）などにおいても、貞享令の複雑多岐な諸側面に検討が加えられている。

(7) 朱徳蘭「清開海令後の中日長崎貿易与国内沿岸貿易（1684－1722）」（張炎憲編『中国海洋発展史論文集（三）』中央研究院三民主義研究所、1988年）。

(8) 松尾晋一「幕府対外政策における「唐人」「唐船」問題の推移—「宥和」政策から「強硬」政策への転換過程とその論理—」（『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』校倉書房、2010年）206－211頁。

(9) 謝国楨「清初東南沿海遷界考」、「清初東南沿海遷界補考」（『明清之際党社運動考』

中華書局、1982 年）を参照。

(10) 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007 年) 376－377 頁、杉山清彦主編「すみわける海」(羽田正編『海から見た歴史』東京大学出版会、2013 年) 192 頁。

(11) 東洋文庫榎一雄編『華夷変態』東方書店、1981 年。

(12) 鄭維中(郭陽訳)「清朝の台湾征服とオランダ東インド会社—施琅の「台湾返還」密議をめぐって—」(中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人—十六・十七世紀の東アジア海域—』思文閣出版、2013 年) 342－345 頁、岡本隆司『近代中国と海関』(名古屋大学出版会、1999 年) 60－61 頁。

(13) 『清聖祖実録』卷 116、康熙 23 年 9 月丁丑「戸部等衙門遵諭議復、福建、広東新設関差、止將海上出入船載貿易貨物徵稅」、卷 117、康熙 23 年 10 月丁巳「直隸、山東、江南、浙江、福建、広東各省、先定海禁處分之例、応尽行停止」。

(14) 『華夷変態』卷 8、407－408 頁。

(15) 『華夷変態』卷 9、416 頁。

(16) 『華夷変態』卷 9、423 頁。

(17) 『華夷変態』卷 9、425 頁。

(18) 徐建新「台湾鄭氏商船降清始末」(『中国史研究』1989 年 1 期) を参照。

(19) 劉奇俊「清初開放海禁考略」(『福建師範大学学報(哲社版)』1994 年 3 期) 123 頁。

(20) 『清聖祖実録』卷 115、康熙 22 年 4 月辛亥「工部侍郎金世鑑疎言……浙江沿海地方、請照山東等處見行之例、聽百姓以装載五百石以下船隻、往海上貿易捕漁……從之」。

(21) 『華夷変態』卷 9、444 頁。

(22) 『華夷変態』卷 9、436 頁。

(23) 『華夷変態』卷 9、420 頁。

(24) 前掲注(12)、岡本著書、注(19)、劉論文、黄国盛「清初四省海関衙署設置新探」(『福建師範大学学報(哲社版)』1999 年 2 期)、連心豪「施琅与清初開海設関通洋」(『中国社会經濟史研究』2000 年第 1 期)、松浦章「第三編 清代海外貿易と海関」(『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002 年)、劉鳳雲「施琅統一台湾与清初的開海貿易」(『福建省委党校学報』2004 年 3 期) など、参照。

(25) 『華夷変態』卷 10、451 頁。

(26) 康熙 23 年『福建通志』(北京図書館古籍珍本叢刊 34、史部・地理類、書目文献出

版社影印、1988 年)

(27) 『華夷変態』巻 10、455 頁。

(28) 実は、後の「6 番福州船」の風説書には、当船が 1 番船よりも 2 日間早く、正月 2 日に福州を出港したと書いてあり、而も出発の時に海禁が既に解除され、海関も設置されたとしている(『華夷変態』巻 10、458 頁)。これは、海禁がまだ解除されていないとの、正月 4 日出発の 1 番船の供述とは齟齬している。或いは、前後の福州船の到着日を考えれば、『華夷変態』では、6 番船の出発日の 20 日を 2 日と誤記したのか。いずれにしても、正月の前半頃に、福建では、海禁が実際に解除されたと思われる。

(29) 乾隆 2 年『福建通志』巻 27、前掲注 24、松浦著書、574 頁を参照。

(30) 『華夷変態』巻 10、462 頁。

(31) 『華夷変態』巻 10、474 頁。

(32) 『華夷変態』巻 10、463、465 頁。

(33) 『華夷変態』巻 10、475、482、489 頁。

(34) 『華夷変態』巻 10、468 頁。

(35) 前掲注 (6)、木宮著書、494 頁、大庭脩『徳川吉宗と康熙帝—鎖国下での日中交流』(大修館書店、1999 年) 113—118 頁、彭浩「近世日本の唐人処罰：「日本之刑罰」の適用をめぐって」(『論集きんせい』30 号、2008 年) 2—3 頁。

(36) 『雍正江西通志』巻 18 学校、『乾隆汀州府志』巻 18 職官 3。梁氏は、当康熙 24 年に新たに設置された台湾海防同知に任じられ、5 年後の康熙 29 (1690) 年、兵部職方司員外郎に転任した(『重修台湾県志』巻 9 職官)。

(37) 『華夷変態』巻 10、493 頁。

(38) 陳東林「康雍乾三帝対日本的認識及貿易政策比較」(『故宮博物院院刊』1988 年 1 期) 13 頁、及び曹永和「環シナ海域交流史における台湾と日本」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』吉川弘文館、1988 年、635 頁)においては、清朝の官員が帰国に命じられ、「公儀船」貿易も幕府に拒否されたと説いている。しかし、実際には後述のように、「公儀船」も普通の唐船と同様に割付仕法に適用されていたのである。

(39) 郭松義「康熙朝官員的「捐助」活動」(『歴史档案』1989 年 1 期)。

(40) 『華夷変態』巻 10、貞享 2 年「19 番廈門船」、475 頁。

(41) 『華夷変態』巻 10、467—468 頁。

(42) 『華夷変態』巻 10、486 頁。

- (43) 『華夷変態』巻10、貞享2年11月15日「77番福州船」、532頁。
- (44) 前掲注(35)、大庭著書、118－119頁、前掲注(38)、陳論文、13－14頁を参照。
なお、岑大利「論明清時期的官員經商問題」(『社会科学輯刊』1997年2期)、封越建「清代前期商人的社会構成分析」(『中国經濟史研究』2000年2期)などによれば、清初期から、官員の商業への参加禁止令も屢々発せられたが、その効果があまり上がらず、官員の商業活動への参加は普遍的になっていたという。
- (45) 『華夷変態』巻12、698頁。
- (46) 『華夷変態』巻12、748頁。
- (47) 『康熙起居注』第2冊、1785－1786頁、『清聖祖実録』巻136、康熙27年7月乙酉、施偉青『施琅年譜考略』(岳麓書社、1998年)730－737頁を参照。
- (48) 『華夷変態』巻10、481頁。
- (49) 『華夷変態』巻10、483頁。
- (50) 森田明「明末清初における福建晋江の施氏」(『社会經濟史学』52巻3号、1986年)、同「福建晋江における施氏宗族についての覚書」(『人文研究』39巻11冊、1987年)によれば、施琅の功績に対して、朝廷から賜田を始めとする多くの政治・経済的な特権が与えられていた。また、施琅による台湾民間土地の不法占拠やその脱税・賦役逃れの行為については、鄧孔昭「施琅其人二三事」(張海鵬・李細珠編『台湾歴史研究』第1輯、社会科学文献出版社、2013年)88－90頁を参照。
- (51) 前掲注(38)、曹論文、635－637頁。
- (52) 前掲注(12)、鄭論文を参照。
- (53) 岸本美緒氏は、1680年代における清朝の江南統治の方針について、「社会内部の自立的極としての土豪勢力を一掃するとともに、官府を浄化して皇帝の一元的支配に服せしめ、一君万民的徳治主義のもとに民衆世論を糾合することによって、秩序を回復しようとするものであった」と説いている(岸本『明清交替と江南社会』東京大学出版会、1999年、20頁)。康熙帝の仁政を称揚し、それによる施琅の政策転変を内容とする廈門海商の報告は、正に、福建でも、江南と同様な統治方針が功を奏したことを物語っている。
- (54) 施琅の一族である施東(鹿門)が、台湾降伏直後、泉州府晋江県安海から台湾に移住し、砂糖貿易商人として長崎に来往して、日本人の女性をも娶ったという。森田明「清代台湾中部の水利開発」(『清代水利史研究』亜紀書房、1974年)518－520頁。施琅が自ら対日貿易から撤退した後、恐らく彼の庇護の下で、その一族による対日砂糖貿易はなお継

続されていたようである。

(55) 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(岩波講座世界歴史 13『東アジア・東南アジア伝統社会の形成』岩波書店、1998年) 37頁。

(56) 『通航一覧』第4冊、巻158「長崎港異国通商総括部21」、300頁など、参照。

(57) 前掲注(4)、山脇著書、45頁の統計より算出。

(58) 『華夷変態』巻10、502-506頁。

(59) 『華夷変態』巻10、506-511頁。

(60) 『華夷変態』巻10、495、501頁。

(61) 『華夷変態』巻11、626-629頁。

(62) 前掲注(6)、太田著書、321頁によれば、割付仕法においては、所定の貿易高が四口に分けられ、その内①「船数」、②「唐人数」、③「唐船修復」が「遣捨」、つまり長崎停留中の出費に相当すると思われ、残った銀高は、④唐船一艘の「積み高」に応じて割り付けられるという。

(63) 『華夷変態』巻11、608-609頁。

(64) 和田久徳「トンキン華僑林于騰の長崎貿易」(『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』鈴木俊教授還暦記念会発行、1964年) 769頁。

(65) 李慶新「“海上明朝”：鄭氏河仙政権の中華特色」(『学術月刊』2008年10期)によれば、上述の東京海商と同じように、広南においても、明朝式の装束や住まいをし、これを以て清朝への不従属を表明する「明朝遺民」も多くいたという。清朝によって中国から追い出された彼らにとって、貿易のため度々訪れる日本は、より親近感のある場所になったと思われる。

(66) 岩村成允『安南通史』(富山房、1941年) 255-258頁。

(67) 藤原利一郎「広南王阮氏と華僑：特に阮氏の対華僑方針について」(『東洋史研究』14巻5号、1949年)、陳荊和「十七、十八世紀之会安唐人街及其商業」(『新亞学報』3巻1期、1957年)、同「清初鄭成功残部之移殖南圻」(『新亞学報』5巻1号、1960年、『同』8巻2号、1968年)、于向東・張磊屏「17、18世紀広南阮氏与中国、日本的貿易聯繫」(『東南亜縦横』2003年10期)、蔣国学「17世紀初至18世紀中後期越南南河海外貿易中の華商」(『南洋問題研究』2008年2期)などを参照。

(68) 『華夷変態』巻9、415頁。

(69) 『華夷変態』巻11、635頁。

(70) 『華夷変態』巻 9、422 頁。

(71) 『華夷変態』巻 15、1035－1036 頁、原文「茲者、上国因清船衆多、以致定額寡少、敝国王上欲交隣之旧、通貿易之需、由黃寛官吏良舍韓挺政曾四使船、興販上国、肅具書幣、奉通上国、請許貿易、尽船准売」。

(72) 『華夷変態』巻 15、1037－1038 頁、原文「数年来、貴国条規生理、定限銀額、而敝王聞此景色、姑爾中止、茲有船主黃寛官到敝港貿易、揚羨諸公老親台、愛商柔遠、猶蒙殷々、不棄敝国之念……故特藉鼎力、披陣於貴上人、尚冀非常之待、格外之施、許寛官本船尽為貿易、永通往來之便」。

(73) 『華夷変態』巻 15、1040－1042 頁、原文「念及本国經費為助、所宝惟錢、所可嫌者、歲月未能鍛鍊焉、遥聞貴府之國、地産良銅、勢兼造幣、尤願貴府時中斟酌、財上加工、立九府之圜法、鑄三品之緡錢、流通本国、經商販売、兩得其利、倘公之用、土産何物、後必重報」。

(74) 東京大学史料編纂所『唐通事会所日録』（東京大学出版会、1955 年）巻 3、198－199 頁。

(75) 『通航一覽』5 冊巻 198、235 頁、前掲注 5、岩生論文、松浦章「元禄元年長崎來航中国船について」（『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、2007 年）を参照。

(76) 前掲注（6）、木宮著書、496 頁。

(77) 前掲注（1）、矢野編著、205 頁。

(78) 『華夷変態』巻 11、544 頁。

(79) 冬期は北風が吹くため、唐船の中国から長崎への渡航に適しなかったと考えられる。ただし、福建以南の地域に較べ、江浙地方からは、冬でも日本渡航の危険性は低い、すなわち困難ではあるが、航行不可能なわけではない。安達裕之「東シナ海の航海時期」（『海事史研究』66 号、2009 年）を参照。

(80) 周凱『廈門志』巻 15「風俗記・歳時」には、「俗尚歳時元旦、焚香紙、放爆竹、開門即閉……市不列肆（別択吉開市）、糞土不除者三日」とあり、また、光緒『漳州府志』巻 38「民風・歳時」にも、「元日祭畢、無貴賤御新衣詣親賀歳……醉人相望於道、五日乃止、謂之假開」とある。実際には、当時來日唐船を多く出した福建南部だけではなく、中国の殆どの地方でも、春節における商人の休業は一般的な慣習であった。

(81) 『華夷変態』巻 11、548 頁。

(82) 『華夷変態』巻 11、556 頁。

- (83) 『華夷変態』巻 14、883 頁。
- (84) 『華夷変態』巻 11、585 頁。
- (85) 施琅「論開海禁疏」(『靖海紀事』巻下、康熙 24 (1685) 年 3 月 13 日)においても、「如今販洋船隻、無分大小、絡繹而発隻数繁多、資本有限、餉税無幾、不惟取厭外域、輕慢我非大国之風、且借公行私、多載人民、深有可慮」とあり、船数・船員ばかり多くて、資本が限られたので、船荷も少量しか積まれず、関税も殆どとれないと指摘されている。
- (86) 『華夷変態』巻 11、587 頁。
- (87) 『華夷変態』巻 12、657 頁。
- (88) 前掲注 (10)、岩井論文を参照。
- (89) 山脇悌二郎「近世日中貿易における福建商人と江・浙商人」(『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、1960 年) 24-31 頁、劉序楓「清代前期の福建商人と長崎貿易」(『九州大学東洋史論集』16 号、1988 年) 133-159 頁、松浦章「長崎貿易における江・浙商人と福建商人」(前掲『清代海外貿易史の研究』) 222-237 頁。
- (90) 『華夷変態』巻 12、貞享 4 年 1 月 26 日、「8 番南京船」、664 頁。
- (91) 『華夷変態』巻 12、665 頁。
- (92) 上述した海商の連名嘆願文には、「私共船之帆之儀は、□〔葦か〕帆に而御座候により、渡海之度々拵直し不申候而は、不罷成物に而御座候」(『華夷変態』巻 10、502 頁)とあり、また、貞享 2 年 52-59 番船頭の請願書である「申上覚」にも、「縦無底之船にても、一月之内両度宛、すりたで仕不申候而は、船に蟲入、用に立不申物に而御座候」(『華夷変態』巻 10、511 頁)とある。つまり、唐船は、出航の度に帆を交換する必要がある、停泊中においても、1 月に 2 度と船腹船底の蛎殻を火で落とすことをしなければ、使えなくなるというのである
- (93) 『華夷変態』巻 12、742-743 頁。
- (94) 『華夷変態』巻 13、810 頁。
- (95) 『華夷変態』巻 13、811、814 頁。
- (96) 『華夷変態』巻 13、816 頁。
- (97) 『華夷変態』巻 11、557 頁。
- (98) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』(関西大学出版部、2004 年)を参照。
- (99) 岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』(研文出版、1997 年)。
- (100) 『華夷変態』巻 14、885 頁。

第八章 清末留学生と漢文本『華夷変態』の刊行

はじめに

『華夷変態』は、第1章で詳しく述べたように、江戸幕府の儒官であった林春勝・林信篤父子が、長崎からもたらされた唐人風説書などを編綴した海外情報集である。延宝2（1674）年、林春勝は三藩の乱の勃発を契機に、『華夷変態』の編纂に着手した⁽¹⁾。その第1巻には、明清交替期の中国情勢に関する華人海商の報告や、南明政権による「日本乞師」の書簡などが収められ⁽²⁾、第2～5巻には、おもに三藩の乱の時期の中国情報が収録されている。康熙20（1681）年に三藩の乱が終結してからも、林家では定例化した唐船風説書を集成して『華夷変態』の編纂を続け、最終的には享保2（1717）年に、『華夷変態』全35巻が成立した。

『華夷変態』の原本は、後に林家第8代当主の林衡（述斎 1768-1841）によって幕府の紅葉山文庫に献じられ⁽³⁾、明治以降は内閣文庫（現国立公文書館）に移管されたため、内閣文庫本『華夷変態』（以下『内閣文庫本』と略称）と称されることとなる⁽⁴⁾。『内閣文庫本』が公開されることは江戸時代を通じてなかったが、江戸後期に入り、その最初の5巻を抄録した写本が、民間にも多数流布している。これがいわゆる通行本『華夷変態』（以下『通行本』と略称）である⁽⁵⁾。さらに1906（明治39）年には、この『通行本』から、明末清初における南明政権や鄭氏勢力の抗清活動に関する史料を撰録した、活字本の『華夷変態』が、中国人留学生により東京で刊行されたのである。

『華夷変態』研究の先駆者である浦廉一は、この活字本を漢訳本『華夷変態』と称し、その書誌的事項と、刊行に至る経緯を略述している⁽⁶⁾。ただし同書に収められた記事の大部分は、後述のようにもともと漢文で書かれており、これを『漢訳本』と称するのは適切とはいえない。このため本稿では、同書を漢文本『華夷変態』（以下『漢文本』と略称）と称することにしたい。

なお中国でも、謝国楨が『漢文本』の序文を全文紹介し、浦の研究に依拠して、同書を含む『華夷変態』諸本の書誌的事項を略説している⁽⁷⁾。また最近では、中国語圏で初めて唐船風説書に関する専著を刊行した孫文が、やはり浦の研究に基づき、『漢文本』を紹介している。ただし孫文は、「漢訳本はその内容が元々漢文で、また、その底本もまだ残っているので、今では既に独立的な史料価値を有していない」と述べ、『漢文本』の底本が

現存することを理由として、同書の史料価値については否定的である⁽⁸⁾。それ以外にも、中国人研究者が『漢文本』所収の史料を引用することはあるが⁽⁹⁾、管見の限り、『漢文本』自体の成立過程や構成を検討した研究は見られない。

『漢文本』は刊行後すでに百年以上が経過しており、伝本もきわめて少ない⁽¹⁰⁾。また現在ではすでに完本『華夷変態』が活字本として刊行されているので、『漢文本』の記事自体には独自の史料価値は認められない。しかし一方で、二十世紀初頭の東京で『漢文本』が刊行されたという事実は、清末の留日学生による革命運動史の一環として、興味深い問題を含んでいるのではないか。従来の研究では、浦がその書誌事項を略述するにとどまり、誰がいかなる目的で、どのような時代背景のもとにこの『漢文本』を刊行したのか、その内容構成にはどのような特徴があるのか、といった問題については、十分な検討が行われていない。このため本稿では、まず江戸・明治期における『華夷変態』の流布とその影響を概観したうえで、『漢文本』出版の経過とその内容構成に検討を加え、さらにその時代背景や意義についても論及することとしたい。

一 江戸・明治期における『華夷変態』の流布と影響

『華夷変態』には、長崎に来航した華人商人から聴取した唐船風説書のほか、朝鮮や琉球から、対馬や薩摩を通じてもたらされた海外情報なども収録されている。三藩の乱に際して、清朝は「遷界令」と合わせて厳格な海禁を行ったため、長崎に訪れる華人は、鄭氏や三藩の支配地域から来航したものか、清朝の禁令を犯した密貿易者に限られていた⁽¹¹⁾。また朝鮮・琉球経由の情報も、おおむね三藩や鄭氏側に好意的であった⁽¹²⁾。このため幕府が入手した情報には、本稿の第3・4・6章で明らかにしたように、全体として三藩・鄭氏側の視点に立ったものが多かった。林春勝も『華夷変態』の序文において、反清勢力に「若し夫れ夷の華に変ずる態を為す有らば、則ち縦え方域を異にすると、又快ならずや（若夫有為夷変於華之態、則縦異方域、不亦快乎）」と期待を寄せていた⁽¹³⁾。

しかしその後、呉三桂が皇帝に即位した情報が伝えられると、こうした見方も一変する。延宝6（1678）年、林春勝は「呉鄭論」において、鄭成功とその日本人の母親について、「母子ともに日本武勇の風を存する」と賞賛する一方、呉三桂や鄭経に対しては、「忠義に非ずして篡奪」であり、「蜂蟻の類にすぎず、算えるに足りない」と酷評している⁽¹⁴⁾。最終的に清朝が三藩の乱を鎮圧すると、『華夷変態』の文面上でも、清朝は「韃靼」では

なく「大清」と称され、「韃靼康熙王」も「賢君康熙帝」と謳われるようになる⁽¹⁵⁾。

唐船風説書は、幕府要路の他に、対外通交や海防に関わる諸藩が参照できるのみであった⁽¹⁶⁾。『華夷変態』も林家に珍藏され、島原松平家などでその写本が作られるにとどまっていた。ただし同書の内容と共通する情報は、長崎の住民などを通じて、断片的ではあるが、民間にもひろく流布していた。近松門左衛門（1653-1725）は、鄭成功を主人公とした『国性爺後日合戦』（享保2〈1717〉年上演）や『唐船嘶今国性爺』（享保7〈1722〉年上演）の執筆に際して、そのような民間の風説を参照したと言われる⁽¹⁷⁾。これらの近松の浄瑠璃においては、清朝が「畜類同然の北狄」とされ、鄭成功母子の日本的な武勇が強調されるが、林春勝が三藩の頹勢を知って鄭経や呉三桂への評価を一変させたのとは異なり、両者も一貫して明朝の忠臣として描かれている。近松の一連の作品を通じて、民間でも明朝復興に尽力した忠臣としての鄭成功のイメージが定着していった。

また18世紀末ごろから、いわゆる海防論が活発となっていくが、その代表的な論者である林子平（1738-1793）は、「後世必唐山、韃靼の地より、日本を侵掠する企を為ス者起ルべし」と、中国大陆や北アジアからの侵攻の恐れも説いている⁽¹⁸⁾。このような危機感も、清朝支配の起点となった、明清交替の史実への関心を高めたにちがいない。こうした時代背景の中で、唐船が舶載した多くの明清交替期の史書が、和刻本として刊行されている。

『大清三朝事略』（寛文11〈1799〉刊）などの、官撰史書にもとづく文献のほか、中国では密かに写本として流布していた、『揚州十日記』・『嘉定屠城紀略』（文政13〈1830〉刊）のような、清軍の残虐行為を記録した史籍も刊行されている。さらに江戸後期には、日本でも清朝考証学の方法論が受容され、これらの立場の異なる史書を比較検討することにより、清朝の官撰史書における偏向を指摘する論者も現れるようになった⁽¹⁹⁾。

一方、幕府の書物奉行であった近藤重蔵（1771-1829）は、『外蕃通書』（文政元〈1818〉年に幕府に献納）を編纂するにあたり、南明や鄭氏が送った日本乞師の書簡などを、『華夷変態』から引用し⁽²⁰⁾、日本乞師を幕府の「御武威」の具現だとみなした⁽²¹⁾。また、水戸藩彰考館総裁であった川口長孺（1772-1835）は、藩主徳川斉脩（1797-1829）の意向を受けて鄭成功の事績を調べ、『華夷変態』を含む日中の関連史料を博搜して、『台湾鄭氏紀事』（文政11〈1828〉年序）を著している。『台湾鄭氏紀事』の成立とほぼ同時期に、『通行本』も民間に流布するようになった⁽²²⁾。明清交替期の歴史への関心が高まるなか、何らかの経路で『内閣文庫本』の最初の5巻が筆写され流布していたと考えられる。

『台湾鄭氏紀事』においては、特に鄭芝龍の事績や日本乞師、及び三藩の乱に関する叙

述に『華夷変態』からの引用が確認できる。その冒頭には、前述の林衡が序文を寄せ、日本人を母親に持つ鄭成功について、「成功も我が日本人なり」と記している⁽²³⁾。また川口の後任であった青山延于（1776-1843）も、同書に附した跋文において、鄭成功母子の忠烈を、「亦我が神州の風気の影響をうけたものに違いない」と称揚している⁽²⁴⁾。幕末の尊皇攘夷思想の中心地だった水戸藩では、夷狄である清朝の支配に抵抗した明朝の忠臣としての鄭成功像が、国粹主義的な観点とも結びついて強調されるようになったのである。

『台湾鄭氏紀事』は、鄭氏に関する代表的な史書として広く読まれ、それによって『華夷変態』の存在も知られるようになった。例えば、曲亭馬琴（1767-1848）は、小津桂窓（1804-1858）宛天保3（1832）年12月8日付の書簡において、『台湾鄭氏紀事』に類する書物として、『華夷変態』の借覧を申し入れている⁽²⁵⁾。そのころ、馬琴はこうした鄭氏関係の資料に基づき、『日本魂 鄭氏異伝』と題する草双紙を執筆する構想を持っていた。ただしこの構想は、腹案のままで終わり、実際に執筆されることはなかった⁽²⁶⁾。

明治時代に入ると、台湾出兵や日清戦争などの時代的背景もあって、『華夷変態』や『外蕃通書』⁽²⁷⁾に収録された南明・鄭氏関係記事が、いわゆる「日本乞師」に関連して注目されるようになった⁽²⁸⁾。特に1890年代から大正時代にかけては、さまざまな論者が、幕府が南明政権や鄭氏勢力による「乞師」要請を拒絶したことを「鎖国退守」として批判し⁽²⁹⁾、あるいは幕府は「乞師」要請を断りながらも、実際には出兵の準備も進めていたと論じている⁽³⁰⁾。こうした「日本乞師」をめぐる議論は、「近代日本の対外膨張思想を反映したもの」にすぎない」と評価されているが⁽³¹⁾、一方で「日本乞師」に対する歴史的関心は、清朝による異民族支配の打倒をめざす革命運動にも結びつくことになった。次節では、明治後期に日本に留学した中国人学生による、『華夷変態』所収の明清交替関係記事の受容について、『漢文本』の出版経緯を通じて検討してみたい。

二 漢文本『華夷変態』出版の経緯

浦廉一氏は「華夷変態解題」において、『漢文本』の書誌的事項につき、次のように概括している。

この書は編輯者日本小林叟発、発行者源光鑑、印刷所は日本東京神田区中猿樂四番地秀光社、発行日は黄帝紀元4604年3月1日となっている。編輯者を小林叟発としたのは、「華夷変態」巻一の林恕（春斎）の序に「林叟発題」とあるのをとったもの

の如く、発行者源光鑑は恐らく仮名とみる可く、発行所は事実と見るべく、発行期日
黄帝紀元 4604 年は、辛亥（明治 44 年）革命に際しての革命軍の文牘中に、その年を
「黄帝紀元 4609 年」とあるより推せば、まさに明治 39 年に当たるのである。

さらにこの書の刊行せらるるに至った由来を伝聞するに、辛亥革命前東京に留学し
た中国学生中には、滅清興漢を標榜する孫文一派の革命思想に共鳴する者多く、彼ら
が一たびこの「華夷変態」を閲読するに及び、明清革命に際し日本朝野が明朝に対し
深甚の同情を寄せたのを知り、これを現状と対比して深く感ずるところがあり、以て
歴史的回顧を行い、漢族奮起の資とするにあつたと云われている⁽³²⁾。

また謝国楨氏も、「漢訳本は不分巻の刊本であり、辛亥革命の時に刊行されており、蓋
し吾国の、日本に留学した同盟会中の人士が、革命を鼓吹するために作ったものである」
と述べている⁽³³⁾。『漢文本』の基礎的な書誌事項や刊行の背景は、概ね浦氏が概括する通
りであるが、ここではその刊行の背景を、同書の奥付（図 1）を手がかりとして、当時の東
京における中国人留学生社会の動向のなかにおいて、より具体的に考察してみたい。

まず奥付に記される「黄帝紀元 4604 年」という刊行年につい
て、浦氏は革命軍の文書に付される黄帝紀年を以て、この 4604 年
を西暦 1906 年と逆算している。中国旧来の紀年法を専制の象徴と
して排斥し、「孔子紀年」、「黄帝紀年」、「亡国紀年」、「共和
紀年」などの新しい「時間システム」の創出によって人心一新を
図ろうとする構想は、日清戦争後から中国において活発に提起さ
れていた。なかでも黄帝を漢民族の歴史の始原とみなす「黄帝紀
年」は、後に革命派の共通の紀年法として定着していった⁽³⁴⁾。

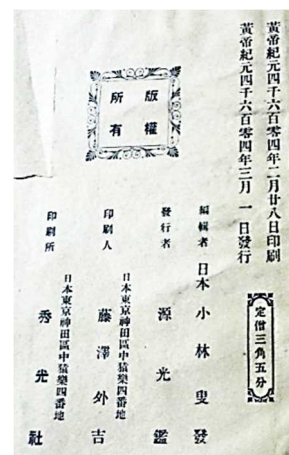


図 1: 北京大学蔵『漢文本』の奥付

但し、一概に「黄帝紀年」といっても、その始年については諸
説があつた⁽³⁵⁾。同時期に東京で発行されていた『民報』⁽³⁶⁾の奥付では、「中国開国紀元」
⁽³⁷⁾とともに、西暦・日本年号・清朝年号も併記されていた。これに対し『漢文本』では、
「黄帝紀年」だけで、西暦などは併記されていない。『漢文本』における「黄帝紀年」は、
宋教仁が『貳拾世紀之支那』において提唱した、西暦 1905 年を黄帝即位 4603 年とする紀
年法によると考えられるため⁽³⁸⁾、同書の刊行年は、やはり浦氏の指摘するように、西暦 1906
年であろう。

この 1906 年は、あたかも清末留日中国学生の数が高を記録した年であった。日露戦争
や科举制度の停止などの影響もあり、1903（明治 36・光緒 29）年には約 1300 人だった留

日中国人は、1904（明治 37・光緒 30）年には 2400 人に増加し、さらに 1905（明治 38・光緒 31）年には約 8000 人、1906（明治 39・光緒 32）年に至っては約 1 万 2000 人となっている⁽³⁹⁾。留日中国学生の増加にともない、かれらによる出版活動も盛んになっていった。たとえば『民報』第 5 号（1906 年 6 月 30 日出版）に掲載された田尻洋紙店の広告には、「大中華国留学生の諸儒・碩彦の弊国に居る者は一万数千人におよび、貴国の文明の伸張を図る著作は、月ごとに出版され、その量は数えきれない（大中華国留学生諸儒碩彦、在弊国者、一万数千、以図貴本国文明増進之著作、毎月出版、不勝其数）」と記している。

1905 年には、東京で結成された全国的な革命組織である中国同盟会も、直ちにその機関誌として『民報』を創刊した。以降、『民報』は『新民叢報』との論争を通じて、立憲・保皇派の康有為や梁啓超に共感した者をも革命支持に転向させ⁽⁴⁰⁾、翌年にはすでに在日留学生の半分以上が、同盟会に加入していたといわれる⁽⁴¹⁾。『漢文本』が発行された 1906 年はまさに革命思想が留日中国学生界に急速に拡大する時期だったのである。

『漢文本』の奥付には、黄帝紀年による印刷・発行の年月日につづいて、編輯者として「日本小林叟發」、発行者として「源光鑑」という名義が記されている。まず「小林叟發」については、浦氏も指摘するように、『華夷変態』冒頭の林春勝の序における、「林叟発題」という署名から取ったと考えられる。「源光鑑」については未詳であるが、おそらく中国人留学生による仮名であろう⁽⁴²⁾。

さらに奥付では、印刷人として東京神田区中猿樂四番地の「藤澤外吉」、印刷所として同じ住所の「秀光社」を記している（文末図 3 参照）。この印刷者・印刷所は実在しており、当時の中国留学生に関する史料にも関連する記事が少なくない。上述のように、20 世紀初頭には大量の中国留学生が東京に流入したが、彼らの多くは大学や学校の集中する地域に居住しており、その中心地である神田には、中国人留学生を顧客とした事業も発達していた⁽⁴³⁾。

特に留学生を対象に、印刷業務を引き受けた印刷所としては、浅草の東京並木活版所・牛込神楽坂の翔鸞社・牛込市ケ谷の秀英舎第一工場・神田の愛善社・秀光社などがあつた⁽⁴⁴⁾。そのなかでも秀光社は『二十世紀之支那』・『民報』・『夏声』・『醒回篇』及び『秋瑾詩詞』・章太炎の『国故論衡』などの革命派の書籍の印刷所として知られている。『民報』の各号に掲載される秀光社の広告によれば、同社は鉛印・石印・グラビア印刷などに対応する設備を擁し、すぐれた印刷技術により、中国人留学生のために印刷業務を引き受

けることを謳っている（図2参照）。同盟会の創始者の一人である宋教仁の日記⁽⁴⁵⁾にも、秀光社に関する記述が少なくない。

それによれば、まず1905（開国紀元4603・明治38）年1月2日の条に、宋教仁らによる雑誌の創刊の計画が初めて記されている⁽⁴⁶⁾。翌日、早速雑誌の発起会議を開き、10日に牛込の秀英舎工場にその章程の印刷を依頼し、12日に小川印刷屋に原稿用紙と領収書の印刷を頼んだ⁽⁴⁷⁾。2月6日、彼は『貳拾世紀之支那』と命名した雑誌に掲載する、ワシントンの肖像を熊田印刷所に渡したが、9日には印刷費値上げの要求に納得で

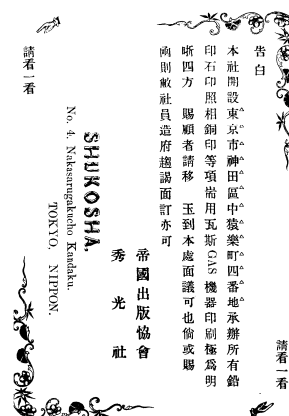


図2：秀光社広告

きず、結局は秀英舎で印刷することになった⁽⁴⁸⁾。こうして秀英舎の印刷により、1905年6月25日付で『貳拾世紀之支那』第1号が発行されたのである。

さらに8月20日には、同盟会が結成され、『貳拾世紀之支那』がその機関誌と定められたが、27日には秀光舎から届いた同誌が巡査に押収されたと記されている⁽⁴⁹⁾。この記述により、『貳拾世紀之支那』第2号の印刷社は、秀英舎から秀光舎へと変更されたことが分かる。ただし『貳拾世紀之支那』はこの第2号で停刊となり、9月21日には、新たに同盟会の機関誌として、『民報』を刊行することになった⁽⁵⁰⁾。その後、『民報』は1908（明治41）年10月に日本政府によって発禁処分になるまで、秀光舎で印刷されている。

『宋教仁の日記』は1905年9月21日から三ヶ月間あまり記述がとだえているが⁽⁵¹⁾、1906（開国紀元4604・明治39）年1月1日から日記の記述が再開されると、秀光舎に関する記述が俄に増している。当年の1月中に、宋が秀光舎を訪れたのは13回にのぼり、ほぼ隔日に原稿の交付、出版の相談、決算などのため、秀光舎を通っている。しかし、このときから、宋はすでに民報社を離れることを考えており⁽⁵²⁾、1月27日には庶務幹事の役を宋海南に引き渡した⁽⁵³⁾。その後、宋教仁は秀光舎を訪れることが少なくなっている。

『民報』は、最初はその印刷者が末永節となっているが⁽⁵⁴⁾、1906年10月以降からは、奥付に表示される印刷者が藤沢外吉へと変わった。これに先だって、秀光社が無断で『民報』を発売するという事件が生じており、印刷者の変更はこの事件に関連していたようである⁽⁵⁵⁾。この無断発売事件に際して、宋教仁は藤沢の委託を受け、事件の収拾に務めている。同年5月23日から6月25日の間に、秀光舎の藤沢外吉はしばしば宋教仁のもとを訪れ、『民報』の無断発売問題に関する調停を依頼し、結局は宋教仁の仲介により、民報社と藤沢外吉の間で和解が成立し、秀光社が『民報』の印刷を継続することになった⁽⁵⁶⁾。宋

教仁の日記からは、秀光社の主人の藤沢外吉が中国革命を積極的な支援者であったかどうかは確認できない。ただし、彼が『民報』をめぐるトラブルのあとで、印刷業務の継続を図り、革命派の中国留学生と頻繁に連絡していたことは確かであろう。

なお、清末留日中国学生的生活状況を描写した、平江不肖生（向愷然）の章回体小説『留東外史続集』にも、秀光社についての記述がある。それによれば、湖南省の数人の留日学生が同郷会においてある留学生の非行を糾弾するため、彼の行為を風刺する「竹枝詞」を作って同郷に配布した。その「竹枝詞」作成の発案に当たって、留学生らが選んだ印刷所が、まさに秀光社とされているのである。作中の学生らは、秀光社を選んだ理由として、「私は秀光社の番頭と、書籍の印刷をめぐって交渉したことがあり、早くて経費も安い（秀光社的帳房、我和他辦過印書の交渉、又可以快、又可以便宜）」と述べている⁽⁵⁷⁾。総じて中国人留学生のなかで、秀光社は定評のある印刷所だったようだ。

なお宋教仁の1906年9月17日の日記には、「十時、本屋にいて『台湾鄭氏紀事』一冊を買った。日支両国の諸書を参考にして鄭氏の顛末をひじょうに詳しく記している」という記述がある⁽⁵⁸⁾。前述のように、『台湾鄭氏紀事』は、川口長孺が水戸藩主の指示により、鄭成功一族の興亡について編纂した史書であり、幕末から鄭氏に関する代表的な書籍として広く読まれていた。同書では、引用した書目が詳細に付記されており、南明や鄭氏による「日本乞師」などに関する叙述は、『華夷変態』に依拠していたことがわかる。

宋教仁が『台湾鄭氏紀事』を購入したのは、1906年3月に『漢文本』が刊行された半年後であった。彼はまず漢文本によって『華夷変態』に接し、そこから『台湾鄭氏紀事』にも関心を抱いた可能性がある。一方で漢文本刊行の経緯として、留日学生がまず幕末から刊本として流布していた『台湾鄭氏紀事』を通じて、『通行本』の存在を知り、そこから主に漢文史料を抜粋して、『漢文本』を編纂・刊行した可能性も想定できるだろう。

三 漢文本『華夷変態』の構成と内容改変

浦廉一氏は『漢文本』の内容構成について「（通行本）の第1巻より12件、第2巻より2件、第3巻より2件、第4巻より2件、合計18件を撰録したものである」と述べている。また、『漢文本』の18件の記事に対応する、『通行本』の出典をも列記している⁽⁵⁹⁾。『漢文本』の目録には、17節の表題が挙げられ、「序」と合わせれば、18件の記事となるように見える。但し、実際に各節の内容を確認すると、第10節「咨琉球国王文」のように、

同じ表題の下に、『通行本』の巻1と巻4から引用された六つの記事を一括して収録している場合もあるので、浦氏が述べる両書の対応関係は、必ずしも適切とはいえない。表1では、『漢文本』と『通行本』の関係を明らかにするため、『漢文本』と『通行本』の各記事について、目録に記された表題と、本文に記された表題を対照して整理した⁽⁶⁰⁾。

表1：『漢文本』・『通行本』・『東洋文庫本』の対応関係

漢文本目録	漢文本見出し	通行本見出し	通行本目録（出処）	漢文本 頁数	東洋文庫 本頁数	文体
1、華夷変態序	華夷変態序	華夷変態序	巻一：華夷変態序	1	1	漢文
2、大明論	大明論	大明論	巻三：大明論	1-3	111-112	漢文
3、満清有国論	満清有国論	清朝有国論	巻三：清朝有国論	5-8	112-114	漢文
4、呉三桂檄文	呉三桂檄文	なし	巻二：呉三桂檄	9-11	53-54	漢文
5、鄭經檄文	鄭經檄文	なし	巻二：鄭錦舍檄	13-15	54-55	漢文
6、李闖覆史軍門書	李賊覆史軍門書	抄録李賊覆史軍門書	巻一：李賊覆史軍門書	17-20	3-4	漢文
7、崇禎賓天弘光嗣位	崇禎賓天弘光即位	なし	巻一：崇禎登天弘光登位	21-22	4-5	漢文
8、朝鮮東萊府使談	朝鮮東萊府使談時在日本對馬島	なし	巻一：兵乱傳聞二通	23	10-11	漢文
9、崔芝致日本乞援兵書	明臣崔芝致日本乞援兵書（其一）	なし	巻一：崔芝請援兵	24-27	11-12	漢文
	崔芝乞援兵書（其二）	なし	巻一：崔芝請援兵	29-31	12-13	漢文
	咨長崎官吏促林高回国文	なし	巻一：崔芝請援兵	32	14	漢文
10、長崎王談	長崎王談明之商人來長崎者稱長崎長官皆稱長崎王	答長崎王談	巻一：崔芝請援兵	33-34	14-15	漢文
11、咨琉球国王文	咨琉球国王文	なし	巻一：魯王諭琉球	35-37	37-38	漢文
	建国公咨琉球文	自建国公寄琉球咨文	巻一：建国公遣琉球書	39-41	40-41	漢文
	大明礼部咨琉球文	なし	巻一：建国公遣琉球書	43-44	43	漢文
	諭琉球文（其一）	なし	巻四：福州求硫黃於琉球書四通	45	159-160	漢文
	其二	なし	巻四：福州求硫黃於琉球書四通	47-48	160-161	漢文
	其三	なし	巻四：福州求硫黃於琉球書四通	49-50	161	漢文
12、大明兵亂傳聞	大明兵亂傳聞（其一）	なし	巻一：琉球傳聞	51-52	34-35	漢文
	大明兵亂傳聞（其二）	なし	巻一：鄭芝龍請援兵	53-54	15-16	和文
		なし	巻一：鄭芝龍請援兵	54-55	17-18	和文
		なし	巻一：芝龍敗軍	55-56	24	和文
13、魯王諭琉球国王文	魯王諭琉球国王文	なし	巻一：魯王諭琉球	57-58	35-36	漢文
14、鄭成功致日本文	鄭成功啓日本文	なし	巻一：朱成功獻日本書	59-60	45	漢文
		なし	巻一：朱成功獻日本書	61	46	和文
15、鄭經致長崎王書	鄭經致長崎王殿下書	長崎王殿下書	巻一：鄭經鄭鳴駿訴論	63-64	46-47	漢文
16、鄭鳴駿致長崎王書	鄭鳴駿致長崎王殿下書	日国長崎鎮二位王爺書	巻一：鄭經鄭鳴駿訴論	65-66	48-49	漢文
		*編者の評論	なし	67	なし	漢文
17、明清分據地域	明清分據地域	なし	巻四：目録なし（十五省形勢図・東洋文）	69-72	168-170	漢文

18、明臣答日本某執政書	明臣答日本某執政書	なし	卷四：朝鮮譯官答對馬州家臣書	73-74	170-171	漢文
--------------	-----------	----	----------------	-------	---------	----

以下、『漢文本』の目録順に従い、同書の内容を概観してみたい。論述の便宜のため、各節の題目には通し番号を附した。

『漢文本』の最初には、『通行本』から転載した、①「華夷変態序」が掲げられている。上述のように、林春勝はこの序文で清朝を「韃虜」と称し、呉三桂や鄭經などによる中華の復興に期待を示していた。ただし『漢文本』では、『通行本』の序文をそのまま収録したわけではなく、編者が意図的にその文章表現に手を加えた部分も少なくない。たとえば日本に明清交替の情報が十分に伝わらなかったことを、『通行本』序文では「雲海は渺茫として、その始末を詳らかにせず（雲海渺茫、不詳其始末）」と記すが、『漢文本』序文では、「吾が国と唐土は僅かに一衣帯水を隔つも、交通は甚だしくは頻繁ならず（吾国与唐土僅隔一衣帯水、而交通不甚頻繁。遂若雲海渺茫、不能詳其始末）」と書き換えている。文意自体は変わらないが、中国人の読者により理解しやすい表現に改訂したのである。同じような文章表現の改訂箇所は他にも多い。

さらに『通行本』序文の文章表現を、大きく改変した箇所もある。たとえば『通行本』序文において、明清交替を「華の夷に变じるの態なり（是華変於夷之態也）」と述べた箇所が、『漢文本』序文では、「朱明を促滅し、神器を盗竊す。是に天下に君たる者は夷なり、華に非ざるなり。変なり、常に非ざるなり（促滅朱明、盗竊神器。是君天下者、夷也、非華也。変也、非常也）」と大きく増補されている。清朝の中国征服が、華夷秩序に反した異常事態であるという認識がより強調されているのである。清朝を「朱家の大明を滅ばし、天下を盗んだ夷である」とする表現は、明らかに留日学生の民族主義的な革命思想を、明清交替の歴史状況に託して表現したものである。

さらに、『通行本』序文には存在しない文章を書き加えた箇所もある。たとえば林春勝が『華夷変態』を編纂した意図について、『漢文本』では、「以て有明亡国一段の実録と作し、庶わくば春秋大義の以て昭らかなるを得んことを（以作有明亡国一段実録、庶春秋大義得以昭茲、来許区区之心如是焉）」云々という一文が挿入され、華夷秩序にもとづき「春秋大義」を明らかにすることが強調されている。また鄭氏が三藩の乱に呼応したことについても、「其の精誠は已に以て天地を格して鬼神を泣かしむに足る（而其精誠已足以格天地而泣鬼神）」と、その明朝復興への誠心を強調する一節が加えられた。一方で、『通行本』では「頃ろ呉・鄭は各省に檄し、恢復之举有ると聞く（頃聞呉鄭檄各省、有恢復之举）」と、呉三桂と鄭經が、ともに明朝復興の檄を飛ばしたと記すのに対し、『漢文

本』では「頃ろ鄭氏は各省に檄し（耳頃聞鄭氏伝檄各省）」と、呉三桂の名が削除されている。これは呉三桂が清朝を中国内地に引き入れ、後には明朝の永曆帝を殺害したことにより、革命派であった汪精衛が「狗彘に若かず」と評したように⁽⁶¹⁾、否定的に評価されていたためであろう。なお序文末尾の署名も、原文の「弘文学士林叟発題」が、「鴻文学士小林叟発識」と改められている。「林叟」は林春斎の自称であるが、これを「小林」としたのは、中国人にも多い「林」という姓を避け、著者が日本人であることを明確にしようとしたのだろう。また「林叟発題」はむしろ「林叟の発題」の意味だが、『漢文本』では「小林叟発識」を「小林叟発の識」ととり、前述のように、奥付では「小林叟発」を編者名としている。これは単なる誤解であろうか。

序文に続いて、『通行本』第3巻から、明朝の遺民であった何倩甫による②「大明論」と、長崎に来航した林上珍による③「満清有国論」が収録されている。このうち「大明論」では、明朝の歴史を略述したうえで、鄭成功の清朝に対する抗戦と、その急死までの経過を記す。ただし『漢文本』では、『通行本』の原文の末尾にある「興亡・得失は、皆な天命なり」という一句が削除されている。一方「満清有国論」では、明朝は夷狄の「偽朝」である清朝に倒されたものの、今や中国各地で反乱が発生しており、無道な「偽朝」はまもなく滅亡する「天命」にあると主張する。この文章についても、『漢文本』では『通行本』の原文にある、「庸臣に罪有るも、亦た未だ始めより天に非ざるはなし（庸臣有罪、而亦未始非天也）」という一文を、「其の亡ぶや、天命と曰うと雖も、亦た人事にも由るなり（其亡也、雖曰天命、亦由人事也）」と改編している。いずれも原文では、明朝の滅亡を天命の喪失に帰しているのに対し、『漢文本』では、そうした表現を削除し、あるいは「人事」を重視した表現に変えているのである。清末の留日学生にとって、革命とはむしろ伝統的な「天命の交替」による易姓革命ではありえず、異民族支配の打倒、さらには帝制自体の打倒という、民族・民権主義の実現をめざすものであった。このことが明清交替を「天命」に帰すような伝統的観念が、削除・改編された原因であろう。

ついで『通行本』第2巻から、④「呉三桂檄文」と⑤「鄭經檄文」が収録されている。いずれも清朝を「狡虜」や「夷虜」と称して、その暴虐を痛撃し、明朝復興を目指す挙兵の正当性を訴える内容である。その後にはいずれも『通行本』第1巻から、明清交替期の史実に関する、⑥「李闖覆史軍門書」、⑦「崇禎賓天弘光嗣位」、⑧「朝鮮東萊府使談」、および南明政権の日本乞師に関する、⑨「崔芝致日本乞援兵書」、⑩「長崎王談」を収録している。さらに⑪「咨琉球国王文」が続くが、ここでは『通行本』第1巻所収の、南明

政権が琉球に送った3通の書簡と、同書第4巻所収の、福建の耿精忠が琉球に送った3通の書簡が、一項目としてまとめられている。

つづく⑫「大明兵乱伝聞」は、『通行本』第1巻所収の、入関した清朝に抗争し続けていた在地勢力の状況、及び鄭芝龍による日本乞師に関する報告であるが、そのうち鄭芝龍の事跡について、『漢文本』のなかでは例外的に、編者が日本語の原文を漢文に訳したものである。⑬「魯王諭琉球国王文」と⑭「鄭成功致日本文」も、ともに第1巻から取られている。なお『通行本』の⑭「鄭成功致日本文」の末尾では、鄭成功の南京攻撃や台湾占領、彼の病死と鄭經による継承などの史実を、和文により簡明に解説しているが、『漢文本』でも、その和文を漢訳して附載している。『漢文本』の所収記事のうち、日本語から漢文に訳出されたものは、上述の⑫「大明兵乱伝聞」の一部と、この附記だけである。それらの原文は、いずれも『華夷変態』の大部分を占める「候文」ではなく、漢文調の文語文であり、日本語を習得した留日中国学生であれば容易に漢文訳できるものであった⁽⁶²⁾。

さらに同じく『通行本』第1巻から、⑮「鄭經致長崎王殿下書」・⑯「鄭鳴駿致長崎王殿下書」を収める。これらは鄭氏勢力の財政を管理していた鄭泰が、かつて長崎唐通事に預けた銀の返還をめぐって、鄭經と鄭鳴駿（鄭泰の遺族）が争った際に、双方が長崎奉行に訴え出た書簡である。このうち⑯「鄭鳴駿致長崎王殿下書」の後には、『漢文本』の編者によって、『通行本』の原文にはない論評が附されており、鄭經が「鞭撻」に通じた鄭泰を殺害したことを「大義滅親」と称揚する一方、清朝に投降した鄭鳴駿を、明朝の「叛臣」、鄭氏の「不肖子」であり、「良心喪尽」と酷評している。

そして『漢文本』の最後には、『通行本』第4巻から、三藩の乱における清朝と反乱勢力の支配圏を図示した⑰「明清分據地域」と、やはり三藩の乱の情勢を伝える⑱「明臣答日本某執政書」が収録されている。

全体として、序文と17項目からなる『漢文本』は、『通行本』第1巻からは17件、第2巻・第3巻から各2件、第4巻から5件、計26件の記事を抄録して構成されていた。

『通行本』では、序文に「其の次第を叙し、冊子として録す」とあるように、各項目は年代順に配列されている。これに対し、『漢文本』では『通行本』の配列を踏襲せず、各巻から選択した記事を、独自に配置しているのである。

上述のように、『漢文本』における記事の配列には、同書の刊行の目的に沿った、編者による明確な意図が認められる。まず編者が大幅に改変した序文につづき、冒頭に満洲支配を痛烈に批判した、長文の「大明論」や「満清有国論」が掲げられている。この二編が、

『漢文本』全体の基調を明示する導論といえよう。それに続いて、清朝支配への反攻を呼びかける、鄭経や呉三桂の檄文を配置する。その後は、明清交替にともなう清軍の残虐行為や、各地の反清勢力の動向を伝える記事が続く、さらに日本乞師や三藩の乱の動向に関する記事が、おおむね時系列に沿って収められている。全体として、明朝遺民の議論や、清朝排撃の檄文を冒頭に配置することによって、『漢文本』では、清朝の中国支配の不当性を強調し、それに対する決起を唱導するような構成となっているのである。

『華夷変態』においては、上述のように、清朝中国ではすでに散逸し、あるいは抹殺された、反清勢力側が発した文書・書簡・檄文などが収録されている。そのなかでも『漢文本』が選録した史料は、清朝統治の無道や暴虐を強く批判するものが多く、日本や琉球に援兵や軍需品の提供を求め、共同して清朝に対抗することを呼びかけた記事も少なくない。興中会による革命運動の有力な唱導者であった馮自由は、清朝支配の打倒をめざす宣伝工作について、「興中会の初期には、文人墨客が極めて不足していた。所用の宣伝材料も、僅かに『揚州十日記』・『嘉定屠城記』、及び『明夷待訪録』から選録した『原君』・『原臣』などの単行本数種しかなかった」⁽⁶³⁾と述べている。清朝支配の批判に利用しうる、明清交替期の同時代的史料はきわめて乏しかったのである。革命派の留日学生が、『華夷変態』に収録された、清朝統治の正当性を否定し中華の復興を呼びかけた記事を、有力な宣伝材料として注目したことは十分に理解できよう。

また『漢文本』では、『通行本』の語句を改変した箇所も少なくない。それらの多くは、日本式漢文をより整った漢文に改めるなど、技術的な改訂であるが、文章表現を清朝支配の苛酷さや不当性をより強調するように改めた箇所も散見する。こうした文意上の改変も、『漢文本』が、清朝支配に対する革命運動に資するために編纂されたことを明示している。

四 結びに代えて——『漢文本』と留日学生

本稿では、まず江戸時代から明治期にいたる『華夷変態』の流布とその影響を概観し、ついで『漢文本』の奥書を手がかりに、留日中国人学生が同書を印行した事実を再確認した。さらに『漢文本』の構成と内容を、『通行本』と対照して検討し、前者が清朝に対する革命運動の宣伝活動の一環として刊行されたものであることを示した。

日清戦争以降、伝統的な「天下」観にもとづく王朝体制に対し、近代的な「国家」の構築をめざす思想が浸透していくとともに、満洲支配の打倒をめざす民族主義も台頭してい

った。こうした動向は、特に義和団の乱以降は、満州人王朝である清朝を打倒し、漢民族による国民国家の建設をめざす革命運動として発展していく⁽⁶⁴⁾。異民族王朝の排除と漢民族の国民国家建設を唱導する上で、清朝支配の起点となった、明清交替の歴史的事実に対する関心も高まっていった。とりわけ鄭成功を中心とする反清勢力の事績は、漢民族を排満革命の方向に結集させるための、重要な宣伝材料として注目されることになる。章太炎（1869－1936）が、1902（明治 35）年に「支那亡国二百四十二年記念会」を發起し、漢民族の民族的敵愾心を喚起しようとしたことは、その典型的な事例である⁽⁶⁵⁾。

しかし中国本土には、清朝の禁書政策により、明清交替期の歴史状況を、反清勢力の視点から叙述する文献は乏しかった。『華夷変態』も、鄭氏などの反清勢力に関する、中国本土には伝存しない多くの史料を含む歴史的文献として注目され、『通行本』にもとづき、その記事を取捨選択し、記事配列の再編や、文章の部分的改変も加えて、より異民族支配に対する弾劾と、民族主義の鼓舞という目的に合致する形に再編集したテキストが、『漢文本』だったのである。

もちろん、当時の革命派人士は、単なる伝統的な王朝交替史観により、異民族支配の打倒をめざす民族主義を唱導したわけではない。彼らの掲げる民族主義は、漢民族を中心とする、近代的な国民国家の建設という理念に向かいつつあった。代表的な議論として、鄒容（1885－1905）は『革命軍』（1903）において⁽⁶⁶⁾、彼らの革命活動はルソーなどの民権・共和思想の実践であると同時に、鄭成功・張煌言の反清事業を受け継いだものでもあると表明している。一方、中国人留学生が東京で発刊した『浙江潮』でも、その第 2 号から、日本の関係資料も参照して、「中国愛国者鄭成功伝」が連載されており、西洋の自由民権思想を導入する前に、まず鄭成功の反清活動に表れた民族意識を普及させるべきだと説いている⁽⁶⁷⁾。鄭成功や南明政権の忠臣の事績は、広範な民衆の民族主義を喚起するうえで、特に効果的な宣伝材料とみなされていた。たとえば、鄭成功を秘密結社である天地会の創建者とし、彼を「反清復明」の歴史的シンボルとして位置づけている動きも見られる⁽⁶⁸⁾。

1905 年には、興中会・華興会・光復会が合同して、中国同盟会が結成される⁽⁶⁹⁾。ただし同盟会の内部では、革命の理念や方向性について、なお路線の違いも大きかった⁽⁷⁰⁾。同盟会員であった北一輝によれば⁽⁷¹⁾、革命派のなかには、「世界主義的」な広東派（興中会）、「排外的なる国家思想」をもつ湖南派（華興会）、さらに「明の復興を唱へたる」浙江派（光復会）があったとされる。北の認識は各派の相違を単純化しているきらいがあり、特に孫文に対する評価は客観的とはいえないが、孫文一派には「外力依存主義」的傾向があ

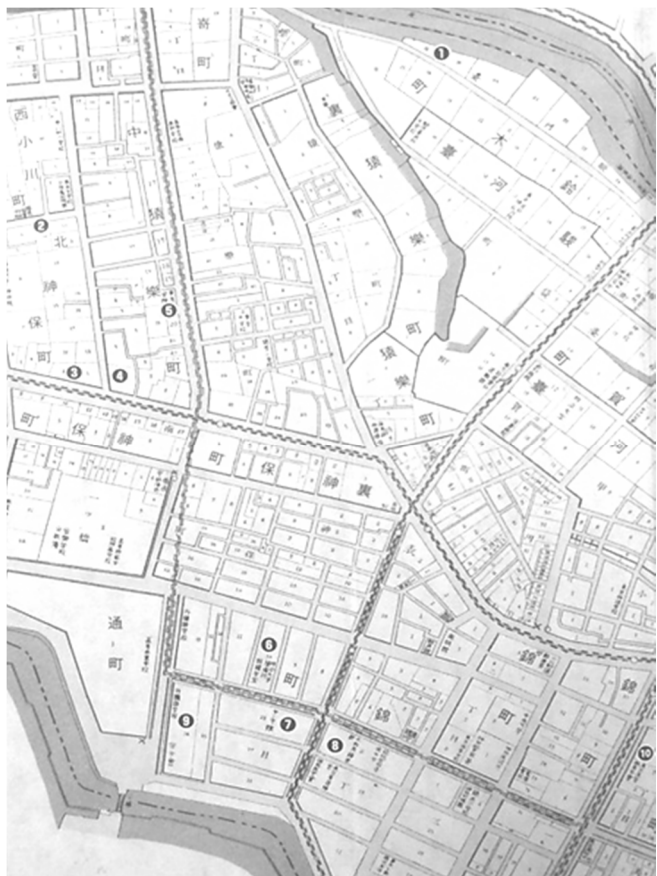
ったことは確かだという⁽⁷²⁾。また実際には、華興会系・光復会系のメンバーも、欧米と対抗する限りにおいては、日本の役割に期待していたといわれる⁽⁷³⁾。

このような路線の相違はあっても、排満種族革命をめざす民族主義という理念は、革命派全体に共有されており⁽⁷⁴⁾、鄭成功や南明政権の忠臣は、清朝に対する抵抗のシンボルとして英雄視されていた。彼らの抵抗を伝える『華夷変態』の記事は、排満による民族革命の先駆的事績として、民族主義的傾向の強い浙江派や湖南派からは、特に強い共鳴を得たことは当然だろう。同時に鄭氏勢力による日本乞師などの事績は、広東派の国際主義的な傾向にもアピールする側面をもっていたと思われる。

実際に『民報』では、日本乞師を含む鄭成功の反清活動を題材とした脚本が1906年11月から連載されている⁽⁷⁵⁾。しかし、明治政府は同盟会の革命運動に対する抑圧を強め、1908年には『民報』も封禁処分を受けている。『民報』の封禁に際して、章太炎はやはり明清交替期の史実を引いて、『民報』の立論を、日本乞師のために来航した朱舜水の事跡にたとえ、日本政府の理解を求めている⁽⁷⁶⁾。

1911年の辛亥革命により、清朝支配が打倒され、異民族支配の排除が一応の成功を見ると、排満をスローガンとする従来の民族主義はひとまずその役割を終えた。その後は孫文や章太炎も、民族主義の課題を排満から「五族共和」へと転換し、漢民族のみならず満州人なども包摂する国民国家の建設を掲げるようになる⁽⁷⁷⁾。こうした民族主義理念の変容にともない、明清交替史への政治的な関心も次第に下火になっていった。辛亥革命以降は、民族主義の宣伝材料としての『漢文本』の意義は低下し、その存在もしだいに忘れられていったようだ。その後の中国では、『漢文本』は明清交替期の稀少な史料を収録する歴史的文献として、少数の歴史学者に注目されるにとどまっていたのである。

図3：秀光社と清国留日学生ゆかりの地



出典：内田弘『啄木と秋瑾—啄木歌誕生の真実』（社会評論社、2010年）30-31頁。

①清国留学生会館；②中華留日基督教青年会館；④秀光社；⑥経緯学堂；⑦錦輝館；⑧正則英語学校；⑨東京外国語学校；⑩東京基督教青年会

〔注〕

- (1) 林春勝「華夷変態序」（東洋文庫榎一雄編『華夷変態』上、東方書店、1981年）1頁。
- (2) 石原道博『明末清初日本乞師の研究』（富山房、1945年）、参照。
- (3) 福井保「文化三年丙寅十二月以来新収書目（翻印）」（『北の丸—国立公文書館報—』10号、1978年3月）36頁。
- (4) この他に島原松平家に伝えられた写本として、『島原松平家本』（37巻）があり、一部『内閣文庫本』にはない風説書も含んでいる。浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書の研究」（前掲注（1）、『華夷変態』上）56-62頁。
- (5) 『通行本』は2種があり、第1種は『内閣文庫本』の最初の5巻の内容とはほぼ同じで、第2種は、第1種本と第4巻までは大同小異であるが、第5巻においては、まったく異なる内容が収録されている。ただし、後述のように、本稿の考察の対象となる『漢文本』には『通行本』の第4巻以降の内容が載録されていない。なお、補訂版『国書総目録』第2巻（岩波書店、1989年、43頁）によれば、『通行本』は国立国会図書館・静嘉堂文庫・宮内庁書陵部など14カ所に所蔵されている。
- (6) 前掲注（4）、浦論文、62-63頁。石原道博氏も、（書評）「東洋文庫叢刊 第十五 林春勝・林信篤編『華夷変態』」（『東洋学報』42巻2号、1959年9月）105頁において、浦氏の研究に基づき『漢文本』について簡単に論及している。
- (7) 謝国楨『増訂晚明史籍考』（上海古籍出版社、1981年）992-995頁。
- (8) 孫文『唐船風説書：文献与歴史—『華夷変態』初探』（商務印書館、2011年）63-65頁。
- (9) 韓振華「鄭成功時代の対外貿易和対外貿易商」（『廈門大学学報（社科版）』1962年第1期）、同「1650—1662年鄭成功時代の海外貿易和海外貿易商的性質」（廈門大学歴史系編『鄭成功研究論文集』上海人民出版社、1965年）、同「再論鄭成功与海外貿易的關係」（『中国社会経済史研究』1982年第3期）。呉鳳斌「鄭芝龍・鄭成功父子僑居日本考略」（『中外關係史論叢2』世界知識出版社、1987年）。林仁川『明末清初私人海上貿易』（華東師範大学出版社、1987年）。李揚帆「湧動的東亜—明清易代時期東亜政治行為体的身分認同」（『国際政治研究』2010年第3期）、など。

- (10) 筆者は日本で主要図書館の目録や、全国横断検索システムを利用して『漢文本』の所在を探してみたものの、未だにその所蔵は確認出来ていない。中国でも、北京大学図書館・清華大学図書館の所蔵しか確認できない。また、実藤恵秀監修・譚汝謙主編・小川博編輯『中国譯日本書総合目録』（香港中文大学出版社、1980年）は中国語に訳された日本の書籍を網羅的に収めているが、その中に『漢文本』は見当たらない。
- (11) 朱徳蘭「清初遷界令時中国船海上貿易之研究」（中国海洋發展史論文集編輯委員会編『中国海洋發展史論文集（2）』中央研究院三民主義研究所、1986年）105-159頁。
- (12) 神田信夫『清朝史論考』（山川出版社、2005年）276頁。真栄平房昭「近世琉球の対中国外交—明清動乱期を中心に」（『地方史研究』35巻5号、1985年10月）。
- (13) 前掲注（1）、林春勝「華夷変態序」1頁。
- (14) 林春勝「呉鄭論」（『鷲峯林学士文集』上、第48巻、ぺりかん社、1997年）510頁。
- (15) 川勝守『日本近世と東アジア世界』（吉川弘文館、2000年）245頁。
- (16) 中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料—幕府の海外情報管理をめぐって」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年）525-551頁。
- (17) 諏訪春雄「海彼の風説」（諏訪春雄・日野龍夫編『江戸文学と中国』、毎日新聞社、1977年）244頁。
- (18) 林子平『海国兵談』巻1（村岡典嗣校訂、岩波書店、1939年）25頁。
- (19) 真壁仁「徳川儒学思想における明清交替：江戸儒学界における正統の転位とその変遷」（『北大法学論集』62巻6号、2012年3月）84頁。
- (20) 近藤重蔵『外蕃通書』第9-10冊（国書刊行会編『近藤正斎全集』第1巻、第一書房、1976年復刻）57-68頁。
- (21) 前掲注（20）、『外蕃通書』第8冊、52頁。
- (22) 前掲注（4）、浦論文56頁によれば、『通行本』が編纂された時期は不明であるが、内藤湖南蔵本が嘉永4（1851）年の奥書をもつという。ただし大阪府立中之島図書館蔵『通行本』は、尾崎雅嘉（1755-1827）が筆写したものとされ、1820年代から『通行本』が流布していたことが分かる。また、『台湾鄭氏紀事』においては、『華夷変態』第5巻以降の関連記事が全く引用されていないので、川口も『通行本』を利用した可能性は極めて大きい。
- (23) 林衡「序」（川口長孺『台湾鄭氏紀事』台湾銀行經濟研究室編印、1958年）1-2頁。
- (24) 青山延于「跋」（前掲『台湾鄭氏紀事』）75頁。
- (25) 柴田光彦・神田正行編『馬琴書簡集成』第2巻、八木書店、2002年、282頁。

- (26) 水野稔「馬琴と『拍案驚奇』」『国文学考』43号、1967年6月、8頁。
- (27) 『外蕃通書』所収の「日本乞師」関係記事は、近藤瓶城編輯「明季交際第七続」（『史料通信叢誌』第8編後、1894年4月、159-165頁）、同編輯『改定史籍集覧』21（近藤活版所、1901年、79-92頁）において活字化されている。
- (28) 「日本乞師」に関する初期の代表的な研究として、小倉秀貫「徳川家光支那侵略の企図」（『史学雑誌』2編15号、1891年2月）、丸山正彦『台湾開創鄭成功』（嵩山房、1895年、59-66頁）、宮崎来城『鄭成功』（大学館、1903年、130-148頁）がある。
- (29) 稲葉君山「明末清初乞師日本始末」（『日本及日本人』572号、1911年12月；『同』574号、1912年1月）。中村孝也『江戸幕府鎖国史論』（奉公会、1914年）358-365頁。徳富猪一郎『近世日本国民史・徳川幕府上期・上巻・鎖国篇』（民友社、1924年）503-542頁。
- (30) 辻善之助『海外交通史話』（東亜堂書房、1917年）450-471頁。
- (31) 小宮木代良「「明末清初日本乞師」に対する家光政権の対応——正保三年一月十二日付板倉重宗書状の検討を中心として」（『九州史学』97号、1990年5月）16頁。
- (32) 前掲注（4）、浦論文、62-63頁。
- (33) 前掲注（7）、謝著書、994頁。
- (34) 遊佐徹『中国近代文化史研究—時間・空間・表象』（岡山大学文学部、2011年）35-36頁。
- (35) 竹内弘行「清末の私紀年について」（『名古屋学院大学論集《人文・自然科学篇》』31巻1号、1994年7月）86-87頁。
- (36) 本稿においては、『民報』（科学出版社影印、1957年）を利用するが、適宜『民報』（中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、1969年）の影印本も参照した。
- (37) 宋教仁「漢族侵略史」（『貳拾世紀之支那』1号、1905年6月）42頁には、「且黄帝君主、非教主可例。故不如用其即位之年為紀元、為漢族開国一大紀念也。計自漢族開国元年癸亥自今年乙巳、都凡四千六百零三年」とある。『民報』の前身である同誌の奥付にも、「開国紀元四千六百零三年四月廿日印刷」とあり、「開国紀元」はつまり「黄帝開国紀元」であることを示している。
- (38) 前掲註（35）、竹内論文によれば、黄帝紀年の元年については、①西暦BC2711年、②BC2491年、③BC2698年、④BC2700年、⑤BC2748年などの説があった。黄帝紀元4604年は、西暦では、①では1893年、②では2113年、③では1906年、④では1904年、⑤では1856年となる。このうち②と⑤は問題外であり、日清戦争以前の①とも考えがたい。また④説の初

見は1909年であり、黄帝紀年4604年=1904年にはまだ提唱されていない。

(39) 小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）13頁。

(40) 黄克武（青山治世訳）「清末から見た辛亥革命」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年）91頁。

(41) 桑兵「孫中山与留日学生及同盟会的成立」（『中山大学学報（哲社版）』1982年第4期）44-54頁。

(42) 張静廬・李松年「辛亥革命時期重要報刊作者筆名録」（存萃学社編『近廿年中国史学論著彙編初編 辛亥革命研究論集（1985-1929）第1集』崇文書店、1971年、383-410頁）などの資料では、源光鑑という名前は確認できなかった。なお周知のように、徳川家は源氏を名乗っており、林家から幕府に献上された『華夷変態』を刊行するに当たり、「源」という姓を用いた可能性も想定できるかもしれない。あるいは「史を以て鑑^{かがみ}と為す」として、歴史の源により鑑^{かがみ}を明らかにする意を寓したのであろうか。

(43) さねとうけいしゅう『増補版中国人日本留学史』（くろしお出版、1970年）61頁。

(44) 前掲注（43）、さねとう著書、325頁。

(45) 本稿では、主に松本英紀訳注の『宋教仁の日記』（同朋舎出版、1989年、以下『日記』と略す）を利用するが、必要に応じて、『宋教仁日記』（湖南哲学社会科学研究所古代近代史研究室校註、湖南人民出版社、1980年；以下、『校注本』と呼ぶ）を参照することとする。なお、両書では、「秀光社」と「秀光舎」が併用されている。

(46) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』33頁。

(47) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』34-35頁。

(48) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』43-44頁。

(49) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』99頁。

(50) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』110頁。

(51) この間に、留学生取り締まり事件に対する同盟会の内部分裂が生じ、その暴露を避けるため宋が敢えて日記を公表しなかったとも考えられる。松本英紀「解題」（前掲注（45）、『宋教仁の日記』）532-533頁。

(52) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』119頁。

(53) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』122頁。

(54) 末永節（1869-1965）は福岡市の人、中国革命運動を支援し、同盟会が成立すると機関紙『民報』の発行人の名義を貸した。前掲注（45）、『宋教仁の日記』437頁。

- (55) 陳孟堅『民報与辛亥革命（上）』（正中書局、1986年）342頁。
- (56) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』182・185・195頁。松本氏の訳注では、社長の藤沢外吉については未詳と書いている、466頁。なお、『校注本』では、藤沢外吉について、日人、秀光印刷社の主事者（主持人）としている、184頁。
- (57) 不肖生『留東外史続集』（中国華僑出版社、1998年）664頁。
- (58) 前掲注（45）、『宋教仁の日記』242頁。
- (59) 前掲注（4）、浦論文、62-64頁。
- (60) 本稿では『通行本』の底本として、尾崎雅嘉が筆写した『華夷変態』（大阪府立中之島図書館蔵、5冊写本）を利用し、『華夷変態』（早稲田大学図書館蔵、5冊写本）を参照した。
- (61) 汪精衛「民族的国民」（『民報』1号、1905年11月）19頁。
- (62) 著名な史料だが、梁啓超「論学日本文之益」（1899）（『梁啓超全集』北京出版社、1999年）324頁、を参照。
- (63) 馮自由『革命逸史初集』（中華書局、1981年）10頁。
- (64) 小野川秀美『清末政治思想史研究』（みすず書房、1969年）287頁、参照。
- (65) 孔祥吉・村田雄二郎『清末中国と日本—宮廷・変法・革命』（研文出版、2011年）180頁。
- (66) 鄒容「革命軍自序」（島田虔次・小野信爾編『辛亥革命の思想』筑摩書房、1968年）8頁。
- (67) 匪石「中国愛国者鄭成功伝」（『浙江潮』第2期、1903年2月から連載）、台湾文献叢刊67『鄭成功伝』（台湾銀行經濟研究室、1960年）全文収録、65-66頁。
- (68) 欧榭甲「新広東」（1902）（張枬・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』三聯書店、1960年）296頁。
- (69) 中村哲夫『同盟の時代—中国同盟会の成立過程の研究』（人文書院、1992年）、参照。
- (70) 狭間直樹「『民報』の六大主義」解説（前掲注（66）、『辛亥革命の思想』）198頁、久保田文次『孫文・辛亥革命と日本人』（汲古書院、2011年）129頁、など参照。
- (71) 北一輝「支那革命外史」（野村浩一・今井清一解説『北一輝著作集』みすず書房、1959年）23頁。
- (72) 前掲注（70）、久保田著書、259頁。また、前川亨「『支那革命外史』から見た中国革命と日本ファシズム—アジア民族主義革命の理想と現実—」（『東洋文化研究所紀要』

131冊、1996年11月）208-209頁も参照。

(73) 前掲注（70）、久保田著書、237-243頁。

(74) 小野信爾「辛亥革命と革命宣伝」（小野川秀美・島田虔次『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978年）70頁。

(75) 浴日生「海国英雄記」（『民報』9号、1906年11月、『同』13号、1907年5月）。ただしこの連載は二号だけで未完に終わった。

(76) 永井算巳「民報封禁事件」（『東洋学報』55巻3号、1972年12月）41頁、参照。

(77) 黄斌『近代中国知識人のネーション像－章炳麟・梁啓超・孫文のナショナリズム』（お茶の水書房、2014年）参照。

結 語

16 世紀後半以来、海外銀の中国流入と還流を通じて、明朝の周辺部には、西日本、中国の東北辺境・東南沿海という三つの好況地帯が出現し、新興商業・軍事集団が成長していった。このような諸集団による競合と抗争のなかで勝ち残りを果たし、明朝を中心とする国際秩序を掘り崩していったのが、日本の豊臣政権、及び中国の南北辺境地帯の鄭氏勢力と清朝であった。豊臣政権が 2 回の朝鮮侵略を経て自壊した後、その後継者の徳川政権は、「近世国家」的な幕藩体制を構築し、次第に厳格な対外関係管理体制を整備していく。幕府は南明政権や鄭氏勢力からの乞師要請も拒絶し、中国の動乱に対する不干渉政策を堅持した。一方で中国においては、清朝が李自成勢力・南明諸政権を次々と打ち破り、鄭氏勢力も台湾に駆逐して、いったんは中国支配を確立した。しかし三藩の乱の勃発によって、ふたたび中国大陆の広範な地域において戦乱が再燃する。

しかし最終的に、清朝はこれらの反乱勢力を一掃し、入関以来の最大の難局を乗り越え、陸上のみならず海域においてもその支配を確立していく。唐船風説書は、「近世国家」の体制を一步早く整えた徳川幕府は、中国大陆の動乱に不干渉を貫きつつ、その情勢を注視し、情報収集を図るなかで制度化されていったのである。本論文では、このような 16 世紀末以来の東アジア地域の変動の最終局面である、三藩の乱から清朝の台湾接收にいたる動乱、および日清貿易における転機となった貞享令に焦点を当て、その歴史過程を、東アジア海域を往来した華人海商の視点から、再検討することを試みてきた。

以下、本稿第 1 章から第 8 章までの内容を要約するとともに、本論文の冒頭で提示した三つの課題について総括し、さらに今後の研究課題についても言及するにしたい。

第 1 章では、まず本論文の基本資料たる『華夷変態』について、日本におけるその編集から流布・利用に至るまでの関係事項を、可能な限り包括的に概観した。そのうえで関連する先行研究を網羅的に整理し、現段階での研究の成果と課題を確認し、本論文で論じる諸問題の意義を提示した。

本章で述べたように、『華夷変態』の記事は、①日本乞師時代（1644－1658）、②三藩の乱・台湾征服時代（1674－1684）、③定高仕法時代（1685－1715）、④正徳新例時代（1716－1728）の 4 期に大別しうる。そのうち第①期の日本乞師と、第④期の正徳新例については数多くの研究業績が蓄積されているが、第②期の史料は殆ど手つかずの状態にあり、第③期についてもなお検討すべき課題が多く残されているのである。

第2章では、視点を中国語圏に転じ、台湾と中国大陆における『華夷変態』の研究史を、できるだけ網羅的に整理した。台湾では、台北帝国大学に所属する日本人研究者や、日本留学の経験のある研究者によって、日本乞師・海上貿易・鄭氏政権・初期台湾史研究などの分野で優れた研究業績が蓄積されてきた。一方、中国大陆においては、近年、海外に残された中国関係史料（域外漢籍）により中国史に新たな視点から検討を加える研究が活発化しており、唐船風説書を利用する研究も急速に発展しつつある。ただし『華夷変態』の大部分は特に中国人研究者にとっては極めて難解な候文で書かれており、これまでの研究は、依然として同書所収の漢文史料や、華人の貿易活動に限られる傾向が強い。

第1・2章の整理を踏まえ、以下の各章では、特に先行研究が手薄な『華夷変態』の第②・③期を対象として、華人海商によって日本に伝えられた**情報**を主要な着眼点として、明清交替期の東アジア海域の状況に検討を加えた。

第3章では、三藩の乱を機に大陸へと出兵した鄭氏勢力の動向に注目し、鄭経と同じ反清陣営に属する福建の耿精忠集団・広東の尚可喜集団との内訌や、その後の清朝との対戦の経緯を、唐船風説書と漢文史料を照合して検討した。本章の考察を通じて、当時来日した海商の殆どが、実態よりも反清勢力に有利な情報を伝え、また鄭経と耿精忠の内訌や、鄭経の広東進軍に関しては、鄭経・耿精忠・尚可喜とつながりのある海商らが、それぞれ自陣営の正当性や優位性を示す情報を伝える傾向があることを明らかにした。このようなバイアスがかかった情報が流布していた背景には、三藩の乱の時期における、各軍事集団の情報戦の影響もあったと考えられる。

つづく第4章では、一旦清軍に廈門に撤退した鄭氏勢力による反攻作戦、特に海澄包囲戦をめぐる鄭氏と清朝の攻防を、唐船風説書に示された来日海商の情報を中心に分析した。鄭氏勢力の本拠地から出航した海商が供述する戦況の推移は、おおむね漢文史料とも符合しているが、やはり鄭氏勢力の軍略や優勢を強調し、また、鄭氏勢力指導部の失策については糊塗する傾向がある。清朝も鄭氏勢力も、戦況が長期化する中で、自軍に有利な戦況を喧伝し、敗報をできるだけ隠蔽することにより、士気の高揚や人心の収攬を図っており、長崎に来航した華人海商の供述も、その影響を免れなかったのである。

第3・4章では、華人海商が提供した情報の内容自体を分析の対象としたが、第5章では華人商人による情報収集のプロセスに注目し、その実態解明を試みた。三藩の乱の勃発後、割拠勢力が離散集合を繰り返し、沿海地帯の政治状況は激しく変動していた。これによって明代以来の全国的な情報伝達システムは寸断され、商人の活動範囲も大きく制限さ

れてしまう。それにも関わらず、華人海商は出航地のみならず、内陸部を含む広範な地域の情報を収集し、長崎に伝えていた。華人海商の広範囲にわたる情報収集活動を可能にしたのは、まず華人海商自らの出身地や活動範囲の広域性や、各勢力の内部で、さらには敵対勢力間でも活発に行われていた情報伝達の存在があった。一方で各地の地域社会では各集団の勢力消長について錯綜した情報が流布しており、華人海商は、しばしば各地域の支配勢力の立場によるバイアスをとまなう街談巷説をも、日本に報告していたのである。

一方で長崎においては、唐通事は先行する海商の情報を後続の海商に確認するなどして、唐船風説書における情報の精度を確保することを図っていた。華人海商もまた、このような唐通事からのチェックを意識して、把握する情報を唐通事に供述しており、情報の訂正や更新を自発的に行うこともあった。

第6章においては、台湾鄭氏勢力が最終的に清朝に降伏するにいたる経緯を、主に台湾から来航した華人海商の報告によって検討した。台湾海商の報告では、漢文文献ではおおむね傀儡視されている鄭克塽を擁護し、清朝の進攻に対する鄭氏軍隊の戦備状況についても詳しく伝えている。一方で福建や江浙からの海商は、福建総督姚啓聖による台湾侵攻計画や、施琅の福建水師提督着任などを具体的に述べていた。台湾降伏を決定づけた澎湖海戦の直後、台湾海商は依然として今後の戦況については希望的観測を示す一方で、台湾における秩序の混乱や民心の動揺については、漢文史料にはない臨場感ある状況を伝えており、情報の確度には問題もあるが、清朝への降伏に先立つ鄭氏勢力の内情についても、漢文史料にはない独自の記事が残されている。

第7章では、貞享令発布前後における華人海商の動向について、清朝朝廷と沿海の地方勢力との緊張関係を背景として検討し、唐船運営において海商が直面した現実的な諸問題についても分析を加えた。海禁の解除により、清朝官員が搭乗した「公儀船」を含め、長崎に来航する唐船が急増し、清朝との公的な通交関係を回避していた江戸幕府は、その対応に追われていた。まもなく定高仕法が発布されたが、それに対し華人海商は執拗な請願活動を行い、特に東南アジアからの海商は、清朝商人との差別化を図り、広南政権も幕府に対し華人海商に対する便宜提供を要請していた。

定高仕法の施行情報は、早くから中国にも伝わったが、対日貿易条件の悪化にもかかわらず、長崎に来航する唐船数は増加を続けた。それまで東シナ海貿易に従事していた海商にとって、南シナ海貿易への転換は必ずしも容易ではなく、また中国国内市場の沈滞も背景として、華人船主たちは、定高仕法による交易条件の悪化を知らながら、長崎に渡航す

ることを選択したのである。

最後に第8章では、漢文本『華夷変態』が留日中国人学生によって印行された事実を再確認し、同書の構成と内容を、留学生による反清革命運動を背景として検討した。日清戦争以降、民族主義の台頭により、中国では異民族王朝の排除と漢民族による国民国家建設が唱導されるようになった。その中で、清朝支配の起点となった、明清交替の歴史的事実に対する関心が高まり、明末清初期の反清勢力の動向を伝える『華夷変態』の存在が注目されることになる。

留日中国人学生は、通行本『華夷変態』にもとづき、その記事をより清朝に対する弾劾と、民族主義の鼓舞という目的に合致する形に再編集して、漢文本『華夷変態』を出版したのである。革命派内部では、革命の理念や方向性に関する路線対立も存在したが、特に鄭成功や南明政権による日本乞師についての『華夷変態』の記事は、民族主義的傾向の強い浙江派や湖南派のみならず、広東派の国際主義的な傾向にもアピールする側面をもっており、革命路線の相違を超えて、民族革命の宣伝材料として評価されたのだと思われる。

以上が、本論文における論述の概要である。鄭氏勢力に関する先行研究は汗牛充棟の多きに上るが、その大部分は官撰史料ないし文集・野史などの漢文文献にもとづいており、風説書史料を全面的に利用して検討した成果は空白に近かった。風説書が伝える情報には、十分な根拠がない風説や推測も含まれている。しかし風説書は、官撰史料や文集・野史にはない、実際に東アジア海域で貿易活動を営んでいた華人海商の視点から、沿海地域の一般民衆の間で流布していた街談巷説も含め、漢文史料にはない独自の情報が多く含まれている。こうした風説書の記事を、漢文文献と併用して分析することにより、三藩の時期から台湾の降伏にいたる歴史過程を、清朝と鄭氏勢力、さらには各地に割拠した諸勢力による主張や情勢認識を含め、より多角的に把握することができるのである。

鄭氏勢力をはじめとする諸勢力は、常にみずからに有利な情報の生成や伝達を意図的に行っており、それらの勢力下から出航した海商たちも、その影響を意図的に、あるいは意図せずして受けていた。このような明清交替期の東アジア海域に流布していた多様な情報が、唐船風説書という形式で、『華夷変態』へと集約されていたのである。それらの情報の一部は、明治期の留日中国人学生によって発見され、民族革命の唱導を目的とした、漢文本『華夷変態』が刊行されることになる。

鄭氏勢力降伏後、16世紀以来海上で跋扈してきた自立的勢力が姿を消し、清朝の海関や長崎奉行の管理の下で、日清通商関係が模索されていた。清朝の海禁解除によって大量の

唐船が長崎に押し寄せ、幕府も急遽貞享令を發布して、華人海商への統制を強めていた。従来の研究では、当時清朝地方当局が派遣した「公儀船」の来日や貿易規制緩和を求める華人の嘆願、そして広南政権からの貿易要請については、それぞれ別個に論及されるにとどまり、来日唐船の量的な増加の原因も、単に清朝の海禁解除策と対日貿易の利益と説明されていた。それに対して本論文では、清朝中央と地方の緊張関係・清朝海商と東南アジア海商の競争関係・貞享令と連動する清朝海関政策の調整・唐船運営の実態などを包括的に勘案し、日清通商関係樹立の最初段階について再検討を行った。

このように本論文では、唐船風説書を活用することにより、漢文文献には十分に残されていない反清勢力側の情報を提示し、鄭経の大陸反攻から、清朝の台湾接收にいたる歴史過程を多角的に検討し、日清通商関係の成立過程についても、特に華人海商の視点を重視して考察を加えた。さらに今後の課題として、日本に伝わった明清交替から清朝の全土統一にいたる過程の情報を、唐船風説書を中心として網羅的に整理・分析し、三藩の乱や鄭氏勢力の軍事行動のみならず、江戸幕府や長崎貿易の当事者たちが、「華夷変態」という歴史過程をどう認識し、清朝支配をどのように認識したかという問題にまで、考察を進めていきたいと考えている。